明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年六月二日

○第百五十九回国会 参議院会議録第二十六号（その一）

平成十六年六月二日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第二十六号
平成十六年六月二日
午前十時開議
第一　平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
第二　平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）
第三　平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）
第四　平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書
第五　平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
第六　平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
第七　国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）
第八　全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）
第九　旅券法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第一〇　証券取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一一　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一二　行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一三　高速道路株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）
第一四　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出、衆議院送付）
第一五　日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第一六　日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出、衆議院送付）
第一七　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、特別委員会設置の件
一、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）
一、公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案（趣旨説明）
以下　議事日程のとおり

○議長（倉田寛之君）　これより会議を開きます。
この際、**特別委員会の設置**についてお諮りいたします。
北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため、委員二十名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。
よって、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置することに決しました。
本院規則第三十条の規定により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議長の指名した委員は左のとおり
○北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員
阿南　一成君　　有馬　朗人君
岩井　國臣君　　柏村　武昭君
小林　温君　　山東　昭子君
清水嘉与子君　　野間　赳君
保坂　三蔵君　　松山　政司君
大江　康弘君　　佐藤　道夫君
田村　秀昭君　　榛葉賀津也君
広野ただし君　　木庭健太郎君
千葉　国男君　　緒方　靖夫君
小泉　親司君　　田　英夫君

○議長（倉田寛之君）　この際、日程に追加して、**景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案**について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。石原国土交通大臣。
〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○国務大臣（石原伸晃君）　景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、景観法案につきまして申し上げます。
近年、経済社会の成熟化等に伴い、個性のある美しい町並みや景観の形成が求められるようになっており、各地で良好な景観の形成に向けた取組が進められております。また、国といたしましても、観光立国を実現するという観点から、良好な景観の形成に向けた取組を進めております。
このような景観をめぐる状況の変化に対応し、良好な景観の形成を国政の最重要課題として位置付けるとともに、地方公共団体の取組を支援するために、良好な景観を形成するための法的な仕組みを創設することが求められております。
この法律案は、こうした状況を踏まえ、我が国で初めて景観についての総合的な法律として定めようとするものです。
次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。
第一に、良好な景観の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにしております。
第二に、都市、農山漁村等における良好な景観

の形成を促進するため、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結等について定めております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行っております。

次に、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、景観法の施行に伴い、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法その他の関係法律について必要な規定の整備を行うものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、都市計画法の改正により、都市計画の地域地区として景観地区を規定しております。

第二に、建築基準法の改正により、景観地区等における建築物の規制に関する規定を整備するとともに、条例で景観重要建造物に対する規制の緩和を行うことができるとしております。

第三に、屋外広告物法の改正により、市町村が屋外広告物に関する条例を制定できるようにすること、屋外広告物の許可対象区域を全国に拡大すること、簡易除却の対象となる屋外広告物等を追加すること、屋外広告業の登録制度を創設すること等の措置を講じております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行っております。

次に、都市緑地保全法等の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、都市の緑とオープンスペースの効果的かつ効率的な保全、増加が求められている状況にかんがみ、緑地の保全、都市の緑化、都市公園の整備を総合的に推進するための制度の創設、拡充等の措置を講じようというものです。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、市町村の定める緑地の保全及び緑化の推進のための基本計画の記載事項に、都市公園の整備の方針等を追加しております。

第二に、都道府県は、都市計画に緑地保全地域を定めることができることとし、当該地域内の建築物の新築等について届出制を導入しております。

第三に、市町村は、都市計画に緑化地域を定めることができることとし、当該地域内で敷地が大規模な建築物の新築等を行う場合には、一定割合以上の緑化施設を敷地内の空地や屋上に設けなければならないとしております。

第四に、都市公園について、効率的な都市公園の整備を図るため、立体都市公園制度を創設しております。

その他、地区計画等の区域において条例により緑地の保全のための規制を行う制度並びに首都圏及び近畿圏の近郊緑地保全区域における管理協定制度の創設等所要の規定の整備を行っております。

以上が景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

（拍手）

○議長（倉田寛之君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。大江康弘君。

〔大江康弘君登壇、拍手〕

○大江康弘君　大江康弘でございます。

民主党・新緑風会を代表して、ただいま提案のありました景観緑三法について、石原国土交通大臣に質問をさせていただきたいと思います。

まず、この景観法でありますけれども、自分の景観を先に直すのが先じゃないかということを言われそうでありますが、御理解をいただきたいと思います。

さて、今回の法案がバブル時代と言われた一九八〇年代後半前に提案されていたならば、画期的な法案となり得たと思います。末期的とまでは言いませんが、かなり時期が遅かったことは否めず、ようやく国の重い腰が上がったのかというのが実感であります。

しかし、この景観法は、全国四百五十の市町村、二十七の都道府県の各自治体が乱開発と景観の断絶を食い止めるために編み出した要綱による規制も限りがあり、自治体が次の段階の条例制定へと進み、制定してきた景観条例の持つ景観保全に関する根拠法となり得ることは評価したいと思います。

今日まで、景観を争点に争いや訴訟が起きた場合、建築基準法や都市計画法を守ってさえいれば、憲法が保障する土地所有権に基づいて、条例などが禁止する形態や色彩のマンションや建築物であっても、建築事業者側に法的正当性が認められてきた結果、せっかく作った自治体の条例は実効性がなく、住民の期待をことごとく裏切ってきたが、今回それぞれの条例の法的根拠となったことは特筆すべきであると思います。

そこで、まず、なぜ今この時期に法案提出の運びとなったのかを聞かせてください。

失われた十年という言葉を思い出します。戦後、日本の経済至上主義の歩みは、十年どころではなく、長きにわたって日本のすばらしい原風景や原地形であるそれぞれの地域の景観を失わせてきたと思います。お互い、目を閉じれば、昔懐かしい景色や自分の記憶を呼び起こしてくれるはずの景観が毎日変わり行く姿に、寂しさと時の流れを感じてきたのは独り私だけではないと思います。我々は高度な文明生活を享受してしまった分、失った代償は余りにも大きかったと言わねばなりません。科学の発達や技術の発展が文明生活を支えてきたわけですが、本当に我々人類は進歩してきたと言えるのか。本当の進歩とは、我々自身の心や精神もともに伴うものでなければなりません。

戦後の歩みは、単に我々の生活の営みが楽になり、便利になっただけではなかったのだろうか。こういう反省点に立ったとき、進歩、発展という美名の下で我々が失った最も大切なものが、お互いの心の奥底に残してきた大事な風景、景色ではなかったでしょうか。

国は果たして今日までの良好な景観形成を図るため、どのような施策を講じてきたのか、またそれをどう総括をしているのか、我が国の景観の現状認識も併せてお聞かせをください。

確かに、景観に対する感じ方には個人差があることは理解しなければなりません。日本の景観が荒廃していることを国民のどれほどの人が感じているかは分かりませんが、景観を歴史的建築物や伝統的町並みや自然環境のことだと狭義に解釈すれば、我々の日常の生活圏における景観は保全の対象とはみなされない。

だから、国民に電力会社に電線の地中化を求めるよりも電気料金引下げを望む傾向があり、土地所有権に関して個人の自由な処分を重視する法的判断があり、地域の景観よりも経済振興を重視する国や自治体の住宅政策や都市計画があり、幹線道路わきに点在する派手な外観を持つロードサイドビジネスを支持する消費者行動があって、目まぐるしいほど造り替えられる。すなわち、景観は全体として経済活動状態の反映であり、国土開発の帰結であり、都市計画の結果であり、生活圏の中の現在の荒廃した景観は、戦後日本の達成したものが集中的に映し出されている、すなわち戦後日本の成果として残されたマイナスの遺産であり、この経済活動と景観保全は正に表裏一体として歩んできたこの今日の現状をどう変えていくのかが景観法の持つ意義だと考えますが、大臣、いかがでしょうか。

また、戦後の経済の流れは都市と地方という対立軸を生み、大きな格差を作ってきました。人口低密度地域の中山間地域や田園地帯でも、木材の価格低迷や後継者不足が山林、田畑の管理を難しくし、地域固有の景観の維持が困難になったことや、景観形成に対する共通目標がないままに建築

行為に対して大きな自由度が温存されてきたことが地域景観を一層混乱させてきたと思われますが、今後、景観行政を積極的に行ってきた自治体とそうでなかった自治体との地域格差が一層広がるのではないかとの懸念を持つものでありますが、この点はどう対応されているのかをお尋ね申し上げます。

次に、都市における景観についてお尋ね申し上げます。

小泉内閣が成立させた都市再生関係の法令の中身は、ことごとく規則や制度の改革、緩和をうたい、民間の持つ資金やノウハウをいかに東京に集中させ、かねてからの懸案である土地の流動化を図り、プロジェクトや政策を推進させていくかということが最大の目的であったと思われます。ここには、見事なまでに欠落をしているのは、大半の国民が厳しい環境で生活をしている地方への配慮であります。

県庁所在地などを除けば、多くの市町村は過疎化の中にあって、郊外の大型スーパーに客を奪われて久しく、中心区域が空洞化しシャッター通りが当たり前になって、廃業のため店を売りに出しても買手もなく、地価は実質的にゼロという地域が続出というおなじみの景色は、正に小泉内閣の性格を見て取れるような地方の切捨てという無策の結果であり、許すことはできないのであります。

このような中、都市再生の現況はといいますと、高層ビルや巨大マンションの開発現場は活発な建築が続き、その一角だけは地価が反騰、当初の目的どおり、労働、土地、資本の流動化が推し進められ、一見、経済振興が市場活力で図られているようですが、土地を生産要素としてのみとらえ、経済活性化だけを指針として歩んできたバブル崩壊前の戦後の日本の歩みと全く変わらず、秩序ある景観を備えた美しい都市づくりとはほとんど無縁なものであり、都市再生論に立脚する規制緩和の容積率の拡大は、大きいことはいいことだという六〇年代的発想の延長で、建築物のスクラップ・アンド・ビルドだけが重要視され、景観は断絶ではなく連続からしか生まれないという知見は一顧だにされず、古い都市景観を守ってきたイタリアなどのマイクロ・プラニングによる都市改造政策とは対照的な方針であって、都市再生という美名の下で行われている景観破壊であると言わざるを得ませんが、この都市の現状を大臣はどう御認識されておられるのか、お聞かせください。

確かに、個々の建築物のデザインこそ先進的で、立体化、高層化していく現代の大都市は、それはそれで一つの魅力になり得るかもしれませんが、全体として秩序が欠落し雑然とした情景は、長い目で見て、このような町づくりは、人が住むという原点に戻れば、決して褒められたものではないと思います。

しかも、国は、観光立国宣言をして、二〇一〇年までにインバウンドを倍増させるとの計画ですが、果たして、外国から訪れてくれる観光客にとって、この大都会東京は魅力ある観光都市として評価をしてくれるでしょうか。

都市再生の在り方も含め、調和の取れた都市景観をどうされていくのかをお聞かせください。

また、都市緑地化についてでありますが、保全法制定から三十年、今回、都市緑地法に名称が変わりましたが、国の方向は相変わらず民間開発に依存し、建設許可を与える条件として、屋上や周辺のわずかな面積に部分的な緑地を付加させるという人任せであり、積極的に緑を創出していこうという姿勢がうかがえないのが残念であります。

この法案で本当に緑地の減少が食い止めることができるのか。また、単に敷地面積に対する緑化率に係る規制にとどまらず、具体的に景観形成に寄与するような緑視率を高めることが重要と思われますが、どうされるのか、お尋ね申し上げます。

次に、電線地中化問題についてお尋ねいたします。

日ごろ、町の中を歩いてみても、だれもが不快に感じながらも、それに慣らされてきた風景の一つが、さわやかな空をクモの巣のように無秩序に仕切る電線とその電線をつなぐ電柱であります。そもそも、我が国都市計画は、明治以来、水道、下水、ガスは地中に配するにしても、電線や電話線まで地中化するという構想はなかったように思われます。

さきの大戦以来、焼け野原となった我が国の復興の途上で、まず求められたことは生活の基盤作りであります。とりわけ、電気の安価、安定供給が電気会社に与えられた至上命題であり、緊急課題とされ、結果、電柱が建てられ、架空線で電気を引くことが求められ、そこには道路行政上、林立する電柱が道幅を狭め、車の衝突事故を発生させるという安全面での欠点や、電力、電話の電線管理者にとって、震災や台風で倒壊、切断されてサービスが不能になるという安定供給面での問題には全く関心を持とうとせず、国民も行政も空中の電線や電柱が景観上目障りだという声を上げ始めたのは、ようやく高度経済成長が終わりを告げたころであったのであります。

こういう声を受けて、国が本格的に動き始めたのが昭和六十一年当時、建設省が電気類地中化計画を策定。電力会社も、前年の一九八五年のプラザ合意後の円高差益の社会還元という意思もあり、当時は公益と認定されるなら一気に地中化に投じようとの動きもあり、事業者がはじき出した需要密度の基準の高い地域からスタート。それが幹線道路沿いから始まる原因となったが、人口稠密度の低い道路までは地中化は進まず、しかも法的には強制力がなかったこともあり、ほとんど進まなかったのが、十年後の一九九五年に地中化を法制化し、電線共同溝法が制定、さらに、一九九九年から新電線類地中化計画がスタートしておりますが、これまでの間その成果はどうであったのか。

また、電力・通信分野の自由化の進展等に伴い、電線管理者の経営環境は厳しく、国も地方公共団体も財政事情が悪化する中、それぞれの費用分担をコスト縮減を図りながらどうしていくのか。質の高い生活空間の創造に大きく貢献し、都市防災の役割も担っている無電柱化の今後の方針や計画をお聞かせください。

最後に、本年度の予算編成の中で、景観形成等推進費二百億円が計上されております。景観整備に資する公共事業を推進するための経費としての予算化であろうと思われますが、二百億円の根拠と、景観形成推進を公共事業としてどのように進めていく考えであるのかをお尋ねします。

提案されている法定の景観計画に位置付けられた事業で、同法によって定められる景観を整えるのは、暮らしの場としてそのことが重要であり、結果、地域の町づくりに直結するものでなければなりません。それぞれの地域が長い歴史と伝統の積み重ねで作り上げてきたそれぞれの土地柄をしっかりと守っていくためにも、それぞれの町が自分たちの思いを自由な裁量の下でやり上げていく体制作りこそが重要であります。

二百億円という巨大な市場が突然出現するわけでありますが、補助金行政は補助する側の論理で硬直化しやすいものであり、採択基準や国や県の担当者の指導という名の一律規則のバリアをクリアしていくうちに、地域が本来求めていたような地域特有のプロジェクトの色がうせていくというのが今日までの補助金行政の宿命であろうかと思います。

だからこそ、地方へ税源を移譲して、地域が自立して事業が構想できるようにしなければならないのであって、国の誤った三位一体の施策の延長として今どきに新たな補助金を作り上げて、その使い方を国が指南するような事業推進であるならば、本末転倒、時代錯誤と言わねばならず、ゆめゆめ景観形成事業推進費マニュアルなどというものが出てきて、またぞろ全国画一的な景観が形成

されることのないよう、地域の欲する本来の声に従って素直に地元に耳を傾けると、おのずと行うべき施策も見えてくるはずであり、またそうでなければ本当の個性を持った施策とは言えないと思いますが、この点についての方向を石原国土交通大臣にお尋ねしたいと思います。

五十年掛けて失ったものは五十年掛けて取り戻せばよい。百年掛けて失ったものは百年掛けて取り戻せばよい。国民が一つの心、一つの思いになれる法律として成長していくことを期待して、私の質問といたします。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣石原伸晃君登壇、拍手〕

○国務大臣（石原伸晃君）　大江議員にお答えを申し上げたいと思います。

まず、景観法を今提出する理由についてのお尋ねがございました。

我が国の町づくりにおいては、戦後の急速な都市化の発展の中で、経済性や効率性、機能性を重視した結果、委員御指摘のとおり、美しさへの配慮を欠いてきたことは否めないと思います。ようやく急速な都市化が終わりまして、国民の中で良好な居住環境を求める意識が高まるという、言わば価値観の転換点を背景として、地方公共団体においても積極的に景観行政を進めるようになってきたところでございます。

今回、国といたしましても、良好な景観の形成を国政上の重要課題と位置付けるとともに、地方公共団体の取組を支援することを目的として景観緑三法を国会に提出することとさせていただいたところでございます。

景観の現状認識とこれまでの施策と総括についてのお尋ねがございました。

我が国の景観については、町並みや建物のデザインがふぞろいで統一感がない、あるいは都市部を始め電線が張り巡らされている、違法広告物がはんらんしているといったような景観上の問題点がこれまでも何度も指摘をされてきたところでございます。このような現状の中、国といたしましては、歴史的な町並みの保全、電線類地中化等を推進してまいりました。しかしながら、施策全般を通じては、景観に対して十分な配慮を行ってきたとは言えないと認識をしているところでもございます。

自治体間の格差拡大への対応、また景観法の持つ意義、御開陳がございましたが、どう思う、こういう御質問がございましたが、正に先生のおっしゃられた意義というものはそのとおりだと認識をしております。

さらに、都市間競争、地域間競争の時代でございまして、個性ある地域の発展や美しい町づくりのためには、個々の自治体や地域住民等の意欲が私は何よりも大事だと考えております。したがいまして、意欲はあるものの知識や経験が不足している地域については、国としても、説明会の開催や専門家の育成、派遣等々、大いにバックアップをしてまいりたいと考えております。

都市再生と都市景観の現状、調和の取れた都市景観についてお尋ねがございました。

「稚内から石垣まで」を合い言葉に展開しております全国都市再生を進める場合でも、やはり景観や周囲の環境への配慮は必要だと考えております。しかし、必要な配慮が行われていない例も見られることもまた事実だと思います。

今回の景観法の制定を契機として、経済効率性を追求するだけではなくて、地域ごとの実情に応じて景観に配慮した都市再生の実現が図られるものと確信をしているところでもございます。

景観形成に寄与する緑化の推進についてお尋ねがございました。

本改正案では、大規模な建築物に緑化を義務付ける緑化地域制度の創設のほか、多様な制度を盛り込んでおり、今後、これらの制度を活用いたしまして、緑地の保全及び緑化の推進に一層努力をしてまいりたいと考えております。

緑化の推進に当たっては、単に物理的な緑の量の確保のみならず、委員は緑視率というお言葉をお使いになりましたけれども、そこに暮らす人々の目線で良好な景観形成に資する豊かな緑の創出に配慮をしなければならないと確信をしているところでもございます。

続きまして、無電柱化について、これまでの成果についてのお尋ねがございました。

委員の御指摘のとおり、無電柱化につきましては、昭和六十一年度より四期にわたる電線類地中化計画に基づき推進した結果、現在、五千五百キロメートルの地中化を実施し、特に市街地の幹線道路においては九％の道路で無電柱化を実施したところでございます。

例を挙げさせていただきますと、このほかにも、埼玉県川越市、山口県の萩市といった伝統的な建造物を保存している区域においても無電柱化を推進しているところであり、観光支援の面からも一定の成果を上げてきているところでもございます。

無電柱化の今後の推進方針についてのお尋ねがございました。

無電柱化については、本年四月に新たに関係事業者等と連携して、無電柱化推進計画を策定いたしまして、今後五年間で市街地の幹線道路の無電柱化率を九％から一七％とほぼ二倍とさせていただくとともに、歴史的町並みを保全すべき地区などにおいても、本格的な面的な無電柱化を実施することとしたところでございます。

平成十六年度からの無電柱化推進計画では、コンパクトで簡便な埋設方式の標準化等により二割のコスト縮減を目指すとともに、バリアフリー化事業等と電線共同溝の同時施工、軒下配線の導入などによりコストの縮減に努めているところでございます。

景観形成事業推進費の配分をどのように進めていくのかという御質問がございました。

景観形成事業推進費については、年度当初に事業着手ができない事業について、年度途中になって地域の努力により事業を実施する環境が整えられ、かつ緊急に事業推進が求められている場合に、追加的な財政措置を行うために所要二百億円を確保したところでございます。

その配分に当たりましては、委員の御指摘のとおり、全国画一ではなく、地域のニーズ、実情を十分配慮してまいりたいと考えております。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（倉田寛之君）　この際、日程に追加して、**公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案**について、提出者から順次趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉田寛之君）　御異議ないと認めます。竹中国務大臣。

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣（竹中平蔵君）　公益通報者保護法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、食品の偽装表示事件を始め、国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる事業者の犯罪行為や法令違反行為が相次いで発生しております。また、これら事業者の犯罪行為や法令違反行為は、その多くが事業者内部の関係者からの通報を契機として明らかにされたところであります。

このような状況を踏まえ、事業者による法令遵守を確保して国民生活の安定等を図っていく上で、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する制度を整備していくことが緊要な課題となっております。

政府といたしましては、以上の認識の下、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身

体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図るため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関が取るべき措置について定めております。

第一に、一定の要件に該当する公益通報をしたことを理由とする労働者の解雇を無効とし、労働者派遣契約の解除を無効とするとともに、降格、減給その他の不利益な取扱いをしてはならないこととしております。

第二に、公益通報を受けた事業者は、是正措置を講じたときは遅滞なく通報者に通知するよう努めなければならないこととするとともに、公益通報を受けた行政機関は、必要な調査及び適切な措置を取らなければならない旨等を定めております。

その他、公益通報の範囲、一般職の国家公務員等に対する取扱い、施行後五年を目途とする法律の施行状況についての検討等を規定しております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　櫻井充君。

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君　私は、民主党・新緑風会、日本共産党、社会民主党・護憲連合を代表して、共同提出の国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案の趣旨を説明いたします。

これまでに数々の官僚不祥事が取りざたされてまいりました。例えば、防衛官僚による水増し請求、さらに、外務官僚による税金の無駄遣いなどが記憶に新しいところです。

一方、二〇〇一年に情報公開法が施行され、官僚による不祥事を防止する手段として期待されましたが、結局、情報公開は不十分なままで、その責任を追及するための手段にはなっておりません。

昨今、公益通報、すなわち、多くの人の利益という観点で内部情報を明らかにし、組織の適正化を図ることの有効性が諸外国で指摘されています。しかし、我が国では法律が整備されていないこともあり、行政の不祥事に対して公益通報を行って組織の改善を図ろうとしても、告発者は保護されるどころか、逆に内部情報を明らかにしたことで不利益処分を受けるおそれがあります。このような状況では、情報を提供することは困難であり、組織の改善を図っていくことは難しいことです。

そこで、行政の適正化を図るため、公益通報者を保護する法律の制定が必要であると考えます。

本法律案は、国民の利益という観点に立って、公益通報を行う人を保護することで行政の適切な運営を図ることを目的とするものであり、このたび、民主党、共産党、社民党、三野党共同で参議院に提出を行ったところでございます。

以下、本法律案の概要を申し上げます。

第一に、法令違反一般、人の生命又は健康に重大な影響を与える事実、及び会計経理に関し明らかに不当であると認められる事項がある事実について、国の行政運営の適正化を図る目的で通報等した場合、それを理由として通報者は不利益な取扱いを受けないとしております。

第二に、公益通報を受けた行政機関等は、事実調査の上、必要な措置を講じなければならないものとしております。

第三に、公益通報の受皿として行政適正化委員会を設置し、行政機関等への勧告等を行うものとしております。

以上が本法律案の概要でございます。

議員各位におかれましては、本法律案の趣旨を十分に御理解賜り、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。岡崎トミ子君。

〔岡崎トミ子君登壇、拍手〕

○岡崎トミ子君　私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました公益通報者保護法案について竹中経済財政担当大臣に質問をいたします。

この数年、行政や企業の内部からの通報で私たちの命や健康に重大な被害を及ぼしかねない不祥事が相次いで明らかになりました。二〇〇〇年、三菱自動車工業のリコール隠し、二〇〇一年、東京女子医科大学の医療ミスとカルテ改ざん、二〇〇二年、雪印食品による肉の偽装表示、同じく二〇〇二年、ダスキンによる食品衛生法上認められていない物質の使用と日本ハムによる肉の偽装表示、東京電力による検査記録の改ざん、そして今年、浅田農産による鳥インフルエンザの疑いがあった生きた鶏の出荷です。

これらの不祥事については、勇気ある告発によって被害が未然に防がれたり拡大が抑えられたりしてきました。取り返しの付かない被害が出たケースでも再発防止につながった例が少なくありません。私たちの社会は、告発者の勇気によって自浄機能を発揮してきたと言えるのです。

しかしながら、そうした告発者の多くは、勇気ある決断をしたにもかかわらず、いわれのない代償を払わされてきました。狭い組織の中で裏切り者扱いをされて陰湿な嫌がらせに遭ったり、差別的な取扱いを受けるなどの制裁を受けている例が少なくないのです。不当配転され、三畳一間の部屋で仕事も与えられず、二十数年孤独と闘わされた人もいます。正しいことを信じたために、信念に基づいて行動した告発者たちを救うことができない社会は未来への希望を失わせる社会です。

私たち民主党が、今日、この政府案とともに趣旨説明が行われた行政運営適正化公益通報法案をいち早く提案したのは、告発者の名誉を回復し、その勇気に報いなければならない、そして不祥事による被害を防止したり、社会を良くしたいという市民の強い声を受けてのことでした。

こうした経緯からも、公益通報者を保護し、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護と公益の利益の増進に役立つ公益通報者保護法が待たれています。にもかかわらず、私はこの政府案が衆議院を通過し、今日、こうして参議院での審議の段階に至ったことに大変な危惧の念を抱いています。私だけではありません。公益通報者保護法の実現を願ってきた人々の政府案に対する評価は辛らつです。政府案が国民の願ったものとは全く違ったものになってしまったからです。

特に自民党は、外部通報は裏切りだ、密告を奨励するわけにはいかない、日本の文化的特性に配慮すべきだと言い立てて、保護されるべき公益通報にやたらめったら条件を付けてしまいました。これでは、これまで被害防止などに大きな役割を果たしてきた数々の勇気ある告発が保護の対象にならなくなってしまいます。このことは通報を考えている労働者を萎縮させ、被害の未然防止の道を閉ざすだけではありません。高いハードルを設定して、この条件に当てはまらない公益通報者は保護しないと政府が法律によって宣言し、さらには、公益通報を不適切な行為であると認定するのと変わらなくなってしまいます。

竹中大臣は、告発者たちの勇気ある行動をどう評価されているのでしょうか。そして、この方たちが払わされている代償について十分な認識を持ってこの法案に反映させたとお考えになっているのかどうか、お聞かせ願います。

以下、法案の具体的な問題点について質問をさせていただきます。

政府案では、保護される公益通報者の範囲を労働者に限定して、その公益通報者に対する保護を解雇、降格、減給等の禁止といった雇用上の不利益取扱い禁止に限定しております。これでは範囲が狭過ぎます。例えば、私たちの記憶に新しい、

そして公益通報の意義を改めて知らしめた雪印乳業の牛肉偽装事件を告発した西宮冷蔵のような取引事業者からの通報は保護されないことになります。

民主党は、下請等事業者を保護の対象とすべきと主張し、衆議院で修正要求をしていますが、竹中大臣は、取引自由の観点から慎重に検討すべきとの見解のようです。公益のために通報を行った取引先に不利益を与えることが、取引自由の範囲だという議論だと考えていいのでしょうか。事業者等を保護の対象としなかった理由を、衆議院での質疑を踏まえて改めてお聞かせ願います。

政府案では、通報対象事実の範囲をわずか七本の法律と政令で定める、罰則による担保のある法令に限定をしています。政府案をぱっと見れば、法律違反でなければどんなに悪いことをしてもいいと言っていると読めてしまいます。そして、もっとよく政府案を見ると、法律違反をしても、その法律がこの七つの法律、政令で定めた法令でさえなければいいと読めてしまいます。一般常識から懸け離れており、納得できません。

そもそも、健康や安全にかかわる法令は後追い規制になりがちであることは私たちが度々国会で指摘してきたとおりです。過去の例では薬害エイズ、シックハウス、最近の例では回転ドアや遊具等の事故については罰則で担保された法令はなく、したがって通報しても保護の対象にはなりません。

竹中大臣、最低限、法令一般に違反する事実を通報対象事実として保護の対象にすべきですし、民主党の修正案のように、法令違反ではなくても生命や健康に重大な影響を与える事実を対象に加えるべきではありませんか。

竹中大臣は、政令で定める法令について、国民生活への影響を見ながら機動的に対処するとしていますが、どのような法律がどの程度対象法令とされるかによってこの法案の意味合いが全く異なってしまいます。このような重要なことを、国会での審議の対象となる法文ではなく、政令に対象法令の指定をゆだねてしまったことは全く不適切だと思いますが、どう思われますか。

せめて審議の前提としてお聞かせいただきますが、二月の要綱段階で別表に明記された四百八十九の法令のうち、幾つぐらいを対象法令とすることを考えているのでしょうか。数が言えなくても、おおよそのイメージを示していただきます。ほぼすべてでしょうか、八割程度でしょうか、半分程度でしょうか、それとも、一、二割程度、あるいはそれ以下でしょうか。

竹中大臣は、通報対象事実を罰則の担保のある法令違反に絞った理由を、基準を明確化するためだとしています。そうやって当事者の間の見解の相違を防がないと、制度の運営に混乱が生じるという主張のようです。しかし、制度の運営に混乱を生じさせないことを国民の生命、健康、財産を守ることより優先していいのでしょうか。

また、イギリスの英国公益開示法では罰則の有無を問わない方式を取っていますが、そのイギリスでは問題になるような混乱が生じているのでしょうか。

そもそも、竹中大臣がそんなに重視される制度の運営の混乱とはどういう意味なのか、議論の混乱を避けるために、その意味するところを御説明願います。

さらに、竹中大臣は、通報しようとする業務に携わっている人は関係法令について一定の知識を有しているだろうという見解を示されています。しかし、幾らその業務に携わっているといっても、一般の労働者に法令違反であるかどうか判断できるだけの正確な知識を要求するのは非現実的ではないでしょうか。

また、法令の明文化によって、自分が行おうとする通報が保護の対象となるかどうかについての予測可能性が増して通報しやすくなるということですが、政府案のような狭い規定の仕方では、何を言っても保護されないだろうという予測しかできないのではないでしょうか。これでは、ただでさえ不安を抱える通報者をますます萎縮させてしまいます。そして、それでもなお決断して通報を行った通報者が保護されないことになってしまいます。こうした指摘について、竹中大臣はどうお答えになるのでしょうか。

政府はまた、保護の対象となる通報の中身を、通報対象事実が正に生じようとしている旨としてしまいました。つまり、個人の生命や健康に重大な影響を及ぼす法令違反などが発生する可能性があって、労働者がそのことで早めにだれかに通報してそれを防ごうと思っても、切迫した事態になってからでないと保護できない、可能性があるだけで通報するなら自己責任でということになってしまうのです。政府も、年末に示した骨子案では、まさに生じようとしている旨ではなく、より幅広に、生じるおそれがある旨としていたではありませんか。これもこの公益通報保護法の意義を損ねる深刻な後退です。

これについても、竹中大臣は衆議院で、生じるおそれがある旨としてしまうと当事者の認識の相違を生む可能性があるなどと言っております。しかし、当事者の間で見解の相違がないようなケースばかりを対象にしていては現実の対応に間に合いません。また、まさに生じるおそれがある旨としたところで、抽象的な表現である以上、当事者間で見解の相違が生じることに変わりはないのではないでしょうか。竹中大臣の見解を伺います。

外部通報先について条件が厳し過ぎ、例えば国民生活センターに相談をした場合などは保護の対象とはならないと思われます。ただでさえ孤独な通報者を支えるために外部通報先の範囲を広く認めるべきであり、これも民主党の修正案が求めるとおり、通報対象事実の発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者を、資する者、つまり役立つ者と改めるべきです。

一体、政府案では、国民生活センター、消費者団体やNPO、労働組合、そして国会議員への通報、相談は、保護の対象になるのでしょうか。竹中大臣に政府としてのお考えを伺います。

また、政府案では、他人の正当な利益等を尊重することを課していますが、そもそも公益通報の定義において、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的ではなくとされており、十分担保されています。こんな当たり前のことにまで二重の縛りを掛け、ますます公益通報を萎縮させる必要があるのでしょうか。民主党は、このような規定は削除すべきと考え、これも修正案に盛り込んでいますが、竹中大臣はどのようにお考えでしょうか。

さて、この法案が万が一成立してしまった場合の見直し規定について、政府案は、公布から二年以内に施行、見直しは施行後五年後に行うこととなっておりますが、これでは、法案成立後、見直しまで最大七年掛かることになります。余りにも長過ぎます。民主党は、公布から一年以内に施行、見直しは施行後三年以内に行うという修正を訴えていますが、竹中大臣はどのようにお考えでしょうか。

以上、訴えてきたとおり、私たちは、この法案が、公益通報者を保護する法案ではなく、公益通報の条件を狭く限定することで、ごく例外的な場合だけ公益通報を認めて保護し、あとはなるべく公益通報を発生しないようにしようとする公益通報思いとどまらせ法案になっているのではないかと危機感を抱いています。

公益通報者保護法は、公益通報者の保護というこれまでルールがなかったところにルールを定めるもので非常に重要です。まずは実績を見ながら発展させるべきという意見もありますが、最初の一歩を間違えては取り返しの付かないことになってしまいます。是非、民主党の修正案の内容を真剣に取り上げることを、竹中大臣だけでなく、この本会議場に座っている与党の議員の皆さんにも訴えたいと思います。

もし修正ができないというならば、せめて、腰の定まらない抑制法案を撤回し、拙速に大事な制度をスタートすることを踏みとどまるべきだと考えます。竹中大臣のお考えをお聞かせください。

最後に申し上げます。

すべての組織が誤りを犯し、抱え込んでしまう要素を持っています。人間の弱さ、ちょっとした気の緩みが積み重なったとき、それは何かのきっかけで本来犯してはならない不祥事につながる可能性があるのです。そして、その不祥事の結果が個人や社会に向かったとき、私たちの命や健康、有形無形の財産が危険にさらされたり人権侵害が引き起こされたりします。残念ながら、そういうことは起こり得るし、現に起こってきました。そして、その誤りを正し、この社会を救ってきたのは、多くの場合に、やむにやまれぬ個人の告発、本来の意味での公益通報だったのです。

マスコミによる派手なスクープ、国会での爆弾質問も、実はそうした、社会を良くしたい、不正を許してはいけないという思いにつき動かされた名もなき告発者の声がきっかけになっていることが少なくありません。この人々の勇気がなかったら、不正がやみに葬られ、被害者が泣き寝入りをしなくてはならなかったかもしれないのです。しかし、そうやって声を上げた正義の人々は往々にして迫害され、苦しんでいます。

良識の府参議院に身を置く私たちがしなければならないのは、勇気ある告発者を保護する堂々とした法律を作ることではないでしょうか。それが正義に報いることであり、私たちの社会の健全な自浄機能を守ることです。

私たちがこうした法律を作ることは使命であるということを申し上げ、私の質問を終わります。

（拍手）

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣（竹中平蔵君）　岡崎議員から詳細な御質問を賜りました。

まず、公益通報という行為の評価及び通報者が払っている代償への認識についてのお尋ねがございました。

そもそも、犯罪行為や法令違反行為は許されるものではありません。事業者による法令遵守を確保し、国民の生命、身体、財産などへの被害を防止していく観点から、公益のために通報する行為は正当な行為として評価されるべきと考えております。また、このような公益通報者が事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けることは社会的公平を欠くものであるというふうに認識をしております。

本法案は、こうした認識の下に、公益通報者の保護に関する制度的なルールを明確化するために提出することとしたものでございます。

下請等事業者を本法案の保護の対象としなかった理由についてのお尋ねがございました。

下請事業者などの事業者を本制度の対象に含める場合には、本来、自由な意思に基づいて行われるべき事業者間の取引関係に国として何らかの制限を加えることを意味します。国民生活審議会における審議におきましても、このような事業者間の取引関係の保護につきましては、どのような不利益をどのように保護すべきかについて慎重に検討すべきという意見があり、意見の一致が得られなかったところでございます。

本法案では、このような国民生活審議会での議論も踏まえまして、慎重な検討が必要との判断から通報者には含めなかったものでございます。

本法案の通報対象事実の範囲についてのお尋ねがございました。

本法案の通報対象事実の範囲につきましては、食品偽装表示事件など近年の企業不祥事の発生状況や国民生活審議会の提言を踏まえまして、国民生活の安全や安心に資するという観点から、国民の生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令違反を対象としたものでございます。

また、犯罪行為や法令違反行為に当たらない生命や健康に重大な影響を与える事実というのを本法案の通報対象にすることにつきましては、通報の対象範囲を不明確にする、それによって通報者と事業者の間で見解の相違が生じて、制度の運用に当たって混乱が生じるために、通報者保護の観点から適当ではないと考える次第でございます。

政令に対象法令の指定をゆだねたことについてのお尋ねがございました。

本法案が対象とする国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の範囲については、この法案の別表におきまして、刑法、食品衛生法など七つの法令を例示しております。また、個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護等々の分野を例示しております。その上で政令にゆだねているものでありまして、このような委任が不適切とは考えておりません。

政令の制定に当たりましては、パブリックコメントなどにより各方面の意見も聴いて、対象法令を適切に定めていきたいというふうに考えております。

政令で定める対象法令の数についてお尋ねがございました。

御指摘の四百八十九本の法律のリストについては、本法案の立案過程における政府内部の検討資料であり、政府として対象法令として決定したというものではもちろんございません。対象法令については、法令違反行為が国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等々を精査し、またパブリックコメントなどを通じて各方面の御意見も伺った上で幅広く適切に定めたいと考えております。

したがいまして、現段階でどの程度の数の法律を政令で定めるかについてのお答えは差し控えさせていただきたいと思います。

制度の運営の混乱とはどういう意味なのかというお尋ねがございました。

本法案の保護の対象範囲が不明確な場合には、例えば労働者が保護対象となると信じて通報しても、事業者側は保護対象ではないと判断して通報者を解雇するおそれが生じます。この場合は、たとえ裁判を通じて通報者が保護されることとなったとしても、それまでの間は通報者が不安定な立場に置かれることになります。本法案では、このような意味で制度運営の混乱をできるだけ避け、保護される通報の範囲を明確にすることによって公益通報者の保護を図ろうとするものであり、制度運営を国民の生命、健康、財産を守ることより優先させてよいと考えているものでは決してございません。

なお、イギリスでは労働関係の紛争について迅速に解決を行う専門の裁判所が存在しておりまして、我が国とは制度的な背景が異なることを踏まえて制度を立案すべきであるというふうに考えます。

労働者が法令違反であるかどうか判断できるのかというお尋ねがございました。

労働者は、一般国民とは異なり、自らが従事する事業に関連する情報については一定の知識を有していると考えております。ただし、すべての労働者が従事する事業に関連する法令について正確な知識を有しているとは必ずしも言えないということも十分に認識をしております。このため、本制度の施行に当たりましては、対象法令の範囲等について、例えば業種ごとにどのような事例が公益通報の対象となるかを具体的に示すなど、労働者にとって分かりやすい広報に努めてまいる所存でございます。

まさに生じようとしているとの規定の趣旨についてお尋ねがありました。

生ずるおそれがあるという規定では、労働者が生ずるおそれがあると信じて通報した場合でも、事業者側はその蓋然性が低かったとして通報者を解雇する可能性があります。また、犯罪行為や法令違反行為が発生する蓋然性が低い状態で通報がなされた場合には、事業者の正当な利益が害されることも考えられます。このため、保護される通報の範囲をより明確にする表現として、まさに生

じようとしていると規定し、通報対象事実の発生が切迫している場合を対象とすることを明らかにすることが適当であるというふうに考えております。

外部通報先の範囲についてのお尋ねがございました。

御指摘の国民生活センターや消費者団体、ＮＰＯ、労働組合及び国会議員は、いずれもこの法案第二条第一項に定める外部通報の要件である通報対象事実の発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に含まれると考えており、この規定を修正する必要はないものと考えております。

なお、通報前に、ある事実が法令違反に当たるかどうか、通報した場合に保護されるかどうかなどについて助言を受けるための相談につきましては、通報に当たらないものの、これは相談を理由として事業者が解雇等の不利益な取扱いをすることは、本法案で保護を行うまでもなく、当然に許されないものであるというふうに考えます。

法案第八条の他人の正当な利益等の尊重に関する規定を削除すべきというお尋ねがございました。

不正の目的でなく行われた公益通報であっても、犯罪行為や法令違反行為とは関連しない第三者の個人情報や営業上の秘密など事業者の有する内部情報が併せて通報された場合には、これは結果として他人の正当な利益や公共の利益が害されることがあり得ます。本法案第八条の規定は、公益通報をする労働者は、このような他人の正当な利益や公共の利益にも配慮するよう努めることを規定したものでありまして、公益通報を萎縮させるものではなく、必要な規定であるというふうに考えております。

法案の施行期日及び見直し期日、これを前倒しすべきとのお尋ねがございました。

本法案は、営利企業、行政機関、各種の非営利団体など、あらゆる事業者を対象とする制度であります。したがって、制度の周知、事業者の通報受付体制の整備など、十分な準備期間を設ける必要がございます。これを踏まえまして、公布後二年以内の政令で定める日から施行するものとしたものであり、施行までの期間を短縮することは適当ではないと考えております。

また、見直しの時期につきましては、法律の施行後三年程度は運用状況を見極めた上で検討を行いまして必要な措置を講ずることが必要と考えまして、五年後を目途に必要な見直しを行うこととしたものでございます。したがって、見直しまでの期間につきましても、短縮することは適当ではないと考えております。

最後に、政府案を撤回すべきではないかとのお尋ねがございました。

本法案は、公益通報者の保護を法的に明確化するという意義を有するものでございます。公益通報者に勇気を与え、事業者のコンプライアンス経営を促進するものとして最良のものと考えておりますので、政府案を撤回する考えはございません。

何とぞ趣旨の御理解を賜りたいと存じます。

（拍手）

○議長（倉田寛之君）　吉川春子君。

〔吉川春子君登壇、拍手〕

○吉川春子君　私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました公益通報者保護法案について竹中大臣に質問いたします。

三菱自動車のリコール隠しや武富士の盗聴事件、雪印食品の牛肉偽装事件など、大企業による違法行為が相次ぎ、また、警察の裏金作りや保存期間前の会計書類破棄など、行政による不正事件も頻発しています。こうした企業や行政の違法、不正行為が明らかになったきっかけは内部告発によってです。このように、企業や行政の違法、不正行為を内部から告発することは、国民の安全や利益を守ることにつながり、また、違法、不正行為をただすことは、企業の信頼の失墜を避け、社会的責任を果たす上で当然のことです。

日本共産党は、内部告発がもたらす社会的役割と社会的利益に照らせば、違法や不正行為を内部告発しやすくし、通報者が十分に法的な保護を受けられる制度を作る必要があると主張してきました。

以下、法案の内容について具体的に質問いたします。

第一は、労働者が保護される内部告発の対象の範囲についてです。

法案は、内部告発をした場合、保護される通報対象事実を国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令とし、さらに、罰則のある犯罪行為に狭く限定していますが、どうしてこんなに範囲を絞ったのですか。

法案の別表に刑法、食品衛生法など七法律を列挙し、それ以外の対象となる法律は政令で定めるとしています。政府は衆議院の審議の中で、対象関連法四百八十九本を示しましたが、本法案では一体何本の法律が対象となるのですか。七法律以外の対象法令を政令にゆだねて、どの法律が対象になるのかを国民に明らかにしないというのでは、十分な審議ができないのではありませんか。

しかも、法案では、税法や公選法、政治資金規正法などを内部告発の保護の対象としていません。これでは、実際に内部告発が多い税金の無駄遣いや脱税、政治家へのやみ献金、談合などの不正行為を通報しても労働者は保護されないではありませんか。こういう重要な内部告発こそ保護の対象とすべきではありませんか。答弁を求めます。

さらに、いまだ安全基準が定められていない危険な製品、例えば最近も大問題になった六本木ヒルズ事件の回転ドアや、外国では危険性が認識され、禁止されている医薬品の使用、すなわち薬害エイズ事件を発生させた非加熱血液製剤など、罰則のある法規制が行われるまでに消費者、国民に深刻な被害が発生してしまう例も少なくありません。この法案ではこうした事例についての内部告発は保護されないのではありませんか。

保護する内部告発の範囲を人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれのある事実とするなど、国民の安全や利益が守られるように内部告発の対象を拡大すべきです。なぜそうしないのですか。

第二は、内部告発の在り方について伺います。

企業、行政組織の不正行為をただすという点では、報道機関や国会議員、消費者団体など、外部への通報の確保がかぎです。我が党への内部告発が政治家と外務省の不祥事を暴いたいわゆるムネオ事件を見ても明らかです。ところが、本法案は外部への告発には極めて厳しい要件を付しています。

すなわち、報道機関や国会議員などへの外部通報は、企業や行政機関に通報する要件に加えて、不利益取扱いを受ける、証拠隠滅のおそれがあるなど五項目のいずれかの要件に該当しなければ保護されないことになっています。例えば、企業内部に通報すれば不利益取扱いを受けるという要件について、事業者に不利益取扱いの前例がない場合、通報者はそれを判断できないのではありませんか。判断できるというのであれば、どのような場合でしょうか、お示しください。外部通報の五つの要件は通報者にとってクリアすることが困難なものばかりです。結局、外部通報のハードルが高いため、通報者を萎縮させ不正行為が企業内部や行政機関内に閉じ込められてしまうことになるのではありませんか。

法案は、内部告発を企業内部に行う仕組みになっています。これでは犯罪行為の通報を受けた企業や行政が内部でうやむやにしてもみ消すおそれがあるのではないですか。

通報を受け取った事業者は、通報のあった日から二十日間以内に書面で調査を行う旨の通知をすればいいことになっています。これでは調査中と

ということで放置されることにならないのですか。本案はこれを防ぐ手だてがあるのですか。

また、三菱自動車タイヤ脱落事故の例でも明らかなように、行政機関へ通報しても迅速適切に対応しない事例も少なくありません。行政機関に通報した場合も、通報者に対して一定期間の後に調査内容、措置内容について報告させるようにすべきではありませんか。

また、労働者は労働契約、就業規則などによって守秘義務を課せられています。法案では、公益通報をした場合、労働者が労働契約上一般的に負っている秘密の保持義務、守秘義務は解除されることになるのですか。伺います。

第三に、公務員の問題について伺います。

国家公務員を対象とした野党三党提出の公益開示法案では、保護する内部告発の範囲を、法令に違反し、また違反するおそれがある事実、人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれがある事実、会計経理に関し明らかに不当であると認められる事実とし、その範囲を広く設定しています。政府案においても、野党案のように保護する内部告発の範囲を広くすべきではありませんか。

そもそも公務員は、刑事訴訟法において、犯罪があると思料したときは告発しなければならないと明記され、告発義務が課せられています。こうした場合の身分保障がなされており、告発を理由に免職や不利益扱いをされることは制度的にはありません。しかし、今回の政府案は、通報の範囲を国民の生命、身体、財産の保護にかかわる法令違反に絞っており、その結果、刑事訴訟法上の告発義務の範囲よりかなり狭くなり、法案に公務員を含めた意味は全くないのではありませんか。また、本法案によって公務員の守秘義務はどの範囲まで解除されることになるのですか。明らかにしてください。

また、本法案では公務員が犯罪行為を通報するのに二重三重の要件が付されています。なぜこうした要件を課するのですか。

第四に、通報者の保護の対象に取引業者、下請業者等の役員を加える問題です。

通報者の保護の対象には労働基準法第九条に規定する労働者、公務員、その他退職者も含まれていますが、取引業者、下請業者の役員は除外されています。構造的にも下請・協力業者は大企業に事実上指揮監督され、実質的には労働者と同じような立場に置かれているのが実態です。雪印食品の牛肉偽装事件の告発者は西宮冷蔵の社長でした。取引業者、下請業者の役員を保護の対象とすべきではありませんか。

取引業者などが内部告発を理由として取引継続を打ち切られることは死活問題であり、取引継続の拒否、契約の解除も禁止すべきではありませんか。お伺いします。

第五に、不利益取扱いの禁止と救済措置についてです。

法案は、解雇や減給、左遷などの不利益取扱いを禁止していますが、原状回復の規定がありません。内部告発の内容によって通報者がだれなのか、会社等に特定されてしまうケースも多いと考えられます。通報者は事業者の不利益扱いに対して裁判で争うのが実情です。不利益取扱いを告発者が立証することは困難であることは、これまでの裁判の事例が示しています。そうしたことを避けるためには、事業者側に不利益扱いを行ってはならないとの挙証責任を課すべきではありませんか。伺います。

最後に、日本共産党は、野党共同提出の公務員を対象とした公益開示法成立を目指すとともに、政府案に対しては、通報対象事実、通報者保護の範囲の拡大、報道機関や国会議員、消費者団体への外部通報の要件の大幅緩和、不利益取扱いの禁止を実効あるものにするなど、不正行為を外部に通報しやすく、通報者が十分に法的な保護を受けられる制度となるように抜本的に修正することを求めて、質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手〕

○国務大臣（竹中平蔵君）　吉川議員から十二問の御質問をいただきました。

本法案の通報対象事実の範囲が限定的ではないかとのお尋ねですが、本法案の通報対象事実の範囲については、近年の企業不祥事の発生状況、また国民生活審議会の提言を踏まえまして、国民の生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令違反を対象としたものであります。

また、刑罰による担保のない法令違反行為を本法案の対象にすることについては、通報の対象範囲を不明確にし、制度の運用に当たって混乱が生じるため、通報者保護の観点から適当ではないと考える次第であります。

本法案での対象法律の数及び政令に対象法律の指定をゆだねたことについてのお尋ねがございました。

対象法律につきましては、法令違反行為が国民の生命、身体、財産等に及ぼす被害の大きさ等々を精査し、またパブリックコメントなどを通じて各方面の意見も伺った上で幅広く適切に定めたいと考えており、現段階でどの程度の数の法令を政令で定めるかについてのお答えは差し控えたいと存じます。

また、本法令が対象とする、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の範囲については、この法律の中で別表を掲げておりまして、七つの法令を例示しております。また、分野を例示しております。そして、その上で政令にゆだねているものでありまして、政令でどのような法律を定めるかについての考え方は、本法案で基本的に明らかにされているものと考えております。

税法や公職選挙法等を通報対象事実の範囲に含めるべきではないかとのお尋ねがございました。

税法違反など、他の分野の法令違反については、国民の生命、身体、財産等に直接被害が及ぶものではないと考えられるため、本制度の対象とはしなかったものでございます。

通報対象事実の範囲について、いまだ安全基準が定められていない危険な製品等が保護されていないのではないか等々のお尋ねがございました。

御指摘のように、国内の法律により規制がなされていない事案につきましては、まずは適切なリスク評価を行い、規制すべきか否かを判断することが、これが問題解決の基本であると考えます。

犯罪行為や法令違反行為に該当しない、人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれのある事実を本法案の対象にすることについては、通報の対象範囲を不明確にして、通報者と事業者の間での見解の相違が生じ、制度の運用に当たって混乱が生じるため、通報者保護の観点からは適切ではないと考えております。

外部通報要件のうち、内部に通報すれば不利益な取扱いを受けると信ずるに足る理由、相当の理由がある場合とはどういうことかについてのお尋ねがございました。

この要件に該当する例、いろいろありましょうが、具体的な事例としては、例えば過去に本人や同僚が内部通報したところ不利益な取扱いを受けた場合、さらには、内部に通報すれば不利益な取扱いをすると上司から脅された場合などが該当すると考えられます。

外部通報のハードルが高いのではないかというお尋ねがございました。

本法案においては、法令違反の通報による公益の実現と事業者の正当な利益の保護とのバランスを図る観点から、外部通報につきましては、内部通報では証拠隠滅のおそれがある場合、人の生命、身体への危害が発生する場合など、一定の要件を加重することとしたものであります。具体的な外部通報の要件は、同様の考え方に立つ英国の公益開示法を参考として立案したものであり、厳し過ぎるとは考えておりません。したがって、公益通報者を萎縮させる等々の御批判は当たらないと思います。

通報が企業内部や行政機関内部でうやむやにさ

れるのではないかというお尋ねがございました。

事業者が調査を行う旨の通知をしても実際には調査を行わず放置しているような場合には、この法案の第三条第三号二に定める正当な理由がなくて調査を行わない場合に該当するために、これは外部通報が可能になります。

また、行政機関への通報につきましては、本法案第十条で、必要な調査を行って、法令に基づく措置その他適切な措置を取ることを義務付けているところであります。行政機関の通報処理のガイドラインを作成すること等によりまして、御指摘のように、行政機関による調査の実施や講じた措置の通報者への通知を含めまして行政機関において適切な対応が図られるよう、これは行政として努めてまいりたいと思います。

公益通報と労働契約上の秘密保持義務、守秘義務との関連についてお尋ねがありました。

この法案は、労働者が一定の要件を満たす通報をした場合に、当該通報をしたことを理由とする解雇その他の不利益な取扱いから当該労働者を保護するものであり、労働者が労働契約上負っている秘密保持義務、守秘義務をその意味では解除するものでございます。

国家公務員を対象とした野党三党提出法案の範囲と同様に、この通報対象を広げるべきとのお尋ねがございました。

本法案は、官民共通の制度として、被害の未然防止、拡大防止の観点から違法行為を抑止していく必要性が高い分野として、国民の生命、身体、財産等の利益の保護にかかわる法令違反を通報の対象としたものでございます。

また、犯罪行為や法令違反以外の人の生命又は健康に重大な影響を与えるおそれがあるという事実や会計経理に関し明らかに不当であると認められる事実、そういったものを本法案の通報対象とすることについては、通報の対象範囲を不明確にし、通報者と事業者の間で見解の相違が生じて制度の運用に当たって混乱が生じるために、通報者保護の観点から適切ではないというふうに考えている次第でございます。

公務員の通報については、刑事訴訟法上の告発義務の範囲よりも狭くなる、本法案に公務員を含めた意味がないのではないかといった趣旨のお尋ねがございました。

本法案が定めます公益通報と刑事訴訟法が定める告発とでは、その目的や要件を異にしております。本法案は、公務員の刑事訴訟法上の告発義務に何ら変更を加えるものではありません。また、本法案が定める公益通報の対象は秘密として保護するに値しない犯罪行為等であるため、一般的には公務員が本法で定める公益通報を理由として守秘義務違反に問われることはないと考えております。

本法案では、官民共通の制度として公益通報を行った労働者を広く保護の対象とするものでありまして、公務員についても公益通報者が保護されることが法的に明確になりますことから、公務員を対象に含めても意味がないとの御指摘は当たらないと思います。

取引事業者等を保護の対象と、取引事業者等を対象とすべきだというお尋ねがございました。

これは、取引事業者などの事業者の本制度の対象に含める場合には、本来、自由な意思に基づいて行われるべき事業者間の取引関係に国として何らかの制限を加えることが必要になります。したがって、国民生活審議会においても慎重に検討すべきとの意見があり、意見の一致が見られなかったところであります。本法案では、このような国民生活審議会での議論も踏まえまして、取引事業者などの事業者を通報者には含めなかったものでございます。

最後に、不利益取扱いは行っていないとの立証責任を事業者側に課すべきではないかというお尋ねがございました。

一般に、民事訴訟においては、一定の法律効果の発生を主張する者が立証責任を負うのが原則でありますが。本制度においても、これに従って保護を受けようとする労働者が立証責任を負うことになります。

なお、実際の労働関係の裁判においては、労働者と事業者の間で立証能力の格差があることを踏まえて適切な立証責任の分配が行われているものと承知をしております。公益通報を理由とする不利益取扱いをめぐる裁判においても、同様の取扱いがなされるものと考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて質疑は終了いたしました。

○議長（倉田寛之君）　**日程第一　平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書**
日程第二　平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
日程第三　平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書
（いずれも衆議院送付）
日程第四　平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書
日程第五　平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
日程第六　平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

以上六件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。決算委員長鴻池祥肇君。

〔審査報告書は本号（その二）に掲載〕

〔鴻池祥肇君登壇、拍手〕

○鴻池祥肇君　ただいま議題となりました平成十四年度予備費関係三件及び平成十四年度決算外二件につきまして、決算委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、平成十四年度予備費関係三件は、憲法及び財政法の規定に基づき、予備費の使用等について、国会の事後承諾を求めるため提出されたものであります。

これらの主な費目について申し上げますと、まず一般会計の予備費使用は、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費などであります。

特別会計の予備費使用は、森林保険特別会計における森林保険業務に必要な経費であります。

特別会計予算総則の規定に基づく経費の増額は、道路整備特別会計における道路事業及び街路事業の調整等に必要な経費の増額などであります。

次に、平成十四年度決算外二件につきましては、去る二月二十七日の本会議において財務大臣より概要の報告がありましたので、その内容については省略させていただきます。

委員会としては、本年二月、勤労者福祉施設として建設されました旧スパウザ小田原の視察を行いましたが、本件決算の審査に資することができました。

審査につきましては、決算外二件に対する概要説明を聴取した後、内閣総理大臣を始め全閣僚出席の下、全般質疑を皮切りに、政府開発援助及び決算審査の在り方についての参考人質疑や特別会計等公会計の改革についての財務大臣に対する集中質疑を含め、合計十二回に及ぶ委員会質疑を行いました。

主な質疑内容としては、内閣に対する警告として取り上げた事案についての質疑のほか、特別会計資金の使途の在り方、独立行政法人における不

適正な予算執行、効果的なＯＤＡ予算の執行など行財政全般について熱心な論議が交わされました。

また、会計検査院の在り方をも含め、本院決算委員会の審査及び調査機能の充実等について自由討議が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

五月三十一日、質疑を終局し、委員長より本会議で議決すべき議決案を提出いたしました。

以下、議決案の内容を申し上げます。

一、平成十四年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

㈠　平成十四年度決算検査報告では指摘金額が四百億円を超え、過去二十年間で最悪となったが、その指摘内容を見ても、医療や年金の社会保険における不適切な支出・保険料徴収額の不足、公共工事の施工不良等同種の不当事項が後を絶たないことは、誠に遺憾である。

政府は、財政状況が厳しい中、このような事態が生じていることを重く受け止め、予算執行をより一層厳正に行うとともに、再発防止の抜本的対策を講じ、いやしくも違法・不当の指摘を受けることのないよう万全を期すべきである。

㈡　北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾である。平成八、九年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。

政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

㈢　宇宙開発事業については、平成十五年十月に従来のいわゆる宇宙三機関が統合され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に引き継がれたところであるが、地球観測衛星の運用停止、ＨⅡＡロケット六号機の打上げ失敗等のトラブルが続発し、事業に対する国民の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾である。

政府は、国産ロケットの開発等の宇宙開発事業が科学技術の推進のみならず、我が国の国民生活、安全保障上も重要な意味を持つものであることを十分に認識し、トラブル発生の原因究明に努めるとともに、宇宙開発委員会及び宇宙航空研究開発機構の責任ある体制を整備し、再発防止策を徹底すべきである。

㈣　一部の勤労者福祉施設の譲渡に当たって、柔軟な公共性要件により大幅に減額して譲渡した結果、雇用保険事業の資産への回収金額が少なくなったことは、極めて遺憾である。また、社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等の事業運営において、多くの施設で累積赤字が生じ、さらに本来の設置目的を達成するための長期入居施設を設置していない等の状況が生じていることは、年金保険料の適正な使用の観点から看過できない。

政府は、年金福祉施設の維持修繕等に対し、特別会計から多額の国費が支出されていることを重く受け止め、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、年金保険料を福祉施設整備に使用しない等の整理合理化計画の策定に努める等、年金福祉施設の在り方の抜本的見直しを行うとともに、年金福祉施設の譲渡に関し指摘された問題点を踏まえ、適正な譲渡価格の算定等に努めるべきである。

㈤　国立療養所二病院において、勤務実績のない医師や常勤と認められない医師に対し虚偽の勤務実績により給与等を支出するなどの不正な経理が行われてきたほか、全国的に医師名義の貸し借りが蔓延している実態が明らかになったことは、医療及び大学に対する国民の信頼を裏切る重大な問題であり、極めて遺憾である。

政府は、医師名義の貸し借りを根絶し、再発防止策を講ずるとともに、地域医療を担う医師の養成及び確保を推進すること等により、医師名義の貸し借り問題の温床とも言える医師の地域偏在問題の解消に積極的に取り組むべきである。

以上が議決案の内容であります。

討論を行い、採決の結果、平成十四年度一般会計予備費及び平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額はいずれも多数をもって、平成十四年度特別会計予備費は全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決されました。

次に、本件決算は多数をもって是認すべきものと議決され、次いで、内閣に対して警告することについては全会一致をもって警告すべきものと議決されました。

なお、本件決算に係る質疑を踏まえ、本委員会として、一、特別会計の抜本的見直し及び国民に対する説明責任の向上、二、独立行政法人における内部監査の強化及び業績評価の厳格化、三、ＯＤＡの効率的実施のためのＮＧＯの育成・強化、会計検査に係る技術協力の促進及び現地調査の充実並びに本院調査団への情報提供等、四、食の安全・安心の確保のための施策の推進及び知識の普及・啓発、五、石油公団における投融資の回収への取組及び石油開発事業の適切な遂行、六、関西国際空港二期事業の在り方を含めた関西三空港の機能分担及び連携についての検討、以上六項目について、内閣に対し要請することを決議しました。

次に、国有財産関係二件はいずれも多数をもって是認すべきものと議決されました。

最後に、関係各位の御協力により、昨年に続き、当該決算の提出された国会の会期内に決算審査を終えることができましたことに対しまして委員長として感謝を申し上げ、御報告とさせていただきます。（拍手）

○**議長（倉田寛之君）**　御紹介いたします。

本院の招待により来日されましたメキシコ合衆国上院議員団の御一行がただいま傍聴席にお見えになっております。

ここに、諸君とともに心からなる歓迎の意を表します。

〔総員起立、拍手〕

○**議長（倉田寛之君）**　これより採決をいたします。

まず、日程第一の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数	百八十六
賛成	百六十三
反対	二十三

よって、本件は承諾することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　次に、日程第二の予備費使用総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十八
賛成　百八十六
反対　二

よって、本件は承諾することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　次に、日程第三の経費増額総調書について採決をいたします。

本件を承諾することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十七
賛成　百九
反対　七十八

よって、本件は承諾することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　次に、日程第四の平成十四年度決算について採決をいたします。

本件の委員長報告は、本件決算を是認することから成っております。

まず、本件決算を委員長報告のとおり是認することについて採決をいたします。

本件決算を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十七
賛成　百八
反対　七十九

よって、本件決算は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　次に、委員長報告のとおり内閣に対し警告することについて採決をいたします。

委員長報告のとおり内閣に対し警告することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十七
賛成　百八十一
反対　六

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　次に、日程第五の国有財産増減及び現在額総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十六
賛成　百六十二
反対　二十四

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　次に、日程第六の国有財産無償貸付状況総計算書について採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○**議長（倉田寛之君）**　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○**議長（倉田寛之君）**　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十七
賛成　百八十一
反対　六

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○**議長（倉田寛之君）**　先ほど議決されました内閣に対する警告に関し、内閣総理大臣から発言を求められました。小泉内閣総理大臣。

〔内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手〕

○**内閣総理大臣（小泉純一郎君）**　ただいまの御決議に対しまして所信を述べます前に、一言申し上げます。

今回、参議院において平成十四年度決算の審査を昨年に引き続き常会中に終了されることは、決算審査を予算編成に反映させる上で大変有意義なことであり、参議院の御努力に感謝申し上げます。

また、政府といたしましては、決算の早期提出につきまして、会計検査院とも協力しつつ、平成十五年度決算から十一月二十日前後に提出が可能となるよう努力いたします。

ただいまの御決議に対しましては、政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たっては、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところでありますが、今般五項目にわたる御指摘を受けましたことは誠に遺憾であります。

これらの決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、御決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような御指摘を受けることのないよう改善してまいります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　日程第七　国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件
日程第八　全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件
（いずれも衆議院送付）
日程第九　旅券法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長山本一太君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山本一太君登壇、拍手〕

○山本一太君　ただいま議題となりました条約二件及び法律案一件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国際原子力機関憲章の改正は、国際原子力機関の費用の予算見積りを二年ごとのものにすることを目的とするものであります。

次に、国際電気通信連合憲章及び条約を改正する文書は、国際電気通信連合の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的とするものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、国際原子力機関に対する我が国の参画、国際電気通信連合の財政基盤の強化等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、順次採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、旅券法の一部を改正する法律案は、衆議院外務委員長の提出に係るものでありまして、都道府県が行うこととされている旅券事務について、市町村等においても行えるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除しようとするものであります。

委員会におきましては、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

まず、日程第七及び第八の条約を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　百八十七
賛成　　百八十七
反対　　〇

よって、両件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　次に、日程第九の旅券法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　　百八十七
賛成　　百八十七
反対　　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一〇　証券取引法等の一部を改正する法律案
日程第一一　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長円より子君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔円より子君登壇、拍手〕

○円より子君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、証券取引法等の一部を改正する法律案は、市場機能を中核とする金融システムを改善、強化するため、課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大、銀行等による証券仲介業務の解禁等の措置を講じようとするものであります。

次に、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案は、株式、新株引受権、投資法人の発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利を振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、銀行等の証券仲介業務に伴う弊害の防止策、課徴金制度の導入の意義、株式等をペーパーレス化することによる効果と影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十七
賛成　百七十
反対　十七
よって、両案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一二　行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長山本保君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔山本保君登壇、拍手〕

○山本保君　ただいま議題となりました行政事件訴訟法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、近年、行政による国民の利益調整が複雑多様化している状況において、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、行政事件訴訟につき、第三者についての原告適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止め訴訟の明文化、抗告訴訟の被告適格の簡明化、出訴期間の三か月から六か月への延長、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、本法律案提出までの経緯、原告適格の判断について考慮事項を定めたことによる範囲の拡大の効果、義務付け訴訟及び差止め訴訟を新設する趣旨、行政訴訟制度の更なる見直しについての今後の取組、法文を一般国民にも分かりやすくする必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。
投票総数　百八十六
賛成　百八十六
反対　〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一三　高速道路株式会社法案
日程第一四　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案
日程第一五　日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案
日程第一六　日本道路公団等民営化関係法施行法案
（いずれも内閣提出、衆議院送付）
以上四案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長奥石東君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔奥石東君登壇、拍手〕

○奥石東君　ただいま議題となりました四法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、高速道路株式会社法案は、日本道路公団等道路関係四公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社等六会社を設立しようとするものであります。
次に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案は、道路関係四公団の民営化の円滑な実施を図るため、高速道路に係る道路資産の保有及び会社に対する貸付け、公団から承継した債務の返済等の業務を行う組織を設立し、その名称等必要な事項を定めようとするものであります。
次に、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案は、道路関係四公団の民営化に伴い、道路関係法律に関し、会社における高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び料金の徴収等に関する規定の整備等、所要の改正を行おうとするものであります。
次に、日本道路公団等民営化関係法施行法案は、高速道路株式会社法等三法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、関係法律の整備等を行おうとするものであります。
委員会におきましては、これら四法律案を一括して議題とし、小泉内閣総理大臣等の出席を求め質疑を行うとともに、宮城県における地方公聴会、参考人からの意見聴取を行いました。
委員会における主な質疑の内容は、構造改革における道路公団民営化の必要性と妥当性、民営化推進委員会意見書との相違点、今後の高速道路整備の在り方、四十五年以内の債務完済の可能性、利用促進につながる通行料金施策の在り方、高速道路の建設及び管理におけるコスト削減の見通し、新会社の経営自主権の所在とサービスエリア等における事業展開の方向、ファミリー企業への天下り等の是正、公団職員等の雇用の確保策等でありますが、詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、四法律案について討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表し大江理事より反対、自由民主党及び公明党を代表し岩城理事より賛成、日本共産党を代表し大沢委員より反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。
次いで、順次採決の結果、四法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、四法律案に対して附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　四案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。池口修次君。

〔池口修次君登壇、拍手〕

○池口修次君　私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました政府提出法案の道路関係四公団民営化関係四法案に対して、反対の立場から討論を行うものであります。
小泉総理は、自らが声高らかに掲げる構造改革の象徴として郵政事業と高速道路事業の改革を取り上げ、道路関係四公団の民営化を今国会、郵政公社の民営化を来年行うものとしています。その一方で、世界に例を見ないほど急速に進展する少子高齢化社会の到来に向け、国民が不安なく老齢期を過ごすために必要不可欠な社会保障制度については抜本改革に手を付けようともせず、昨年が医療制度、本年に年金制度、来年には介護制度と、国民負担だけを増やし続けています。
国民の将来への不安を取り除くためには様々な

分野での早急な改革は必要ですが、小泉総理の進める改革は順番を間違ってしまったのではないでしょうか。最初に取り組むべきは年金制度の抜本改革、そして社会保険庁の改革です。社会保険庁が国民の目線で国民のためにという思いで職責を果たしていれば、ここまで年金不安、そして政治家不信が高まることはなかったのです。

ましして、小泉改革のトップバッターとして登場したこの民営化関係四法案は、小泉総理が民営化推進委員会へお得意の丸投げをしていた当初、無駄な道路は造らない、抵抗勢力とは徹底的に闘うと威勢の良い形容詞で飾られておりましたが、今日までの道程において抵抗勢力に骨抜きにされ、変質とびほうを重ねてきたまやかしの集大成です。実際には、全く評価に値しない、国民の期待を裏切るものであると断ぜざるを得ません。

以下、政府案に反対し、その主な理由を具体的に申し上げます。

まず第一の反対理由は、政府案では四十五年以内の債務返済を唱えておきながら、完済のための実質的な担保が一切なく、将来どうなるのか政府すら分かっていないという点であります。

政府は、債務返済イメージの計算例を提示しました。しかし、平均金利四％、交通需要は中位推計を採用するなど、政府にとって都合の良い楽観的とも言える数値を使用する一方で、管理費や補修費、消費税額などは全期間にわたり毎年ほぼ同額と、素人でも首をかしげたくなるような内容となっており、なぜこのような金額となるのか、肝心な根拠を一切明らかにされませんでした。

政府は、口を開けば、計算例はあくまで計算例であるとのあいまいな答弁に終始しており、この計算例が債務返済を真に担保するものとは到底思えません。

さらに、追い詰められて提出を余儀なくされた追加試算例においては、全期間の平均金利が一％上昇した場合には、四十五年以内の完済は不可能になることをようやく認めたところであります。法定四十五年の長期償還計画については、よほどの奇跡でもなければ債務の返済は不可能であると言えます。

さらに、四十五年以内で完済がならなかった場合、一体だれがその責任を取るのでしょうか。政府の資産と債務が上下分離された案では、経営努力の不足による失敗を機構及び会社の経営陣に責任を取らせる体制の構築はなく、結局、国民にツケを回すことしか考えない無責任な姿勢であると言えます。

第二の反対理由は、政府案の民営化によって、公団方式と比較しても、通行料金の在り方もプール制の問題も何ら抜本的に変わることがないという点であります。

高速道路という国の根幹を形成する重要な社会資本の在り方をゆがめてきたのは、世界一高い通行料金であり、その要因とされるのが、全国プール制と事業費のコスト高という事実であります。

政府は、今後の高速道路の建築費について、二十兆円を十・五兆円にまで削減したと大言壮語していますが、詳しく質問をすると、他に費用を振り替えただけであり、高速道路の料金が即座に大幅引下げになるものではありません。わずかに平均一割の引下げがやっとというのが現実であり、今後とも半世紀という長きにわたり、世界一高い通行料金に国民が苦しむことにほかなりません。

道路特定財源を活用することで、全国の高速道路を使いやすい料金にしたり、早期に債務を完済し無料開放することで、国、地域を活性化することも考えられますが、政府案にはそうした知恵など片りんも見えません。

第三の反対理由は、政府の言う民営化とは名ばかりであり、会社の経営自主性を全く発揮しない点であります。

国や地方公共団体が会社の株式を一〇〇％保有し続けるうちは、会社の意思は国や地方公共団体にしっかりと組み込まれ、今までの公団方式と何ら変わることはなく、自主性が発揮されるとは思いません。

また、会社の上場可能性について、政府は明確に答弁ができず、上場を行う意思すら実のところ持ち合わせていないとの印象を与えています。仮に上場しても、やはり国及び地方公共団体は三分の一以上の株式を保有し続け、大株主としての一定のプレゼンスを維持することになります。

さらに、今回の法案では、代表取締役の選定についてのみ国土交通大臣の認可を要し、他の役員人事には規制を設けないこととしていますが、それが形を変えた行政指導ともなって圧力となることは変わりありません。ほかにも、重要資産の売却、株式の発行、社債の発行、長期借入等について国土交通大臣の認可を得ることとなっており、経営のかじ取りのかなめはしっかりと国に握られたままであります。わずかばかりにサービスエリア、パーキングエリア等の附帯事業でのみ自主性の発揮を求めたところで、肝心の高速道路の建設と運営に民間のノウハウを導入できなければ、何ら民営化の意味がないことは言うまでもありません。

つまり、国鉄改革に例えれば、政府案は駅の売店のみ民営化するだけで、全国鉄道網は民営化されないことにほかならないのであります。

第四の反対理由は、公団改革の契機となった公益法人、ファミリー企業の高コスト体質や政官財の癒着構造について、政府は民営化によって解決する気がない点であります。

割高な通行料金を国民に押し付け、ため込んだファミリー企業の一千二百億円もの余剰金の行方の問題、推定三百億円の財産を継承する新財団の姿など、その巨額に上る隠れ資産の清算などについて一切明言されず、不透明な部分が多過ぎることであります。

その象徴とでも言うべき出来事として、公団の仕事を受注する日本道路興運という会社が細田内閣官房長官を始めとした政治家の運転手給与の一部を肩代わりしていたことが堂々とまかり通り、是正措置が取られないことを見ても、受注企業と政官財との癒着構造の是正が行われるとは到底思えません。むしろ、民営化によって情報公開や公共工事入札などの不透明性は増し、癒着や天下りを助長していく懸念が否定できないからであります。

政府は、今回の民営化について荒療治を行うものであると自画自賛しています。しかしながら、その荒療治の中身は、本来あるべき高速道路の姿とはほど遠く、致命的な医療過誤のごとき道路行政が続くことにほかなりません。

このことは、年金改革においても全く同様であり、小泉改革の虚構に満ちた詭弁的な本質を如実に示したものであると断言せざるを得ません。

小泉総理は、この際、道路特定財源の使途を見直し、債務の返済を確実かつ早期に行い、後の世代にこれ以上の負担の先送りをせず、無料開放してすべての国民の生活向上に資する高速道路にする以外に我が国の未来はないことを強く申し述べまして、道路関係四公団民営化関係四法案に対する私の反対討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇、拍手〕

○宮本岳志君　私は、日本共産党を代表して、道路関係四公団民営化法案についての反対討論を行います。

この道路公団の民営化問題は、小泉改革路線の目玉として位置付けられてきました。二年前に小泉総理が道路公団の民営化を表明して以降、民営化推進委員会を始め様々な議論が行われてきましたが、参議院の審議はわずか三十時間、まだまだ解明しなければならない問題点はたくさんあります。しかし、そのわずかな審議の中でも重大な問題点が明らかになり、この法案が改革の名に値しないことが鮮明になりました。

以下、反対の理由を申し上げます。

反対する第一の理由は、新たな借金と税金投入で四全総計画の一万四千キロに向けて高速道路を

建設し続ける仕組みを作り、無駄を含めて歯止めなき高速道路建設に道を開くからであります。

政府は、整備計画延長九千三百四十二キロのうち残りの約二千キロについて、約千三百キロについては民営化会社が借金で造り、残りの約七百キロは国と地方自治体負担の新直轄で造るとしています。厳格な評価で無駄な道路建設に歯止めを掛けたなどと言いますが、その内容は、第二名神高速道路の二区間、わずか三十五キロだけであります。この区間には、既に名神高速道路と、京都と滋賀を結ぶ京滋バイパスの二本が並行して走っており、これと並行して更に三本目の高速道路を造る計画となります。しかも、一キロ当たりの単価が全国平均の何と六倍以上という超高価な道路です。総事業費一兆六百億円。先日、私が委員会で、こんな道路は中止すべきだと追及したのに対して、石原大臣も初めて中止もあり得ると答弁しましたが、これだけでは厳格な評価で歯止めを掛けたというには余りにも不十分だと言わなければなりません。

さらに、新直轄方式で三兆円分の税金投入の枠組みが作られておりますが、採算性が取れないために民営化会社が建設しない路線が増えたらどうするのかという質問に対し、石原大臣は、新直轄方式による整備も含めて決めていくと答弁しました。結局、新たに税金を投入することになり、三兆円の枠が更に膨らむ危険も明らかになったのであります。政府が説明していた国民負担は最小限にという看板は完全に破綻をいたしました。

第二に、四十兆円を超える累積債務を四十五年で返済するという法案の骨格にかかわる計画自体が虚構にすぎないことも明らかになりました。

政府の試算によれば、四十五年返済の前提条件は、金利四％以下で、交通需要推計の中くらいの交通量となっています。しかし、金利が仮に五％になれば、最大の交通量になっても返済は四十九年掛かり、保有・返済機構が解散する四十五年目には八兆四千億円の借金が残ります。推計交通量の低いところで計算すれば返済に六十一年掛かり、四十五年目では二十二兆九千億円の借金が残ります。これでどうして四十五年で完全に返済できるというのでしょうか。この一つを見ても、政府の返済計画は裏付けのないものであります。

さらに、整備計画路線の九千三百四十二キロにとどまらず、法定予定路線の一万一千五百二十キロの建設費も入ってくる可能性もあると国土交通省が明言しました。そうなれば、際限なく借金が膨らみ、四十五年の返済は全く不可能になるではありませんか。

参考人陳述でも、政府の返済計画は収入の増加を見込んでいるが、今後建設する路線は不採算路線で維持管理費も増える可能性が高く、実現は不可能で机上の空論だと厳しい意見が述べられました。この法案の土台とも言うべき四十五年返済は、審議の中で完全に破綻したのであります。

第三に、高速道路建設に伴う環境破壊や地域経済に与える悪影響などのマイナス要因が評価の対象から完全に除外されているからであります。

今なお、道路公害による多くの被害者の方々が苦しんでいます。しかも、未認定患者は国からの何の支援もなく、深刻な事態となっています。道路建設は、その計画段階から住民の意見や環境、町づくりへの影響などを考慮することが求められています。

例えば、四月二十二日に東京地裁は、いわゆる圏央道について、住民に受忍限度を超える騒音被害を与え大気汚染が発生するおそれがあるとして、国の事業取消しという判決を下しました。

また、インターチェンジ付近の開発による大型店進出によって中心市街地の空洞化が進むことや、中心都市に周辺から人もお金も吸い取られるという、いわゆるストロー現象による地域経済への悪影響なども高速道路のマイナス要因であることが明らかになりました。しかし、政府の高速道路建設先にありきの計画には、このような住民の健康や自然破壊、地域経済への悪影響は全く考慮されておりません。

第四に、天下りや政官財の癒着構造を温存し、更に悪化させる危険をはらんでいるからです。

これまで公団に適用されていた情報公開法、官製談合防止法、そして入札契約適正化法といった、天下りや癒着構造に不十分ながらも一定の役割を果たしてきた法律さえも、民営化の下で適用されなくなることも明らかになりました。

さらに、この審議のさなかに、細田博之官房長官が道路公団の事実上のファミリー企業である日本道路興運から運転手の給与として三千百万円を肩代わりしてもらっていた事実が発覚しました。形を変えたやみ献金であります。慌てて修正報告をしたといいますが、企業の限度額をオーバーする違法献金であることは明らかであります。

この企業には、国土交通省から十八人、公団から四人が天下り社員として働いています。この企業は、公団から受注した百万円以上の仕事の七割以上を競争入札のない随意契約で獲得しており、その癒着ぶりが大問題になりました。ところが、石原大臣は、公団改革と関係ないと疑惑の解明さえ拒否したのであります。この政府の姿勢こそ改革されなければなりません。

参考人陳述の中でも、民営化すれば天下りは単なる再就職だと隠ぺいされる、政官業の癒着は温存され公団のときより悪くなると、厳しい意見が出されました。

以上見てきたように、本法案はどの問題を取っても、ただただ国民の批判を経営形態を変えることでかわそうというものであり、改革などとは全く無縁の、正に改悪法だと言わなければなりません。

日本共産党は、第一に、高速道路整備計画を廃止し、新たな高速道路の建設は凍結、見直すこと、第二に、債務を国民に押し付けるのではなく、通行料金から債務返済の財源を確保し、計画的な返済を進めること、そして第三に、天下りの禁止やファミリー企業との癒着、受注企業の政治献金の禁止などによって政官財の癒着構造を断ち切ること、この方向にこそ国民の願う本当の道路公団改革の道があると考えます。

看板だけの小泉改革は、その最大の目玉と言われた道路公団改革においても全くの偽りであること、もはや小泉政権には改革を口にする資格はないということを厳しく指摘して、私の討論を終わります。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（倉田寛之君）　これより四案を一括して採決いたします。

四案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十六
賛成　百七
反対　七十九

よって、四案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　日程第一七　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長北岡秀二君。

〔審査報告書及び議案は本号（その二）に掲載〕

〔北岡秀二君登壇、拍手〕

○北岡秀二君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等が参画する学校運営協議会を設置できるようにしようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取、本制度の実践研究を行っている都内小学校への視察を行うとともに、学校運営協議会について、学校や教育委員会との関係など制度の仕組みと運営の在り方、適切な委員任命のための方策、教育委員会制度の現状と今後の検討の方向性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して畑野委員より反対の意見が述べられ、続いて採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（倉田寛之君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（倉田寛之君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　百八十八
賛成　百七十
反対　十八

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君）　本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長　倉田　寛之君
副議長　本岡　昭次君

議員

岩本　荘太君　福本　潤一君　山下　英利君　野上浩太郎君　若林　秀樹君
山本　香苗君　遠山　清彦君　福島啓史郎君　藤井　基之君　平野　達男君
千葉　国男君　西銘順志郎君　舛添　要一君　田村耕太郎君　大塚　耕平君
後藤　博子君　山本　正和君　加治屋義人君　入澤　肇君　森　ゆうこ君
高野　博師君　小泉　顯雄君　大仁田　厚君　小斉平敏文君　高橋　千秋君
有村　治子君　椎名　素夫君　有馬　朗人君　小林　温君　神本美恵子君
渡辺　孝男君　山本　保君　松山　政司君　吉田　博美君　藤井　俊男君
岩永　浩美君　阿南　一成君　金田　勝年君　中原　爽君　川橋　幸子君
大野つや子君　松　あきら君　谷川　秀善君　北岡　秀二君　櫻井　充君
加藤　修一君　山下　栄一君　景山俊太郎君　橋本　聖子君　堀　利和君
魚住裕一郎君　山崎　力君　三浦　一水君　田村　公平君　円　より子君
国井　正幸君　田浦　直君　溝手　顕正君　中島　眞人君　佐藤　道夫君
山本　一太君　日笠　勝之君　阿部　正俊君　市川　一朗君　谷　博之君
森本　晃司君　木庭健太郎君　上野　公成君　清水　達雄君　松岡滿壽男君
山口那津男君　狩野　安君　保坂　三蔵君　宮崎　秀樹君　奥石　東君
泉　信也君　佐藤　泰三君　尾辻　秀久君　鴻池　祥肇君　平田　健二君
山崎　正昭君　浜四津敏子君　片山虎之助君　清水嘉与子君　築瀬　進君
続　訓弘君　鶴岡　洋君　関谷　勝嗣君　若林　正俊君　西岡　武夫君
草川　昭三君　白浜　一良君　松田　岩夫君　久世　公堯君　広中和歌子君
扇　千景君　大島　慶久君　青木　幹雄君　佐々木知子君　勝木　健司君
野沢　太三君　中島　啓雄君　高橋紀世子君　黒岩　宇洋君　山下八洲夫君
世耕　弘成君　荒井　正吾君　藤野　公孝君　関口　昌一君　今泉　昭君
中曽根弘文君　西川きよし君　小林　元君
段本　幸男君　森田　次夫君　樋口　俊一君
伊達　忠一君　柏村　武昭君　宮本　岳志君
岩城　光英君　鈴木　政二君　小林美恵子君
常田　享詳君　武見　敬三君　鈴木　寛君
松村　龍二君　岩井　國臣君　小泉　親司君
太田　豊秋君　河本　英典君　大田　昌秀君
西田　吉宏君　野間　赳君　池口　修次君
林　芳正君　魚住　汎英君　大沢　辰美君
南野知惠子君　矢野　哲朗君　西山登紀子君
竹山　裕君　真鍋　賢二君　林　紀子君
中曽根弘文君　陣内　孝雄君　畑野　君枝君
沓掛　哲男君　山東　昭子君　田　英夫君
岩本　司君　榛葉賀津也君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君
小川　勝也君
井上　哲士君
池田　幹幸君
羽田雄一郎君
長谷川　清君
平野　貞夫君
岩佐　恵美君
藁科　滿治君
和田ひろ子君
吉川　春子君
緒方　靖夫君
発議者
ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君
松井　孝治君
中島　章夫君
山根　隆治君
藤井　俊男君
川橋　幸子君
堀　利和君
直嶋　正行君
谷　博之君
松岡滿壽男君
奥石　東君
平田　健二君
広中和歌子君
勝木　健司君
今泉　昭君
宮本　岳志君
又市　征治君
八田ひろ子君
大田　昌秀君
大江　康弘君
井上　美代君
畑野　君枝君
田　英夫君
朝日　俊弘君
広野ただし君
大門実紀史君
福島　瑞穂君
柳田　稔君
大脇　雅子君
富樫　練三君
山本　孝史君
齋藤　勁君
角田　義一君
吉岡　吉典君
櫻井　充君

国務大臣
内閣総理大臣　小泉純一郎君
法務大臣　野沢太三君
外務大臣　川口順子君
財務大臣　谷垣禎一君
文部科学大臣　河村建夫君
国土交通大臣　石原伸晃君
国務大臣（内閣府特命担当大臣（金融、経済財政政策））　竹中平蔵君

副大臣
内閣府副大臣　伊藤達也君
国土交通副大臣　佐藤泰三君

議長の報告事項

去る五月二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　金田勝年君　大沢辰美君　西山登紀子君
補欠　岡田広君　吉川春子君　小林美恵子君

総務委員
辞任　南野知恵子君　浜四津敏子君
補欠　狩野安君　日笠勝之君

法務委員
辞任　平田健二君
補欠　樋口俊一君

外交防衛委員
辞任　本田良一君
補欠　岩本司君

財政金融委員
辞任　小池晃君
補欠　池田幹幸君

文教科学委員
辞任　畑野君枝君
補欠　小池晃君

厚生労働委員
辞任　岡田広君　狩野安君　藤野公孝君　池田幹幸君
補欠　金田勝年君　南野知恵子君　宮崎秀樹君　畑野君枝君

経済産業委員
辞任　柏村武昭君　岩本司君　樋口俊一君　日笠勝之君　小林美恵子君
補欠　泉信也君　本田良一君　平田健二君　浜四津敏子君　西山登紀子君

国土交通委員
辞任　愛知治郎君　宮崎秀樹君　吉川春子君
補欠　田村公平君　藤野公孝君　大沢辰美君

環境委員
辞任　田村公平君
補欠　愛知治郎君

予算委員
辞任　尾辻秀久君　林芳正君
補欠　藤井基之君　月原茂皓君

決算委員
辞任　泉信也君　月原茂皓君　藤井基之君　川橋幸子君　櫻井充君　畑野君枝君
補欠　柏村武昭君　林芳正君　尾辻秀久君　千葉景子君　佐藤泰介君　小池晃君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員
辞任　愛知治郎君　羽田雄一郎君
補欠　藤野公孝君　森ゆうこ君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

金融機能の強化のための特別措置に関する法律案（閣法第一八号）

預金保険法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案（閣法第八九号）

農林水産委員会に付託

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

決算委員会に付託

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案（西岡武夫君外四名発議）

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

障害者基本法の一部を改正する法律案

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　国民年金法等の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）、年金積立金管理運用独立行政法人法案（閣法第三一号）及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三二号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員
国井正幸　武見敬三
藤井基之　辻泰弘
森ゆうこ　渡辺孝男
畑野君枝　福島瑞穂

一、派遣地　神奈川県

一、期間　五月三十一日　一日間

一、費用　概算一五三、六〇〇円

右のとおり議決した。よって参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

平成十六年五月二十八日

参議院議長　倉田寛之殿

厚生労働委員長　国井正幸

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員若林秀樹君提出日本人外交官殺害事件の事実関係等に関する質問（第二〇号）（答弁することができる期限　六月十四日）

参議院議員若林秀樹君提出在外公館の危機管理体制の改善等に関する質問（第二一号）（同　六月十四日）

参議院議員若林秀樹君提出警察庁による日本人外交官殺害事件の調査結果概要報告等に関する質問（第二二号）（答弁することができる期限　六月十四日）

参議院議員大渕絹子君提出日本郵政公社設立時の会計に関する質問（第二三号）（同　七月五日）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

障害者基本法の一部を改正する法律

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律

同日内閣から、環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成十五年度環境の状況に関する年次報告及び同法第十二条第二項の規定に基づく平成十六年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書を受領した。

同日内閣から、循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく平成十五年度循環型社会の形成の状況に関する年次報告及び同法第十四条第二項の規定に基づく平成十六年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策についての文書を受領した。

一昨五月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　岡崎トミ子君　峰崎　直樹君

財政金融委員

辞任　峰崎　直樹君　岡崎トミ子君

文教科学委員

辞任　谷　博之君　北澤　俊美君

小池　晃君　畑野　君枝君

厚生労働委員

辞任　畑野　君枝君　小池　晃君

経済産業委員

辞任　小林　温君　木村　仁君

国土交通委員

辞任　上野　公成君　木村　仁君

北澤　俊美君　岡崎トミ子君

環境委員

辞任　愛知　治郎君　上野　公成君

予算委員

辞任　愛知　治郎君　山内　俊夫君

月原　茂皓君　林　芳正君

藤井　基之君　尾辻　秀久君

山本　香苗君　山下　栄一君

決算委員

辞任　尾辻　秀久君　藤井　基之君

林　芳正君　月原　茂皓君

山内　俊夫君　愛知　治郎君

佐藤　泰介君　櫻井　充君

千葉　景子君　川橋　幸子君

山下　栄一君　山本　香苗君

小池　晃君　林　紀子君

行政監視委員

辞任　林　紀子君　小池　晃君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　有村　治子君　松山　政司君

同日議長は、次の議員提出案を厚生労働委員会に付託した。

国会議員未納付国民年金保険料に係る公表及び特例保険料の納付に関する法律案（西岡武夫君外四名発議）（参第一七号）

同日議長は、次の衆議院提出案を外交防衛委員会に付託した。

旅券法の一部を改正する法律案（衆第四二号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書審査報告書

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書審査報告書

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書審査報告書

平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書審査報告書

平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書審査報告書

平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書審査報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

我が国公的年金制度の在り方に関する質問主意書（浅尾慶一郎君提出）（第二四号）

昨一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　峰崎　直樹君　岡崎トミ子君

総務委員

辞任　狩野　安君　田村　公平君

柏村　武昭君　脇　雅史君

日笠　勝之君　荒木　清寛君

法務委員

辞任　樋口　俊一君　岩本　司君

外交防衛委員

辞任　岩本　司君　樋口　俊一君

荒木　清寛君　日笠　勝之君

財政金融委員

辞任　田村耕太郎君　岡崎トミ子君

平野　達男君　峰崎　直樹君

山口那津男君　田名部匡省君

文教科学委員

辞任　北澤　俊美君　草川　昭三君

佐藤　泰介君　谷　博之君

草川　昭三君　山口那津男君

農林水産委員

辞任　段本　幸男君　松谷蒼一郎君

千葉　国男君　弘友　和夫君

経済産業委員

辞任　木村　仁君　小林　温君

福島啓史郎君　田村耕太郎君

国土交通委員

辞任　愛知　治郎君　上野　公成君

小林　温君　木村　仁君

田村　公平君　狩野　安君

松谷蒼一郎君　段本　幸男君

柏村　武昭君　平野　達男君

脇　雅史君　北澤　俊美君

田名部匡省君　千葉　国男君

谷　博之君

弘友　和夫君

環境委員

辞任　上野　公成君　谷　博之君

小林　元君　愛知　治郎君

佐藤　泰介君

予算委員

辞任　山内　俊夫君　愛知　治郎君

山下　栄一君　山本　香苗君

決算委員

辞任　補欠

愛知　治郎君　山内　俊夫君

山本　香苗君　山下　栄一君

林　紀子君　小池　晃君

行政監視委員

辞任　補欠

小池　晃君　林　紀子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員

辞任　補欠

松山　政司君　有村　治子君

吉川　春子君　井上　哲士君

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（八代英太君外二名提出）

特定船舶等の入港の禁止に関する特別措置法案（中川正春君外五名提出）

特定船舶の入港の禁止に関する法律案（水野賢一君外五名提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案（衆第四二号）審査報告書

証券取引法等の一部を改正する法律案（閣法第八三号）審査報告書

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第八四号）審査報告書

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（閣法第六六号）審査報告書

高速道路株式会社法案（閣法第一一二号）審査報告書

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（閣法第一一三号）審査報告書

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（閣法第一一四号）審査報告書

日本道路公団等民営化関係法施行法案（閣法第一一五号）審査報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二六号）審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浅尾慶一郎君提出国家公務員の給与及び昇給に関する質問に対する答弁書（第一三号）

同日内閣から、交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十五年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成十六年度において実施すべき交通安全施策に関する計画」の報告を受領した。

同日内閣から、ものづくり基盤技術振興基本法第八条の規定に基づく平成十五年度ものづくり基盤技術振興基本法第八条に基づく年次報告を受領した。

投票者氏名

日程第一　平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

賛成者氏名　一六三名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
河本　英典君　北岡　秀二君
久世　公堯君　倉掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　泰三君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野間　赳君
南野知惠子君　橋本　聖子君
林　芳正君　藤井　基之君
保坂　三蔵君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森田　次夫君　矢野　哲朗君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山本　一太君
吉田　博美君　若林　正俊君
朝日　俊弘君　池口　修次君
今泉　昌君　岩本　司君
大江　康弘君　小川　勝也君
大塚　耕平君　大渕　絹子君
岡崎トミ子君　神本美恵子君
勝木　健司君　川橋　幸子君
小林　元君　佐藤　道夫君
櫻井　充君　鈴木　寛君
谷　博之君　辻　泰弘君
直嶋　正行君　西岡　武夫君
長谷川　清君　平田　健二君
平野　達男君　広野ただし君
堀　利和君　松岡滿壽男君
松井　孝治君　峰崎　直樹君
簗瀬　進君　山根　隆治君
和田ひろ子君　藤野　公孝君
真鍋　賢二君　松田　岩夫君
松山　政司君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森田　次夫君
矢野　哲朗君　山崎　力君
山下　英利君　山本　一太君
若林　正俊君　朝日　俊弘君
池口　修次

千葉　国男君　　続　訓弘君
鶴岡　洋君　　遠山　清彦君
浜四津敏子君　　日笠　勝之君
福本　潤一君　　松　あきら君
森本　晃司君　　山口那津男君
山下　栄一君　　山本　香苗君
山本　保君　　渡辺　孝男君
岩本　荘太君　　椎名　素夫君
黒岩　宇洋君　　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　二三名

井上　哲士君　　井上　美代君
池田　幹幸君　　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　　紙　智子君
小泉　親司君　　小林美恵子君
大門実紀史君　　富樫　練三君
西山登紀子君　　八田ひろ子君
林　紀子君　　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　　吉川　春子君
大田　昌秀君　　田　英夫君
福島　瑞穂君　　渕上　貞雄君
又市　征治君　　高橋紀世子君
中村　敦夫君

日程第二　平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（衆議院送付）

賛成者氏名　一八六名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
愛知　治郎君　　青木　幹雄君
荒井　正吾君　　有馬　朗人君
有村　治子君　　市川　一朗君
入澤　肇君　　岩井　國臣君
岩城　光英君　　岩永　浩美君
上野　公成君　　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　　大島　慶久君
大仁田　厚君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　扇　千景君
加治屋義人君　　狩野　安君
景山俊太郎君　　柏村　武昭君
片山虎之助君　　金田　勝年君
河本　英典君　　北岡　秀二君
久世　公堯君　　沓掛　哲男君
国井　正幸君　　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　　小林　温君
後藤　博子君　　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　　佐藤　泰三君
山東　昭子君　　清水嘉与子君
清水　達雄君　　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　関谷　勝嗣君
田浦　直君　　田村　公平君
田村耕太郎君　　伊達　忠一君
竹山　裕君　　武見　敬三君
谷川　秀善君　　段本　幸男君
常田　享詳君　　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　　中島　眞人君
中曽根弘文君　　中原　爽君
西田　吉宏君　　西銘順志郎君
野上浩太郎君　　野間　赳君
南野知惠子君　　橋本　聖子君
林　芳正君　　福島啓史郎君
藤井　基之君　　藤野　公孝君
保坂　三蔵君　　真鍋　賢二君
舛添　要一君　　松田　岩夫君
松村　龍二君　　松山　政司君
三浦　一水君　　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　　森田　次夫君
矢野　哲朗君　　山崎　力君
山崎　正昭君　　山下　英利君
山本　一太君　　吉田　博美君
若林　正俊君　　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　　池口　修次君
今泉　昭君　　岩本　司君
小川　勝也君　　大江　康弘君
大塚　耕平君　　大渕　絹子君
大脇　雅子君　　岡崎トミ子君
勝木　健司君　　神本美恵子君
川橋　幸子君　　小林　元君
奥石　東君　　佐藤　道夫君
齋藤　勁君　　櫻井　充君
榛葉賀津也君　　鈴木　寛君
高橋　千秋君　　谷　博之君
ジルキン　マルティ君　　辻　泰弘君
角田　義一君　　直嶋　正行君
中島　章夫君　　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　　長谷川　清君
樋口　俊一君　　平田　健二君
平野　貞夫君　　平野　達男君
広中和歌子君　　広野ただし君
藤井　俊男君　　堀　利和君
松井　孝治君　　松岡滿壽男君
円　より子君　　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　　簗瀬　進君
柳田　稔君　　山根　隆治君
山本　孝史君　　和田ひろ子君
若林　秀樹君　　薬科　滿治君
魚住裕一郎君　　加藤　修一君
草川　昭三君　　木庭健太郎君
白浜　一良君　　高野　博師君
千葉　国男君　　続　訓弘君
鶴岡　洋君　　遠山　清彦君
浜四津敏子君　　日笠　勝之君
福本　潤一君　　松　あきら君
森本　晃司君　　山口那津男君
山下　栄一君　　山本　香苗君
山本　保君　　渡辺　孝男君
井上　哲士君　　井上　美代君
池田　幹幸君　　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　　紙　智子君
小泉　親司君　　小林美恵子君
大門実紀史君　　富樫　練三君
西山登紀子君　　畑野　君枝君
八田ひろ子君　　林　紀子君

日程第三　平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（衆議院送付）

賛成者氏名　一〇九名

阿南　一成君　　阿部　正俊君
愛知　治郎君　　青木　幹雄君
荒井　正吾君　　有馬　朗人君
有村　治子君　　市川　一朗君
入澤　肇君　　岩井　國臣君
岩城　光英君　　岩永　浩美君
上野　公成君　　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　　大島　慶久君
大仁田　厚君　　大野つや子君
太田　豊秋君　　扇　千景君
加治屋義人君　　狩野　安君
景山俊太郎君　　柏村　武昭君
片山虎之助君　　金田　勝年君
河本　英典君　　北岡　秀二君
久世　公堯君　　沓掛　哲男君
国井　正幸君　　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　　小林　温君
後藤　博子君　　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　　佐藤　泰三君
山東　昭子君　　清水嘉与子君
清水　達雄君　　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　　世耕　弘成君
関口　昌一君　　関谷　勝嗣君
宮本　岳志君　　吉岡　吉典君
吉川　春子君　　大田　昌秀君
田　英夫君　　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　　又市　征治君
岩本　荘太君　　椎名　素夫君
山本　正和君　　黒岩　宇洋君
西川きよし君　　本岡　昭次君

反対者氏名　二名

高橋紀世子君　　中村　敦夫君

田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
常田　享詳君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
西田　吉宏君
野上浩太郎君
南野知惠子君
林　芳正君
藤井　基之君
保坂　三蔵君
舛添　要一君
松村　龍二君
三浦　一水君
宮崎　秀樹君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
若林　正俊君
加藤　修一君
木庭健太郎君
高野　博師君
続　訓弘君
遠山　清彦君
日笠　勝之君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
西川きよし君

田村　公平君
伊達　忠一君
武見　敬三君
段本　幸男君
鶴保　庸介君
中島　眞人君
中原　爽君
西銘順志郎君
野間　赳君
橋本　聖子君
福島啓史郎君
藤野　公孝君
真鍋　賢二君
松田　岩夫君
松山　政司君
溝手　顕正君
森田　次夫君
山崎　力君
山下　英利君
吉田　博美君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
千葉　国男君
鶴岡　洋君
浜四津敏子君
福本　潤一君
森本　晃司君
山下　栄一君
山本　保君
岩本　荘太君

反対者氏名

七八名

朝日　俊弘君
池口　修次君
岩本　司君
大江　康弘君
大渕　絹子君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
小林　元君
佐藤　道夫君
櫻井　充君
鈴木　寛君
谷　博之君
辻　泰弘君
直嶋　正行君
西岡　武夫君
長谷川　清君
平田　健二君
平野　達男君
広野ただし君
堀　利和君
松岡滿壽男君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山根　隆治君
和田ひろ子君
藁科　滿治君
井上　美代君
岩佐　恵美君
紙　智子君
小林美恵子君
富樫　練三君

伊藤　基隆君
今泉　昭君
小川　勝也君
大塚　耕平君
大脇　雅子君
勝木　健司君
川橋　幸子君
輿石　東君
齋藤　勁君
榛葉賀津也君
高橋　千秋君
ツルネン　マルティ君
角田　義一君
中島　章夫君
羽田雄一郎君
樋口　俊一君
平野　貞夫君
広中和歌子君
藤井　俊男君
松井　孝治君
円　より子君
森　ゆうこ君
柳田　稔君
山本　孝史君
若林　秀樹君
井上　哲士君
池田　幹幸君
大沢　辰美君
小泉　親司君
大門実紀史君
西山登紀子君

畑野　君枝君
林　紀子君
吉岡　吉典君
大田　昌秀君
福島　瑞穂君
又市　征治君
高橋紀世子君
中村　敦夫君
黒岩　宇洋君

八田ひろ子君
宮本　岳志君
吉川　春子君
田　英夫君
渕上　貞雄君
山本　正和君
中村　敦夫君
本岡　昭次君

日程第四　平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり是認」

賛成者氏名

一〇八名

阿南　一成君
愛知　治郎君
荒井　正吾君
有村　治子君
入澤　肇君
岩城　光英君
上野　公成君
尾辻　秀久君
大仁田　厚君
太田　豊秋君
加治屋義人君
景山俊太郎君
片山虎之助君
河本　英典君
久世　公堯君
国井　正幸君
小斉平敏文君
後藤　博子君

阿部　正俊君
青木　幹雄君
有馬　朗人君
市川　一朗君
岩井　國臣君
岩永　浩美君
魚住　汎英君
大島　慶久君
大野つや子君
扇　千景君
狩野　安君
柏村　武昭君
金田　勝年君
北岡　秀二君
沓掛　哲男君
小泉　顯雄君
小林　温君
鴻池　祥肇君

佐々木知子君
山東　昭子君
清水　達雄君
鈴木　政二君
関口　昌一君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
常田　享詳君
中島　啓雄君
中原　爽君
西田　吉宏君
野間　赳君
橋本　聖子君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
林　芳正君
藤井　基之君
保坂　三蔵君
舛添　要一君
松村　龍二君
三浦　一水君
森田　次夫君
山崎　力君
山下　英利君
山本　一太君
若林　正俊君
加藤　修一君
木庭健太郎君
高野　博師君
続　訓弘君
遠山　清彦君
日笠　勝之君

佐藤　泰三君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君
鈴木　政二君
世耕　弘成君
関谷　勝嗣君
田村　公平君
伊達　忠一君
武見　敬三君
段本　幸男君
鶴保　庸介君
中島　眞人君
中原　爽君
西銘順志郎君
野間　赳君
橋本　聖子君
福島啓史郎君
藤野　公孝君
真鍋　賢二君
松田　岩夫君
松山　政司君
溝手　顕正君
山崎　力君
山下　英利君
吉田　博美君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
千葉　国男君
鶴岡　洋君
浜四津敏子君
福本　潤一君

松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君

反対者氏名

七九名

朝日　俊弘君
池口　修次君
岩本　司君
大江　康弘君
大渕　絹子君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
小林　元君
佐藤　道夫君
櫻井　充君
鈴木　寛君
谷　博之君
辻　泰弘君
直嶋　正行君
西岡　武夫君
長谷川　清君
平田　健二君
平野　達男君
広野ただし君
堀　利和君
松岡滿壽男君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山根　隆治君
和田ひろ子君
藁科　滿治君

森本　晃司君
山下　栄一君
山本　保君
西川きよし君

伊藤　基隆君
今泉　昭君
小川　勝也君
大塚　耕平君
大脇　雅子君
勝木　健司君
川橋　幸子君
齋藤　勁君
榛葉賀津也君
鈴木陽悦君
高橋　千秋君
ツルネン　マルティ君
角田　義一君
中島　章夫君
羽田雄一郎君
樋口　俊一君
平野　貞夫君
広中和歌子君
藤井　俊男君
松井　孝治君
円　より子君
森　ゆうこ君
柳田　稔君
山本　孝史君
若林　秀樹君
井上　哲士君

井上　美代君
岩佐　恵美君
紙　智子君
小林美恵子君
富樫　練三君
畑野　君枝君
林　紀子君
吉岡　吉典君
大田　昌秀君
福島　瑞穂君
又市　征治君
山本　正和君
中村　敦夫君
本岡　昭次君

池田　幹幸君
大沢　辰美君
小泉　親司君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
宮本　岳志君
吉川　春子君
田　英夫君
渕上　貞雄君
岩本　荘太君
高橋紀世子君
黒岩　宇洋君

日程第四　平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書「委員長報告のとおり内閣に対し警告」

賛成者氏名

一八七名

阿南　一成君
愛知　治郎君
荒井　正吾君
有村　治子君
入澤　肇君
岩城　光英君
上野　公成君
尾辻　秀久君
大野つや子君
扇　千景君
狩野　安君

阿部　正俊君
青木　幹雄君
有馬　朗人君
市川　一朗君
岩井　國臣君
岩永　浩美君
魚住　汎英君
大島　慶久君
太田　豊秋君
加治屋義人君
景山俊太郎君

柏村　武昭君
金田　勝年君
北岡　秀二君
沓掛　哲男君
小泉　顕雄君
小林　温君
鴻池　祥肇君
佐藤　泰三君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君
世耕　弘成君
関谷　勝嗣君
田村　公平君
伊達　忠一君
武見　敬三君
段本　幸男君
鶴保　庸介君
中島　眞人君
中原　爽君
西銘順志郎君
野間　赳君
橋本　聖子君
福島啓史郎君
藤野　公孝君
真鍋　賢二君
松田　岩夫君
松山　政司君
溝手　顕正君
森田　次夫君
山崎　力君
山下　英利君
吉田　博美君

片山虎之助君
河本　英典君
久世　公堯君
国井　正幸君
小斉平敏文君
後藤　博子君
佐々木知子君
山東　昭子君
清水　達雄君
鈴木　政二君
関口　昌一君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
常田　享詳君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
西田　吉宏君
野上浩太郎君
南野知惠子君
林　芳正君
藤井　基之君
保坂　三蔵君
舛添　要一君
松村　龍二君
三浦　一水君
宮崎　秀樹君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
若林　正俊君

朝日　俊弘君
池口　修次君
岩本　司君
大江　康弘君
大渕　絹子君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
小林　元君
佐藤　道夫君
櫻井　充君
鈴木　寛君
谷　博之君
辻　泰弘君
直嶋　正行君
西岡　武夫君
長谷川　清君
平田　健二君
平野　達男君
広野ただし君
堀　利和君
松岡滿壽男君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山根　隆治君
和田ひろ子君
藁科　滿治君

伊藤　基隆君
今泉　昭君
小川　勝也君
大塚　耕平君
大脇　雅子君
勝木　健司君
川橋　幸子君
奥石　東君
佐藤　道夫君
齋藤　勁君
榛葉賀津也君
高橋　千秋君
ツルネン　マルティ君
角田　義一君
中島　章夫君
羽田雄一郎君
樋口　俊一君
平野　貞夫君
広中和歌子君
藤井　俊男君
松井　孝治君
円　より子君
森　ゆうこ君
柳田　稔君
山本　孝史君
若林　秀樹君
井上　哲士君

松　あきら君　森本　晃司君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
岩佐　恵美君　大沢　辰美君
紙　智子君　小泉　親司君
小林美恵子君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
大田　昌秀君　田　英夫君
福島　瑞穂君　渕上　貞雄君
又市　征治君　岩本　荘太君
椎名　素夫君　山本　正和君
高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　〇名

日程第五　平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書「委員長報告のとおり是認」

賛成者氏名　一六二名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
河本　英典君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　泰三君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野間　赳君
南野知惠子君　橋本　聖子君
林　芳正君　福島啓史郎君
藤井　基之君　藤野　公孝君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森田　次夫君
矢野　哲朗君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山本　一太君　吉田　博美君
若林　正俊君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
小川　勝也君　大江　康弘君
大塚　耕平君　大渕　絹子君
大脇　雅子君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　小林　元君
輿石　東君　佐藤　道夫君
齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高橋　千秋君　谷　博之君
ジルキン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　直嶋　正行君
中島　章夫君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
樋口　俊一君　平田　健二君
平野　貞夫君　平野　達男君
広中和歌子君　広野ただし君
藤井　俊男君　堀　利和君
松井　孝治君　松岡滿壽男君
円　より子君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　薬科　滿治君
魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君

反対者氏名　二四名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　紙　智子君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
高橋紀世子君　中村　敦夫君

日程第六　平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書「委員長報告のとおり是認」

賛成者氏名　一八一名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
岩本　荘太君　黒岩　宇洋君
西川きよし君　本岡　昭次君

入澤　肇君
岩城　光英君
上野　公成君
尾辻　秀久君
大仁田　厚君
太田　豊秋君
加治屋義人君
景山俊太郎君
片山虎之助君
河本　英典君
久世　公堯君
国井　正幸君
小斉平敏文君
後藤　博子君
佐々木知子君
山東　昭子君
清水　達雄君
鈴木　政二君
関口　昌一君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
常田　享詳君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
西田　吉宏君
野上浩太郎君
南野知惠子君
林　芳正君
藤井　基之君

岩井　國臣君
岩永　浩美君
魚住　汎英君
大島　慶久君
大野つや子君
扇　千景君
狩野　安君
柏村　武昭君
金田　勝年君
北岡　秀二君
小泉　顯雄君
小林　温君
鴻池　祥肇君
佐藤　泰三君
清水嘉与子君
陣内　孝雄君
世耕　弘成君
関谷　勝嗣君
田村　公平君
伊達　忠一君
武見　敬三君
段本　幸男君
鶴保　庸介君
中島　眞人君
中原　爽君
西銘順志郎君
野間　赳君
橋本　聖子君
福島啓史郎君
藤野　公孝君

保坂　三蔵君
舛添　要一君
松村　龍二君
三浦　一水君
宮崎　秀樹君
矢野　哲朗君
山崎　正昭君
山本　一太君
若林　正俊君
伊藤　基隆君
今泉　昭君
小川　勝也君
大塚　耕平君
大脇　雅子君
勝木　健司君
川橋　幸子君
輿石　東君
齋藤　勁君
榛葉賀津也君
高橋　千秋君
ツルネン　マルティ君
角田　義一君
中島　章夫君
羽田雄一郎君
樋口　俊一君
平野　貞夫君
広中和歌子君
藤井　俊男君
松井　孝治君
円　より子君
森　ゆうこ君
柳田　稔君

真鍋　賢二君
松田　岩夫君
松山　政司君
溝手　顕正君
森田　次夫君
山崎　力君
山下　英利君
吉田　博美君
朝日　俊弘君
池口　修次君
岩本　司君
大江　康弘君
大渕　絹子君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
小林　元君
佐藤　道夫君
櫻井　充君
鈴木　寛君
谷　博之君
辻　泰弘君
直嶋　正行君
西岡　武夫君
長谷川　清君
平田　健二君
平野　達男君
広野ただし君
堀　利和君
松岡滿壽男君
峰崎　直樹君
簗瀬　進君
山根　隆治君

山本　孝史君
若林　秀樹君
魚住裕一郎君
草川　昭三君
白浜　一良君
千葉　国男君
鶴岡　洋君
浜四津敏子君
福本　潤一君
森本　晃司君
山下　栄一君
山本　保君
井上　哲士君
池田　幹幸君
大沢　辰美君
小泉　親司君
大門実紀史君
西山登紀子君
八田ひろ子君
宮本　岳志君
吉川　春子君
山本　正和君
黒岩　宇洋君
本岡　昭次君

和田ひろ子君
藁科　滿治君
加藤　修一君
木庭健太郎君
高野　博師君
続　訓弘君
遠山　清彦君
日笠　勝之君
松　あきら君
山口那津男君
山本　香苗君
渡辺　孝男君
井上　美代君
岩佐　恵美君
紙　智子君
小林美恵子君
富樫　練三君
畑野　君枝君
林　紀子君
吉岡　吉典君
岩本　荘太君
高橋紀世子君
西川きよし君

反対者氏名　六名

大田　昌秀君
福島　瑞穂君
又市　征治君
田　英夫君
渕上　貞雄君
中村　敦夫君

日程第七　国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第八　全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　一八七名

阿南　一成君
愛知　治郎君
荒井　正吾君
有村　治子君
入澤　肇君
岩城　光英君
上野　公成君
尾辻　秀久君
大仁田　厚君
太田　豊秋君
加治屋義人君
片山虎之助君
河本　英典君
久世　公堯君
国井　正幸君
小斉平敏文君
後藤　博子君
佐々木知子君
山東　昭子君
清水嘉与子君
清水　達雄君
鈴木　政二君
関口　昌一君
田浦　直君
田村耕太郎君
竹山　裕君
谷川　秀善君
常田　享詳君
中島　啓雄君
中曽根弘文君
西田　吉宏君
野上浩太郎君
南野知惠子君
林　芳正君
藤井　基之君

阿部　正俊君
青木　幹雄君
有馬　朗人君
市川　一朗君
岩井　國臣君
岩永　浩美君
魚住　汎英君
大島　慶久君
大野つや子君
扇　千景君
狩野　安君
柏村　武昭君
金田　勝年君
北岡　秀二君
沓掛　哲男君
小泉　顯雄君
小林　温君
鴻池　祥肇君
佐藤　泰三君
清水嘉与子君

清水　達雄君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知恵子君
橋本　聖子君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
真鍋　賢二君　舛添　要一君
松田　岩夫君　松村　龍二君
松山　政司君　三浦　一水君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森田　次夫君　矢野　哲朗君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山本　一太君
吉田　博美君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
小川　勝也君　大江　康弘君
大塚　耕平君　大渕　絹子君
大脇　雅子君　岡崎トミ子君
勝木　健司君　神本美恵子君
川橋　幸子君　小林　元君
奥石　東君　佐藤　道夫君

齋藤　勁君　櫻井　充君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君
高橋　千秋君　谷　博之君
ツルネン　マルティ君　辻　泰弘君
角田　義一君　直嶋　正行君
中島　章夫君　西岡　武夫君
羽田雄一郎君　長谷川　清君
樋口　俊一君　平田　健二君
平野　達男君　広中和歌子君
広野ただし君　藤井　俊男君
堀　利和君　松井　孝治君
松岡滿壽男君　円　より子君
峰崎　直樹君　森　ゆうこ君
簗瀬　進君　柳田　稔君
山根　隆治君　山本　孝史君
和田ひろ子君　若林　秀樹君
薬科　滿治君　魚住裕一郎君
加藤　修一君　草川　昭三君
木庭健太郎君　白浜　一良君
高野　博師君　千葉　国男君
続　訓弘君　鶴岡　洋君
遠山　清彦君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　福本　潤一君
松　あきら君　森本　晃司君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　井上　哲士君
井上　美代君　池田　幹幸君
岩佐　恵美君　大沢　辰美君
紙　智子君　小泉　親司君
小林美恵子君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君

畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君
大田　昌秀君　田　英夫君
福島　瑞穂君　渕上　貞雄君
又市　征治君　岩本　荘太君
椎名　素夫君　山本　正和君
高橋紀世子君　中村　敦夫君
黒岩　宇洋君　西川きよし君
本岡　昭次君

反対者氏名　○名

日程第九　旅券法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
賛成者氏名　一八七名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
河本　英典君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君

小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　泰三君
清水嘉与子君　清水　達雄君
陣内　孝雄君　世耕　弘成君
関谷　勝嗣君　関口　昌一君
田村耕太郎君　田浦　直君
竹山　裕君　武見　敬三君
段本　幸男君　田村　公平君
伊達　忠一君　鈴木　政二君
岩本　荘太君　渕上　貞雄君
山東　昭子君　清水　達雄君
鈴木　政二君　関口　昌一君
竹山　裕君　谷川　秀善君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中曽根弘文君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野沢　太三君
野間　赳君　南野知恵子君
橋本　聖子君　林　芳正君
福島啓史郎君　藤井　基之君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君
森田　次夫君　矢野　哲朗君
山崎　力君　山崎　正昭君
山下　英利君　山本　一太君
吉田　博美君　朝日　俊弘君
伊藤　基隆君　池口　修次君
今泉　昭君　岩本　司君
小川　勝也君　大江　康弘君
大塚　耕平君　大渕　絹子君

大脇　雅子君　岡崎トミ子君　岩佐　恵美君　大沢　辰美君　太田　豊秋君　山崎　力君　山崎　正昭君
勝木　健司君　神本美恵子君　紙　智子君　小泉　親司君　加治屋義人君　山下　英利君　山本　一太君
川橋　幸子君　小林　元君　小林美恵子君　大門実紀史君　景山俊太郎君　吉田　博美君　朝日　俊弘君
奥石　東君　佐藤　道夫君　富樫　練三君　西山登紀子君　片山虎之助君　伊藤　基隆君　池口　修次君
齋藤　勁君　櫻井　充君　畑野　君枝君　八田ひろ子君　河本　英典君　今泉　昭君　岩本　司君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　林　紀子君　宮本　岳志君　久世　公堯君　小川　勝也君　大江　康弘君
高橋　千秋君　谷　博之君　吉岡　吉典君　吉川　春子君　国井　正幸君　大塚　耕平君　大渕　絹子君
ジルネン　マルティ君　辻　泰弘君　大田　昌秀君　田　英夫君　小斉平敏文君　小林　温君　大脇　雅子君　岡崎トミ子君
角田　義一君　直嶋　正行君　福島　瑞穂君　渕上　貞雄君　後藤　博子君　小泉　顕雄君　勝木　健司君　神本美恵子君
中島　章夫君　西岡　武夫君　又市　征治君　岩本　荘太君　佐々木知子君　佐藤　泰三君　佐藤　道夫君　小林　元君
羽田雄一郎君　長谷川　清君　椎名　素夫君　山本　正和君　山東　昭子君　清水嘉与子君　櫻井　充君　高野　博師君
樋口　俊一君　平田　健二君　高橋紀世子君　中村　敦夫君　清水　達雄君　陣内　孝雄君　齋藤　勁君　千葉　国男君
平野　達男君　広中和歌子君　黒岩　宇洋君　西川きよし君　後藤　博子君　鴻池　祥肇君　鈴木　寛君　続　訓弘君
広野ただし君　藤井　俊男君　本岡　昭次君　佐々木知子君　佐藤　泰三君　榛葉賀津也君　川橋　幸子君　鶴岡　洋君
堀　利和君　松井　孝治君　清水嘉与子君　陣内　孝雄君　高橋　千秋君　奥石　東君　浜四津敏子君
松岡滿壽男君　円　より子君　反対者氏名　清水　達雄君　世耕　弘成君　関谷　勝嗣君　佐藤　泰三君　木庭健太郎君
峰崎　直樹君　森　ゆうこ君　○名　鈴木　政二君　関口　昌一君　山東　昭子君　高野　博師君
築瀬　進君　柳田　稔君　日程第一〇　証券取引法等の一部を改正する法律　太田　豊秋君　田浦　直君　清水　達雄君　千葉　国男君
山根　隆治君　山本　孝史君　案（内閣提出、衆議院送付）　加治屋義人君　田村耕太郎君　陣内　孝雄君　続　訓弘君
和田ひろ子君　若林　秀樹君　日程第一一　株式等の取引に係る決済の合理化を　景山俊太郎君　伊達　忠一君　世耕　弘成君　鶴岡　洋君
薬科　滿治君　魚住裕一郎君　図るための社債等の振替に関する法律等の一部を　片山虎之助君　竹山　裕君　関谷　勝嗣君　木庭健太郎君
加藤　修一君　草川　昭三君　改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）　金田　勝年君　武見　敬三君　高橋　千秋君　白浜　一良君
木庭健太郎君　白浜　一良君　賛成者氏名　北岡　秀二君　田村　公平君　奥石　東君
高野　博師君　千葉　国男君　一七〇名　久世　公堯君　伊達　忠一君　佐藤　泰三君
続　訓弘君　鶴岡　洋君　阿南　一成君　小泉　顕雄君　段本　幸男君　清水嘉与子君
千葉　国男君　阿部　正俊君　小林　温君　鶴保　庸介君　櫻井　充君
浜四津敏子君　青木　幹雄君　佐藤　泰三君　中島　眞人君　高野　博師君
福本　潤一君　愛知　治郎君　清水嘉与子君　中原　爽君　千葉　国男君
日笠　勝之君　荒井　正吾君　櫻井　充君　西銘順志郎君　続　訓弘君
遠山　清彦君　有馬　朗人君　高野　博師君　野沢　太三君
福本　潤一君　有村　治子君　千葉　国男君　南野知恵子君
松　あきら君　入澤　肇君　続　訓弘君　林　芳正君
山口那津男君　岩城　光英君　鶴岡　洋君　藤井　基之君
山本　香苗君　上野　公成君　保坂　三蔵君
渡辺　孝男君　尾辻　秀久君　矢野　哲朗君
井上　美代君　大仁田　厚君

遠山　清彦君　浜四津敏子君
日笠　勝之君　福本　潤一君
松　あきら君　森本　晃司君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　保君
渡辺　孝男君　大田　昌秀君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
岩本　荘太君　椎名　素夫君
山本　正和君　高橋紀世子君
中村　敦夫君　黒岩　宇洋君
西川きよし君　本岡　昭次君

反対者氏名　一七名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　紙　智子君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君

日程第一二　行政事件訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一八六名

阿南　一成君　阿部　正俊君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君
有村　治子君　市川　一朗君
入澤　肇君　岩井　國臣君
岩城　光英君　岩永　浩美君
上野　公成君　魚住　汎英君
尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　大野つや子君
太田　豊秋君　扇　千景君
加治屋義人君　狩野　安君
景山俊太郎君　柏村　武昭君
片山虎之助君　金田　勝年君
河本　英典君　北岡　秀二君
久世　公堯君　沓掛　哲男君
国井　正幸君　小泉　顕雄君
小斉平敏文君　小林　温君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君
佐々木知子君　佐藤　泰三君
山東　昭子君　清水嘉与子君
清水　達雄君　陣内　孝雄君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　関谷　勝嗣君
田浦　直君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君
竹山　裕君　武見　敬三君
谷川　秀善君　段本　幸男君
常田　享詳君　鶴保　庸介君
中島　啓雄君　中島　眞人君
中曽根弘文君　中原　爽君
西田　吉宏君　西銘順志郎君
野上浩太郎君　野間　赳君
南野知恵子君　橋本　聖子君
林　芳正君　福島啓史郎君
藤井　基之君　藤野　公孝君
保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　龍二君　松山　政司君
三浦　一水君　溝手　顕正君
宮崎　秀樹君　森田　次夫君
矢野　哲朗君　山崎　力君
山崎　正昭君　山下　英利君
山本　一太君　吉田　博美君
朝日　俊弘君　伊藤　基隆君
池口　修次君　今泉　昭君
岩本　司君　小川　勝也君
大江　康弘君　大塚　耕平君
大渕　絹子君　大脇　雅子君
岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君
小林　元君　齋藤　勁君
佐藤　道夫君　榛葉賀津也君
櫻井　充君　高橋　千秋君
谷　博之君　ツルネン　マルティ君
辻　泰弘君　角田　義一君
直嶋　正行君　中島　章夫君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川　清君　樋口　俊一君
平田　健二君　平野　達男君
広中和歌子君　広野ただし君
藤井　俊男君　堀　利和君
松井　孝治君　松岡滿壽男君
円　より子君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　簗瀬　進君
柳田　稔君　山根　隆治君
山本　孝史君　和田ひろ子君
若林　秀樹君　薗科　滿治君

日程第一三　高速道路株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一四　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案（内閣提出、衆議院送付）

反対者氏名　〇名

魚住裕一郎君　加藤　修一君
草川　昭三君　木庭健太郎君
白浜　一良君　高野　博師君
千葉　国男君　続　訓弘君
鶴岡　洋君　遠山　清彦君
浜四津敏子君　日笠　勝之君
福本　潤一君　松　あきら君
森本　晃司君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　保君　渡辺　孝男君
井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　紙　智子君
小泉　親司君　小林美恵子君
大門実紀史君　富樫　練三君
西山登紀子君　畑野　君枝君
八田ひろ子君　林　紀子君
宮本　岳志君　吉岡　吉典君
吉川　春子君　大田　昌秀君
田　英夫君　福島　瑞穂君
渕上　貞雄君　又市　征治君
岩本　荘太君　椎名　素夫君
山本　正和君　高橋紀世子君
中村　敦夫君　黒岩　宇洋君
西川きよし君　本岡　昭次君

日程第一五　日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
日程第一六　日本道路公団等民営化関係法施行法案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一〇七名

阿南　一成君　阿部　正俊君　段本　幸男君　常田　享詳君
愛知　治郎君　青木　幹雄君　鶴保　庸介君　中島　啓雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君　中島　眞人君　中曽根弘文君
有村　治子君　市川　一朗君　中原　爽君　西田　吉宏君
入澤　肇君　岩井　國臣君　西銘順志郎君　野上浩太郎君
岩城　光英君　岩永　浩美君　野沢　太三君　野間　赳君
上野　公成君　魚住　汎英君　南野知惠子君　橋本　聖子君
尾辻　秀久君　大島　慶久君　林　芳正君　福島啓史郎君
大仁田　厚君　大野つや子君　藤井　基之君　藤野　公孝君
太田　豊秋君　扇　千景君　保坂　三蔵君　真鍋　賢二君
加治屋義人君　狩野　安君　舛添　要一君　松田　岩夫君
景山俊太郎君　柏村　武昭君　松村　龍二君　松山　政司君
片山虎之助君　金田　勝年君　三浦　一水君　溝手　顕正君
河本　英典君　北岡　秀二君　宮崎　秀樹君　森田　次夫君
久世　公堯君　沓掛　哲男君　矢野　哲朗君　山崎　力君
国井　正幸君　小泉　顕雄君　山崎　正昭君　山下　英利君
小斉平敏文君　小林　温君　山本　一太君　吉田　博美君
後藤　博子君　鴻池　祥肇君　魚住裕一郎君　加藤　修一君
佐々木知子君　佐藤　泰三君　草川　昭三君　木庭健太郎君
清水嘉与子君　清水　達雄君　白浜　一良君　高野　博師君
陣内　孝雄君　鈴木　政二君　千葉　国男君　続　訓弘君
世耕　弘成君　関口　昌一君　鶴岡　洋君　遠山　清彦君
関谷　勝嗣君　田浦　直君　浜四津敏子君　日笠　勝之君
田村　公平君　田村耕太郎君　福本　潤一君　松　あきら君
伊達　忠一君　竹山　裕君　森本　晃司君　山口那津男君
武見　敬三君　谷川　秀善君　山下　栄一君　山本　香苗君
渡辺　孝男君　西川きよし君

反対者氏名　七九名

朝日　俊弘君　伊藤　基隆君　岩本　司君　小川　勝也君
池口　修次君　今泉　昭君　大江　康弘君　大塚　耕平君
大渕　絹子君　大脇　雅子君　岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君　櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　谷　博之君　辻　泰弘君　直嶋　正行君
中島　章夫君　西岡　武夫君　羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　平野　達男君　広中和歌子君　藤井　俊男君
堀　利和君　松井　孝治君　松岡滿壽男君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　柳田　稔君　山根　隆治君　山本　孝史君
若林　秀樹君　井上　哲士君　井上　美代君　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　小泉　親司君　小林美恵子君　大門実紀史君
富樫　練三君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君

日程第一七　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　一七〇名

阿南　一成君　阿部　正俊君　大田　昌秀君　田　英夫君
愛知　治郎君　青木　幹雄君　福島　瑞穂君　渕上　貞雄君
荒井　正吾君　有馬　朗人君　又市　征治君　岩本　荘太君
有村　治子君　市川　一朗君　山本　正和君　高橋紀世子君
入澤　肇君　岩井　國臣君　中村　敦夫君　黒岩　宇洋君
岩城　光英君　岩永　浩美君　本岡　昭次君
上野　公成君　魚住　汎英君　尾辻　秀久君　大島　慶久君
大仁田　厚君　太田　豊秋君　加治屋義人君　景山俊太郎君
片山虎之助君　河本　英典君　北岡　秀二君　久世　公堯君
国井　正幸君　小斉平敏文君　後藤　博子君　佐々木知子君
清水嘉与子君　清水　達雄君　陣内　孝雄君　鈴木　政二君
世耕　弘成君　関口　昌一君　田浦　直君　田村　公平君
田村耕太郎君　伊達　忠一君　竹山　裕君　谷川　秀善君
武見　敬三君　朝日　俊弘君　池口　修次君　今泉　昭君
伊藤　基隆君　岩本　司君　大江　康弘君　大塚　耕平君
大渕　絹子君　大脇　雅子君　岡崎トミ子君　勝木　健司君
神本美恵子君　川橋　幸子君　櫻井　充君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　谷　博之君　辻　泰弘君　直嶋　正行君
中島　章夫君　西岡　武夫君　羽田雄一郎君　長谷川　清君
平田　健二君　平野　達男君　広中和歌子君　藤井　俊男君
堀　利和君　松井　孝治君　松岡滿壽男君　峰崎　直樹君
森　ゆうこ君　柳田　稔君　山根　隆治君　山本　孝史君
若林　秀樹君　井上　哲士君　井上　美代君　岩佐　恵美君
大沢　辰美君　小泉　親司君　小林美恵子君　大門実紀史君
富樫　練三君　畑野　君枝君　林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君

鈴木　政二君　世耕　弘成君　榛葉賀津也君　鈴木　寛君
関口　昌一君　関谷　勝嗣君　高橋　千秋君　谷　博之君
田浦　直君　田村　公平君　ソルテン　マルティ君　辻　泰弘君
田村耕太郎君　伊達　忠一君　角田　義一君　直嶋　正行君
竹山　裕君　武見　敬三君　中島　章夫君　西岡　武夫君
谷川　秀善君　段本　幸男君　羽田雄一郎君　長谷川　清君
常田　享詳君　鶴保　庸介君　樋口　俊一君　平田　健二君
中島　啓雄君　中島　眞人君　平野　貞夫君　平野　達男君
中曽根弘文君　中原　爽君　広中和歌子君　広野ただし君
西田　吉宏君　西銘順志郎君　藤井　俊男君　堀　利和君
野上浩太郎君　野沢　太三君　松井　孝治君　松岡滿壽男君
野間　赳君　南野知惠子君　峰崎　直樹君　森　ゆうこ君
橋本　聖子君　林　芳正君　簗瀬　進君　柳田　稔君
福島啓史郎君　藤井　基之君　山根　隆治君　山本　孝史君
藤野　公孝君　保坂　三蔵君　和田ひろ子君　若林　秀樹君
真鍋　賢二君　舛添　要一君　薬科　滿治君　魚住裕一郎君
松田　岩夫君　松村　龍二君　加藤　修一君　草川　昭三君
松山　政司君　三浦　一水君　木庭健太郎君　白浜　一良君
溝手　顕正君　宮崎　秀樹君　高野　博師君　千葉　国男君
森田　次夫君　矢野　哲朗君　続　訓弘君　鶴岡　洋君
山崎　力君　山崎　正昭君　遠山　清彦君　浜四津敏子君
山下　英利君　山本　一太君　日笠　勝之君　福本　潤一君
吉田　博美君　朝日　俊弘君　松　あきら君　森本　晃司君
伊藤　基隆君　池口　修次君　山口那津男君　山下　栄一君
今泉　昭君　岩本　司君　山本　香苗君　山本　保君
小川　勝也君　大江　康弘君　渡辺　孝男君　大田　昌秀君
大塚　耕平君　大渕　絹子君　田　英夫君　福島　瑞穂君
大脇　雅子君　岡崎トミ子君　渕上　貞雄君　又市　征治君
勝木　健司君　神本美恵子君　岩本　荘太君　椎名　素夫君
川橋　幸子君　小林　元君　山本　正和君　高橋紀世子君
奥石　東君　佐藤　道夫君　中村　敦夫君　黒岩　宇洋君
齋藤　勁君　櫻井　充君　西川きよし君　本岡　昭次君

反対者氏名　一八名

井上　哲士君　井上　美代君
池田　幹幸君　岩佐　恵美君
緒方　靖夫君　大沢　辰美君
紙　智子君　小泉　親司君
小林美恵子君　大門実紀史君
富樫　練三君　西山登紀子君
畑野　君枝君　八田ひろ子君
林　紀子君　宮本　岳志君
吉岡　吉典君　吉川　春子君

国家公務員の給与及び昇給に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十六年四月二日

浅尾慶一郎

参議院議長　倉田　寛之殿

国家公務員の給与及び昇給に関する質問主意書

政府は、いわゆる「聖域なき構造改革」を実際にはいくつかの聖域を残したままで進めている。その結果、国民には痛みばかり押し付け、将来への展望は開けないという、構造改革本来の趣旨とは明らかに違った方向へと進みつつある。

政府の「構造改革」の聖域となっている代表的な例が公務員制度である。公務員制度には、国民の目には触れにくい形で様々な民間との不均衡が存在する。公務員に労働基本権を付与した上で、これら公務員制度に隠された「歪み」を正し、民間部門との公平性を確保してこそ初めて真の構造改革が実現し、また、憲法第一五条第二項にいう「全体の奉仕者」との趣旨が達成されるものと考える。

このような観点から、標記について以下質問する。

一、国家公務員の給与については、国家公務員法第六二条第一項に「職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。」と定められている。

1　行政職俸給表(一)が適用される職員のうち、職務の級が上位の職員より俸給月額が高くなっている職員はどのくらいいるのか。

2　職務の級が上位の職員よりも俸給月額が高い職員が存在する状態は、国家公務員法の規定に反しないのか。さらに、そのような状態を改めるつもりはないのか、政府の見解を示されたい。

二、国家公務員の昇給については、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第八条第六項前段に定められているが、一方、人事院規則九―八により、昇給期間のうち六分の一を勤務しない職員及び懲戒処分を受けた職員は昇給を延伸されることとされている。

1　平成一四年度において、勤務成績が良くないとして昇給できなかった職員の総数及び勤務成績が良いとして昇給できた職員の総数は何名か。また、昇給できなかった職員のうち、昇給期間の六分の一を勤務しないため昇給できなかった職員数及び懲戒処分を受けたため昇給できなかった職員数は何名か。

2　人事院規則九―八に基づくこのような運用

は、「良好な成績で勤務したときは」昇給するという給与法に反するものと考えるが、政府の見解はどうか。

右質問する。

平成十六年六月一日

内閣総理大臣　小泉純一郎

参議院議長　倉田　寛之殿

参議院議員浅尾慶一郎君提出国家公務員の給与及び昇給に関する質問に対する答弁書

一の1について

「平成十五年国家公務員給与等実態調査」によれば、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）別表第一イの行政職俸給表㈠の適用を受ける職員であって、その者の属する職務の級の一級上位の職務の級に属する職員のうち最も低い号俸を受ける職員の俸給月額を超える俸給月額を受けるものの数は、平成十五年四月一日現在で、十七万八千八百七十五人である。

一の2について

国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）では、職員の給与は、その官職の職務と責任に応じたものとする（同法第六十二条第一項）といういわゆる職務給の原則によることとされている。

職員の給与の具体的な仕組みについて、同法では、基本的給与である俸給の額を定める俸給表は、生計費、民間における賃金等を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならないとされており（同法第六十四条第二項）、また、同一の等級内における昇給の基準が定められなければならないとされているところである（同法第六十五条第一項第一号）。

このように、同法では、俸給については、職務給の原則の下で、職責が上位である者の方が職責が下位である者よりも高く設定されることが基本とされているが、一方で等級ごとに俸給額の幅を設け、同一の等級内における一定の基準に基づく昇給制度を設けることにより、経験や熟練度の増加が適切に評価されるとともに、生計費等も考慮されるようになっているところである。

このようにして設定される俸給表では、上位の職務の級の俸給月額と下位の職務の級の俸給月額との間に一定の幅で金額の重なりが生じることがあり得るものであり、その者の属する職務の級より上位の職務の級に属する職員の俸給月額を超える俸給月額を受ける職員が存在することが同法の規定に反するものではない。

なお、俸給表については、職員の勤務条件に関する事項であるため、今後とも、社会一般の情勢に適応するように、人事院の勧告を受けて、適切に対応してまいりたい。

二の1について

平成十五年一月一日において給与法の適用を受ける常勤職員（平成十四年度のすべての昇給期（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第三十六条に規定する昇給の時期をいう。以下同じ。）において、昇給停止年齢を超えていた職員その他の普通昇給（給与法第八条第六項、人事院規則九―八第三十五条等の規定により良好な成績で勤務した職員について行われる昇給をいう。以下同じ。）の対象から除外されていた職員を除く。）について調査したところ、当該職員の普通昇給に必要とされる最短の期間（給与法第八条第六項本文又は第八項ただし書に規定する期間のうちそれぞれ最短の期間（当該期間を短縮されている職員にあっては、当該短縮後の期間）をいう。）を経過した後に到来した平成十四年度における昇給期（以下「可能昇給期」という。）において普通昇給をしなかったことのある職員（以下「昇給延伸職員」という。）の数は六千八百四十人であり、可能昇給期において普通昇給をした職員（昇給延伸職員を除く。）の数は四十一万二千七百十五人である。

また、昇給延伸職員のうち、人事院規則九―八第三十四条第二項の「昇給期間（人事院の定める期間）の六分の一に相当する期間の日数」を勤務しなかったため普通昇給をしなかったことのあるもの（以下「六分の一延伸職員」という。）の数は五千二百八十九人であり、懲戒処分を受けたため普通昇給をしなかったことのあるものの数は三百人（うち十四人は、六分の一延伸職員にも該当している。）である。

二の2について

給与法第八条第六項又は人事院規則九―八第三十五条の「良好な成績で勤務した」場合とは、職員が与えられた職責を通常程度に満足に果たした場合と解しており、二の1についてで述べたような運用の状況が給与法の規定に反するものではない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成十六年六月二日

○国会第百五十九回 参議院会議録第二十六号（その二）

〔本号（その一）参照〕

審査報告書

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月三十一日

決算委員長　鴻池　祥肇

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十四年度一般会計予備費の予算額は、二千億円であって、このうち、平成十四年四月二十三日から平成十五年三月二十八日までの間に使用した金額は三百五十八億九千二百五万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は本院において承諾することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

審査報告書

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月三十一日

決算委員長　鴻池　祥肇

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十四年度各特別会計予備費の予算総額は、二兆千三百六十六億六千三百万円であって、このうち、平成十五年三月二十五日に使用した金額は六億六百二十八万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十四年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

右は本院において承諾することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

審査報告書

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

右は多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月三十一日

決算委員長　鴻池　祥肇

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づき、平成十四年八月七日から平成十五年三月二十八日までの間に経費の増額をした金額は五百四十六億八千六百四十六万円余である。

本件について審査した結果、適当な支出であると認める。

平成十四年度特別会計予算総則第十五条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

右は本院において承諾することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

審査報告書

平成十四年度一般会計歳入歳出決算、平成十四年度特別会計歳入歳出決算、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十四年度政府関係機関決算書

右は多数をもって別紙のとおり議決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月三十一日

決算委員長　鴻池　祥肇

参議院議長　倉田　寛之殿

一、平成十四年度決算は、これを是認する。

二、内閣に対し、次のとおり警告する。

内閣は、適切な措置を講じ、その結果を本院に報告すべきである。

㈠　平成十四年度決算検査報告では指摘金額が四百億円を超え、過去二十年間で最悪となったが、その指摘内容を見ても、医療や年金の社会保険における不適切な支出・保険料徴収額の不足、公共工事の施工不良等同種の不当事項が後を絶たないことは、誠に遺憾である。

政府は、財政状況が厳しい中、このような事態が生じていることを重く受け止め、予算執行をより一層厳正に行うとともに、再発防止の抜本的対策を講じ、いやしくも違法・不当の指摘を受けることのないよう万全を期すべきである。

㈡　北海道警察、福岡県警察等において、捜査費等の使用に関して事実と異なる会計書類が作成される等の不適正な予算執行、組織的な裏金疑惑が相次いで発覚し、警察に対する国民の信頼を著しく失墜させたことは、極めて

遺憾である。平成八、九年度決算に対する本院の警告を受け、警察改革要綱に基づく監察体制の整備等の諸施策を推進するとしたが、このような事態が生じたことを政府は重く受け止めるべきである。

政府は、これらの不適正事案や疑惑の早期徹底解明に努め、関係者の処分など厳正に対処するとともに、警察庁の指揮監督の下、すべての都道府県警察を対象として監査の充実強化を図るなど、この種事案の再発防止及び警察に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

(三)　宇宙開発事業については、平成十五年十月に従来のいわゆる宇宙三機関が統合され、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に引き継がれたところであるが、地球観測衛星の運用停止、HⅡAロケット六号機の打上げ失敗等のトラブルが続発し、事業に対する国民の信頼を失墜させたことは、誠に遺憾である。

政府は、国産ロケットの開発等の宇宙開発事業が科学技術の推進のみならず、我が国の国民生活、安全保障上も重要な意味を持つものであることを十分に認識し、トラブル発生の原因究明に努めるとともに、宇宙開発委員会及び宇宙航空研究開発機構の責任ある体制を整備し、再発防止策を徹底すべきである。

(四)　一部の勤労者福祉施設の譲渡に当たって、柔軟な公共性要件により大幅に減額して譲渡した結果、雇用保険事業の資産への回収金額が少なくなったことは、極めて遺憾である。また、社会保険庁が設置した厚生年金老人ホーム等の事業運営において、多くの施設で累積赤字が生じ、さらに本来の設置目的を達成するための長期入居施設を設置していない等の状況が生じていることは、年金保険料の適正な使用の観点から看過できない。

政府は、年金福祉施設の維持修繕等に対し、特別会計から多額の国費が支出されていることを重く受け止め、年金制度の厳しい財政状況を踏まえ、年金保険料を福祉施設整備に使用しない等の整理合理化計画の策定に努める等、年金福祉施設の在り方の抜本的見直しを行うとともに、年金福祉施設の譲渡を行う場合は、勤労者福祉施設の譲渡に関し指摘された問題点を踏まえ、適正な譲渡価格の算定等に努めるべきである。

(五)　国立療養所二病院において、勤務実績のない医師や常勤と認められない医師に対し虚偽の勤務実績により給与等を支出するなどの不正な経理が行われてきたほか、全国的に医師名義の貸し借りが蔓延している実態が明らかになったことは、医療及び大学に対する国民の信頼を裏切る重大な問題であり、極めて遺憾である。

政府は、医師名義の貸し借りを根絶し、再発防止策を講ずるとともに、地域医療を担う医師の養成及び確保を推進すること等により、医師名義の貸し借り問題の温床とも言える医師の地域偏在問題の解消に積極的に取り組むべきである。

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、日本国憲法第九十条、財政法第四十条及びその他関係法律の規定により国会に提出されたものであり、その決算額は、次のとおりである。

一般会計歳入歳出決算	
歳入決算額	八七、二八九、〇二一百万円余
歳出決算額	八三、六七四、二八九百万円余
特別会計歳入歳出決算	
歳入決算額	三九九、七四五、六三六百万円余
歳出決算額	三七三、八九七、七二三百万円余
国税収納金整理資金受払計算書	
受入　収納済額	五三、三四二、五六五百万円余
支払　支払命令済額	七、八三一、五六六百万円余
支払　歳入組入額	四四、八一六、二八二百万円余
政府関係機関決算書	
収入決算額	五、八六三、八四四百万円余
支出決算額	五、九九六、九五〇百万円余

本件決算について、予算及び関係法律が適正かつ効率的に執行されたかどうか、予算、関係法律及び諸施策に反省、検討を要するものがなかったかどうかという観点に立って、慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めたが、財政の処理上留意すべき事項につき、内閣に対し、警告することとした。

なお、本件決算に関して、別紙のとおり内閣に対し要請する決議を行った。

平成十四年度決算に関する要請決議

内閣に対し、次のとおり要請する。

一　現在の三十一特別会計は、その歳出総額が十六年度当初予算で三百八十七兆円、純計額で二百七兆円と一般会計を大きく上回っているが、透明性の欠如、不要不急の事業の実施、多額の繰越・不用の発生、政府出資法人や独立行政法人への支出等に係る問題、一般会計と比較した場合の財政統制の不足等、多くの問題点が指摘されている。

政府は、国全体として財政規律を確保し、歳出の合理化・効率化を進める観点から、意義が低下した事業の見直し、歳入・歳出構造の見直し、特別会計として区分経理を行う必要性の検証など、特別会計の抜本的見直しを行うとともに、国民に対する説明責任の向上に努めるべきである。

二　独立行政法人は、効率的な事業運営を実現する等のため予算について運営費交付金が一括配分される等、自主的かつ柔軟な措置が講じられているが、一部の独立行政法人において著しく不適正な会計処理が行われるなど、会計面での規律性及び内部監査体制の欠如が懸念される事態が生じている。

政府は、独立行政法人の自主性は尊重しつつも、内部監査の一層の強化や業績評価の一層の厳格化を図るものとする。

三　政府開発援助については、政府開発援助大綱

を改正し、貧困削減、開発途上国の持続的成長などに重点的に取り組むとともに、関係省庁間の連携強化、第三者による評価の充実など、選定・実施過程における透明性の確保が図られてきているが、一部の援助事業で効果が十分発現していない事態が見られる。

政府は、政府開発援助を適正かつ効率的に実施するため、国際協力活動に取り組む非政府組織との連携・支援・対話を拡充し、その育成・強化を図るとともに、会計検査に係る技術協力を促進し、及び会計検査院による現地調査の充実に協力すべきである。また、政府開発援助経費の効率的運用に資するため、本院が行う政府開発援助に関する調査団派遣に際しては、情報提供等特段の協力を行うものとする。

四　国内七十九年ぶりの鳥インフルエンザの相次ぐ発生や通報がなかったこと等に伴う初動防疫の遅れ等により、食の安全・安心の確保に対する信頼が損なわれる事態が生じた。

政府は、家畜防疫体制の強化を図るなど、食の安全・安心の確保を図るための施策を推進し、生産者の経営の安定の確保を図るとともに、食の安全・安心に関する知識の普及・啓発に取り組むものとする。

五　石油公団においては、国の出資金等を財源として、平成十四年度末現在で累計三百四社に投融資を行ってきたところであるが、既に二百八社が解散しており、また、損失累計も一兆二千億円を超える額となっているなど、非常に厳しい状況が見受けられる。

政府は、現下の厳しい財政事情にかんがみ、開発会社の株式売却等の資産処理を進め、投融資の回収について全力で取り組むとともに、エネルギー政策の根本ともいえる石油開発事業を適切に遂行すべきである。

六　関西国際空港については、建設や事業運営を進めるに当たって用いられた数次の需要予測と実績とのかい離が年々拡大しており、また、その収益目標も達成できていないことは、看過できない。

政府は、大阪国際空港の需要動向等を勘案した関西国際空港の精度の高い需要予測に基づき、関西国際空港二期事業の在り方を含め、関西三空港の機能分担と連携について改めて検討すべきである。

右決議する。

一、平成十四年度一般会計歳入歳出決算
一、平成十四年度特別会計歳入歳出決算
一、平成十四年度国税収納金整理資金受払計算書
一、平成十四年度政府関係機関決算書

右
国会に提出する。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

審査報告書

平成十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月三十一日

決算委員長　鴻池　祥肇

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十四年度中の一般会計及び特別会計を合わせての国有財産の増加額は、四兆四千十三億九千三百万円余、減少額は、二兆五千七百十九億七千八百万円余、差引純増加額は、一兆八千二百九十四億千五百万円余である。

これを平成十三年度末現在額百九兆九百四十四億九千万円余に加算すると、平成十四年度末現在額は百十兆九千二百三十九億五百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

審査報告書

平成十四年度国有財産無償貸付状況総計算書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十六年五月三十一日

決算委員長　鴻池　祥肇

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき、国会に報告されたもので、平成十四年度中の一般会計及び特別会計を合わせての無償貸付の増加額は、千五百九十一億八千五百万円余、減少額は、千五百七十六億八千四百万円余、差引純増加額は、十五億百万円余である。

これを平成十三年度末現在額一兆五百六十億七千七百万円余に加算すると、平成十四年度末現在額は一兆五百七十五億七千九百万円余である。

本件について慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

平成十六年一月十九日

内閣総理大臣　小泉純一郎

参議院議長　倉田　寛之殿

審査報告書

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

外交防衛委員長　山本　一太

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この改正は、国際原子力機関の費用の予算見積りを二年ごとのものとすることを目的とするものである。我が国がこの改正を受諾してその早期発効に寄与することは、同機関の一層効果的かつ効率的な事業の運営を通じて原子力の平和的利用を促進し及び確保するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

国際原子力機関憲章第十四条の改正

国際原子力機関憲章の一部を次のように改正する。

第十四条A第一文中「年次予算見積」を「二年ごとの予算見積り」に改める。

審査報告書

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

外交防衛委員長　山本　一太

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

これらの改正文書は、国際電気通信連合の活動の効率性を高め、機動的な運営を確保することを目的とするものである。我が国がこれらの改正文書を締結することは、電気通信の分野における国際協力を一層推進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）

第一部　序

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）の関連規定、特に第五十五条の規定に基づき、及び当該関連規定を適用して、国際電気通信連合全権委員会議（二千二年マラケシュ）は、同憲章の次の改正を採択した。

第八条　全権委員会議

第五一号を次のように改める。

五一　(c)　第五〇号に規定する報告に基づいて行われた決定を考慮して、連合の戦略計画及び予算の基準を定め、並びに次回の全権委員会議までの期間における連合の活動に関連するすべての事項を検討の上、当該期間について、連合の会計上の限度額を定めること。

第五八A号を次のように改める。

五八A　(jo2)　連合の会議、総会及び会合の一般規則を採択し及び改正すること。

第九条　選挙及び関係事項に関する原則

第六一号を次のように改める。

六一　(a)　理事会の議席が世界のすべての地域に衡平に配分されることの必要性に妥当な考

慮を払い、理事会の構成員を選出すること。

第六二号を次のように改める。

六二　(b)　事務総局長、事務総局次長及び各局長は、それぞれ、構成国が指名する自国民である候補者のうちから選出され、かつ、異なる構成国の国民とするものとし、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分について妥当な考慮を払うこと。全権委員会議は、さらに、第一五四号に定める原則についても妥当な考慮を払うべきである。

第六三号を次のように改める。

六三　(c)　無線通信規則委員会の委員を構成国が指名する自国民である候補者のうちから個人の資格で選出すること。各構成国は、候補者を一人に限り指名することができる。無線通信規則委員会の委員は、無線通信局長と同一の構成国の国民であってはならず、これらの者の選挙に当たっては、世界の諸地域の間における衡平な地理的配分及び第九三号に定める原則について妥当な考慮を払うべきである。

第六四号を次のように改める。

六四　2　就任、空席及び再選資格に関する規定については、条約で定める。

第十条　理事会

第六六号を次のように改める。

六六　(2)　理事会の各構成員は、理事会に参加する一人の者を任命する。この者は、一人又は二人以上の者によって補佐されることができる。

第六七号を次のように改める。

六七　削除

第七〇号を次のように改める。

七〇　(2)　理事会は、連合の政策の方向及び戦略が電気通信を取り巻く環境の変化に完全に適合するようにするため、全権委員会議の一般的指示に従って電気通信政策の広範な問題を検討する。

第七〇号の次に次のように加える。

七〇A　(2の2)　理事会は、連合のために勧告された戦略的な政策及び計画に関し、その会計上の影響を含めた報告を作成するものとし、このために、第七四A号の規定に基づいて事務総局長が作成する具体的な資料を使用する。

第十一条　事務総局

第七四A号を次のように改める。

七四A　(b)　調整委員会の援助の下に連合の戦略的な政策及び計画に関する報告の作成に必要な具体的な資料を作成し、その資料を構成国及び部門構成員に提供し、並びに当該計画の実施を調整すること。構成国及び部門構成員が検討を行うために全権委員会議の前に開催される理事会の直近二回の通常会期中に、この報告を送付すること。

第十四条　無線通信規則委員会

第九五号を次のように改める。

九五　(a)　無線通信規則及び権限のある無線通信会議の決定に適合した手続規則（技術基準を含む。）を承認すること。この手続規則は、無線通信局長及び無線通信局が構成国の行う周波数割当てを登録するために無線通信規則を適用するに当たって使用する。この手続規則は、透明性のある方法で作成する。主管庁は、この手続規則に対して意見を付することができ、意見の相違が継続する場合には、その問題は、次回の世界無線通信会議に提出する。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章のA　各部門の作業の方法

一四五A　無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び世界電気通信開発会議は、それぞれの部門の活動を管理するための作業の方法及び手続を定め及び採択することができる。これらの作業の方法及び手続は、この憲章、条約及び業務規則、特に条約第二四六D号から第二四六H号までの規定に適合するものでなければならない。

第二十八条　連合の会計

第一五九D号を次のように改める。

一五九D　2の三　第四三号の地域無線通信会議の経費の負担は、次のように行う。

第一五九D号の次に次のように加える。

一五九E　(a)　関係地域のすべての構成国がその分担等級に従って負担する。

一五九F　(b)　当該会議に参加したその他の地域の構成国がその分担等級に従って負担する。

一五九G　(c)　許可された部門構成員及び他の機関であって、条約に従って当該会議に参加したものが負担する。

第一六一E号を次のように改める。

一六一E　(4)　全権委員会議は、修正された財政計画案を考慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を全権委員会議が終了する日の属する週の前の週の範囲内で定める。

第三十二条の表題を次のように改める。

連合の会議、総会及び会合の一般規則

第一七七号を次のように改める。

一七七　1　全権委員会議が採択する連合の会議、総会及び会合の一般規則は、連合の会議及び総会の準備、連合の会議、総会及び会合の業務の組織及び討論の方法並びに理事会の

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（千九百九十二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（千九百九十二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

構成員、事務総局長、事務総局次長、各部門の局長及び無線通信規則委員会委員の選挙について適用する。

第一七八号を次のように改める。

一七八　2　会議、総会及び理事会は、連合の会議、総会及び会合の一般規則の第二章を補足するために不可欠と認める規則を採択することができる。もっとも、このような補足的規則は、この憲章、条約及び当該一般規則の第二章に抵触するものであってはならない。会議又は総会が採択した補足的規則は、会議又は総会の文書として公表する。

第四十四条　無線周波数スペクトルの使用及び対地静止衛星軌道その他の衛星軌道の使用

第一九五号を次のように改める。

一九五　1　構成国は、使用する周波数の数及びスペクトル幅を、必要な業務の運用を十分に確保するために欠くことができない最小限度にとどめるよう努める。このため、構成国は、改良された最新の技術をできる限り速やかに適用するよう努める。

第五十条　その他の国際機関との関係

第二〇六号を次のように改める。

二〇六　連合は、電気通信の分野における完全な国際的調査の実現に資するため、利害関係を有し又は関連する活動を行う国際機関と協力すべきである。

第五十五条　この憲章の改正に関する規定

第二二四号を次のように改める。

二二四　1　構成国は、この憲章の改正を提案することができる。その提案は、すべての構成国への送付及びすべての構成国による検討が十分な余裕をもって行われ得るように、全権委員会議の開会の日の遅くとも八箇月前に、事務総局長に到着しなければならない。事務総局長は、できる限り速やかに、かつ、全権委員会議の開会の日の遅くとも六箇月前に、当該提案をすべての構成国の情報のために公表する。

第二二八号を次のように改める。

二二八　5　第二二四号から第二二七号までに特に規定する場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

第五十八条　効力発生及び関係事項

第二三八号を次のように改める。

二三八　1　追加全権委員会議（千九百九十二年ジュネーブ）によって採択されたこの憲章及び条約は、千九百九十四年七月一日に、批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託した構成国の間において効力を生ずる。

第二部　効力発生の日

この文書に含まれる改正は、全体として、かつ、単一の文書の形式で、二千四年一月一日に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の締約国である構成国であって、この文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託したものの間において効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正するこの文書の原本に署名した。

二千二年十月十八日にマラケシュで作成した。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）

第一部　序

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の関連規定、特に第四十二条の規定に基づき、及び当該関連規定を適用して、国際電気通信連合全権委員会議（二千二年マラケシュ）は、同条約の次の改正を採択した。

第二条　選挙及び関係事項

第一一号を次のように改める。

一一　(a)　理事会の構成員が理事会の連続する二の通常会期に代表者を出席させなかった場合

第二一号を次のように改める。

二一　2　全権委員会議から全権委員会議までの間において、無線通信規則委員会の委員が辞職し又はその職を行うことができなくなった場合には、事務総局長は、無線通信局長と協議の上、関係地域に属する構成国に理事会の次回の会期における後任者の選挙のための候補者を指名するよう要請する。ただし、理事会の会期の前において又は理事会の会期から次回の全権委員会議までの間において九十日を超えて空席が生ずる場合には、関係構成国は、できる限り速やかに、かつ、九十日以内に、自国民である他の者を後任者として指名するものとし、この後任者は、場合に応じ、理事会又は次回の全権委員会議が選出する新たな委員が就任するまでその職にとどまる。この後任者は、場合に応じ、理事会又は全権委員会議による選挙のための候補者として指名されることができる。

第二二号を次のように改める。

二二　3　無線通信規則委員会の委員は、同委員会の会合に連続して三回欠席した場合には、その職務を行うことができなくなったものとみなす。事務総局長は、同委員会の議長及び委員並びに関係構成国と協議の上、同委員会に空席が生じている旨を宣言し、第二一号に定める措置をとる。

第三条　その他の会議及び総会

第四七号を次のように改める。

四七　7　第四二号、第四六号、第一一八号、第一二三号及び第一三八号並びに連合の会議、総会及び会合の一般規則第二六号、第二八号、第二九号、第三一号及び第三六号の規定に係る協議において、理事会が定める期間内に回答しない構成国は、当該協議に参加しないものとみなし、したがって、過半数の計算においては、考慮に入れない。受領した回答の数が協議を受けた構成国の数の二分の一を超えない場合には、新たな協議を行い、その結果は、投票総数のいかんを問わず最終的なものとする。

第四条　理事会

第五七号を次のように改める。

五七　6　理事会の構成員が国際連合開発計画の作成する一覧表において開発途上国に属する場合には、当該構成員の代表者が理事会の会期においてその職務を行うために要する旅行、滞在及び保険に関する費用に限り、連合が負担する。

第六〇A号を次のように改める。

六〇A　9の二　理事会の構成員でない構成国は、事務総局長にあらかじめ通知した上で、一人のオブザーバーを理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に自らの費用で派遣することができる。オブザーバーは、その会合において投票権を有しない。

第六〇A号の次に次のように加える。

六〇B　部門構成員は、理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーとして、理事会の定める条件（当該オブザーバーの人数及びその任命の手続に関する条件を含む。）に従って出席することができる。

第六一号の次に次のように加える。

六一A　10の二　理事会は、全権委員会議が採択した会計上の限度額を常に尊重しつつ、必要に応じ、業務計画の基礎となる戦略計画を検討し及び最新のものとすることができるものとし、その旨を構成国及び部門構成員に通知することができる。

六一B　10の三　理事会は、その内部規則を定める。

第六二号の次に次のように加える。

六二A　(1)　憲章第七四A号に定めるところにより事務総局長が提供する戦略計画のための具体的な資料を受領し及びその資料について検討し、次回の全権委員会議の前に開催される理事会であって直近のものに一回先立つ理事会の通常会期において構成国、部門構成員及び各部門の諮問委員会からの意見を参考として新たな戦略計画案の作成を開始し、並びに当該全権委員会議の遅くとも四箇月前までに調整された新たな戦略計画案を作成すること。

六二B　(2)　連合の戦略計画及び財政計画並びに各部門及び事務総局の業務計画の作成に関する日程を定め、並びにこれらの計画の間に適切な相互関係を持たせること。

第七三号を次のように改める。

七三　(7)　憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書（第一〇一号の規定に基づき事務総局長が作成する会計報告に含める。）を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、連合の戦略計画において明らかにされる全権委員会議が確立した優先順位、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。

第七九号を次のように改める。

七九　(13)　憲章、この条約及び業務規則に規定されておらず、かつ、次回の権限のある会議まで解決を待つことができない問題を暫定的に処理するため、構成国の過半数の同意を得て、必要なすべての措置をとること。

第八一号を次のように改める。

八一　(15)　会期の後三十日以内に、業務の概要記録及び有用と認めるすべての文書を構成国に送付すること。

第五条　事務総局

第八七A号を次のように改める。

八七A　(d)(2)　戦略計画に適合する事務総局の職員が行う活動の四年間の業務計画（全権委員会議が承認した財政計画を十分に考慮に入れた会計上の影響を含む。）であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、三部門のすべての諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

第六条　調整委員会

第一一一号を次のように改める。

一一一　4　調整委員会の業務に関して作成される報告は、請求に基づいて理事会の構成員に提供される。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

第八条　無線通信総会

一二九A　第一二九号の次に次のように加える。

1の二　無線通信総会は、憲章第一四五A号の規定に従い、無線通信部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

一三六A　第一三六号の次に次のように加える。

(7)　他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命すること。

一三六B　(8)　第一三六A号に規定する部会の付託事項を定めること。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。

一三七A　第一三七A号を次のように改める。

4　無線通信総会は、その権限内の特定の問題（無線通信規則に含まれる手続に関するものを除く。）を、その問題について必要とされる措置を示して無線通信諮問委員会に付託することができる。

第十条　無線通信規則委員会

一四〇　第一四〇号を次のように改める。

2　無線通信規則委員会は、憲章第十四条に定める任務を行うほか、次のことを行う。

(1)　一又は二以上の関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成すること。

(2)　また、無線通信局から独立して、一又は二以上の関係主管庁の請求により、周波数割当てに関し無線通信局が行った決定に対する不服申立てを審査すること。

一四一　第一四一号を次のように改める。

3　無線通信規則委員会の委員は、顧問の資格で無線通信会議に参加する。この場合において、委員は、自国の代表団の一員としてこの会議に参加してはならない。

一四一A　第一四一号の次に次のように加える。

3の二　無線通信規則委員会が指名した二名の委員は、顧問の資格で全権委員会議及び無線通信総会に参加する。この場合において、同委員会が指名した二名の委員は、自国の代表団の一員としてこれらの会議又は総会に参加してはならない。

一四二A　第一四二号の次に次のように加える。

4の二　無線通信規則委員会の委員は、憲章及びこの条約に定める連合のための任務を遂行する間又は連合のための職務を行う間、構成国における国内法令又は他の適用される法令の関連規定に定めるところにより、当該構成国が連合の選出された役員に与えるものと同等の職務上の特権及び免除を享受する。このような職務上の特権及び免除は、連合の目的のために委員に与えられるものであって、委員個人の利益のために与えられるものではない。連合は、委員に与えられた免除について、その免除が司法の適正な運営に反するものであり、かつ、当該免除を放棄することが連合の利益を害しないと認めるときはいつでも、当該免除を放棄することができ、また、放棄しなければならない。

一四五　第一四五号を次のように改める。

(2)　無線通信規則委員会は、通常一年に四回を限度として、五日以内の期間で、原則として連合の所在地において会合する。その会合には、少なくとも委員の三分の二が出席していなければならない。同委員会は、最新の通信手段により、その任務を行うことができる。ただし、検討される事項により同委員会が必要と認めるときは、同委員会は、会合の数を増加させることができる。また、例外的に会合を二週間以内の期間とすることができる。

第十一条のA　無線通信諮問委員会

一六〇A　第一六〇A号を次のように改める。

1　無線通信諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長に開放するものとし、無線通信局長を通じて行動する。

一六〇C　第一六〇C号を次のように改める。

(1)　無線通信会議の準備、無線通信総会、研究委員会及び他の部会に関する優先順位、計画、運用、財政事項及び戦略並びに連合の会議、無線通信総会又は理事会が指定する特定の問題を検討すること。

一六〇CA　第一六〇C号の次に次のように加える。

(1の2)　業務計画に定める目標のうち無線通信局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう無線通信局長に助言を与えること。

一六〇I　第一六〇H号の次に次のように加える。

(7)　無線通信総会のため、第一三七A号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同総会に提出するため当該報告書を無線通信局長に送付すること。

第十二条　無線通信局

一六四　第一六四号を次のように改める。

(a)　無線通信研究委員会、他の部会及び無線通信局の準備作業を調整し、その準備作業の結果を構成国及び部門構成員に通報し、構成国及び部門構成員の意見を取りまとめ、並びに総括的な報告を無線通信会議に提出すること。その報告には、規制の性質を有する提案を含めることができる。

一六五　第一六五号を次のように改める。

(b)　無線通信会議、無線通信総会、無線通信研究委員会及び他の部会の討議に、権

利として、ただし顧問の資格で、参加すること。無線通信局長は、無線通信会議及び無線通信部門の会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

第一六九号を次のように改める。

一六九　(b)　すべての構成国に無線通信規則委員会の手続規則を通知し、同規則に関して主管庁が提出した意見を取りまとめ、及びその意見を同委員会に提出すること。

第一七〇号を次のように改める。

一七〇　(c)　無線通信規則の関連規定、地域的な合意及び関連する手続規則を適用するに当たり、主管庁が提供した情報を処理し、必要な場合には、それらの情報を適当な形式によって公表するための準備を行うこと。

第一七五号を次のように改める。

一七五　(3)　無線通信研究委員会及び他の部会の業務を調整し、並びにその業務を組織すること。

第一七五B号を次のように改める。

一七五B　(3の3)　無線通信研究委員会及び他の部会の業務への開発途上国の参加を容易にするため、実際的な措置をとること。

第一八〇号を次のように改める。

一八〇　(d)　世界無線通信会議に提出する報告において、前回の同会議の後の無線通信部門の活動を報告すること。世界無線通信会議が予定されない場合には、前回の同会議の後の同部門の活動に関する報告を理事会に提出し、並びに参考のため構成国及び部門構成員に提出する。

第一八一A号を次のように改める。

一八一A　(f)　無線通信部門全体を支援するために無線通信局が行う活動の四年間の業務計画（会計上の影響を含む。）であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第十一条のAの規定に従い無線通信諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

第十三条　世界電気通信標準化総会

第一八四号の次に次のように加える。

一八四A　1の二　世界電気通信標準化総会は、憲章第一四五A号の規定に従い、電気通信標準化部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

第一九一号の次に次のように加える。

一九一の二　(f)　他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命すること。

一九一の三　(g)　第一九一の二号に規定する部会の付託事項を定めること。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。

第一九一B号を次のように改める。

一九一B　5　世界電気通信標準化総会については、同総会が開催される国の政府が指名した議長が主宰し、同総会が連合の所在地において開催されるときは、同総会で選出された議長が主宰する。議長は、同総会で選出された副議長によって補佐される。

第十四条のA　電気通信標準化諮問委員会

第一九七C号を次のように改める。

一九七C　1　電気通信標準化諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長に開放する。

第一九七E号の次に次のように加える。

一九七EA　(1の2)　業務計画に定める目標のうち電気通信標準化局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう電気通信標準化局長に助言を与えること。

第十五条　電気通信標準化局

第二〇〇号を次のように改める。

二〇〇　(a)　電気通信標準化研究委員会及び他の部会の議長と協議の上、世界電気通信標準化総会が承認した作業計画を毎年最新のものとすること。

第二〇一号を次のように改める。

二〇一　(b)　世界電気通信標準化総会、電気通信標準化研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信標準化局長は、電気通信標準化部門の総会及び会合の準備に不可欠なすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

第二〇五A号を次のように改める。

二〇五A　(g)　電気通信標準化部門全体を支援するために電気通信標準化局が行う活動の四年間の業務計画（会計上の影響を含む。）であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第十四条のAの規定に従い電気通信標準化諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

第十六条　電気通信開発会議

第二〇七号の次に次のように加える。

二〇七A　世界電気通信開発会議は、憲章第一四五A号の規定に従い、電気通信開発部門の活動の管理のための作業の方法及び手続を採択する権限を有する。

第二〇九号の次に次のように加える。

二〇九A　(a)の2)　世界電気通信開発会議は、他の部会を存続させ、廃止し又は設置する必要性について決定し、並びに当該他の部会の議長及び副議長を任命する。

二〇九B　(a)の3)　世界電気通信開発会議は、第二〇九A号に規定する部会の付託事項を定める。当該部会は、問題又は勧告を採択しない。

第二一〇号を次のように改める。

二一〇　(b)　地域電気通信開発会議は、関係地域のニーズ及び特性を考慮して、電気通信の開発に関連する問題及び優先順位を検討する。同会議は、また、世界電気通信開発会議に勧告を提出することができる。

第二一三A号を次のように改める。

二一三A　3　電気通信開発会議は、その権限内の特定の問題を、望ましいとされる措置を示して電気通信開発諮問委員会に付託することができる。

第十七条のA　電気通信開発諮問委員会

第二一五C号を次のように改める。

二一五C　1　電気通信開発諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長及び副議長に開放する。

第二一五E号の次に次のように加える。

二一五EA　(1の2)　業務計画に定める目標のうち電気通信開発局が達成しなかった又は達成することができなかったものが含まれる分野を明らかにするため直前の期間の当該計画の実施状況について検討し、及び必要な是正措置をとるよう電気通信開発局長に助言を与えること。

第二一五J号の次に次のように加える。

二一五JA　(6の2)　世界電気通信開発会議のため、第二一三A号の規定に基づいて付託された問題について報告書を作成し、同会議に提出するため当該報告書を電気通信開発局長に送付すること。

第十八条　電気通信開発局

第二一八号を次のように改める。

二一八　(a)　電気通信開発会議、電気通信開発研究委員会及び他の部会の討議に、権利として、ただし顧問の資格で、参加すること。電気通信開発局長は、電気通信開発部門の会議及び会合の準備に関するすべての措置をとるものとし、その措置をとるに当たっては、第九四号の規定により事務総局及び必要な場合には連合のその他の部門と協議し、並びにその準備に関して理事会が与えた指示に妥当な考慮を払う。

第二二三A号を次のように改める。

二二三A　(g)　電気通信開発部門全体を支援するために電気通信開発局が行う活動の四年間の業務計画（会計上の影響を含む。）であって、次の年及びその後の三年間を対象とするものを毎年作成すること。この四年間の業務計画については、第十七条のAの規定に従い電気通信開発諮問委員会が検討し、並びに理事会が毎年審査し及び承認する。

第二章の章名を次のように改める。

会議及び総会に関する特別の規定

第二十三条の表題を次のように改める。

全権委員会議への参加の承認

第二五五号から第二六六号までを次のように改める。

二五五から二六六まで　削除

第二六七号を次のように改める。

二六七　1　次に掲げる者は、全権委員会議に参加することを承認される。

第二六八号の次に次のように加える。

二六八A　(b)　顧問の資格で参加する連合の役員

二六八B　(c)　第一四一A号の規定に従い無線通信規則委員会から顧問の資格で参加する者

第二六九号を次のように改める。

二六九　(d)　次に掲げる機関及び団体のオブザーバー

第二六九号の次に次のように加える。

二六九A　(i)　国際連合

二六九B　(ii)　憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二六九C　(iii)　衛星システムを運用する政府機関

二六九D　(iv)　国際連合の専門機関及び国際原子力機関

二六九E　(v)　第二二九号及び第二三一号に掲げる部門構成員並びに国際的な性格を有する機関であって当該部門構成員を代表するもの

二六九F　2　事務総局及び連合の三部門の局は、顧問の資格で全権委員会議に代表者を出席させる。

第二十四条の表題を次のように改める。

無線通信会議への参加の承認

第二七〇号から第二七五号までを次のように改める。

二七〇から二七五まで　削除

第二七六号の次のように改める。

二七六　1　次に掲げる者は、無線通信会議に参加することを承認される。

第二七八号を次のように改める。

二七八　(b)　第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関のオブザーバー

第二七九号を次のように改める。

二七九　(c)　連合の会議、総会及び会合の一般規則第一章の関連規定に従い、政府によって招請され及び無線通信会議により参加することを承認される他の国際機関のオブザーバー

第二八一号を次のように改める。

二八一　削除

第二八二号を次のように改める。

二八二　(e)　地域無線通信会議に投票権なしで参加する他の地域の構成国のオブザーバー

第二八二A号の次に次のように加える。

二八二A　(f)　連合の役員及び無線通信規則委員会の委員。ただし、顧問の資格によるものとし、また、連合の役員については、その権限内の問題を会議が取り扱う場合に限る。

第二十五条の表題を次のように改める。

無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び電気通信開発会議への参加の承認

二八三から二九四まで　削除

第二八三号から第二九四号までを次のように改める。

第二九五号を次のように改める。

二九五　1　次に掲げる者は、総会又は会議に参加することを承認される。

第二九七号を次のように改める。

二九七　(b)　次に掲げる機関のオブザーバー

第二九八号を次のように改める。

二九八　削除

第二九八号の次に次のように加える。

二九八A　(i)　憲章第四十三条に規定する電気通信に関する地域的機関

二九八B　(ii)　衛星システムを運用する政府間機関

二九八C　(iii)　その他の地域的機関又は国際機関であって総会又は会議に関する問題を取り扱うもの

二九八D　(iv)　国際連合

二九八E　(v)　国際連合の専門機関及び国際原子力機関

二九八F　(c)　関係部門構成員の代表者

二九八G　2　連合の役員、事務総局及び各局は、適当な場合には、顧問の資格で総会又は会議に代表者を出席させる。無線通信規則委員会が指名した二名の委員は、顧問の資格で無線通信総会に参加する。

第二十六条から第三十条までを次のように改める。

第二十六条から第三十条まで　削除

第三十一条　会議のための委任状

三三四　第三三四号を次のように改める。

5　委任状は、できる限り速やかに会議の事務局に寄託しなければならない。このため、構成国は、委任状を会議の開始日前に事務総局長に送付すべきであり、事務総局長は、会議の事務局が設置された後速やかに当該委任状を当該事務局に送付する。委任状の審査は、連合の会議、総会及び会合の一般規則第六八号に規定する委任状委員会が行う。同委員会は、その結論に関する報告を本会議が定める期間内に本会議に提出する。代表団は、本会議がこれについて決定を行うまでの間、業務に参加し、及び関係構成国の投票権を行使する権限を有する。

第三十二条の表題を次のように改める。

連合の会議、総会及び会合の一般規則

三三九A　第三三九A号を次のように改める。

1　連合の会議、総会及び会合の一般規則は、全権委員会議が採択する。当該一般規則の改正の手続及び改正の効力発生に関する規定は、当該一般規則に定める。

第三四〇号を次のように改める。

三四〇　2　憲章第五十五条及びこの条約第四十二条に定める改正の手続に関する規定が適用される場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

第三十三条　合計

第四七六号を次のように改める。

四七六　4(1)　第二六九A号から第二六九E号までに掲げる機関及び他の国際的な性格を有する機関（理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合を除く。）並びにこの条約に従い、全権委員会議、連合の部門の会議、総会若しくは会合又は世界国際電気通信会議に参加する部門構成員は、これらが参加する会議及び会合の経費に基づき、かつ、財政規則に従い、これらの会議、総会及び会合の経費を分担する。ただし、部門構成員が自己の属する部門の会議、総会又は会合に出席する場合（地域無線通信会議に出席する場合を除く。）は、別個に当該経費を分担することはない。

全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千二年マラケシュ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

第四十二条　この条約の改正に関する規定

第五二三号を次のように改める。

五二三　5　第五一九号から第五二二号までに特に規定する場合を除くほか、連合の会議、総会及び会合の一般規則を適用する。

第二部　効力発生の日

この文書に含まれる改正は、全体として、かつ、単一の文書の形式で、二千四年一月一日に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の締約国である構成国であって、この文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託したものの間において効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、全権委員会議（千九百九十四年京都及び千九百九十八年ミネアポリス）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正するこの文書の原本に署名した。

二千二年十月十八日マラケシュで作成した。

審査報告書

旅券法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

外交防衛委員長　山本　一太

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、旅券に関し都道府県が処理することとされる事務について、市町村等においても当該事務を処理することができるようにするため、事務の委託等に関する地方自治法の規定の適用除外を定めた規定を削除するものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

旅券法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年五月二十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

旅券法の一部を改正する法律

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

証券取引法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

財政金融委員長　円　より子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の経済・金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善・強化する必要性にかんがみ、証券取引における課徴金制度の導入及び証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大による市場監視機能の強化並びに銀行等の金融機関の証券業務の範囲の見直しによる有価証券の販売経路の拡充を行うとともに、有価証券の対象範囲の拡大、目論見書制度の合理化、最良執行義務に係る規定の整備等、所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用は要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、証券取引等の公正性を確保し、投資家保護等を期するため、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害を防止するための措置を十分に講ずること。

一　新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含め、投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一　金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（ＳＥＣ）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。

一　銀行等による証券仲介業務の解禁が、中小証券会社等の健全な経営等の確保にも資するよう配意すること。

一　株式等の振替制度への移行にあたっては、中小証券会社等に与える負担に配慮し、振替制度に係るコストの低減が図られるよう努めること。

右決議する。

証券取引法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

証券取引法等の一部を改正する法律案

証券取引法等の一部を改正する法律

（証券取引法の一部改正）

第一条　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「発行者である会社」を「発行者」に、「第百二十八条」を「第百三十三条」に、

所有価証券市場における有価証券の売買等の受託（第百二十九条―第百三十三条）	を	「第四節　証券取引所の解散等（第百三十四条・第百三十五条） 第五節　合併（第百三十六条―第百五十三条） 第六節　監督（第百五十四条） 第七節　雑則（第百五十五条―第百五十七条）」
取引所の解散等 散（第百三十四条・第百三十五条） 併（第百三十六条―第百四十七条） （第百四十八条―第百五十三条） （第百五十三条の二・第百五十四条）		

に、「第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十五条―第百七十一条）

「第六章　有価証券の取引等に関する規制（第百五十七条―第百七十一条）

第六章の二　課徴金（第百七十二条―第百七十七条）

第一節　納付命令（第百七十八条―第百八十五条の十七）

第二節　審判手続（第百八十五条の十八―第百八十五条の二十一）

第三節　訴訟（第百八十六条）

第四節　雑則（第百八十七条―第百八十九）」

に改める。

第二条第一項第五号の二中「（第百六十六条第六項において「優先出資証券」という。）」を削り、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　投資事業有限責任組合契約（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約をいい、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第二項第二号の契約のうち政令で定めるものに該当するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）に基づく権利又は組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約をいう。）若しくは匿名組合契約（商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約をいう。）であつて投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものに基づく権利

四　外国の法令に基づく契約であつて、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利

第二条第八項第七号ニ中「イからハまで」を「イからニまで」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「有価証券に」を「有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）に」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号に同号イとして次のように加える。

イ　競売買の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）

第二条第十項中「その相手方に提供する」及び「内閣府令で定める」を削り、「記載した文書」を「記載する文書であつて、相手方に交付し、又は相手方からの交付の請求があつた場合に交付するもの」に改める。

第十三条第一項中「次項及び第十五条第二項」を「以下この章」に改め、同条第二項から第五項までを次のように改める。

前項の目論見書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容を記載しなければならない。ただし、第一号に掲げる場合の目論見書については、第五条第一項ただし書の規定により同項第一号のうち発行価格その他の内閣府令で定める事項（以下この項及び第十五条第五項において「発行価格等」という。）を記載しないで第五条第一項本文の規定による届出書を提出した場合には、当該発行価格等を記載することを要しない。

一　第十五条第二項本文の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

(1)　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

(2)　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

(1)　イ(1)に掲げる事項

(2)　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

二　第十五条第三項の規定により交付しなければならない場合　次のイ又はロに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　その募集又は売出しにつき第四条第一項本文又は第二項本文の規定の適用を受ける有価証券　次に掲げる事項

(1)　第五条第一項各号に掲げる事項のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定めるもの

(2)　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

ロ　既に開示された有価証券　次に掲げる事項

(1)　イ(1)に掲げる事項

(2)　第五条第一項各号に掲げる事項以外の事項であつて内閣府令で定めるもの

三　第十五条第四項本文の規定により交付しなければならない場合　第七条の規定による訂正届出書に記載した事項

前項第一号及び第二号に掲げる場合の目論見書であつて、第五条第四項の規定の適用を受けた届出書を提出した者が作成すべきもの又は同項各号に掲げるすべての要件を満たす者が作成すべき既に開示された有価証券に係るものについては、参照書類を参照すべき旨を記載した場合には、同条第一項第二号に掲げる事項の記載をしたものとみなす。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券の募集又は売出しのために開示された有価証券の募集又は売出しのために、虚偽の記載があり、又は記載すべき内容の記載が欠けている第一項の目論見書を使用してはならない。

何人も、第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しのために第一項の目論見書以外の文書、図画、音声その他の資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成された場合においては、その電磁的記録に記録された情報の内容を表示したものを含む。第十七条において同じ。）を使用する場合には、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をしてはならない。

第十三条第六項を削る。

第十五条第一項中「引受人」の下に「（適格機関投資家向け証券の一般投資者向け勧誘（開示が行われている場合における有価証券に係るものを除く。）に際し、第二条第六項各号のいずれかを行う者を含む。以下この章において同じ。）」を加え、「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に改め、同条第二項中「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に、「前項に規定する」を「前項の」に、「又は売り付ける場合には、第十三条第二項及び第四項の規定に適合する目論見書を」を「、又は売り付ける場合には、第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した目論見書を」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　適格機関投資家に取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該適格機関投資家から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

二　当該目論見書の交付を受けないことについて同意した次に掲げる者に当該有価証券を取得させ、又は売り付ける場合（当該有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける時までに当該同意した者から当該目論見書の交付の請求があつた場合を除く。）

イ　当該有価証券と同一の銘柄を所有する者

ロ　その同居者が既に当該目論見書の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる者

第十五条第三項中「前項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第二項の次に次の三項を加える。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券（政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）又は既に開示された有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、その取得させ、又は売り付ける時までに、相手方から第十三条第二項第二号に定める事項に関する内容を記載した目論見書の交付の請求があつたときには、直ちに、当該目論見書を交付しなければならない。

発行者、有価証券の売出しをする者、引受人、証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者は、第一項の有価証券を募集又は売出しにより取得させ、又は売り付ける場合において、当該有価証券に係る第五条第一項本文の届出書について第七条の規定による訂正届出書が提出されたときには、第十三条第二項第三号に定める事項に関する内容を記載した目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければならない。ただし、第二項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十三条第二項ただし書の規定により発行価格等を記載しないで交付した第二項の目論見書に発行価格等を公表する旨及び公表の方法（内閣府令で定めるものに限る。）が記載され、かつ、当該公表の方法により当該発行価格等が公表された場合には、前項本文の規定は、適用しない。

第十七条　第四条第一項本文若しくは第二項本文の規定の適用を受ける有価証券又は既に開示された有価証券の募集又は売出しについて、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている第十三条第一項の目論見書又は重要な事項について虚偽の表示若しくは誤解を生ずるような表示があり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の表示が欠けている資料を使用して有価証券を取得させた者は、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であり、若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けていることを知らないで当該有価証券を取得した者が受けた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、賠償の責めに任ずべき者が、記載が虚偽であり、若しくは欠けていること又は表示が虚偽であり、若しくは誤解を生ずるような表示であることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、この限りでない。

第十八条第二項中「規定により作成した」を削る。

第二十条中「一年間」を「三年間」に、「五年間」を「七年間」に改める。

第二十一条第三項中「規定により作成した」を削る。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二　第二十五条第一項各号に掲げる書類（以下この条において「書類」という。）のうちに、重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けているときは、当該書類の提出者は、当該書類が同項の規定により公衆の縦覧に供されている間に当該書類の提出者が発行者である有価証券を募集又は売出しによらないで取得した者に対し、第十九条第一項の規定の例により算出した額を超えない限度において、記載が虚偽であり、又は欠けていること（以下この条において「虚偽記載等」という。）により生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の際虚偽記載等を知つていたときは、この限りでない。

前項本文の場合において、当該書類の虚偽記載等の事実の公表がされたときは、当該虚偽記載等の事実の公表がされた日（以下この項において「公表日」という。）前一年以内に当該有価証券を取得し、当該公表日において引き続き当該有価証券を所有する者は、当該公表日前一月間の当該有価証券の市場価額（市場価額がないときは、処分推定価額。以下この項において同じ。）の平均額から当該公表日後一月間の当該有価証券の市場価額の平均額を控除した額を、当該書類の虚偽記載等により生じた損害の額とすることができる。

前項の「虚偽記載等の事実の公表」とは、当該書類の提出者又は当該提出者の業務若しくは財産に関し法令に基づく権限を有する者により、当該書類の虚偽記載等に係る記載すべき重要な事項又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実について、第二十五条第一項の規定による公衆の縦覧その他の手段により、多数の者の知り得る状態に置く措置がとられたことをいう。

第二項の場合において、その賠償の責めに任ずべき者は、その請求権者が受けた損害の額の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことを証明したときは、その全部又は一部については、賠償の責めに任じない。

前項の場合を除くほか、第二項の場合において、その請求権者が受けた損害の全部又は一部が、当該書類の虚偽記載等によつて生ずべき当該有価証券の値下り以外の事情により生じたことが認められ、かつ、当該事情により生じた損害の性質上その額を証明することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、賠償の責めに任じない損害の額として相当な額の認定をすることができる。

第二十一条の三　第二十条の規定は、前条の規定による賠償の請求権について準用する。この場合において、第二十条中「第十八条」とあるのは「第二十一条の二」と、「有価証券届出書若しくは目論見書」とあるのは「第二十五条第一項各号に掲げる書類」と、「三年間」とあるのは「二年間」と、「当該有価証券の募集若しくは売出しに係る第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時又は当該目論見書の交付があつた時から七年間（第十条第一項又は第十一条第一項の規定による停止命令があつた場合には、当該停止命令があつた日からその解除があつた日までの期間は、算入しない。）とあるのは「当該書類が提出された時から五年間」と読み替えるものとする。

第二十二条第一項中「前条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「又は欠けている」を「、又は欠けている」に、「取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に改め、同条第二項中「前条第二項第一号又は第二号」を「第二十一条第二項第一号及び第二号」に改める。

第二十三条の二中「当該届出書に係る目論見書若しくは第十三条第二項ただし書の内閣府令で定める要件を満たす」を「第十三条第三項の規定の適用を受ける」に、「及び第十七条から前条まで」を「、第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び前条」に、「第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三条第二項ただし書」を「第十七条中「目論見書」とあるのは「目論見書（同条第三項」に、「同条第二項ただし書」を「同条第三項」に、「「目論見書」とあるのは「目論見書（第十三条第二項ただし書」を「、目論見書（第十三条第三項」に改める。

第二十三条の十二第二項を次のように改める。

第十三条第一項の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者について、同条第二項本文の規定は発行登録を行つた有価証券の発行者が作成する目論見書について、同条第四項及び第五項の規定は発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項本文中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項に関する内容」とあるのは、「発行登録書、第二十三条の四の規定による訂正発行登録書又は発行登録追補書類に記載すべき内容及び内閣府令で定める内容」と読み替えるものとする。

第二十三条の十二第三項中「第十五条（第一項を除く。）」を「第十五条第二項及び第六項」に、「第十三条第二項及び第四項」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第二項及び第四項」と、同条第三項中」を「第十三条第二項第一号に定める事項に関する内容を記載した」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の」と、同条第六項中「第二項から前項まで」とあるのは「第二項」と、」に改め、同条第四項中「第三項」を「第

六項」に改め、同条第五項を次のように改める。

第十七条から第二十一条まで、第二十二条及び第二十三条の規定は、発行登録を行つた有価証券の募集又は売出しについて準用する。この場合において、第十七条中「第十三条第一項の目論見書」とあるのは「第二十三条の十二第二項において準用する第十三条第一項の目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第十八条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（以下「訂正発行登録書」という。）又は発行登録追補書類及びその添付書類並びにこれらの書類に係る参照書類（以下「発行登録書類等」という。）のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第二項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第十九条第二項中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）」と、第二十条中「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と、「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、「第四条第一項若しくは第二項の規定による届出がその効力を生じた時」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出された時」と、「第十条第一項又は第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項又は第二十三条の十一第一項」と、第二十一条第一項各号列記以外の部分中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、同項第一号及び第三号中「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、同条第三項中「目論見書のうちに」とあるのは「目論見書（当該目論見書に係る参照書類を含む。）のうちに」と、第二十二条第一項中「有価証券届出書のうちに」とあるのは「発行登録書類等のうちに」と、「当該有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類、訂正発行登録書又は発行登録追補書類及びこれらの添付書類」と、第二十三条中「第四条第一項若しくは第二項の規定による届出があり、かつ、その効力が生じたこと」とあるのは「発行登録の効力が生じており、かつ、それに係る発行登録追補書類が提出されたこと（第二十三条の八第二項の有価証券の募集又は売出しにあつては、発行登録の効力が生じていること。）」と、「第十条第一項若しくは第十一条第一項」とあるのは「第二十三条の十第三項若しくは第二十三条の十一第一項」と、「当該届出」とあるのは「当該発行登録」と、「有価証券届出書」とあるのは「発行登録書類等」と読み替えるものとする。

第二十三条の十二第九項中「及び第五項」を「並びに前項において準用する第十七条、第十八条第二項及び第二十一条第三項」に改め、同条第六項から第八項までを削る。

第二十四条の二第二項中「遅滞なく」を「政令で定めるところにより」に改め、「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して」を削る。

第二十四条の四及び第二十四条の五第五項中「取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に改める。

第二十四条の六第一項中「（明治三十二年法律第四十八号）」を削り、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「取得した者（募集又は売出しに応じて取得した者を除く。）」を「募集又は売出しによらないで取得した者」に、「前条第二項第一号及び」を「前条第二項第一条第二項第一号」に、「第二十一条第二項第一号」を「第一節　発行者である会社以外の者による株券等の公開買付け」に改める。

第二十七条の二第一項中「有価証券報告書を提出しなければならない会社が発行者である」を「その」に、「の当該株券等の発行者である会社」を「について有価証券報告書を提出しなければならない発行者の株券等につき、当該発行者」に改め、同条第七項第二号中「株券等の発行者である会社が発行者である」を削り、「会社の株主」を「株券等の発行者の株主」に、「当該会社が発行者である」を「当該」に改め、同条第八項第一号中「会社の総株主の議決権」を「発行者の総議決権の数」に改め、同項第二号中「会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に、「会社の総株主の議決権」を「発行者の総議決権の数」に改める。

第二十七条の三第一項中「、内閣府令」を「、政令」に改め、「、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙（以下この章及び第四十九条第三項において「日刊新聞紙」という。）に掲載して」を削り、同条第四項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の五中「株券等の発行者である会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に改め、同条第一号中「会社が発行者である」を「株券等の発行者の」に、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の六第一項中「、内閣府令」を「、政令」に、「日刊新聞紙に掲載して公告を行わなければならない」を「公告しなければならない」に改める。

第二十七条の八第十一項中「直ちに、内閣府令で定めるところにより」を「政令で定めるところにより、」に改め、「日刊新聞紙に掲載して」を削る。

第二十七条の十第一項中「である会社」を削り、「対象会社等」を「対象者」に、「当該会社」を「当該発行者」に改め、同条第二項中「対象会社等」を「対象者」に改め、同条第三項中「対象会社等」を「対象者」に、「会社が発行者である」を「対象者である発行者の」に改める。

第二十七条の十一第一項中「である会社」を削り、同条第二項中「までに、内閣府令」を「までに、政令」に、「、日刊新聞紙に掲載して公告を」を「公告」に改め、同条第四項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改める。

第二十七条の十二中「応募株主」を「応募株主等」に改める。

第二十七条の十三第一項中「、内閣府令」を「、政令」に改め、「日刊新聞紙に掲載して」を削り、同条第三項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第五項中「応募株主」を「応募株主等」に改める。

第二十七条の十五第二項中「対象会社等」を「対象者」に改める。

「第二節　発行者である会社による上場株券等の公開買付け」を「第二節　発行者による上場株券等の公開買付け」に改める。

第二十七条の二十二の二第一項中「である会社」を削り、同条第二項中「である会社」を削り、「当該会社が発行者である」を「当該発行者の」に、「対象会社等」を「対象者」に改め、同条第三項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第十一項中「会社」を「者」に改め、同条第十二項中「会社」を「発行者」に改める。

第二十七条の三十の九第一項中「第十五条第二項（同条第三項」を「第十五条第二項から第四項まで（同条第六項」に改め、「第十三条第二項及び第四項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に適合する」を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同条第二項を削る。

第二十七条の三十の十一第一項中「である会社」を削り、「会社が発行者である」を「発行者の」に改め、同条第三項中「対象会社等」を「対象者の」に改める。

第二十七条の二第三項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十八条の四第一項第七号中「（平成三年法律第六十六号）」を削る。

第三十三条の二第一項中「証券会社の株主は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十三条の三中「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条　削除

第三十八条に次のただし書を加える。

ただし、適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者からあらかじめ同意を得ている場合については、この限りでない。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条　削除

第四十条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　取扱有価証券（株券、新株予約権付社債券その他内閣府令で定める有価証券（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券を除く。）のうち証券業協会の規則において売買その他の取引の勧誘を行うことが禁じられないものをいう。以下同じ。）の売買その他の取引

第四十二条第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）における上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう。）の相場を変動させ、又はくぎ付けし、固定し、若しくは安定させる目的をもつて、当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為（政令で定める行為を除く。）

第四十二条第二項中「第九号」を「第十号」に改める。

第四十三条の次に次の一条を加える。

第四十三条の二　証券会社は、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引（政令で定めるものを除く。以下この条において「有価証券取引」という。）に関する顧客の注文について、政令で定めるところにより、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下この条において「最良執行方針等」という。）を定めなければならない。

証券会社は、内閣府令で定めるところにより、最良執行方針等を公表しなければならない。

証券会社は、最良執行方針等に従い、有価証券取引に関する注文を執行しなければならない。

証券会社は、証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券の売買その他の取引で政令で定めるものに関する顧客の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、内閣府令で定めるところにより、当該取引に係る最良執行方針等を記載した書面を交付しなければならない。ただし、既に当該書面（当該最良執行方針等を変更した場合にあつては、変更後のものを記載した書面）を交付しているときは、この限りでない。

証券会社は、有価証券取引に関する顧客の注文を執行した後、内閣府令で定める期間内に当該顧客から求められたときは、当該注文が最良執行方針等に従つて執行された旨を内閣府令で定めるところにより説明した書面を、内閣府令で定めるところにより、当該顧客に交付しなければならない。

第四十条第二項の規定は、前二項の規定による書面の交付について準用する。

第四十九条第三項中「内閣総理大臣の指示するところに従い」を「政令で定めるところにより、」に、「を日刊新聞紙に掲載すべき旨を」を「の公告を」に改める。

第六十四条の二第一項第二号中「第六十四条の五第一項」の下に「（第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十四条の七第五項中「第六十四条の五第一項又は第二項」を「第六十四条の五第一項」に改める。

第六十五条第二項各号列記以外の部分中「有価証券」の下に「（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同項第一号から第五号までを次のように改める。

一　第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券、同項第三号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二に規定する短期商工債券、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第一項に規定する短期債券及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債券に限る。）、第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているもの並びに社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及びこれに類するものとして政令で定めるものに限る。）、第二条第一項第五号の三、第七号の三及び第七号の四に掲げる有価証券、同項第八号に掲げる有価証券（発行の日から償還の日までの期間が一年未満のものに限る。）、同項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるもの並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利

同条第八項第一号から第三号まで及び第四号から第六号までに掲げる行為

二　第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券　同条第八項第一号から第三号までに掲げる行為及び同項第六号に掲げる行為（有価証券の売出しの取扱いを除く。）

三　第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号の性質を有するもの（以下「外国国債証券」という。）　次のイからハまでに掲げる行為

イ　有価証券先物取引等（有価証券先物取引、有価証券先物取引と類似の取引又はこれらに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。）、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等及び外国市場証券先物取引等

ロ　私募の取扱い

ハ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イ及びロに掲げるものを除く。）

四　前三号に掲げる有価証券以外の有価証券　次のイ及びロに掲げる行為

イ　私募の取扱い（政令で定める有価証券に係るものを除く。）

ロ　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は外国証券会社のために行う第二条第十一項各号に掲げる行為（イに掲げるものを除く。）

五　次に掲げる取引　第二条第八項第三号の二に掲げる行為（次のロに掲げる取引については、均一の条件で、多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合に該当するものを除く。）

イ　第一号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引

ロ　前三号に掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券店頭指数を含む。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうち決済方法が差金の授受に限られているもの

第六十五条第二項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする。

第六十五条の二第三項を次のように改める。

第一項の登録を受けた銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関（以下「登録金融機関」という。）は、前条第二項第一号に掲げる有価証券につき有価証券の元引受け（第二十九条第一項第二号の有価証券の元引受けをいう。）を営業として行おうとするとき、又は前条第二項第五号に掲げる取引につき同号に定める行為を営業として行おうとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

第六十五条の二第五項中「第三十七条から第四十一条まで、第四十三条」を「第三十八条、第四十条、第四十一条、第四十三条、第四十三条の二」に、「及び第七号」を「、第七号及び第十二号」に、「及び第四十四条第一号」を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二号中「当該証券会社」とあるのは「その親法人等又は子法人等」と、「その親法人等又は子法人等」とあるのは「当該登録金融機関」と、「していることを知りながら」とあるのは「しながら」と、「当該契約を締結」とあるのは「第六十五条第二項第四号ロに掲げる行為を」と読み替えるものとする。

第六十五条の二第七項を次のように改める。

第五十一条の規定は、登録金融機関が、有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引に係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為又は前条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為を行う場合について準用する。

第六十五条の二第八項中「第二項」を「第五項後段に定めるもののほか、第二項」に改め、同

条第九項中「前条第二項第七号」を「前条第二項第五号」に改め、同条第十一項中「前条第二項第四号」を「前条第二項第二号」に改める。

第六十六条の十六中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項及び第二項」に改める。

第六十七条第二項中「以下この項及び」を削り、「有価証券（第七十五条第一項の規定により登録を受けたものに限る。）」を「店頭売買有価証券」に、「に限る。第七十五条第一項」を「に限る。同項」に改める。

第七十四条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第十六号を同項第十七号とし、同項第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　協会員及び証券仲介業者の有価証券の売買その他の取引の勧誘に関する事項

第七十六条中「当該登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）」を「店頭売買有価証券」に改め、同条第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第七十九条の二中「、遅滞なく」を削り、同条第一号中「及び銘柄並びにその売買価格及び数量」を「、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第二号中「後、当該売付け又は買付けに係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める」を削り、「買付けに係る有価証券の種類及び銘柄並びに当該売付け又は買付けの価格」を「買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第三号中「後、当該受託等に係る売買が成立していない場合として内閣府令で定める」を削り、「及び銘柄並びに当該受託等に係る価格」を「、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同条第四号中「において行う上場株券等」の下に「（証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。以下第七十九条の四までにおいて同じ。）」を加え、「及び銘柄並びにその売買価格及び数量その他内閣府令で定める事項」を「、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四　自己の計算において行う取扱有価証券の売買又は媒介、取次ぎ若しくは代理を行う取扱有価証券の売買が成立した場合　当該売買に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

五　自己の計算において取扱有価証券の売付け又は買付けの申込みをした場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

六　取扱有価証券の売買の受託等をした場合　当該受託等に係る有価証券の種類、銘柄、価格、数量その他内閣府令で定める事項

第七十九条の二に次の一号を加える。

八　同時に多数の者に対し、取引所有価証券市場外での上場株券等の売付け又は買付けの申込みをした場合その他の内閣府令で定める場合　当該売付け又は買付けの申込みに係る有価証券の種類、銘柄、価格その他内閣府令で定める事項

第七十九条の三中「店頭売買有価証券の売買」の下に「、その取扱有価証券の売買」を加え、「、速やかに、」を削る。

第七十九条の四中「店頭売買有価証券の売買」の下に「、その取扱有価証券の売買」を加え、「毎日の相場」を「銘柄別の毎日の売買高、最高、最低及び最終の価格」に改め、「、遅滞なく、」を削る。

第七十九条の五中「（明治二十九年法律第八十九号）」を削る。

第七十九条の十三第一項中「店頭売買有価証券」の下に「若しくは取扱有価証券」を加える。

第七十九条の十四中「若しくは店頭売買有価証券」を「又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券」に改める。

第七十九条の五十七第一項に次の一号を加える。

三　補償対象債権に係る顧客資産のうちに社債等の振替に関する法律第六十条第一項に規定する補償対象債権を有する場合　同項の補償対象債権に相当する顧客資産を内閣府令・財務省令で定めるところにより評価した金額（当該顧客資産について同条第五項の適用がある場合には、当該金額から同項の規定により減額された支払額を控除した金額）

第八十条第一項中「有価証券市場は」の下に「、証券業協会を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

前項の規定は、証券会社、外国証券会社、登録金融機関又は証券仲介業者が、この法律又は外国証券業者に関する法律の定めるところに従つて有価証券の売買、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引（有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引にあつては、取引所有価証券市場によらないで行われるものを除く。）又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う場合には、適用しない。

第百三条の二第一項中「株主は、当該株式会社証券取引所の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第百六条の十五中「株主は、当該証券取引所持株会社の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第百六条の二十九第一項第一号中「とき」の下に「（当該株式会社証券取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）」を加える。

第百七条の二第一項第二号中「に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引」を「（国債証券、地方債証券、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券その他の債券並びに外国国債証券並びにこれらに係る有価証券指数をいう。次条第一項及び第百五十五条第一項において同じ。）に係るもの」に改める。

第百七条の三第一項第二号中「に係る有価証券先物取引並びに第六十五条第二項第六号イ、ハ及びニに掲げる取引」を「に係るもの」に改める。

第百七条の四第一項中「第百二十四条」を「第百十八条」に改める。

第百十二条第二項及び第三項中「第百十九条第一項」を「第百十五条第一項」に改める。

第百十四条を第百十九条までを次のように改める。

第百十四条　証券取引所は、その開設する取引所有価証券市場ごとに、その上場する有価証券等について、当該取引所有価証券市場における有価証券の売買等を停止し、又は停止を解除したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第百十五条　内閣総理大臣は、証券取引所が上場する有価証券の発行者がこの法律、この法律に基づく命令又は当該有価証券を上場する証券取引所の規則に違反した場合において、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、当該証券取引所に対し、取引所有価証券市場における当該有価証券の売買を停止し、又は上場を廃止することを命ずることができる。この場合においては、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

前項の規定による処分に係る聴聞において行政手続法第十五条第一項の通知があつた場合における同法第三章第二節の規定の適用については、当該発行者は、同項の通知を受けた者とみなす。

第百十六条　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値及び対価の額その他の事項をその会員等に通知し、公表しなければならない。

第百十七条　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、その開設する取引所有価証券市場における毎日の総取引高、その上場する有価証券等の銘柄別の毎日の最高、最低及び最終の価格、約定指数、約定数値及び対価の額その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。

第百十八条　第百七条の六の規定は、会員等の取引所有価証券市場における有価証券の売買等がこの法律又は証券取引所の定款の定めるところにより停止された場合に準用する。

第百十九条　会員等は、取引所有価証券市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎを除く。）の受託については、その所属する証券取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

証券取引所は、その受託契約準則において、その開設する取引所有価証券市場ごとに、当該取引所有価証券市場における次に掲げる事項に関する細則を定めなければならない。

一　有価証券の売買等の受託の条件

二　有価証券の売買等の受渡しその他の決済方法

三　有価証券の売買の受託についての信用の供与に関する事項

四　前三号に掲げる事項のほか、有価証券の売買等の受託に関し必要な事項

第五章第四節の節名を削る。

第百二十条から第百三十三条までを次のように改める。

第百二十条から第百三十三条まで　削除

第百四十四条中「第九十条第一号」を「第九十条第一項第一号」に改める。

第五章第五節を同章第四節とし、同章第六節を同章第五節とし、同章第七節を同章第六節とする。

第百五十五条第一項第二号中「類似の取引」の下に「及び外国市場証券先物取引」を加え、「並びに第六十五条第二項第六号ロ、ホ及びヘに掲げる取引」を削る。

第百五十六条の六第一項中「対象取引をいう。」の下に「以下この章において同じ。」を加える。

第百五十六条の十一の次に次の一条を加える。

第百五十六条の十一の二　証券取引清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行つた対象取引の相手方から有価証券債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する証券取引清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

破産手続、再生手続又は更生手続において、証券取引清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

第百五十六条の二十一第一項中「（第二条第三十項に規定する対象取引をいう。）」を削り、「第百二十四条」を「第百十八条」に改める。

第百五十九条に次の一項を加える。

第一項（第六号を除く。）及び第二項（第二号を除く。）の規定は、取扱有価証券の売買及び取扱有価証券又は取扱有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数に係る有価証券店頭デリバティブ取引について準用する。この場合において、第一項中「証券取引所が上場する有価証券（以下この条において「上場有価証券」という。）、有価証券指数又はオプション（以下この条において「上場有価証券等」という。）について、上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券若しくは上場有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数（以下この条において「上場有価証券店頭指数等」という。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引」とあるのは「取扱有価証券の売買又は取扱有価証券若しくは取扱有価証券の価格に基づき算出される有価証券店頭指数（以下この条において

「取扱有価証券店頭指数等」という。）に係る有価証券店頭デリバティブ取引のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券の売買」とあるのは「取扱有価証券の売買」と、同項第二号中「有価証券指数等先物取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引若しくは有価証券店頭指数等スワップ取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭指数等先渡取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引」と、同項第三号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第七号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等」と、同項第八号中「有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭オプション取引」と、同項第九号中「上場有価証券店頭指数等」とあるのは「取扱有価証券店頭指数等」と、第二項中「上場有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「上場有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引」とあるのは「取扱有価証券の売買又は取扱有価証券店頭指数等に係る有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「取扱有価証券売買等」という。）のうちいずれかの取引」と、同項第一号中「上場有価証券売買等が繁盛であると誤解させ、又は取引所有価証券市場における上場有価証券等の相場を変動させるべき」とあるのは「取扱有価証券売買等が繁盛であると誤解させるべき」と、「上場有価証券売買等又は」とあるのは「取扱有価証券売買等又は」と、同項第三号中「上場有価証券売買等」とあるのは「取扱有価証券売買等」と読み替えるものとする。

第百六十条第一項中「前条第一項から第三項まで（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条」を「前条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。次項」に、「若しくは店頭売買有価証券市場における有価証券」を「、店頭売買有価証券市場における有価証券の売買若しくは取扱有価証券」に改める。

第百六十三条第一項中「又は店頭売買有価証券」を「、店頭売買有価証券又は取扱有価証券」に改め、同条第二項中「証券会社又は」を「証券会社、許可外国証券業者又は」に改める。

第百六十六条第六項中「株券（」の下に「優先出資法に規定する」を加える。

第百六十七条第一項中「若しくは店頭売買有価証券」を「、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券」に改める。

第百七十一条の次に次の章名及び節名を付する。

第六章の二　課徴金

第一節　納付命令

第百七十二条から第百八十五条までを次のように改める。

第百七十二条　重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者が、当該開示書類に基づく募集又は売出し（第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この章において同じ。）（当該発行者が所有する有価証券の売出しに限る。）により有価証券を取得させ、又は売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該発行者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　当該開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた場合　当該取得させた有価証券の発行価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等（株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。次号及び次項において同じ。）である場合にあつては、百分の二）

二　当該開示書類に基づく売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合　当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二）

重要な事項につき虚偽の記載がある開示書類を提出した発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。第五項において同じ。）であつて、当該開示書類に虚偽の記載があることを知りながら当該開示書類の提出に関与した者が、当該開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けたときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該役員等に対し、当該売り付けた有価証券の売出価額の総額の百分の一（当該有価証券が株券等である場合にあつては、百分の二）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

前二項の「開示書類」とは、第五条（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書類（第五条第四項の規定の適用を受ける届出書の場合には、当該届出書に係る参照書類を含む。）、第七条、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書（当該訂正届出書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の三第一項及び第二項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録書（当該発行登録書に係る参照書類を含む。）、第二十三条の四、第二十三条の九第一項若しくは第二十三条の十第一項の規定若しくは同条第五項において準用する同条第一項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書（当該訂正発行登録書に係る参照書類を含む。）又は第二十三条の八第一項及び第五項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による発行登録追補書類（当該発行登録追補書類に係る参照書類を含む。）及びその添付書類をいう。

第一項（第一号を除く。）の規定は、重要な事項（第五条第一項各号（第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に係るものに限る。次項において同じ。）につき虚偽の記載がある目論見書（第十三条第一項に規定する既に開示された有価証券の売出しに係る目論見書に限る。次項において同じ。）を使用した発行者が、当該目論見書に係る売出しにより当該発行者が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第二項の規定は、重要な事項につき虚偽の記載がある目論見書を使用した発行者の役員等であつて、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら当該目論見書の作成に関与した者が、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた場合について準用する。

第百七十三条　第百五十八条の規定に違反して、風説を流布し、又は偽計を用い、当該風説の流布又は偽計（以下この項において「違反行為」という。）により有価証券等の相場を変動させ、当該変動させた相場により、自己の計算において、当該違反行為が行われた日から一月以内に当該有価証券等に係る有価証券の募集により当該有価証券を取得させ、又は当該有価証券等に係る有価証券の売買その他の取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　違反行為により有価証券等（当該有価証券等に係る有価証券店頭指数を含む。次号において同じ。）の相場を騰貴させ、又は上昇させ、当該騰貴させ、又は上昇させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の売付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等についてそれぞれの有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ　当該有価証券の売付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二　違反行為により有価証券等の相場を下落させ、又は低下させ、当該下落させ、又は低下させた相場により当該有価証券等に係る有価証券の買付け等（当該違反行為が行われた日から一月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の買付け等についてそれぞれの有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額の総額

ロ　当該有価証券の買付け等について違反行為の直前の価格として政令で定めるもの（次号イにおいて「違反行為の開始前の価格」という。）に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

第一項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の発行、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「有価証券の買付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

前二項に規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十四条　自己の計算において違反行為（第百五十九条第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反する取引所有価証券市場における上場有価証券等（同条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この条において同じ。）の相場を変動させるべき一連の上場有価証券売買等（第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。）又は店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場を変動させるべき一連の店頭売買有価証券売買等（同条第四項において準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。）をいう。以下この条において同じ。）をした者（以下この条において「違反者」という。）があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる額の合計額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売買対当数量に係るものに限る。）の価額

二　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1)　当該超える数量に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2)　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る売付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

ロ　当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合　次の(1)に掲げる額から次の(2)に掲げる額を控除した額

(1)　当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

(2)　当該超える数量に係る有価証券の買付け等（当該違反行為に係る買付け等対当数量に係るものに限る。）の価額

前項の「有価証券の売付け等」とは、自己の計算において行う有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項第一号の「売買対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等（同項に規定する有価証券の売付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量と当該違反行為に係る有価証券の買付け等（同項に規定する有価証券の買付け等をいう。以下この条において同じ。）の数量のうちいずれか少ない数量をいう。

第一項第二号イの「売付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の売付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項第二号ロの「買付け等対当数量」とは、違反行為に係る有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量を超える場合における当該超える数量と、当該違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等又は店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等の数量のうち、いずれか少ない数量をいう。

第一項の「価額」とは、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の価格にそれぞれその数量を乗じて得た額をいう。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を有しないで自己の計算において当該有価証券の売付けをしている場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の売付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

違反者が、違反行為の開始時に当該違反行為に係る有価証券を所有している場合、現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する有価証券指数等先物取引（当該違反行為に係る有価証券に係るものに限る。）を自己の計算において約定している場合その他の政令で定める場合には、第一項各号に掲げる額の計算において、当該違反者が、当該違反行為の開始時にその時における価格で当該違反行為に係る有価証券の買付け等を自己の計算においてしたものとみなす。

第一項各号に掲げる額は、銘柄ごとに計算する。

一の銘柄に係る第一項各号に掲げる額のいずれかにつき控除しきれない額がある場合における同項に規定する合計額は、当該控除しきれない額を当該銘柄に係る他の号に掲げる額から控除した額とする。

違反行為に係る二以上の銘柄がある場合において、そのいずれかの銘柄につき前項の規定により控除してもなお控除しきれない額があるときは、当該控除しきれない額は、他の銘柄に係る第一項に規定する合計額から控除する。

有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合、有価証券オプション取引に係るオプションが行使されずに消滅した場合その他これらに類するものとして政令で定める場合における第一項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項から前項までに規定するもののほか、第一項に規定する有価証券の売付け等の価額及び有価証券の買付け等の価額の計算に関し必要な事項その他同項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十五条　第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する売買等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百六十六条第一項又は第三項の規定に

違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等について有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の売付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

二　第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の買付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等の数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の買付け等について当該有価証券の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において同条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等をした者があるときは、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、その者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一　第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の売付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日前六月以内に行われたものに限る。以下この号において同じ。）をした場合　次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を控除した額

イ　当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

ロ　当該有価証券の買付け等について公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額

二　第百六十七条第一項又は第三項の規定に違反して、自己の計算において有価証券の買付け等（同条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の買付け等をした者に売付け等の数量を乗じて得た額を控除した額

前二項の「有価証券の売付け等」とは、有価証券の売付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項及び第二項の「有価証券の買付け等」とは、有価証券の買付け、有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

第一項の「業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第二項の「公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後における価格」とは、第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日の翌日における第七十九条の三又は第百十六条に規定する最終の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるもの）をいう。

第一項の規定は、第百六十六条第一項又は第三項の規定に違反して、上場会社等（第百六十三条第一項に規定する上場会社等又は第百六十六条第一項第一号に規定する親会社若しくは子会社をいう。）の計算において同条第一項に規定する売買等をした当該上場会社等の同号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「その者」とあるのは「当該上場会社等」と、同項各号中「自己の計算において」とあるのは「上場会社等の計算において」と読み替えるものとする。

第三項から第六項までに規定するもののほか、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第二項に規定する有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が有価証券指数等先物取引である場合の価格及び数量その他第一項及び第二項の課徴金の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

第百七十六条　第百七十二条から前条までの規定により計算した課徴金の額が一万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。

第百七十二条から前条までの規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百七十二条から前条までの規定による命令を受けた者は、これらの規定による課徴金を納付しなければならない。

第百七十二条第一項若しくは第四項に規定する発行者、第百七十三条第一項に規定する者、第百七十四条第一項に規定する違反者、前条第一項に規定する者、同条第二項に規定する者又は同条第七項に規定する上場会社等が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなして、第百七十二条から前条まで及び前三項の規定を適用する。

第百七十七条　内閣総理大臣は、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による課徴金に係る事件について必要な調査をするため、当該職員に、次に掲げる処分をさせることができる。

一　事件関係人若しくは参考人に質問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二　事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査すること。

第百七十八条　内閣総理大臣は、次に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、当該事実に係る事件について審判手続開始の決定をしなければならない。

一　第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に該当する事実

二　第百七十三条第一項に該当する事実

三　第百七十四条第一項に該当する事実

四　第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第二項に該当する事実

内閣総理大臣は、審判手続開始の決定をした場合においては、当該決定に係る同項各号に掲げる事実が当該各号のうち他の号に掲げる事実にも該当することを理由として、審判手続開始の決定をすることができない。

重要な事項につき虚偽の記載がある第百七十二条第三項に規定する開示書類を提出した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該開示書類に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十二条第四項に規定する重要な事項につき虚偽の記載がある同項に規定する目論見書に係る売出しを開始した日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該目論見書に係る第一項第一号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十三条第一項に規定する違反行為が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為に係る第一項第二号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十四条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同項に規定する株券等に係る売付け等が行われた日から三年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は株券等に係る売付け等に係る第一項第四号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができない。

第百七十九条　審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第百八十三条において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る前条第一項各号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この節において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない。

第百八十条　審判手続（審判手続開始の決定及び第百八十五条の七第四項に規定する決定を除く。）は、三人の審判官をもつて構成する合議体が行う。ただし、簡易な事件については、一人の審判官が行う。

内閣総理大臣は、各審判事件について、前項本文の合議体を構成する審判官又は同項ただし書の一人の審判官を指定しなければならない。

内閣総理大臣は、合議体に審判手続を行わせることとしたときは、前項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

内閣総理大臣は、当該事件について調査に関与したことのある者を審判官として指定することはできない。

第百八十一条　被審人は、弁護士、弁護士法人又は内閣総理大臣の承認を得た適当な者を代理人とすることができる。

内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの（次項において「指定職員」という。）を審判手続に参加させることができる。

指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

第百八十二条　審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

第百八十三条　被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなけれ

ばならない。

被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第百七十八条第一項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

第百八十四条　被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

審判官は、必要があると認めるときは、被審人に対して、意見の陳述を求めることができる。

第百八十五条　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、参考人に出頭を求めて審問することができる。この場合においては、被審人も、その参考人に質問することができる。

民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九十条、第百九十一条、第百九十六条、第百九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

第百七十七条の次に次の節名を付する。

第二節　審判手続

第百八十五条の次に次の十六条及び二節を加える。

第百八十五条の二　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、被審人を審問することができる。

第百八十五条の三　被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

第百八十五条の四　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、学識経験を有する者に鑑定を命ずることができる。

審判官が鑑定人に出頭を求めて審問する場合においては、被審人も、その鑑定人に質問することができる。

民事訴訟法第百九十一条、第百九十七条、第二百一条第一項及び第二百十二条の規定は、第一項の規定により鑑定人に鑑定を命ずる手続について準用する。

第百八十五条の五　審判官は、被審人の申立てにより又は職権で、事件関係人の営業所その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

第百八十五条の六　審判官は、審判手続を経た後、審判事件についての決定案を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第百八十五条の七　内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実のいずれかがあると認めるときは、被審人に対し、第百七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第百七十三条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）若しくは第二項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

内閣総理大臣は、前項の場合（第百七十八条第一項第二号から第四号までに掲げる事実のいずれかがあると認める場合に限る。）において、同一事件について、被審人に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があるときは、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項若しくは第二項の規定による額に代えて、当該額から当該裁判において没収を命じられた第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額。以下この項において「没収等相当額」という。）を控除した額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項若しくは第二項の規定による額が、没収等相当額を超えないときは、これらの規定による課徴金の納付を命ずることができない。

内閣総理大臣は、審判手続を経た後、第百七十八条第一項各号に掲げる事実がないと認めるとき、又は前項ただし書に該当するときは、その旨を明らかにする決定をしなければならない。

前三項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項又は第二項の決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項又は第二項の決定に係るものに限る。）の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

第四項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

第一項の決定（第百七十八条第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）は、当該決定の時において、同一事件について公訴が提起されている場合であつて、当該事件が裁判所に係属するときは、前項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した時から、その効力を生ずる。ただし、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時から、その効力を生ずる。

前項本文の規定は、当該事件についての裁

判が確定した時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項ただし書の規定は、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本が送達された時において、第一項の決定に係る決定書の謄本が送達されていない場合には、適用しない。

第八項本文の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、当該事件についての裁判が確定した日から二月を経過した日とする。

第八項ただし書の場合において、課徴金の納付期限は、第六項の規定にかかわらず、次条第五項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

第百八十五条の八　前条第一項の決定（第百七十八条第一項第二号から第四号までに係るものに限る。以下この条において同じ。）の後、当該決定に係る納付期限前に同一事件について当該決定を受けた者に対し公訴の提起があつたときは、内閣総理大臣は、当該事件についての裁判が確定するまでの間、当該決定の効力を停止しなければならない。ただし、当該決定に係る課徴金の全部が納付されているときは、この限りでない。

前項本文の規定により前条第一項の決定の効力が停止された場合において、当該事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、内閣総理大臣は、前条第一項の決定の効力が停止された場合においては、課徴金の納付期限は、同条第六項及び前項の規定にかかわらず、次項の規定による変更の処分に係る文書の謄本を発した日から二月を経過した日とする。

内閣総理大臣は、前条第一項の決定の後、同一事件について、当該決定を受けた者に対し、第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産の没収又は同項各号に掲げる財産の価額の追徴の確定裁判があつたときは、前条第一項の決定に係る課徴金の額を、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額に変更しなければならない。ただし、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額を超えないときは、この限りでない。

一　第百七十三条第一項、第百七十四条第一項又は第百七十五条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）若しくは第二項の規定による額

二　当該裁判において没収を命じられた第百九十八条の二第一項各号に掲げる財産に相当する額又は当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額（当該裁判において同項各号に掲げる財産の没収及び同項各号に掲げる財産の価額の追徴が命じられたときは、当該裁判において没収を命じられた同項各号に掲げる財産に相当する額及び当該裁判において追徴を命じられた同項各号に掲げる財産の価額に相当する額の合計額）

前項ただし書の場合においては、内閣総理大臣は、前条第一項の決定を取り消さなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、文書をもつて行わなければならない。

第五項の規定による変更の処分は、当該処分に係る文書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

課徴金に係る請求権の時効は、第一項又は第二項の規定により前条第一項の決定の効力が停止されている間は、進行しない。

第百八十五条の九　送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

第百八十五条の十　書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条から第百三条まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項、第百八条並びに第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（証券取引法第百八十条第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と読み替えるものとする。

第百八十五条の十一　内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二　前条において準用する民事訴訟法第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三　外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四　前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の掲示場に掲示することにより行う。

公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

第百八十五条の十二　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は

内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものについては、同法第四条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織を使用して行うことができない。

金融庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第百八十五条の十三　利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第百八十五条の七第四項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

第百八十五条の十四　内閣総理大臣は、課徴金をその納付期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第百八十五条の十五　前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、第百八十五条の七第一項又は第二項の決定（第百八十五条の八第五項の規定による変更後のものを含む。以下この条及び次条において「課徴金納付命令」という。）を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

課徴金納付命令の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。

内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百八十五条の十六　破産法、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第百八十五条の十四第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

第百八十五条の十七　この節に定めるもののほか、審判手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節　訴訟

第百八十五条の十八　第百八十五条の七第一項又は第二項の決定の取消しの訴えは、決定がその効力を生じた日から三十日以内に提起しなければならない。

前項の期間は、不変期間とする。

第四節　雑則

第百八十五条の十九　第百八十五条第一項又は第百八十五条の四第一項の規定により出頭又は鑑定を命ぜられた参考人又は鑑定人は、政令で定めるところにより、旅費及び手当を請求することができる。

第百八十五条の二十　内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてする決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がする処分を含む。）については、行政手続法第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第百八十五条の二十一　内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてした決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第百九十条第一項中「第百五十六条の三十四」の下に「、第百七十七条第二号、第百八十五条の五」を、「検査をする」の下に「審判官又は」を加える。

第百九十四条の四第一項第八号中「同条第一項第十二号」を「同条第一項第十三号」に改め、同条第二項第六号中「第百十七条」を「第百十四条」に改める。

第百九十四条の六第二項第二号中「第六十五条第二項第六号に掲げる取引に係る第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為若しくは第六十五条第二項第七号に掲げる取引に係る同号に定める行為」を「有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　第百七十七条の規定による権限

第百九十四条の六第三項中「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第二項の次に次の二項を加える。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二十六条（第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十、第五十九条第一項（第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）から第三項まで、第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の七十七、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六、第百六条の二十、第百六条の二十七、第百五十一条、第百五十五条の九、第百五十六条の十五並びに第百五十六条の三十四の規定によるものを委員会に委任することができる。

委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第百九十四条の七中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第百九十七条第一項第七号中「又は第百五十九条第一項から第三項まで」を「、第百五十九条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は同条第三項」に改める。

第百九十八条第九号中「旨を第二十七条の三第一項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する日刊新聞紙に掲載して」を「旨の」に改める。

第百九十八条の五第八号中「第百五十六条の三十四」の下に「、第百八十五条の五」を加える。

第二百条第三号中「第二十七条の五」を「第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の五」に改める。

第二百条の二の次に次の一条を加える。

第二百条の二の二　第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、審判手続終了前であつて、かつ、犯罪の発覚する前に自白したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第二百五条第一号中「第十三条第五項（第二十三条の十二第二項において準用し、及びこれらの規定を」を「第十三条第四項若しくは第五項（これらの規定を第二十三条の十二第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）及び」に、「第十五条第三項」を「第十五条第六項」に、「第十五条第二項」を「第十五条第二項から第四項まで」に、「第二十三条の十二第六項」を「第二十三条の十二第五項」に改め、同条第六号中「又は第二十七条の三十第一項」を「、第二十七条の三十第一項又は第百七十七条第二号」に改める。

第二百五条の二の次に次の一条を加える。

第二百五条の三　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第百七十七条第一号の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して、陳述をせず、虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二　第百八十五条第一項の規定による参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、又は虚偽の陳述をした者

三　第百八十五条第二項又は第百八十五条の四第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

四　第百八十五条の三第二項の規定による物件の所持人に対する処分に違反して物件を提出しない者

五　第百八十五条の四第一項の規定による鑑定人に対する処分に違反して鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

第二百六条第四号中「第百十九条第一項」を「第百十五条第一項」に改める。

第二百七条第一項第一号及び第二項中「第五号」を「第一項第五号」に改める。

第二百八条第一号中「、第百二十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二号中「第百十七条」を「第百十四条」に改め、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「第百二十三条」を「第百十七条」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「第百二十二条」を「第百十六条」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつたとき。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第二条　外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第六十五条第二項第六号ハ」を「第六十五条第二項第三号」に改める。

第十四条第一項中「から第四十二条まで」を「から第三十六条まで」に、「、社債管理会社等となることの禁止、顧客の指示によらない取引所有価証券市場外での売買執行の禁止、取引の態様の明示、向かい呑みの禁止、」を「及び社債管理会社等となることの禁止」、第三十八条（取引の態様の明示）、第四十条から第四十二条まで（に改め、「規制」の下に「、最良執行方針等の書面交付」を加え、同条第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第四項中「及び第九号」を「、第九号及び第十号」に改める。

第二十三条第五項中「第四十二条第一項第九号」を「第四十三条第一項第十号」に改める。

第三十六条第二項中「第三十一条の規定」の下に「、第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項若しくは第三項の規定」を加える。

第四十二条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項中「第四十二条第一項第九号」を「第四十二条第一項第十号」に改め、「この条及び次条において」を削り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十一条並びに第三十三条第三項において準用する第三十一条第一項及び第三項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第四十三条の見出しを「（委員会の命令に対する不服申立て）」に改め、同条中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第四項」を「同条第六項」に改める。

第五十三条中「第四十二条第一項第九号」を「第四十二条第一項第十号」に改める。

第五十四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　第十四条第一項において準用する証券取引法第四十三条の二第四項又は第五項の規定に違反して、書面の交付をしなかつた者

（社債等登録法の一部改正）

第三条　社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の二項を加える。

金融庁長官ハ政令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職権ノ内第十条ノ規定ニ依ルモノヲ証券取引等監視委員会ニ委任スルコトヲ得

証券取引等監視委員会ハ前項ノ規定ニ依リ委任セラレタル職権ヲ行使シタルトキハ速ニ其ノ結果ニ付金融庁長官ニ報告スルモノトス

第九条の次に次の一条を加える。

第九条ノ二　前条第三項ノ規定ニ依リ証券取引等監視委員会ガ行フ報告又ハ資料ノ提出ノ命令ニ付テノ行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）ニ依ル不服申立ハ証券取引等監視委員会ニ対シテノミ之ヲ行フコトヲ得

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第四条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第六十五条第二項第六号ハ」を「第六十五条第二項第三号」に改める。

第十条の四第一項中「投資信託委託業者の株主又は出資者は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第十条の五中「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第二十七条中「第九号」を「第十号」に改める。

第三十三条第一項中「期日」の下に「。第二号において「作成期日」という。」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募の方法により行われたものであつて、投資信託約款において運用報告書を交付しない旨を定めている場合

二　受益者の同居者が確実に当該運用報告書の交付を受けると見込まれる場合であつて、かつ、当該受益者が当該運用報告書の交付を受けないことについてその作成期日までに同意している場合（当該作成期日までに当該受益者から当該運用報告書の交付の請求があつた場合を除く。）

第百九十七条中「第九号」を「第十号」に改める。

第二百二十五条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　第三十九条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二　第五十五条第一項の規定による権限（受益証券等の売買その他の取引の公正の確保に係る投資信託協会の業務として政令で定める業務に関するものに限る。）

三　第二百十三条第一項の規定による権限（投資証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第二百二十五条に次の五項を加える。

3　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十九条第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第二百十三条第一項から第五項までの規定によるものを委員会に委任することができる。

4　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第二百二十五条の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第二百二十五条の二　委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第五条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十一条の二」を「第四十一条の三」に改める。

第四十一条の二の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第八条第一項（第十三条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第五章中第四十一条の二の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第四十一条の三　委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令について

の行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第六条　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第六十五条第二項第六号ハ」を「第六十五条第二項第三号」に改める。

第二十九条の二第一項中「認可投資顧問業者の株主又は出資者は、」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第二十九条の三中「こととなつたときは」を「場合には」に改める。

第五十一条の二の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、第三十六条第一項の規定によるもの（有価証券の売買、有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第五十一条の二に次の五項を加える。

3　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項（第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第五十一条の三　委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（金融先物取引法の一部改正）

第七条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十四項中「金融先物取引業者が行う」の下に「対象取引（を、「定める取引」の下に「をいう。）」を加える。

第三十四条の二十の二第一項中「株主は、当該株式会社金融先物取引所の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十四条の三十八中「株主は、当該金融先物取引所持株会社の」を削り、「ときは」を「者は」に改める。

第三十四条の五十第一項第一号中「なくなつたとき」の下に「（当該株式会社金融先物取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）」を加える。

第九十条の六第一項中「金融先物取引等、店頭金融先物取引その他政令で定める取引」を「対象取引（第二条第十四項に規定する対象取引をいう。第九十条の十一の二第一項において同じ。）」に改める。

第九十条の十一の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の二　金融先物清算機関が業務方法書で未決済債務等（清算参加者が行った対象取引の相手方から金融先物債務引受業として引き受けた当該対象取引に基づく債務、当該清算参加者から当該対象取引に基づく債務を引き受けた対価として当該清算参加者に対して取得した債権（当該債務と同一の内容を有するものに限る。）及び担保をいう。以下この項において同じ。）について差引計算の方法、担保の充当の方法その他の決済の方法を定めている場合において、清算参加者に特別清算手続、破産手続、再生手続、整理手続又は更生手続が開始されたときは、これらの手続の関係において、未決済債務等に関する金融先物清算機関又は当該清算参加者が有する請求権の額の算定その他の決済の方法は、当該業務方法書の定めに従うものとする。

2　破産手続、再生手続又は更生手続において、金融先物清算機関が有する前項に規定する請求権は破産債権、再生債権又は更生債権とし、清算参加者が有する同項に規定する請求権は破産財団、再生債務者財産又は更生会社財産若しくは更生協同組織金融機関財産に属する財産とする。

第九十二条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委員会に委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第七十七条第一項及び第二項、第九十条第一項並びに第九十条の十七第一項の規定によるものを委員会に委任することができる。

4　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第九十二条の二の見出しを「（委員会の命令に対する不服申立て）」に改め、同条中「前条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第八条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条の四中「第九号」を「第十号」に改める。

第二百二十九条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　第百五十条の四において準用する第百五十六条第一項の規定による権限（資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二　第二百二十五条第一項において準用する第百五十条の四において準用する第百五十六条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

第二百二十九条に次の五項を加える。

3　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第百五十六条第一項（第百五十条の四（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項及び第三項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　委員会は、政令で定めるところにより、第二項及び第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

7　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第二百二十九条の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第二百二十九条の二　委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第九条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十六条」を「第百三十六条の二」に改める。

第百三十六条の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第二十条第一項（第四十三条第三項において準用する場合及び第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第七章中第百三十六条の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第百三十六条の二　委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第十条　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「証券取引等監視委員会」の下に「（以下この条において「委員会」という。）」を加え、同項第一号中「第十九号」の下に「、第二十一号」を加える。

第十三条第八項を同条第十一項とし、同条第五項から同条第七項までを三項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限（第九条に関するもの及び前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二条第二十号及び第三十四号から第三十七号までに掲げる金融機関等による行為に係るものを委員会に委任することができる。

6　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

7　委員会が第四項又は第五項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第十一条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第七項に次の一号を加える。

七　其ノ権利ノ帰属ガ社債等の振替に関する法律ノ規定ニ依リ振替口座簿ノ記載又ハ記録ニ依リ定マルモノトサレル外国法人ノ発行スル債券（新株予約権付社債券ノ性質ヲ有スルモノヲ除ク）ニ表示サレルベキ権利ノ内次ニ掲グル要件ノ何レニモ該当スルモノ

イ　契約ニ依リ権利ノ総額ガ引受ケラルルモノタルコト

ロ　各権利ノ金額ガ一億円ヲ下ラザルコト

ハ　元本ノ償還ニ付権利ノ総額ノ払込アリタル日ヨリ一年未満ノ日トスル確定期限ノ定アリ且分割払ノ定ナキコト

ニ　利息支払ノ期限ニ付ハノ元本ノ償還ノ期限ト同一ノ日トスル旨ノ定アルコト

（農業協同組合法の一部改正）

第十二条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項に次の一号を加える。

七　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ　利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「（同法第六条の二第一項に規定する特定組合を除く。）」を「であつて中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。）の自己資本の充実に寄与するものとして政令で定めるもの」に改める。

第九条の八第六項第一号に次のように加える。

ト　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2)　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3)　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4)　利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（信用金庫法の一部改正）

第十四条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項第一号に次のように加える。

ト　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2)　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3)　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4)　利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（長期信用銀行法の一部改正）

第十五条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項に次の一号を加える。

七　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ　利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（労働金庫法の一部改正）

第十六条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項第一号に次のように加える。

ト　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2)　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3)　元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4)　利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

第五十八条の五第一項第二号の二中「主務省令」を「内閣府令・厚生労働省令」に改める。

（銀行法の一部改正）

第十七条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項に次の一号を加える。

七　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ　利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（保険業法の一部改正）

第十八条　保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第六項に次の一号を加える。

七　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

ロ　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

ハ　元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

ニ　利息の支払期限を、ハの元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（農林中央金庫法の一部改正）

第十九条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第六項第一号に次のように加える。

ト　その権利の帰属が社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1)　契約により権利の総額が引き受けられるものであること。

(2)　各権利の金額が一億円を下回らないこと。

(3)　元本の償還について、権利の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

(4)　利息の支払期限を、(3)の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第二十条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第百六十二条を次のように改める。

（権限の委任等）

第百六十二条　内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、第百五十六条第一項の規定によるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任することができる。

3　委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

4　金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

5　委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第百六十二条の次に次の一条を加える。

（委員会の命令に対する不服申立て）

第百六十二条の二　委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

（金融庁設置法の一部改正）

第二十一条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十四条・第二十五条」に改める。

第四条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二　証券取引法の規定による課徴金に関すること。

第八条中「証券取引法、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）」を「社債等

登録法（昭和十七年法律第十一号）、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十三年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。第二十条において「旧資産流動化法」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」に改める。

第二十条第一項中「証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法」を「社債等登録法、証券取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、外国証券業者に関する法律、株券等の保管及び振替に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、金融先物取引法、資産の流動化に関する法律、旧資産流動化法、社債等の振替に関する法律」に、「又は金融先物取引」を「若しくは金融先物取引」に改め、「確保するため」の下に「、又は投資者の保護その他の公益を確保するため」を加える。

第二十一条中「又は金融先物取引」を「若しくは金融先物取引」に改め、「確保するため」の下に「、又は投資者の保護その他の公益を確保するため」を加える。

本則に次の一条を加える。

（審判官）

第二十五条　証券取引法第六章の二第二節の規定による審判手続の一部を行わせるため、金融庁に審判官五人以内を置く。

2　審判官は、金融庁の職員のうちから、審判手続を行うについて必要な法律及び金融に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができると認められる者について、長官が命ずる。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中証券取引法第三十三条の三、第六十四条の二第一項第二号及び第六十四条の七第五項の改正規定、同法第六十五条の二第五項の改正規定（「及び第七号」を「、第七号及び第十二号」に改める部分に限る。）並びに同法第百四十条、第百六十三条第二項並びに第二百七条第一項第一号及び第二項の改正規定、第二条中外国証券業者に関する法律（以下この条において「外国証券業者法」という。）第三十六条第二項の改正規定、第四条中投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資信託法」という。）第十条の五の改正規定、第六条中有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下この条において「投資顧問業法」という。）第二十九条の三の改正規定、第十一条及び第十二条の規定、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第六項第一号に次のように加える改正規定並びに第十四条から第十九条までの規定　この法律の公布の日

二　第一条中証券取引法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分に限る。）並びに同法第三十三条の二第一項、第六十六条の十六、第百三条の二第一項及び第百六条の十五の改正規定、第四条中投資信託法第十条の四第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二十九条の二第一項の改正規定並びに第七条中金融先物取引法第三十四条の二十の二第一項及び第三十四条の三十八の改正規定　公布の日から起算して一月を経過した日

三　第一条中証券取引法目次の改正規定（「発行者である会社」を「発行者」に改める部分に限る。）、同法第二条第二項第三号の改正規定、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、同条第十項及び同法第十三条第一項から第五項までの改正規定、同条第六項を削る改正規定、同法第十五条第一項及び第二項の改正規定（「又は登録金融機関は」を「、登録金融機関又は証券仲介業者は」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第二項の次に三項を加える改正規定、同法第十七条、第十八条第二項、第二十条及び第二十一条第三項の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、同法第二十二条、第二十三条の二並びに第二十三条の十二第二項から第五項まで及び第九項の改正規定、同条第六項から第八項までを削る改正規定、同法第二十四条の四、第二十四条の五第五項並びに第二十四条の六第一項及び第三項の改正規定、同法第二章の二第一節の節名の改正規定、同法第二十七条の二第一項、第七項第二号及び第八項、第二十七条の三第四項、第二十七条の五、第二十七条の十第一項から第三項まで、第二十七条の十一第一項及び第四項、第二十七条の十二、第二十七条の十三第三項及び第五項並びに第二十七条の十五第二項の改正規定、同法第二章の二第二節の節名の改正規定、同法第二十七条の二十二の二第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項並びに第二十七条の三十の九第一項及び第三項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同法第二十七条の三十の十一第一項及び第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第一項第七号並びに第六十五条第二項の改正規定、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とする改正規定、同法第六十五条の二第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「及び第四十四条第一号」を「、第四十四条（第二号を除く。）及び第四十五条」に改める部分及び後段を加える部分に限る。）、同法第六十五条の二第七項から第九項まで及び第十一項並びに第七十九条の五の改正規定、同法第七十九条の五十七第一項に一号を加える改正規定並びに同法第百七条の二第一項第二号、第百七条の三第一項第二号、第百九十四条の六第二項第二号、第二百条第三号及び第二百五条第一号の改正規定、第二条中外国証券業

者法第二条第三号の改正規定、第四条中投資信託法第二条第五項及び第三十三条第一項の改正規定、第六条中投資顧問業法第二条第五項の改正規定、第十三条中中小企業等協同組合法第八条第六項第三号の改正規定並びに次条から附則第七条まで並びに附則第十三条、第十四条及び第十七条から第十九条までの規定　平成十六年十二月一日

四　第一条中証券取引法第百九十四条の六第三項及び第四項の改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定並びに同法第百九十四条の七の改正規定、第二条中外国証券業者法第四十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び外国証券業者法第四十三条の改正規定、第三条の規定、第四条中投資信託法第二十五条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第五条の規定、第六条中投資顧問業法第五十一条の二の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第七条中金融先物取引法第九十二条の見出しの改正規定、同条第五項を同条第七項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第二項の次に二項を加える改正規定及び同法第九十二条の二の改正規定、第八条中資産の流動化に関する法律第二百二十九条の見出し及び同条第二項の改正規定、同条に五項を加える改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定、第九条、第十条及び第二十条の規定、第二十一条の規定（同条中金融庁設置法目次の改正規定、同法第四条第二十二号の次に一号を加える改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第二十条の規定　平成十七年七月一日

五　第一条中証券取引法第百五十六条の六第一項の改正規定、同法第百五十六条の十一の次に一条を加える改正規定及び同法第百五十六条の二十一第一項の改正規定（「（第二条第三十項に規定する対象取引をいう。）」を削る部分に限る。）、第七条中金融先物取引法第二条第十四項及び第九十条の六第一項の改正規定並びに同法第九十条の十一の次に一条を加える改正規定並びに附則第九条及び第十二条の規定　破産法（平成十六年法律第　号）の施行の日

（新たにみなし有価証券とされたものに関する経過措置）

第二条　平成十六年十二月一日前に取得の申込みの勧誘又は売付けの申込み若しくは買付けの申込みの勧誘を開始したみなし有価証券（第一条の規定による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」という。）第二条第二項第三号及び第四号に掲げる権利をいう。次項において同じ。）に係るこれらの勧誘については、新証券取引法第二章の規定は、適用しない。

2　前項のみなし有価証券で、平成十八年六月一日における所有者の数が五百以上であるものは、同日に新証券取引法第二十四条第一項第三号に該当したものとみなして、新証券取引法第二十一条の二、第二十一条の三、第二十四条から第二十四条の五まで、第二十五条及び第二十六条（これらの規定を新証券取引法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（目論見書に関する経過措置）

第三条　新証券取引法第二条第十項、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条第二項、第二十一条第三項、第二十三条の二、第二十三条の十二第二項から第六項まで、第二十七条の三十の九、第二百条第三号及び第二百五条第一号の規定は、これらの規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し（第一条の規定による改正前の証券取引法（以下「旧証券取引法」という。）第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）については、なお従前の例による。

（不実の届出書等の届出者等に対する賠償請求権に関する経過措置）

第四条　新証券取引法第二十条の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出し（旧証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。）については、なお従前の例による。

第五条　新証券取引法第二十一条の二及び第二十一条の三の規定は、これらの規定の施行の日以後に提出される新証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類について適用し、同日前に提出された旧証券取引法第二十五条第一項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。

（公開買付けに関する経過措置）

第六条　新証券取引法第二十七条の二第一項の規定は、当該規定の施行の日以後に開始する同項に規定する株券等の買付け等について適用し、同日前に開始した旧証券取引法第二十七条の二第一項に規定する株券等の買付け等については、なお従前の例による。

第七条　新証券取引法第二十七条の三第一項、第二十七条の六第一項、第二十七条の八第十一項、第二十七条の十一第二項及び第二十七条の十三第一項（これらの規定を新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）並びに第百九十八条第九号の規定は、これらの規定の施行の日以後に行う新証券取引法第二十七条の三第二項（新証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付開始公告について適用し、同日前に行う旧証券取引法第二十七条の三第二項（旧証券取引法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付開始公告については、なお従前の例による。

（証券会社の禁止行為に関する経過措置）

第八条　新証券取引法第四十二条第一項第九号（第二条の規定による改正後の外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第四項において

準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後の行為について適用する。

（証券取引清算機関に関する経過措置）

第九条　新証券取引法第百五十六条の十一の二の規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産手続開始の申立て又は職権による破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日前の破産の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続開始の申立てに係る更生事件については、なお従前の例による。

（特定有価証券等に係る買付け等又は売付け等に関する経過措置）

第十条　新証券取引法第百六十三条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第百六十三条の規定による同条の特定有価証券等の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

2　新証券取引法第百六十四条の規定は、施行日以後に行われる同条の特定有価証券等に係る同条の買付け等又は売付け等について適用し、施行日前に行われた旧証券取引法第百六十四条の規定による同条の特定有価証券等の買付け等又は売付け等については、なお従前の例による。

（課徴金に関する経過措置）

第十一条　新証券取引法第百七十二条第一項及び第二項の規定は施行日以後に提出される同条第一項又は第二項に規定する開示書類に基づく募集又は売出し（新証券取引法第四条第三項に規定する有価証券の売出しをいう。以下この項において同じ。）により有価証券を取得させ、又は売り付ける行為について、新証券取引法第百七十二条第四項及び第五項の規定は施行日以後に開始する売出しにより有価証券を売り付ける行為について、それぞれ適用する。

2　新証券取引法第百七十三条の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する違反行為について適用する。

3　新証券取引法第百七十四条の規定は、施行日以後に開始される同条第一項に規定する違反行為について適用する。

4　新証券取引法第百七十五条の規定は、施行日以後に行われる新証券取引法第百六十六条第一項に規定する売買等又は新証券取引法第百六十七条第一項に規定する特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等若しくは同項に規定する株券等に係る売付け等について適用する。

（金融先物清算機関に関する経過措置）

第十二条　第七条の規定による改正後の金融先物取引法第九十条の十一の二の規定は、当該規定の施行の日以後の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日以後の破産手続開始の決定に係る破産事件、同日以後の再生手続開始の申立てに係る再生事件、同日以後の整理開始の申立て又は職権による整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日以後の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用し、同日前の特別清算開始の申立て又は職権による特別清算開始の命令に係る特別清算に関する事件、同日前の破産手続開始の申立てに係る破産事件、同日前の再生手続開始の申立て又は職権による破産の宣告に係る破産事件、同日前の整理開始の申立てに係る再生事件、同日前の整理開始の命令に係る会社の整理に関する事件及び同日前の更生手続開始の申立てに係る更生事件について適用する。

（中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条　附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に企業組合の組合員である投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合についての第十三条の規定による改正後の中小企業等協同組合法第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

（水産業協同組合法の一部改正）

第十四条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為

三　証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券　同号に定める行為

第八十七条第五項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）証券会社又は外国証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。以下同じ。）の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う証券取引法第二条第十一項各号に掲げる行為

三　証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券　同号に定める行為

第八十七条第五項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証して

いる同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三　証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券　同号に定める行為

第九十三条第三項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三　証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券　同号に定める行為

第九十七条第四項中「証券取引法第六十五条第二項第一号及び第四号」を「次の各号」に、「同項第一号及び第四号」を「当該各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　証券取引法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券（同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに政府が元本の償還及び利息の支払について保証している同項第四号に掲げる有価証券その他の債券に限る。）同法第六十五条第二項第一号に定める行為（同法第二条第八項第一号から第三号までに掲げる行為については、有価証券の売買及び有価証券の売買に係るものに限る。）

二　証券取引法第六十五条第二項第一号、第三号及び第四号に掲げる有価証券（前号に掲げる有価証券を除く。）　証券会社又は外国証券会社の委託を受けて、当該証券会社又は当該外国証券会社のために行う同法第二条第十一項各号に掲げる行為

三　証券取引法第六十五条第二項第二号に掲げる有価証券　同号に定める行為

（所得税法の一部改正）

第十五条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項に次の一号を加える。

十　証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金

（法人税法の一部改正）

第十六条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第二項に次の一号を加える。

八　証券取引法第六章の二（課徴金）の規定による課徴金及び延滞金

（投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正）

第十七条　投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号から第四号までを次のように改める。

二　株式会社の発行する株式若しくは新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。）又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（株式及び新株予約権を除き、同項第一号から第十号までに掲げる有価証券（株式及び新株予約権を除く。）に表示されるべき権利であって同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）のうち社債その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの（以下「指定有価証券」という。）の取得及び保有

四　事業者に対する金銭債権の取得及び保有並びに事業者の所有する金銭債権の取得及び保有

第三条第一項中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　事業者を相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分又は信託の受益権の取得及び保有

第三条第一項第八号中「組合」を「投資事業有限責任組合（次号を除き、以下「組合」という。）」に改め、「、新株予約権付社債等」を削り、同項第九号を次のように改める。

九　投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによって成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体に対する出資

第三条第一項第十一号を次のように改める。

十一　外国法人の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有であって、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

第三条第四項を削る。

第六条の二を削る。

第七条第五項を削る。

第十二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第十八条　産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二を削る。

第二十六条第一項第二号中「新株、新株予約権」の下に「（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この条において同じ。）」を加える。

第二十九条の八中「第十六条の二第四項各号に掲げる業務の全部又は一部を営むことを約した組合」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に定める投資事業有限責任組合（事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用を行う事業者に対する資金供給を行うものとして政令で定めるものに限る。以下「組合」という。）」に改める。

第三十四条第二項中「認定事業再構築事業者等」を「事業再構築、共同事業再編又は経営資源再活用を行う事業者」に改める。

（破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十九条　破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第百十六条中投資事業有限責任組合契約に関する法律の改正規定を次のように改める。

第十二条第二号を次のように改める。

二　破産手続開始の決定

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項の場合において、旧資産流動化法第八条第一項第三号二、第百五十六条第一項、第百五十七条、第百五十八条第一項第三号及び第百六十二条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項ただし書」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十一条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十二条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十三条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

財政金融委員長　円　より子

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、内外の金融情勢の変化に即応し、諸外国の制度との調和を図りつつ、より安全で、効率性の高い証券決済制度を構築していく必要性にかんがみ、株式等の取引に係る決済の合理化を図るため振替制度の対象に加えるとともに、株券不発行制度の整備を行うほか、投資法人が発行する投資口その他の有価証券に表示されるべき権利について振替制度の対象に加える等、所要の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、証券取引等の公正性を確保し、投資家保護等を期するため、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害を防止するための措置を十分に講ずること。

一　新たな投資サービスの登場に伴い、投資家保護の充実の必要性が一段と高まっていることを踏まえ、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含め、投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。

一　金融・資本市場における公正な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（ＳＥＣ）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能の強化等について検討すること。また、市場監視体制全体としての効率性を確保するよう、行政及び自主規制機関等の検査等の在り方についても検討を行うこと。

一　銀行等による証券仲介業務の解禁が、中小証券会社等の健全な経営等の確保にも資するよう配意すること。

一　株式等の振替制度への移行にあたっては、中小証券会社等に与える負担に配慮し、振替制度に係るコストの低減が図られるよう努めること。

右決議する。

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律

（社債等の振替に関する法律の一部改正）

第一条　社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

社債、株式等の振替に関する法律

に改める。

目次中「第六章　その他の社債等の振替」を「第六章　地方債等の振替」に、「第七章　雑則（第百二条）第八章　罰則（第百三条―第百三十六条の二）」を「第七章　株式の振替（第百二十八条）　第一節　通則（第百二十九条―第百四十七条）　第二節　振替口座簿（第百四十八条―第百五十七条）　第三節　振替の効果等（第百五十八条―第百六十八条）　第四節　商法の特例（第百六十九条）　第五節　雑則（第百七十条）　第八章　新株の引受権の振替　第一節　通則（第百七十一条―第百七十九条）　第二節　振替口座簿（第百八十条―第百八十八条）　第三節　振替の効果等（第百八十九条―第百九十一条）　第四節　商法の特例（第百九十二条）　第五節　雑則（第百九十三条）　第九章　新株予約権の振替　第一節　通則（第百九十四条―第二百二条）　第二節　振替口座簿（第二百三条―第二百十二条）　第三節　振替の効果等（第二百十三条―第二百十七条）　第四節　商法の特例（第二百十八条）　第五節　雑則（第二百十九条）　第十章　新株予約権付社債の振替　第一節　通則（第二百二十条―第二百三十二条）　第二節　振替口座簿（第二百三十三条―第二百四十二条）　第三節　振替の効果等（第二百四十三条―第二百四十八条）　第四節　商法の特例（第二百四十九条）　第五節　雑則（第二百五十条）　第十一章　投資口等の振替　第一節　投資口の振替（第二百五十一条―第二百五十八条）　第二節　協同組織金融機関の優先出資の振替（第二百五十九条―第二百六十五条）　第三節　特定目的会社の優先出資の振替（第二百六十六条―第二百七十条）　第四節　協同組織金融機関の優先出資引受権の振替（第二百七十一条）　第五節　特定目的会社の新優先出資引受権の振替（第二百七十二条）　第六節　特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百七十三条―第二百七十五条）　第七節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百七十六条）　第十二章　組織変更等に係る振替　第一節　金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替（第二百七十七条―第二百八十四条）　第二節　保険業法による組織変更等に係る振替（第二百八十五条―第二百八十六条）　第十三章　証券取引法による合併に係る振替（第二百八十七条―第二百九十二条）　第十四章　その他の有価証券に表示されるべき権利の振替（第二百九十三条―第二百九十九条）　第十五章　雑則（第三百条―第三百十九条）　罰則（第三百二十条―第三百三十六条の二）」を「第七章　雑則（第百二条―第百三十六条の二）　第八章　罰則（第百三十七条―第百四十六条）」に改める。

第一条中「、社債等」を「、社債、株式その他の有価証券に表示されるべき権利」に、「振替を」を「振替に関し、振替を」に、「社債権者等」を「振替に関する手続並びに権利を有する者」に、「並びに社債等の振替に関し」を「その他の」に改める。

第二条第一項ただし書を削り、同項第一号中「新株予約権付社債」を「第十五号に掲げるもの」に改め、同項第六号中「転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債」を「第二十一号及び第二十二号に掲げるもの」に改め、同項第十一号の次に次の十二号を加える。

十二　株式

十三　新株の引受権

十四　新株予約権

十五　新株予約権付社債

十六　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口
十七　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資
十八　資産の流動化に関する法律に規定する優先出資（旧資産流動化法に規定する優先出資を含む。）
十九　協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権
二十　資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資の引受権
二十一　資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債
二十二　資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債
二十三　証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十一号に掲げる政令で定める証券又は証書に表示されるべき権利のうち、その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとすることが適当であるものとして政令で定めるもの

第三条第一項中「第八条第一項」を「第八条」に改め、同項第二号中「若しくは保管振替法又はこれらに」を「又はこれに」に改め、同項第三号中「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の指定を取り消された場合又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に、「これらの」を「この項の」に、「若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法」を「又はこの法律」に改める。

第八条の見出しを「（振替機関の業務）」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九条中「及び保管振替業等」を削る。

第十一条第一項第四号を次のように改める。

四　取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項、第百七条第一項、第百五十三条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百八十条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する場合の振替機関の義務の履行に関する事項

第十一条第一項第五号ロを次のように改める。

ロ　取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百四条第一項、第百八条第一項、第百五十四条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百九条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

第十一条第二項を次のように改める。

2　前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十五号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百四条第一項、第百八条第一項、第百五十四条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百九条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

第十二条第二項を次のように改める。

2　振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百五十五条第二項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百五十六条第二項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十六条第二項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百十条第二項若しくは第二百十一条第二項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十条第二項若しくは第二百四十一条第二項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

第十二条第二項を次のように改める。

2　振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百七条第一項及び第四項、第百

五十三条第一項及び第三項（これらの規定を第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項及び第三項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八条第一項及び第四項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

第十三条に次の一項を加える。

3　発行者は、第一項の同意を撤回することができない。

第十九条を次のように改める。

（事故の報告）

第十九条　振替機関は、第七十八条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十五条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百五十三条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百八条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百三十八条第一項（

一　第六十九条第二項（同条第三項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

二　第七十条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

三　第七十一条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

四　第七十二条（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

五　第七十八条第五項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

六　第七十九条第五項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）

七　第九十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）

八　第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項、第九十六条第一項、第九十七条、第百三条第五項、第百四条第五項、第百七条第六項、第百八条第五項、第百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項

九　第百三十条第二項（同条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十一条第五項（同条第六項（第百四十条第一項、第百四十六条第四項、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十五条第一項（同条第七項及び第百四十一条第一項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百九十条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十　第百三十一条第五項（同条第六項（第百四十条第一項、第百四十六条第四項、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十一　第百三十二条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十二　第百三十三条第五項（第百四十条第二項及び第百四十六条第五項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項、第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十三　第百三十四条第二項（同条第七項及び第百四十一条第一項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十二条第八項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百九十条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十四　第百三十五条第三項（同条第四項（第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十一条第二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十五　第百三十六条第三項（同条第四項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十六　第百三十七条第三項（同条第四項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十七　第百三十八条第二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

十八　第百四十二条第三項（第百三十九条第二項並びに第百四十二条第四項（第百三十九条第二項並びに第百四十二条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十九条第二項並びに第百四十二条第四項（第百三十九条第二項並びに第百四十二条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第九項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において

て準用する場合を含む。）

十九　第百四十三条第五項（同条第六項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第八項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第十二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十三項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十　第百四十四条第五項（同条第七項から第十項まで（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）において準用する第百三十二条第四項（第二号及び第五号を除く。）

二十一　第百四十五条第三項（同条第四項（同条第五項及び第六項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第十三項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十二　第百四十七条（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十三　第百五十三条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十四　第百五十四条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）

二十五　第百七十三条第四項（同条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十六　第百七十四条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十七　第百七十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十八　第百七十七条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

二十九　第百七十九条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

三十　第百八十五条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

三十一　第百八十六条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）

三十二　第百九十五条第二項（同条第三項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十三　第百九十六条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十四　第百九十七条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十五　第百九十八条第二項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十六　第百九十九条第三項（同条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十七　第二百条（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十八　第二百二条（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

三十九　第二百八条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

四十　第二百九条第五項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）

四十一　第二百二十二条第二項（同条第三項（第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十二　第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十三　第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十四　第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十五　第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十六　第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十七　第二百二十八条第三項（同条第四項（同条第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十八　第二百二十九条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

四十九　第二百三十条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十　第二百三十二条（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十一　第二百三十八条第六項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

五十二　第二百三十九条第五項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）

第六十六条中「掲げる社債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加え、「、次条第二項の場合を除き」を削る。

第六十七条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「、当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替社債が振替機関によって取り扱われなくなったとき」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の社債券は、無記名式とする。

第六十九条の見出しを「（振替社債の発行時の新規記載又は記録手続）」に改める。

第七十条第四項第三号中「欄」の下に「機関口座にあっては、第六十八条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。」を加える。

第七十八条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）」に改める。

第七十九条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）」に改める。

第八十条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項第一号中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての」に改める。

第八十一条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての社債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替社債についての」に改める。

第八十二条の見出し中「誤って」の下に「振替社債の」を加える。

第八十四条の見出し中「振替社債」を「社債」に改める。

第八十五条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改める。

第八十六条第三項第三号中「次項及び第百二十九条において」を「以下」に改める。

第八十八条中「指定した国債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加え、「、次条第二項の場合を除き」を削る。

第八十九条第二項中「又は」を「若しくは」に、「、当該振替機関」を「当該振替機関」に、「存しない場合」を「存しないとき又は当該振替国債が振替機関によって取り扱われなくなったとき」に改める。

第九十二条の見出しを「（振替国債の発行時の新規記載又は記録手続）」に改める。

第百三条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）」に改める。

第百四条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）」に改める。

第百五条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項第一号中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第百六条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に改め、同項第二号中「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第百七条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る振替機関の義務）」に改める。

第百八条の見出しを「（超過記載又は記録がある場合の分離適格振替国債等に係る口座管理機関の義務）」に改める。

第百九条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に、「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第百十条の見出し中「消却義務」を「超過記載又は記録に係る義務」に改め、同条第一項及び第二項中「の加入者に」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての債権者に」に、「の加入者である」を「が開設した口座に記載又は記録がされた振替国債についての」に改める。

第百十一条の見出し中「誤って」の下に「振替国債の」を加える。

「第六章　その他の社債等の振替」を「第六章　地方債等の振替」に改める。

第百十四条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる地方債」を「地方債で振替機関が取り扱うもの」に改める。

第百十五条の表第八十五条第一項の項中「第

百三十九条の五第四項」を「第百三十九条の五第三項」に改める。

第百十六条の見出しを「（振替投資法人債に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する投資法人債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

第百十八条の表第八十五条第一項の項中「第百十一条第四項」を「第百十一条第三項」に改める。

第百十九条の見出しを「（振替特定社債に関する資産の流動化に関する法律等の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる」を削り、「法律に規定する特定社債」の下に「で振替機関が取り扱うもの」を加える。

第百二十一条の見出し中「投資信託又は外国投資信託の受益権」を「投資信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の表第七十八条第一項の項中「口数（この下に「償還済み又は」を加え、同表第八十条第一項、第八十条第二項第一号、第八十一条第一項及び第八十一条第二項第一号の項中「及び収益」を「、解約及び収益」に改め、同表第八十二条の項中「又は収益」を「、解約又は収益」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（振替投資信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第百二十一条の二　特定の銘柄の投資信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替投資信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替投資信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の銘柄

二　併合の場合にあっては、一から次のイの口数の次のロの口数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ　併合後の当該振替投資信託受益権の総発行口数

ロ　併合前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

三　分割の場合にあっては、次のイの口数の次のロの口数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ　分割により受益者が受ける当該振替投資信託受益権の総口数

ロ　分割前の当該振替投資信託受益権の総発行口数

四　併合又は分割の日

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替投資信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4　第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　併合の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ　その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている口数に減少比率をそれぞれ乗じた口数（その口数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした口数の通知

二　分割の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた

5　前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　併合の場合にあっては、次に掲げる措置

イ　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての減少の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

二　分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた口数についての増加の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた

口数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた口数の通知

6　第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあっては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替投資信託受益権の口数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替投資信託受益権の口数の通知をしなければならない。

第百二十二条の見出しを「（振替投資信託受益権に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権」を「振替投資信託受益権」に改める。

第百二十三条の見出し中「貸付信託の受益権」を「貸付信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加える。

第百二十三条の表第七十一条第七項の項を次のように改める。

第七十一条第七項	発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社（次項において「社債管理会社等」という。）に対して振替社債の償還をする場合を除くほか	発行者は
	償還をするのと	元本の償還をするのと

第百二十三条の次に次の一条を加える。

（振替貸付信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第百二十三条の二　特定の銘柄の貸付信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替貸付信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替貸付信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の銘柄

二　併合の場合にあっては、一から次のイの数の次のロの数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ　併合後の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

ロ　併合前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

三　分割の場合にあっては、次のイの数の次のロの数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ　分割により受益者が受ける当該振替貸付信託受益権の総額の数

ロ　分割前の当該振替貸付信託受益権の発行総額の数

四　併合又は分割の日

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替貸付信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4　第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　併合の場合にあっては、次に掲げる措置

（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ　その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）。以下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に減少比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを

第八十条及び第八十一条	利息の支払をする義務	収益の分配金の支払をする義務並びに買取りをする義務
第八十二条	又は利息の支払	若しくは収益の分配金の支払又は買取り

第百二十三条の表第七十八条第一項の項中「消却済み」を「償還済み又は消却済み」に改め、同表第八十条から第八十二条までの項を次のように改める。

切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした金額の数の通知

二　分割の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ　その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替貸付信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている金額の数に増加比率をそれぞれ乗じた金額の数（その金額の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした金額の数の通知

5　前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　併合の場合にあっては、次に掲げる措置

イ　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての減少の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

二　分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた金額の数についての増加の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた金額の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた金額の数の通知

6　第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあっては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替貸付信託受益権の金額の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替貸付信託受益権の金額の数の通知をしなければならない。

第百二十四条の見出しを「（振替貸付信託受益権に関する貸付信託法の特例）」に改め、同条第一項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法」を「貸付信託法」に改め、同条第二項中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権」を「振替貸付信託受益権」に、「同法の」を「貸付信託法の」に改める。

第百二十五条の見出し中「特定目的信託の受益権」を「特定目的信託受益権」に改め、同条中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（振替特定目的信託受益権の併合又は分割に関する記載又は記録手続）

第百二十五条の二　特定の銘柄の特定目的信託受益権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替特定目的信託受益権」という。）について併合又は分割をしようとする場合には、当該振替特定目的信託受益権の発行者は、併合又は分割の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の銘柄

二　併合の場合にあっては、一から次のイの持分の数の次のロの持分の数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ　併合後の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

ロ　併合前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分の数

三　分割の場合にあっては、次のイの持分の数の次のロの持分の数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ　分割により権利者が受ける当該振替特定目的信託受益権の持分の総数

ロ　分割前の当該振替特定目的信託受益権の総発行持分

四　併合又は分割の日

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替特定目的信託受益権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた直近下位機関について準用する。

4　第一項又は第二項（前項において準用する場合を含む。）の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、併合又は分割の日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　併合の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座（前条において準用する第六十八条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。以下この条において同じ。）を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ　その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている口座（顧客口座を除き、機関口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄（前条において準用する第六十九条第二項第一号に規定する保有欄をいう。以下この条において同じ。）又は質権欄（前条において準用する第七十条第三項第二号に規定する質権欄をいう。以下この条において同じ。）。以

下この条において「対象保有欄等」という。）における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に減少比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。）についての減少の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対するイの規定により減少の記載又は記録をした持分の数の通知

二　分割の場合にあっては、次に掲げる措置（顧客口座を有する振替機関等にあっては、イに掲げるものに限る。）

イ　その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替特定目的信託受益権についての記載又は記録がされている対象保有欄等における、当該対象保有欄等に記載又は記録がされている持分の数に増加比率をそれぞれ乗じた持分の数（その持分の数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）についての増加の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対するイの規定により増加の記載又は記録をした持分の数の通知

5　前項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第一号ロ若しくは第二号ロの通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　併合の場合にあっては、次に掲げる措置

イ　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての減少の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第一号イの規定により減少の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

二　分割の場合にあっては、次に掲げる措置

イ　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における当該通知を受けた持分の数についての増加の記載又は記録

ロ　直近上位機関に対する前項第二号イの規定により増加の記載又は記録がされた持分の数及び直近下位機関から同号ロ又はこの号の規定により通知を受けた持分の数の通知

6　第一項又は第二項（第三項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、速やかに、その直近上位機関（振替機関にあっては発行者）に対し、併合又は分割の日の前日のその備える振替口座簿における当該振替機関等の加入者の口座（顧客口座を除く。）に記載又は記録がされている当該併合又は分割に係る振替特定目的信託受益権の持分の数及びこの項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該振替特定目的信託受益権の持分の数の通知をしなければならない。

第百二十六条の見出しを「（振替特定目的信託受益権に関する資産の流動化に関する法律の特例）」に改め、同条中「その権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権」を「振替特定目的信託受益権」に改める。

第八章中第百四十六条を第三百十九条とする。

第百四十五条中第二号から第五号までを次のように改める。

二　第六十七条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百七十一条第一項（第二百七十六条第一項（第二百七十七条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十三条第一項又は第二百八十七条第一項の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百七十一条第二項（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百六十条第二項、第二百六十七条第二項、第二百七十九条第二項、第二百八十三条第二項又は第二百八十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。

四　第六十九条第一項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百七十一条第二項（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百六十条第一項、第二百六十七条第一項、第二百七十九条第一項及び第二百八十三条第一項又は第二百八十七条第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三　正当な理由がないのに第六十七条第二項（第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百七十一条第二項（第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十三条第一項又は第二百八十七条第二項の規定による請求を拒んだとき。

て準用する場合を含む。）、第百三十四条第一項（第百四十一条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十六条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十七条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十九条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十二条第一項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百一条第三項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項（同条第五項

項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十四条、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十五条第一項（同条第五項及び第六項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十二条、第二百九十五条及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十六条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十三条第三項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百九十五条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八条第一項（第二百九十九条第一項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第三項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項（同条第五項

（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第一項（第二百八十八条第五号において準用する場合を含む。）又は第二百三十一条第三項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五　第八十七条第一項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第百六十九条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百九十二条第一項（第二百七十六条第一項（第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百四十九条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六　この法律に定める公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

第百四十四条中第十四号を次のように改める。

十四　第六十九条第二項第二号（同条第三項（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）、第九十二条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項、第九十四条第一項、第九十五条第一項（第四十八条

の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第九十六条第一項、第百四条第四項、第百八条第四項、第百二十一条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項若しくは第六項、第百二十三条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項若しくは第六項、第百三十条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十一条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二

む。）、第二百一条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十六条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十七条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八条第二項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十九条第二項（同条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百九条第四項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第二項第二号（同条第三項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項及び第二百八十八条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十三条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号」を「第三百十三条第五号」に改め、同条を第三百十六条とする。

第百四十二条を第三百十五条とし、第百四十一条を第三百十四条とし、第百四十条を第三百十三条とする。

第百三十九条を次のように改め、同条を第三百十二条とする。

第百三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十二条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

二　第百五十九条第一項（同条第八項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十二条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）又は第百六十二条第五項（これらの規定を第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項」に改め、同条第四号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加え、同条を第三百十一条とする。

四　第百三十条第二項（同条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項」を「、第七十九条第五項」に、「及び第百二十七条において準用する場合を含む。）」を「、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第七十九条第五項」を「、第十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」に、「第百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第百三十八条第二号中「同条第三項」の下に「（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第七十九条第五項」を「、第百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項」に改め、同条第三号中「第百四十条第五号」を「第三百十三条第五号」に改め、同条を第三百十四条とする。

第百四十四条第十五号中「及び第百十八条」を「、第百十八条及び第二百九十八条第一号」に、「又は第百二十八条」を「、第二百四十五条第五項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）又は第二百九十九条」に改め、同条を第三百十七条とする。

第百四十三条第一号中「第百三十八条又は第百三十九条」を「第三百十一条又は第三百十二条」に改め、同条第二号中「第百四十条」を「第三百十三条」に改め、同条第三号中「第百四十条第五号」を「第三百十三条第五号」に改め、同条を第三百十六条とする。

第百四十二条を第三百十五条とし、第百四十一条を第三百十四条とし、第百四十条を第三百十三条とする。

第百三十九条を次のように改め、同条を第三百十二条とする。

第百三十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十二条第一項（第四十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反した者

二　第百五十九条第一項（同条第八項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十二条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）又は第百六十二条第五項（これらの規定を第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項」に改め、同条第四号を同条第八号とし、同条第三号の次に次の四号を加え、同条を第三百十一条とする。

四　第百三十条第二項（同条第三項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百二十一条の二第四項若しくは第五項、第百二十三条の二第四項若しくは第五項又は第百二十五条の二第四項若しくは第五項」を「、第七十九条第五項」に、「及び第百二十七条において準用する場合を含む。）」を「、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第七十九条第五項」を「、第十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」に、「第百二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

第百三十八条第二号中「同条第三項」の下に「（第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十三条、第百二十五条、第百二十七条及び第二百九十八条第一号において準用する場合を含む。）」を加え、「又は第七十九条第五項」を「、第

場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十条第一項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十二条第一項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十三条第五項（第百四十条第二項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十六条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）若しくは第五項（第百三十七条第五項（第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）及び第百四十二条第八項（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百九十三条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、

七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百七十四条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百七十六条第一項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百七十七条（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十五条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）又は第百八十六条第五項（第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかった者

六　第百九十五条第二項（同条第三項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第四項（第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十六条第一項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十七条第二項（第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条第一項、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十六条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項（第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八条第二項（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十五条（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百二十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十二条の二第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十三条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十四条第一項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十五条（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百四十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百五十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百六十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百七十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百八十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百九十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百三十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百四十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百五十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百七十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第三百九十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百二十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百三十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百四十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百五十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百六十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百七十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百八十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第四百九十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百二十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百三十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百四十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百五十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百六十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百七十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百八十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百一条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百二条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百三条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百四条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百五条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百六条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百七条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百八条第二項（同条第四項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）及び第五項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第六百九条第二項（第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第

合を含む。）、第百四十六条第五項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十八条第三項第八号（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十九条第一項第六号（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十二条第一項第七号（同条第九項及び第十項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十条、第二百九十三条第一項及び第三項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十三条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条、第二百九十三条第二項、第二百九十六条、第二百九十七条並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十四条第二項（同条第三項（同条第七項から第十項まで（これらの規定を第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百九十一条第二項、第三項及び第五項並びに第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十四条第一項、第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第八項（第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十条第三項第四号（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）、第二百三十一条第三項第五号（第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）並びに第二百九十九条第一項第六号において準用する場合を含む。）、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十二条第一項、第二百六十三条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十四条第一項、第二百六十五条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十六条第一項、第二百六十七条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百六十八条第一項、第二百六十九条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十条第一項、第二百七十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十二条第一項、第二百七十三条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十四条第一項、第二百七十五条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十六条第一項、第二百七十七条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百七十八条第一項、第二百七十九条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十条第一項、第二百八十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十二条第一項、第二百八十三条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十四条第一項、第二百八十五条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十六条第一項、第二百八十七条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百八十八条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十条第一項、第二百九十一条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十四条第一項、第二百九十五条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十六条第一項、第二百九十七条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第二百九十八条第一項、第二百九十九条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百四十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百五十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百七十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百八十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第三百九十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百二十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百三十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百四十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百五十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百六十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百七十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百八十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第四百九十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百二十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百三十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百四十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百六十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百七十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百八十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第五百九十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十二条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十三条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十四条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十五条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十六条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十七条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十八条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百十九条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百二十条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第六百二十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準

号において準用する場合を含む。）、第百八十七条第二項若しくは第百八十八条第二項（これらの規定を第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第二百十条第二項若しくは第二百十一条第二項（これらの規定を第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百四十条第二項若しくは第二百四十一条第二項（これらの規定を第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補てんするときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

第百二十九条の見出しを「（振替債の供託）」に改め、同条第一項中「社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの」を「第二条第一項第一号から第十一号までに掲げるもので振替機関が取り扱うもの」に改め、「、次条及び第百三十条」を削り、「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第二項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条第三項中「振替社債等」を「振替債」に、「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改め、同条第五項中「振替社債等」を「振替債」に改め、同条を第三百条とする。

第百二十八条の見出しを「（加入者等による振替口座簿に記載され、又は記録されている事項についての請求）」に改め、同条中「又は」を「若しくは」に改め、「交付」の下に「又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって主務省令で定めるものにより提供すること」を、「ついても」の下に「、正当な理由があるときは」を加え、第七章中同条を第二百九十九条とする。

第七章を第十四章とする。

第六章の次に次の七章を加える。

第七章　株式の振替

第一節　通則

（権利の帰属）

第百二十八条　株券を発行しない旨の定款の定めがある会社（株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の定款の定めがあるものを除く。）の株式で振替機関が取り扱うもの（以下「振替株式」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　発行者が、その株式について第十三条第一項の同意を与えるには、発起人全員の同意又は取締役会の決議によらなければならない。

第二節　振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第百二十九条　振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2　振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一　当該口座管理機関が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二　当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3　振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　加入者の氏名又は名称及び住所

二　発行者の商号及び振替株式の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三　銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四　加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主（端株主を含む。以下同じ。）ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

五　加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六　第三号又は第四号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日

七　その他政令で定める事項

4　振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

5　振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　銘柄

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

6　振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替株式の発行時の新規記載又は記録手続）

第百三十条　特定の銘柄の振替株式の発行者は、当該振替株式の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該発行に係る振替株式の銘柄

二　前号の振替株式の株主である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者のために開設された第一号の振替株式の振替を行うための口座

四　加入者ごとの第一号の振替株式の数

五　前条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

六　第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係

る同項第四号の数の増加及び同項第五号に規定する事項の記載又は記録

二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知

3　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（発行済株式を振替株式とするための新規記載又は記録手続）

第百三十一条　発行者が会社の成立後に特定の種類の株式について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該発行者は、その旨及び次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該株式に係る株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知しなければならない。

一　発行者が一定の日における株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二　前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第百四十四条第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）又は第百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨

三　次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2　前項第一号の株主又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を発行者に通知しなかった場合には、当該発行者は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該質権者のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該発行者が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3　発行者は、第一項第一号の一定の日以後、速やかに、同項に規定する特定の種類の株式について振替機関に第十三条第一項の同意を与えなければならない。

4　発行者は、前項の同意を与えた後、遅滞なく、同項の振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該同意に係る振替株式の銘柄

二　第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者から通知を受けた第一項第二号の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四　加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五　加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六　前号の株主の氏名又は名称及び住所

七　加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八　第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九　当該同意に係る振替株式の総数その他主務省令で定める事項

5　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ　当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ　当該口座の第百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ　当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ　当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ　当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

第百三十二条　特定の銘柄の振替株式について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示され

たところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

三　前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該株主ごとの数

四　増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

五　振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

六　振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ　振替数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあっては、第百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四　前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ　前項第六号の株主ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ　当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二　前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

三　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8　前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関につ

いて準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替株式についての振替手続等に関する特例）

第百三十三条　加入者は、第百三十一条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この条において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2　特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であって株主名簿に記載又は記録がされていないものが、当該株式が振替株式となった後に、当該振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をした場合には、発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であって執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一　当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出

二　前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

3　前項の規定は、特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式を目的とする質権の設定を受けた者であって株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4　第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5　前条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第二号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第三項	第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）	発行者
前条第三項第二号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座
前条第四項第一号	申請人の口座の前項第二号	前項第二号の口座の同号

6　第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

（振替株式の消却等に関する記載又は記録手続）

第百三十四条　特定の銘柄の振替株式について、株式の消却をしようとする場合（次条第一項及び第百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替株式の発行者は、商法第二百十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時以後、遅滞なく、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二　当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

三　第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四　第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該株主ごとの数

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ　前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号

の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　第一項後段及び第二項から前項まで（第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号ロを除く。）の規定は、転換予約権付株式（商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式をいう。第百六十四条において同じ。）である特定の銘柄の振替株式について同条第一項の規定による抹消の申請があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三項	発行者は、第一項前段の通知	第百六十四条第一項の規定により申請をする加入者は、同項の申請
第四項	直ちに	遅滞なく
第四項第一号	前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄	前項の加入者の口座の保有欄

（振替株式の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第百三十五条　特定の銘柄の振替株式の全部について、商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該株式の消却に係る振替株式の銘柄

二　商法第二百十三条第四項の一定の日

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、第一項第二号の一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。以下この章において「保有欄等」という。）において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（保有株式数に応じた振替株式の消却又は併合に関する記載又は記録手続）

第百三十六条　特定の銘柄の振替株式について株主の有する当該振替株式の数に応じて商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該株式の消却又は併合に係る振替株式の銘柄

二　一から次のイの数のロの数に対する割合を控除した割合（以下この条において「減少比率」という。）

イ　株式の消却又は併合後の当該振替株式の発行総数

ロ　株式の消却又は併合前の当該振替株式の発行総数

三　商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二の一定の日

四　当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）において、その備える振替口座簿中の第一項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に減少比率をそれぞれ乗じた数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5　振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によって減少の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等についてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第四号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

6　前項の場合において、第一項第四号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

（振替株式の分割に関する記載又は記録手続）

第百三十七条　特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当

該振替株式の発行者は、第三号に規定する一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該株式の分割に係る振替株式の銘柄

二　次のイの数のロの数に対する割合（以下この条において「増加比率」という。）

イ　株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数

ロ　株式の分割前の当該振替株式の発行総数

三　商法第二百十九条第一項の一定の日（同条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日及び当該一定の日）

四　当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号に規定する一定の日（商法第二百十九条第二項の別段の定めをしたときは、その定めにおいて定めた日）において、その備える振替口座簿中の第一項第三号に規定する一定の日における同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該保有欄等に記載又は記録がされている数に増加比率をそれぞれ乗じた数についての増加の記載又は記録をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5　前条第五項及び第六項の規定は、振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。）の規定によって増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

前条第五項	第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の	次条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の
	第三項に	次条第三項に
	第一項第四号	次条第一項第四号
前条第六項	第一項第四号	次条第一項第四号

（強制転換条項付株式である振替株式の転換に関する記載又は記録手続）

第百三十八条　強制転換条項付株式（商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式をいう。以下この章において同じ。）である特定の銘柄の振替株式の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第百六十五条第二項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替株式について、転換に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該転換によりその口座（顧客口座を除く。）において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替株式（当該転換により発行される振替株式を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該転換によりその口座において減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座

二　当該転換により減少の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

三　当該転換により増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数

四　第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

五　第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式の株主の氏名又は名称及び住所

六　前号に規定する場合には、減少の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ごとの数

七　第五号に規定する場合には、増加の記載又は記録がされるべき振替株式の株主ごとの数

八　その他主務省令で定める事項

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録

イ　前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第六号の株主ごとの数の減少の記載又は記録

ハ　前項第三号の数についての増加の記載又は記録

ニ　ハの増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第七号の株主ごとの数の増加並びに当該株主の氏名

又は名称及び住所の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号、第三号及び第八号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録

イ　第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ　第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換に関する記載又は記録手続）

第百三十九条　強制転換条項付株式である特定の銘柄の振替株式の全部の転換により他の銘柄の振替株式が発行される場合には、当該強制転換条項付株式である振替株式の発行者は、第四号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該転換により発行される振替株式の銘柄

二　当該強制転換条項付株式である振替株式の銘柄

三　次のイの数のロの数に対する割合

イ　第一号の振替株式の総数

ロ　前号の振替株式の発行総数

四　商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日

五　当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

六　第一号の振替株式の総数その他主務省令で定める事項

2　第百四十二条第二項から第六項までの規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十二条第二項	同項第一号	第百三十九条第一項第一号
第百四十二条第三項	合併の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
	同項第二号	第百三十九条第一項第二号

第百四十二条第三項	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第一号	割当比率	同項第三号の割合
第百四十二条第三項	第一項第二号	第百三十九条第一項第二号
第二号		
第百四十二条第五項及び第六項	第一項第五号	第百三十九条第一項第五号

第百四十条　振替株式でない強制転換条項付株式の転換により振替株式が発行される場合については、第百三十一条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十一条第一項第一号	一定の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
第百三十一条第三項	一定の日以後	一定の日において第十三条第一項の同意を与えていないときは
	同項に規定する特定の種類の株式	当該転換により発行される株式
	第十三条第一項の同意	当該同意
第百三十一条第四項	前項の同意を与えた後	第一項第一号の一定の日以後（前項に規定する場合には、当該同意を与えた後）
	当該同意に係る	当該転換により発行される

2　第百三十三条の規定は、前項において準用する第百三十一条第二項本文の申出により開設された口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十三条第二項	特定の種類の株式が振替株式となる	第百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換

	当該株式が振替株式となった後に、当該振替株式についての	当該転換後に転換により発行された振替株式についての
第百三十三条第三項	特定の種類の株式が振替株式となる前に	第百四十条第一項の強制転換条項付株式の転換前に

第百四十一条　強制転換条項付株式である振替株式の転換により振替株式でない株式が発行される場合（次項の場合を除く。）については、第百三十四条第一項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第一項中「商法第二百十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時」とあるのは、「第百六十五条第二項の一定の日」と読み替えるものとする。

2　強制転換条項付株式である振替株式の全部の転換により振替株式でない株式が発行される場合については、第百三十五条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十五条第一項第一号	株式の消却に係る	強制転換条項付株式である
第百三十五条第一項第二号	商法第二百十三条第四項の一定の日	商法第二百二十二条ノ九第五項の一定の日
第百三十五条第三項	第二号の一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	第二号の一定の日

（合併等に関する記載又は記録手続）

第百四十二条　合併により消滅する会社（以下この章において「消滅会社」という。）の株式が振替株式である場合において、合併により設立される会社（以下この章において「新設会社」という。）若しくは合併後存続する会社（以下この章において「存続会社」という。）が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。この場合においては、第百三十条の規定は、適用しない。

一　当該消滅会社の振替株式の株主に対して当該合併に際して発行し、又は移転する振替株式の銘柄

二　当該消滅会社の振替株式の銘柄

三　次のイの数のロの数に対する割合（以下この条において「割当比率」という。）

イ　第一号の振替株式の総数

ロ　前号の振替株式の発行総数

四　合併をする時期

五　第一号の振替株式の発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）

六　第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

七　第一号の振替株式のうち当該発行に係るものの総数その他主務省令で定める事項

2　前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第六号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該保有欄等に記載又は記録がされている第一項第二号の振替株式の数に割当比率をそれぞれ乗じた数の同項第一号の振替株式についての増加及び同項第六号に規定する事項の記載又は記録

二　第一項第二号の振替株式の全部についての記載又は記録の抹消

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5　振替機関等が第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定によって増加の記載又は記録をすることにより第三項に規定する保有欄等に一に満たない端数が記載され、又は記録されることとなる場合には、当該振替機関等は、同項の規定にかかわらず、当該保有欄等においてすべき記載又は記録に代えて、政令で定めるところにより、当該保有欄等の加入者の保有欄等又は第一項第五号の口座の保有欄に記載若しくは記録をしなければならず、振替機関は、政令で定めるところにより、その下位機関に対し、当該記載又は記録をするための必要な指示をしなければならない。この場合において、当該下位機関は、当該指示に従った措置を執らなければならない。

6　前項の場合において、第一項第五号の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式は、商法第二百二十条第一項の新たに発行した株式とみなす。

7　第一項前段の存続会社が、合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、

当該存続会社は、合併の日において、当該振替株式について抹消の通知をしなければならない。この場合においては、第百四十八条の規定にかかわらず、当該振替株式は、当該通知により次項において準用する第百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた時において第一項前段の消滅会社の株主に移転したものとみなす。

8　第百三十四条第一項後段及び第二項から第六項まで（第三項第一号、第三号及び第四号並びに第四項第一号ロを除く。）の規定は、前項前段の抹消の通知について準用する。この場合において、同条第四項第一号中「前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄」とあるのは、「前項の発行者の口座の保有欄」と読み替えるものとする。

9　第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び前項の規定は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項		消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期の二週間前までに、当該会社
第一項第一号	消滅会社	完全子会社となる会社	
	合併に際して	株式交換又は株式移転に際して	
第一項第二号	消滅会社	完全子会社となる会社	
第一項第四号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期	
第三項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	
第七項	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	
	合併の日	株式交換の日	
	消滅会社	完全子会社となる会社	

10　第一項から第六項まで（第三項第二号を除く。）の規定は分割をする会社（以下この章において「分割会社」という。）の株式が振替株式である場合において、新設分割により設立される会社（以下この章において「設立会社」という。）若しくは吸収分割により営業を承継する会社（以下この章において「承継会社」という。）が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項及び第八項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項		消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社	分割会社は、分割をする時期の二週間前までに、当該分割会社
第一項第一号	消滅会社	分割会社	
	合併に際して	新設分割又は吸収分割に際して	
第一項第二号	消滅会社	分割会社	
第一項第四号	合併をする時期	分割をする時期及び商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日	
第三項	合併の日	分割の日	
	振替口座簿中の	振替口座簿中の同項第四号の一定の日における	
第七項	存続会社	承継会社	
	合併の日	分割の日	
	消滅会社	分割会社	

第百四十三条　消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときは、消滅会社は、その旨及び次に掲げる事項を、合併をする時期の一月前までに、当該消滅会社の株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者に通知をしなければならない。

一　当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者について第四項の通知をする旨

二　前号の株主又は質権者のために開設された当該発行又は当該移転に係る振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を合併の日までに当該消滅会社に通知すべき旨

三　次項本文の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2　前項第一号の株主又は質権者が合併の日までに同項第二号の口座を同項の消滅会社に通知しなかった場合には、同項の新設会社又は存続会社は、同項第三号の振替機関等に対し、当該株主又は当該質権者のために口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該存続会社が当該株主又は当該質権者のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3　第一項の新設会社又は存続会社は、合併に際して発行する特定の種類の株式について合併の日までに第十三条第一項の同意を与えていない場合には、速やかに、当該同意を与えなければならない。

4　前項の新設会社又は存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該新設会社又は存続会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　第一項第一号の株主に対して当該合併に際して発行する振替株式の銘柄

二　第一項第一号の株主又は質権者である加入者の氏名又は名称

三　第一項の消滅会社が同項第一号の株主又は質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該存続会社が開設の申出をした既存特別口座）

四　加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五　加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六　前号の株主の氏名又は名称及び住所

七　加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八　第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九　当該合併に際して発行する振替株式の総数その他主務省令で定める事項

5　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ　当該口座の保有欄における前項第二号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ　当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（同号の質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ　当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ　当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ　当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7　存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該存続会社は、合併の日以後、遅滞なく、当該自己の振替株式について振替の申請をしなければならない。

8　第一項から第六項までの規定は株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	完全子会社となる会社は
	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期
	当該消滅会社	当該会社
第一項第一号	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日	当該完全親会社となる会社が株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
	消滅会社	完全子会社となる会社
第一項第二号	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
	消滅会社	完全子会社となる会社
第二項	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
	消滅会社	完全子会社となる会社
	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社
	存続会社が	株式交換により完全親会社となる会社が
第三項	新設会社又は存続会社は、合併に際して	完全親会社となる会社は、株式交換又は株式移転に際して
	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日
第四項	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社
	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第四項第一号	合併	株式交換又は株式移転
第四項第三号	消滅会社	完全子会社となる会社
	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社
第四項第九号	合併	株式交換又は株式移転
第七項	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社
	合併の日	株式交換の日

9　前項に規定する場合において、完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転の日において、完全親会社となる会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

10　第一項から第六項までの規定は分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社若しくは承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
	合併をする時期	分割をする時期
	当該消滅会社	当該分割会社
第一項第一号	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日	当該設立会社又は当該承継会社が商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
第一項第二号	合併の日	商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
第二項	合併の日	商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日
	消滅会社	分割会社

第三項	新設会社又は存続会社	設立会社又は承継会社
	存続会社が	承継会社が
	新設会社又は存続会社は、合併に際して	設立会社又は承継会社は、新設分割又は吸収分割に際して
	合併の日	分割の日
第四項	新設会社又は存続会社	設立会社又は承継会社
	合併の日	分割の日
第四項第一号	合併	新設分割又は吸収分割
第四項第三号	消滅会社	分割会社
	存続会社	承継会社
第四項第九号	合併	新設分割又は吸収分割
第七項	存続会社	承継会社
	合併の日	分割の日

11　前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、設立会社又は承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の株主又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

12　第一項から第六項までの規定は消滅会社が有限会社である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	株主及び株主名簿	社員及び社員名簿
第一項第一号	株主（株主名簿	社員（社員名簿
	株式の株主	持分を有する社員
第一項第二号、第二項、第五項第一号イ	株主	社員

13　第一項から第六項までの規定は分割会社が有限会社である場合において、承継会社が吸収分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第七項の規定は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一項	消滅会社は	分割会社は
	合併をする時期	分割をする時期
第一項第一号	当該消滅会社の株主及び株主名簿	当該分割会社の社員及び社員名簿
	当該新設会社又は当該存続会社が合併の日における当該消滅会社の株主（株主名簿	当該承継会社が分割の日における当該分割会社の社員（社員名簿
	株式の株主	持分を有する社員
第一項第二号	株主	社員
	消滅会社	分割会社
第二項	株主	社員
	合併の日	分割の日
	消滅会社	分割会社
	新設会社又は存続会社	承継会社
	存続会社が	承継会社が

第三項	新設会社又は存続会社は、合併に際して	承継会社は、吸収分割に際して	
	合併の日	分割の日	
第四項	新設会社又は存続会社	承継会社	
	合併の日	分割の日	
第四項第一号	株主	社員	
	合併	吸収分割	
第四項第二号	株主	社員	
第四項第三号	消滅会社	分割会社	
	株主	社員	
	存続会社	承継会社	
第四項第九号	合併	吸収分割	
第五項第一号イ	株主	社員	
第七項	存続会社	承継会社	
	合併の日	分割の日	

14　前項に規定する場合において、分割会社は、分割の日において、承継会社に対し、同項において準用する第一項第一号の社員又は質権者が通知した前項において準用する第一項第二号の口座を通知しなければならない。

第百四十四条　加入者は、前条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この条において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2　消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式を取得した者（以下この条において「取得者」という。）であって株主名簿に記載又は記録がされていないものが、合併に際して発行し、又は移転した振替株式についての記載又は記録がされた特別口座の加入者と共同して請求をしたときは、当該振替株式の発行者は、次に掲げる行為をしなければならない。当該請求をすべきことを当該加入者に命ずる判決であって執行力を有するものの正本若しくは謄本若しくはこれに準ずる書類として主務省令で定めるものを当該取得者が添付して請求をした場合又は当該取得者の請求により次に掲げる行為をしても当該加入者その他の利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合も、同様とする。

一　当該特別口座を開設した振替機関等に対する当該取得者のための口座の開設の申出

二　前号の振替機関等に対する同号の申出により開設された口座を振替先口座とする当該振替株式についての振替の申請

第百三十二条第三項	第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）	発行者
第百三十二条第三項第二号	当該申請人の口座	前号の振替株式の銘柄及び数が記載され、又は記録された口座
第百三十二条第四項第一号	申請人の口座の前項第二号	前項第二号の口座の同号

3　前項の規定は、前条第一項に規定する場合において、合併の日の前に消滅会社の株式を目的とする質権の設定を受けた者であって株主名簿に記載又は記録がされていないものについて準用する。

4　第一項の振替株式に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

5　第百三十二条第三項及び第四項（第二号及び第五号を除く。）の規定は、第二項第二号（第三項において準用する場合を含む。）の振替の申請について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

6　第二項第一号（第三項において準用する場合を含む。）の申出により開設された口座は、特別口座とみなして、前各項の規定を適用する。

7　前各項の規定は、前条第八項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合において、株式交換の日又は株式移転の日の前に当該完全子会社となる会社
第三項	合併に際して	株式交換又は株式移転に際して
	前条第一項に規定する場合	株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式でない場合
	合併の日の前に消滅会社	株式交換の日又は株式移転の日の前に完全子会社となる会社

8　第一項から第六項までの規定は、前条第十項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社	分割会社の株式が振替株式でない場合において、商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社
第三項	合併に際して	新設分割又は吸収分割に際して
	前条第一項に規定する場合	分割会社の株式が振替株式でない場合
	合併の日の前に消滅会社	商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の一定の日の前に分割会社

9　第一項から第六項までの規定は、前条第十二項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式	合併の日の前に消滅会社の持分
第三項	株主名簿	社員名簿
	前条第一項に規定する場合において	消滅会社が有限会社であって、新設会社又は存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において
	株式	持分
	株主名簿	社員名簿

10　第一項から第六項までの規定は、前条第十三項において準用する同条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第二項	消滅会社の株式が振替株式でない場合において、合併の日の前に当該消滅会社の株式	分割の日の前に分割会社の持分
第三項	株主名簿	社員名簿
	合併に際して	吸収分割に際して
	前条第一項に規定する場合において、合併の日	分割会社が有限会社であって、承継会社が吸収分割に際して分割会社の社員に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合において、分割の日

	株式	持分
	株主名簿	社員名簿

第百四十五条　消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときは、消滅会社は、合併をする時期の二週間前までに、当該消滅会社が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該消滅会社の振替株式の銘柄

二　合併をする時期

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、合併の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替株式についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5　前各項の規定は、株式交換又は株式移転により完全子会社となる会社の株式が振替株式である場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式でない株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式でない株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第三項	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日
第一項	消滅会社は、合併をする時期	完全子会社となる会社は、株式交換の日又は株式移転をする時期
第一項第一号	消滅会社が	完全子会社である会社が
第一項第一号	消滅会社	完全子会社となる会社
第一項第二号	合併をする時期	株式交換の日又は株式移転をする時期

6　第一項から第四項までの規定は、消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設会社又は存続会社が有限会社であるときについて準用する。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替株式に関する特例）

第百四十六条　株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）の通知をすることができない。

2　前項に規定する場合には、同項の振替株式の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）のために当該振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3　前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　第一項の振替株式の銘柄

二　前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四　加入者が有する第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五　加入者が質権者であるときは、その旨、

その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六　前号の株主の氏名又は名称及び住所

七　加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八　第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九　当該振替株式の総数その他主務省令で定める事項

4　第百三十一条第五項及び第六項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十一条第五項	前項第三号	第百四十六条第三項第三号
第一号	前項第二号	第百四十六条第三項第二号
	前項第六号	第百四十六条第三項第六号
	前項第七号	第百四十六条第三項第七号
第百三十一条第五項	前項第三号	第百四十六条第三項第三号
第二号		

5　第百三十三条の規定は、第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百三十三条第二項	特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式
	当該株式が振替株式となった後に、当該振替株式	同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式
第百三十三条第三項	特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式

（記載又は記録の変更手続）

第百四十七条　振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百二十九条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節　振替の効果等

（振替株式の譲渡）

第百四十八条　振替株式の譲渡は、第百三十二条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第百二十九条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替株式の質入れ）

第百四十九条　振替株式の質入れは、第百三十二条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替株式の信託の対抗要件）

第百五十条　振替株式については、信託は、信託法第三条第三項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百二十九条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第百五十一条　加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替株式についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第百五十二条　第百三十二条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替株式についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替株式についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第百五十三条　前条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却され、又は転換された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

一　振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

二　当該銘柄の振替株式の発行総数（消却され、又は転換された振替株式の数及び発行者が第百四十六条第一項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。）

2　前項第一号に掲げる数は、同号に規定する

口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

3　振替機関は、第一項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4　前項に規定する振替株式についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5　振替機関は、振替株式について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

6　第一項の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第百五十四条　前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一　当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

二　当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数

2　前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一　前項第一号に掲げる数

二　前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数

3　第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得しなければならない。

4　口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該放棄の意思表示をした旨

二　当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数

5　前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一　前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二　前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

6　第一項の銘柄の振替株式の発行者が、第三項の口座管理機関に対し、同項の規定による当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、商法第二百十一条の規定は、適用しない。この場合においては、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百五十五条　第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二　すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各株主に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

3　第百五十三条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が第百五十九条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第百五十三条第三項の規定により同項の振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、当該振替機関が当該通知において当該振替株式の株主として通知をした者（以下この項において「特定被通知株主」という。）以外の株主に係る商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利（以下この条において「議決権等」

という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。ただし、当該振替株式が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限る。

一　特定被通知株主が当該通知の後二週間以内に、発行者に対し、その議決権等の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式

二　商法第二百四十一条第二項の株式

三　発行者が議決権を行使する者のみを定めるために商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における単元未満株式（同法第二百二十一条第五項に規定する単元未満株式をいう。第百六十一条において同じ。）

四　前号に規定する場合における商法第二百四十一条第三項の株式

4　振替機関が第百五十三条第三項の義務の全部を履行したときは、株主の権利（議決権等を除く。次条第四項及び第百六十二条において「少数株主権等」という。）の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百五十六条　第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数（当該口座管理機関の下位機関であって第百五十四条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての株主に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二　当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第百五十四条第一項の規定により当該銘柄の振替株式についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についてのすべての株主についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する株主に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

3　前条第三項の規定は、第百五十四条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が、第百五十九条第一項第一号又は第三号の通知の後二週間以内に、第百五十四条第一項の規定により同項の振替株式につ

当該振替機関	振替機関
「議決権等」という。）	「議決権等」という。）（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式に係るものに限る。）
第一項の規定は	次条第一項の規定は

いての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

4　口座管理機関が第百五十四条第一項の義務の全部を履行したときは、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式についての少数株主権等の行使については、第一項の規定は、適用しない。

（発行者が誤って振替株式の消却等をした場合における取扱い）

第百五十七条　発行者が第百五十五条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした株式の消却又は転換は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。

2　前項に規定する株式の消却に際して株主に金銭が支払われたときは、当該株主は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3　発行者が第百五十五条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした商法第二百二十条第一項本文の規定による金銭の交付、利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し（以下この条において「金銭交付等」という。）は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

4　株主は、発行者に対し、前項の金銭交付等に係る金額の返還をする義務を負わない。

5　発行者は、第一項に規定する株式の消却又は第三項の金銭交付等をしたときは、第二項又は前項に規定する金額の限度において、第

百五十五条第二項又は前条第二項の規定による株主の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節　商法の特例

（株式の発行に関する商法の特例）

第百五十八条　会社が設立に際して発行する株式について第十三条第一項の同意を与える場合には、発起人は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を商法第百六十九条の書面又は電磁的方法により示さなければならない。

2　次に掲げる書面には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

一　振替株式についての株式申込証の用紙

二　新株の引受権の目的である株式が振替株式である場合における新株引受権証書

三　新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権申込証の用紙

四　新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式である場合における新株予約権付社債申込証の用紙

3　振替株式を発行する会社の株主名簿には、当該振替株式についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

4　振替株式の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を株式申込証の用紙若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。

5　新株予約権を行使する者は、当該新株予約権の目的である株式が振替株式であるときは、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、同法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書）に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（総株主通知）

第百五十九条　振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める株主につき、氏名又は名称及び住所並びに当該株主の有する当該発行者が発行する振替株式の銘柄及び数その他主務省令で定める事項（以下この条及び次条において「通知事項」という。）を速やかに通知しなければならない。

一　発行者が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めたとき。　その日の株主

二　発行者が商法第二百十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により一定の日を定めたとき。　その日の株主

三　営業年度を一年とする発行者について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。））。　当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の株主（当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主）

四　特定の銘柄の振替株式を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。　当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の株主

五　特定の銘柄の振替株式が振替機関によって取り扱われなくなったとき。　当該振替機関が当該振替株式の取扱いをやめた日の株主

六　その他政令で定めるとき。　政令で定める日における株主

2　前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を株主として通知しなければならない。

一　振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合　当該口座の加入者（主務省令で定めるところにより、当該加入者が、その直近上位機関に対し、当該振替株式につき他の加入者を株主として同項の通知をすることを求める旨の申出をしたときは、当該振替株式に係る他の加入者（第百六十二条において「特別株主」という。））

二　前号に規定する加入者の口座の質権欄に振替株式についての記載又は記録がされている場合　当該質権欄に株主としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3　振替機関は、第一項の場合において、振替株式が質権欄に記載され、又は記録されている口座の加入者からの申出があったときは、同項の通知において、当該振替株式の質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替株式の銘柄及び当該振替株式についての第百二十九条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならない。

4　加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5　第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び第三項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式のうち第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも

示さなければならない。

6　口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

7　第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる場合（政令で定める場合を除く。）には、発行者は、主務省令で定めるところにより、当該各号に掲げる日その他主務省令で定める事項を当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に通知しなければならない。

8　発行者は、正当な理由があるときは、振替機関に対し、当該振替機関が定めた費用を支払って、当該発行者が定める一定の日の株主についての通知事項を通知することを請求することができる。この場合においては、第一項から第六項までの規定を準用する。

（株主名簿等の名義書換に関する商法の特例）

第百六十条　発行者は、前条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の通知を受けた場合には、商法第二百二十三条第一項の規定にかかわらず、株主名簿に通知事項及び前条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により示された事項（同条第一項の通知に係る振替株式の数が一株に満たない端数のみである株主及び質権者に係る事項を除き、振替株式の数については整数の部分に限る。）並びに同条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により示された事項（同条第一項の通知に係る振替株式の数の整数の部分に対応する部分に限る。）を記載し、又は記録しなければならない。

2　前項に規定する場合には、商法第二百二十条ノ二第一項の規定にかかわらず、発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。）は、端株原簿に通知事項（前条第一項の通知に係る振替株式の数が整数のみである株主に係る事項を除き、振替株式の数については端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に限る。）及び同条第五項の規定により示された事項（同条第一項の通知に係る振替株式の数の端株原簿に記載し、又は記録すべき端数の部分に対応する部分に限る。）を記載し、又は記録しなければならない。

3　第百五十五条第三項又は第百五十六条第三項に規定する場合には、発行者は、第百五十三条第三項又は第百五十四条第一項の義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替株式については、前二項の規定にかかわらず、前条第五項の規定により示された事項を株主名簿又は端株原簿に記載し、又は記録してはならない。

4　前項の場合には、発行者は、特定被通知株主（第百五十五条第三項（第百五十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定被通知株主をいう。以下この項において同じ。）については、第一号に掲げる数から第二号に掲げる数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

一　前条第一項の規定により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数

二　第百五十三条第三項又は第百五十四条第一項の義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数

5　第一項の規定によりその氏名又は名称及び住所が株主名簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百九条第一項前段の質権者とみなす。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における株主の議決権）

第百六十一条　第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができる株式について一株に満たない端数が生じたとき又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、商法第二百四十一条第一項の規定にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の議決権を有する。

（少数株主権等の行使に関する商法の特例）

第百六十二条　振替株式についての少数株主権等の行使については、商法第二百六条第一項の規定は、適用しない。

2　前項の振替株式についての少数株主権等は、次項の通知がされた後政令で定める期間が経過する日までの間でなければ、行使することができない。

3　振替機関は、特定の銘柄の振替株式について自己又は下位機関の加入者からの申出があった場合には、遅滞なく、当該振替株式の発行者に対し、当該加入者の氏名又は名称及び住所並びに次に掲げる事項その他主務省令で定める事項の通知をしなければならない。

一　当該加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式（当該加入者が第百五十九条第二項第一号の申出をしたものを除く。）の数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

二　当該加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該特別株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

三　当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた当該振替株式のうち当該株主についてのものの数及びその数に係る第百二十九条第三項第六号に掲げる事項

4　加入者は、前項の申出をするには、その直近上位機関を経由してしなければならない。

5　第百五十九条第五項及び第六項の規定は、第三項の通知について準用する。この場合に

おいて、同条第五項中「同項及び第三項」とあるのは「第百六十二条第三項」と、同条第六項中「第三項及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（株式の消却に関する商法の特例）

第百六十三条　発行者は、振替株式について商法第二百十三条第一項の規定により株式の消却をしようとする場合（第百三十五条第一項及び第百三十六条第一項に規定する場合を除く。）には、同法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、その旨及び当該発行者の定める一定の日又は同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時以後に当該振替株式について第百三十四条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　第百三十四条第一項に規定する場合には、株式の消却は、同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（転換予約権付株式に関する商法の特例）

第百六十四条　転換予約権付株式である特定の銘柄の振替株式について転換の請求をする加入者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書を発行者に提出するほか、当該振替株式について抹消の申請をしなければならない。

2　転換予約権付株式が振替株式でない場合において、当該転換予約権付株式の転換の請求により振替株式を発行しようとするときは、当該転換予約権付株式について転換の請求により振替株式の発行を受けようとする者は、商法第二百二十二条ノ五第一項の請求書に、自己のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

3　転換予約権付株式である振替株式の転換は、商法第二百二十二条ノ六第一項の規定にかかわらず、第百三十四条第七項において準用する同条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（強制転換条項付株式に関する商法の特例）

第百六十五条　強制転換条項付株式が振替株式でない場合において、当該強制転換条項付株式の転換により振替株式を発行しようとするときにおける商法第二百二十二条ノ九第五項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

2　強制転換条項付株式が振替株式である場合において、当該振替株式の転換により株式を発行しようとするとき（第百三十九条第一項及び第百四十一条第二項に規定する場合を除く。）は、発行者は、商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、その旨、転換されるべき当該強制転換条項付株式及び当該発行者の定める一定の日以後に第百三十八条第一項前段の通知（当該転換により発行される株式が振替株式でない場合にあっては、抹消の通知）をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

3　前項に規定する場合には、強制転換条項付株式の転換は、当該転換により発行される株式が振替株式であるときは第百三十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日に、当該転換により発行される株式が振替株式でないときは第百四十一条第一項において準用する第百三十四条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（株式買取請求に関する商法の特例）

第百六十六条　発行者は、振替株式の株主に対し、商法第二百四十五条ノ三第六項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。）の株式の代金の支払をするのと引換えに当該代金の支払に係る特定の銘柄の振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替を当該株主の直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（会社の分割及び合併に関する商法の特例）

第百六十七条　設立会社若しくは承継会社が分割会社に振替株式を発行し、又は承継会社が吸収分割に際して発行する株式に代えてその有する振替株式を移転しようとする場合には、分割計画書又は分割契約書に分割会社のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

2　分割会社の株式が振替株式でない場合において、設立会社又は承継会社が分割に際して分割会社の株主に振替株式を発行しようとするときにおける商法第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第三百七十四条ノ七第一項中「二週間」とあるのは、「一月」とする。

3　合名会社又は合資会社が合併をする場合において、新設会社若しくは存続会社が合併に際して振替株式を発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする場合には、合併契約書に合名会社又は合資会社の社員のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を記載しなければならない。

（適用除外）

第百六十八条　振替株式については、商法第二百六条ノ二、第二百七条ノ二及び第二百九条第四項の規定は、適用しない。

2　振替株式を発行している会社については、商法第二百二十八条ノ二の規定は、適用しない。

第五節　雑則

（振替株式の内容の公示）

第百六十九条　次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一　第百三十条第一項の通知　同項第六号に掲げる事項

二　第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）の通知　第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

三　第百三十八条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知　同条第三項第八号に掲げる事項

四　第百三十九条第一項の通知　同項第六号に掲げる事項

五　第百四十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）の通知　同条第一項第七号（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

六　第百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）の通知　同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる事項

七　第百四十六条第三項の通知　同項第九号に掲げる事項

2　前項の措置に関する費用は、同項の振替株式の発行者の負担とする。

第八章　新株の引受権の振替

第一節　通則

（権利の帰属等）

第百七十条　振替株式についての新株の発行の決議において、株主に新株の引受権を与える旨及び当該引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該引受権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株引受権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　この章において、振替新株引受権の数は、当該振替新株引受権の目的である株式の数によるものとする。

（新株引受権証書の不発行）

第百七十一条　振替新株引受権については、新株引受権証書を発行することができない。

2　振替新株引受権を有する者（以下この章において「振替新株引受権者」という。）は、当該振替新株引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株引受権であった新株の引受権が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株引受権証書の発行を請求することができる。

第二節　振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第百七十二条　振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2　振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一　当該口座管理機関が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二　当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株引受権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3　振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　加入者の氏名又は名称及び住所

二　発行者の商号及び振替新株引受権の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三　銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四　加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株引受権の銘柄ごとの数

五　加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六　その他政令で定める事項

4　振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

5　振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　銘柄

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

6　振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株引受権の付与時の新規記載又は記録手続）

第百七十三条　第百七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十条ノ四第三項の一定の日の株主が振替機関又はその下位機関から振替新株引受権の振替を行うための口座（第百七十五条第一項に規定する特別口座を除く。）の開設を受けているときは、当該振替機関は、第百五十九条第一項の通知において、当該口座をも示さなければならない。

2　前項の株主であって同項の規定により口座が示されなかったものがある場合には、発行者は、第百八十九条の振替機関等に対して当該株主のために当該口座の開設の申出をしなければならない。

3　発行者は、第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　第百七十条第一項の決議により付与する振替新株引受権の銘柄

二　第一項の株主である加入者の氏名又は名称

三　第一項の規定により示された同項の口座（同項に規定する特別口座にあっては、当該特別口座以外の口座がない場合に限る。）又は前項の申出により第百八十九条の振替機関等が開設した口座

四　加入者ごとの第一号の振替新株引受権の数

五　加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前号の数のうち信託財産であるものの数

六　当該振替新株引受権の総数、当該振替新株引受権についての商法第二百八十条ノ五第一項の一定の期日その他主務省令で定める事項

4　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ　当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ　当該口座における前項第五号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第五号までに掲げる事項の通知

5　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

第百七十四条　特定の銘柄の振替新株引受権について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百七十二条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三　増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

四　振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第四号の規定により示された欄（機関口座にあっては、第百七十二条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（特別口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替手続に関する特例）

第百七十五条　加入者は、第百七十三条第二項の申出により振替機関等が開設した口座（次項において「特別口座」という。）に記載され、又は記録された振替新株引受権については、当該加入者又は当該振替新株引受権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

2　前項の振替新株引受権に係る特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（抹消手続）

第百七十六条　特定の銘柄の振替新株引受権について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株引受権の銘柄及び数を示さなければならない。

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（新株の引受権の失権期日後における振替新株引受権に関する記載又は記録手続）

第百七十七条　振替機関等は、第百七十三条第三項第六号の一定の期日後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株引受権についての記載又は記録がされた口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替新株引受権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株引受権に関する特例）

第百七十八条　商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に新株の引受権が付与された場合において、当該引受権が振替新株引受権であるときは、発行者は、当該引受権について、第百七十三条第三項の通知をすることができない。

（記載又は記録の変更手続）

第百七十九条　振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百七十二条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節　振替の効果等

（振替新株引受権の譲渡）

第百八十条　振替新株引受権の譲渡は、第百七十四条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第百七十二条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株引受権の質入れ）

第百八十一条　振替新株引受権の質入れは、第百七十四条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株引受権の信託の対抗要件）

第百八十二条　振替新株引受権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百七十二条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第百八十三条　加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株引受権についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第百八十四条　第百七十四条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株引受権についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株引受権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第百八十五条　前条の規定による振替新株引受権の取得によりすべての振替新株引受権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株引受権の総数が発行者が付与した当該銘柄の振替新株引受権の総数（株式の申込みがされた振替新株引受権の数を除く。以下この項において「振替新株引受権の付与総数」という。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならない。

一　振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二　当該銘柄の振替新株引受権の付与総数（発行者が第百七十八条の規定により第百七十三条第三項の通知をすることができない振替新株引受権の数を除く。）

2　前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株引受権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

3　振替機関は、第一項の規定により振替新株引受権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4　前項に規定する振替新株引受権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5　振替機関は、振替新株引受権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株引受権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第百八十六条　前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株引受権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一　当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数の合計数

二　当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株引受権の数

2　前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一　前項第一号に掲げる数

二　前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数

3　第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株引受権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株引受権を取得しなければならない。

4　口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該放棄の意思表示をした旨

二　当該放棄の意思表示に係る振替新株引受権の銘柄及び数

5　前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株引受権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一　前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二　前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百八十七条　第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株引受権者は、当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株引受権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権については次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二　すべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第百八十五条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株引受権者に対して同項又は同条第三項の義務

の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第百八十八条　第百八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株引受権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についての振替新株引受権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株引受権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の数（当該口座管理機関の下位機関であって第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に乗じた数を控除した数）

二　当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者の有する当該銘柄の振替新株引受権の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第百八十六条第一項の規定により当該銘柄の振替新株引受権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株引受権についてのすべての振替新株引受権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第百八十六条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株引受権者に対して同条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

第四節　商法の特例

（新株の引受権の割当日等の公告に関する商法の特例）

第百八十九条　第百七十条第一項に規定する場合において、商法第二百八十条ノ四第三項の公告をするときは、発行者は、同項の一定の日の株主に付与される新株の引受権についてこの法律の適用がある旨並びに第百七十三条第二項の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所をも公告しなければならない。

（新株の引受権の行使に関する商法の特例）

第百九十条　振替新株引受権を有する加入者は、当該振替新株引受権の行使をするには、株式申込証により株式の申込みをするほか、当該振替新株引受権について第百七十六条第一項の抹消の申請をしなければならない。ただし、第百七十八条に規定する場合は、この限りでない。

（適用除外）

第百九十一条　振替新株引受権については、商法第二百八十条ノ六ノ三の規定は、適用しない。

第五節　雑則

（振替新株引受権の内容の公示）

第百九十二条　第百七十三条第三項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株引受権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が同項第六号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

2　前項の措置に関する費用は、同項の振替新株引受権の発行者の負担とする。

第九章　新株予約権の振替

第一節　通則

（権利の帰属）

第百九十三条　新株予約権の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権（その目的である株式が振替株式であるものに限り、商法第二百八十条ノ二十第二項第八号に掲げる事項の定めがあるものを除く。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であって、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権」という。）についての権利の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

第二節　振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第百九十四条　振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2　振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一　当該口座管理機関が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二　当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3　振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　加入者の氏名又は名称及び住所

二　発行者の商号及び振替新株予約権の種類（以下この章において「銘柄」という。）

三　銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四　加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。）ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

五　加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六　その他政令で定める事項

4　振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

5　振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　銘柄

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

6　振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権の発行時の新規記載又は記録手続）

第百九十五条　特定の銘柄の振替新株予約権の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該発行に係る振替新株予約権の銘柄

二　前号の振替新株予約権の新株予約権者である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者についての第二百十三条第三項に規定する口座

四　加入者ごとの第一号の振替新株予約権の数

五　当該振替新株予約権の総数、当該振替新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

第百九十六条　特定の銘柄の振替新株予約権について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第百九十四条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三　前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該新株予約権者ごとの数

四　増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

五　振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

六　振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ　振替数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の前項第五号の規定により示された欄（機関口座にあっては、第百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。）における振替数についての増加の記載又は記録

四　前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ　前項第六号の新株予約権者ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ　当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

五　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開

設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する前項第一号及び第四号から第六号までの規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四　前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第四号に掲げる記載又は記録

五　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　第四項第五号又は第五項第五号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二　前号の場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第四項第四号に掲げる記載又は記録

三　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第五号又は第五項第五号の規定により通知を受けた事項の通知

8　前項の規定は、同項第三号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続）

第百九十七条　特定の銘柄の振替新株予約権について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数を示さなければならない。

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の保有欄における前項の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十八条　特定の銘柄の振替新株予約権を消却しようとする場合（次条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権の発行者は、第二百十五条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該振替新株予約権について抹消の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二　当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権の銘柄及び数

三　第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四　第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権についての新株予約権者の氏名又は名称及び住所並びに第二号の数のうち当該新株予約権者ごとの数

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ　前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の新株予約権者ごとの数の減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第百九十九条　特定の銘柄の振替新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権の発行者は、第二号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　消却されるべき振替新株予約権の銘柄

二　商法第二百八十条ノ三十六第四項の一定の日

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。次条において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百条　振替機関等は、第百九十五条第一項第五号に規定する期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている保有欄等において、当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権の引受権に関する特例）

第二百一条　商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権の引受権（同法第二百八十条ノ二十第二項第十二号に規定する新株予約権の引受権をいう。第二百十三条第三項において同じ。）の行使によって発行された振替新株予約権については、第百九十五条第一項の通知をすることができない。

2　前項の振替新株予約権の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第百四十六条第二項本文に規定する同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（第百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（当該名義人のために振替新株予約権の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3　前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　第一項の振替新株予約権の銘柄

二　前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四　第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権の数

五　第一号の振替新株予約権の総数その他主務省令で定める事項

4　第百九十五条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百一条第三項第三号」と、「前項第二号」とあるのは「第二百一条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5　加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権については、当該

加入者又は当該振替新株予約権の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6　第一項の振替新株予約権に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（記載又は記録の変更手続）

第二百二条　振替機関等は、その備える振替口座簿について、第百九十四条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節　振替の効果等

（振替新株予約権の譲渡）

第二百三条　振替新株予約権の譲渡は、第百九十六条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第百九十四条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権の質入れ）

第二百四条　振替新株予約権の質入れは、第百九十六条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権の信託の対抗要件）

第二百五条　振替新株予約権については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第百九十四条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第二百六条　加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第二百七条　第百九十六条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百八条　前条の規定による振替新株予約権の取得によりすべての新株予約権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権の総数が当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。）を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならない。

一　振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数

二　当該銘柄の振替新株予約権の発行総数（消却され、又は行使された振替新株予約権の数及び発行者が第二百一条第一項の規定により第百九十五条第一項の通知をすることができない振替新株予約権の数を除く。）

2　前項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

3　振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

4　前項に規定する振替新株予約権は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

5　振替機関は、振替新株予約権について第三項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第二百九条　前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一　当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数の合計数

二　当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権の数

2　前条第二項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一　前項第一号に掲げる数

二　前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数

3　第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権を取得しなければならない。

4　口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しな

ければならない。

一　当該放棄の意思表示をした旨

二　当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権の銘柄及び数

5　前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一　前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二　前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十条　第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、各新株予約権者は、当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第三項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第二百八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各新株予約権者に対して同項又は同条第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百十一条　第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二　当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

2　第二百九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、新株予約権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についての新株予約権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該新株予約権者の有する当該銘柄の振替新株予約権の数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二　当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該新株予約権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権についてのすべての新株予約権者について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

2　前項に規定する新株予約権の消却に際して新株予約権者に金銭が支払われたときは、当該新株予約権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

3　発行者は、第一項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百十条第二項又は前条第二項の規定による新株予約権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節　商法の特例

（新株予約権の発行に関する商法の特例）

第二百十三条　振替新株予約権についての新株予約権申込証の用紙には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2　振替新株予約権についての新株予約権原簿には、当該振替新株予約権についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3　振替新株予約権の申込みをしようとする者

は、自己のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権申込証の用紙に記載し、又は商法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。振替新株予約権に係る新株予約権の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

（新株予約権原簿の名義書換に関する商法の特例）

第二百十四条　振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、発行者に対し、当該各号に定める新株予約権者につき、氏名又は名称及び住所並びに当該新株予約権者の有する振替新株予約権の銘柄及び数その他主務省令で定める事項を速やかに通知しなければならない。

一　特定の銘柄の振替新株予約権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき。当該指定を取り消された日又は当該指定が効力を失った日の新株予約権者

二　特定の銘柄の振替新株予約権が振替機関により取り扱われなくなったとき。当該振替機関が当該振替新株予約権の取扱いをやめた日の新株予約権者

2　前項の場合において、振替機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を新株予約権者として通知しなければならない。

一　振替機関又はその下位機関の備える振替口座簿中の加入者の口座（顧客口座を除く。）の保有欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合　当該口座の加入者

二　前号に規定する加入者の口座の質権欄に前項の振替新株予約権についての記載又は記録がされている場合　当該質権欄に新株予約権者としてその氏名又は名称の記載又は記録がされている者

3　振替機関は、第一項の場合において、振替新株予約権が質権欄に記載され、又は記録されているときは、同項の通知において、当該振替新株予約権に係る質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替新株予約権の銘柄及び当該振替新株予約権についての第百九十四条第三項第四号に掲げる事項その他主務省令で定める事項をも示さなければならない。

4　第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の場合において、振替機関が第一項の通知をするときは、当該振替機関は、同項及び前項に規定する事項とともに、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権のうち第二百十条第一項又は第二百十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものの数をも示さなければならない。

5　口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権につき、第一項の通知のために必要な事項（第三項及び前項に規定する事項を含む。）の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

6　発行者は、第一項の通知を受けたときは、新株予約権原簿に、当該通知に従い、商法第二百八十条ノ三十一第二項に規定する事項並びに質権者の氏名又は名称及び住所を記載し、又は記録しなければならない。この場合においては、各新株予約権の取得の年月日は、当該通知を受けた年月日とする。

7　前項の規定によりその氏名又は名称及び住所が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者は、商法第二百八十条ノ三十五第三項後段の規定により新株予約権原簿に記載又は記録がされた質権者とみなす。

（新株予約権の消却に関する商法の特例）

第二百十五条　発行者は、第百九十八条第一項前段に規定する場合には、商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、同条第一項後段の決議をした旨、消却されるべき振替新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該振替新株予約権について第百九十八条第一項の抹消の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　前項に規定する場合には、振替新株予約権の消却は、第百九十八条第四項第一号イの減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

（新株予約権の行使に関する商法の特例）

第二百十六条　振替新株予約権を行使する加入者は、商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権について第百九十七条第一項の抹消の申請をしなければならない。

（適用除外）

第二百十七条　振替新株予約権については、商法第二百八十条ノ三十一第二項及び第二百八十条ノ三十五の規定は、適用しない。

第五節　雑則

（振替新株予約権の内容の公示）

第二百十八条　次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一　第百九十五条第一項の通知　同項第五号に掲げる事項

二　第二百一条第三項の通知　同項第五号に掲げる事項

2　前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権の発行者の負担とする。

第十章　新株予約権付社債の振替

第一節　通則

（権利の帰属等）

第二百十九条　新株予約権付社債の発行の決議において、当該決議に基づき発行する新株予約権付社債（当該新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権付社債であって、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新株予約権付社債」とい

う。）についての権利（第二百三十三条に規定する利息の請求権を除く。）の帰属は、この章の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　この章において、振替新株予約権付社債の数は、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権の数によるものとする。ただし、振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した場合における当該消滅した新株予約権に係る振替新株予約権付社債の数は、当該消滅した新株予約権の数によるものとする。

（新株予約権付社債券の不発行）

第二百二十条　振替新株予約権付社債については、新株予約権付社債券（商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2　振替新株予約権付社債を有する者（以下この章において「振替新株予約権付社債権者」という。）は、当該振替新株予約権付社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新株予約権付社債であった新株予約権付社債が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新株予約権付社債券の発行を請求することができる。

第二節　振替口座簿

（振替口座簿の記載又は記録事項）

第二百二十一条　振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。

2　振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。

一　当該口座管理機関が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「自己口座」という。）

二　当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替新株予約権付社債についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座（以下この章において「顧客口座」という。）

3　振替口座簿中の各口座（顧客口座を除く。）には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　加入者の氏名又は名称及び住所

二　発行者の商号、振替新株予約権付社債の種類、担保附社債信託法の規定により社債の総額が数回に分けて発行された場合にはいずれの回に発行されたかを特定するに足りる事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるときはその旨（以下この章において「銘柄」という。）

三　銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）

四　加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数

五　加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び前二号の数のうち信託財産であるものの数

六　その他政令で定める事項

4　振替口座簿中の顧客口座には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

5　振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

一　銘柄

二　銘柄ごとの数

三　その他政令で定める事項

6　振替口座簿は、電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）で作成することができる。

（振替新株予約権付社債の発行時の新規記載又は記録手続）

第二百二十二条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該払込期日における払込みに係る振替新株予約権付社債の銘柄

二　前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者についての第二百四十三条第三項に規定する口座

四　加入者ごとの第一号の払込みに係る振替新株予約権付社債の数

五　当該振替新株予約権付社債の総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使することができる期間その他主務省令で定める事項

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、当該口座の前条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）における前項第二号の加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第四号までに掲げる事項の通知

3　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（振替手続）

第二百二十三条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があった場合に

は、振替機関等は、第四項から第八項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、振替によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は第二百二十一条第三項第四号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「質権欄」という。）かの別

三　増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口座を除く。以下この章において「振替先口座」という。）

四　振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数（以下この条において「振替数」という。）についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第一号、第三号及び第四号の規定により示された事項の通知

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における振替数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録

三　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

四　当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　第四項第四号又は第五項第四号（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

二　当該口座管理機関が振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する第四項第四号又は第五項第四号の規定により通知を受けた事項の通知

8　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（抹消手続）

第二百二十四条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、抹消の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

2　前項の申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

3　第一項の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4　第一項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げ

る措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における同項第一号の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　発行者は、社債権者又は質権者のために社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等をいう。次項において同じ。）に対して振替新株予約権付社債の償還をする場合を除くほか、社債権者又は質権者に対し、振替新株予約権付社債の償還をするのと引換えにその口座における当該振替新株予約権付社債の銘柄についての当該償還に係る振替新株予約権付社債についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

8　前項の規定は、社債権者又は質権者のために振替新株予約権付社債の償還を受けた社債管理会社等が当該社債権者又は当該質権者に対し当該償還額の支払をする場合について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使期間の満了後における記載又は記録手続）

第二百二十五条　振替機関等は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を行使することができる期間の満了後、直ちに、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という。）において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する記載又は記録手続）

第二百二十六条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（第二百二十八条第一項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消却によりその口座（顧客口座を除く。）において第四項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債（振替新株予約権付社債に付された新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債を含む。）について、その備える振替口座簿における減少及び増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該消却によりその口座において次項第一号の減少及び増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称並びに当該口座

二　当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三　当該消却により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

四　第一号の口座において減少及び増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

五　その他主務省令で定める事項

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の同項第四号の規定により示された欄における次の記載又は記録

イ　前項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ　前項第三号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号、第三号及び第五号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における次の記載又は記録

イ　第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

ロ　第三項第三号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

第二百二十七条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権を消却しようとする場合（次条第五項に規定する場合を除く。）には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第二百四十六条第一項の一定の日以後、遅滞なく、当該消却に係る通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該消

却によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該消却によりその口座において減少の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二　当該消却により減少の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三　第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の全部の消却に関する記載又は記録手続）

第二百二十八条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものを除く。）に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、第三号の一定の日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　当該新株予約権が消却された後の振替新株予約権付社債の銘柄

二　当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債の銘柄

三　第二百四十六条第三項の一定の日

四　第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項

2　前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項第一号から第三号までに掲げる事項の通知をしなければならない。

3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第三号の一定の日において、その備える振替口座簿中の同項第二号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている保有欄等において、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　第一項第一号の振替新株予約権付社債についての数（当該保有欄等に記載又は記録がされている同項第二号の振替新株予約権付社債の数をいう。）の増加の記載又は記録

二　第一項第二号の振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5　前各項の規定（第一項第一号及び第四号並びに第三項第一号の規定を除く。）は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのものに限る。）に付された新株予約権の全部を消却しようとする場合について準用する。この場合において、第二項中「同項第一号から第三号まで」とあるのは、「同項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

（振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する記載又は記録手続）

第二百二十九条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債（社債の償還済みのもの及び商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるものを除く。）に付された新株予約権の行使があった場合には、同項第七号の請求があったときを除き、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該行使があった後、遅滞なく、当該行使があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二　第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三　その他主務省令で定める事項

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の保有欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場

合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第三号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（振替新株予約権付社債の償還に関する記載又は記録手続）

第二百三十条　特定の銘柄の振替新株予約権付社債（新株予約権が消滅しているものを除く。）について社債の償還があった場合には、当該振替新株予約権付社債の発行者は、当該償還があった後、遅滞なく、当該償還があった後の振替新株予約権付社債について増加の記載又は記録に係る措置の通知をしなければならない。この場合において、当該通知は、当該措置によりその口座（顧客口座を除く。）において増加の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の通知があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示されたところに従い、当該通知に係る振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　発行者は、第一項前段の通知において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　第一項の措置によりその口座において増加の記載又は記録がされる加入者の氏名又は名称及び当該口座

二　第一項の措置により増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数

三　第一号の口座において増加の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

四　その他主務省令で定める事項

4　第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における同項第二号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号及び第四号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第二号の数についての増加の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替新株予約権付社債の引受権に関する特例）

第二百三十一条　商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に付与された新株予約権付社債の引受権（同法第三百四十一条ノ三第一項第九号に規定する新株予約権付社債の引受権をいう。第二百四十三条第三項において同じ。）の行使によって発行された振替新株予約権付社債については、第二百二十二条第一項の通知をすることができない。

2　前項の振替新株予約権付社債の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（第百四十六条第二項本文に規定する商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日をいう。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対して、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（第百四十六条第二項本文に規定する名義人をいう。以下この条において同じ。）のために当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該発行者に対し自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（当該名義人のために振替新株予約権付社債の発行者の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を通知したとき又は当該発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座が開設されているときは、この限りでない。

3　前項本文の発行者は、商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一　第一項の振替新株予約権付社債の銘柄

二　前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、当該発行者が開設の申出をした既存特別口座）

四　第二号の加入者が有する第一号の振替新株予約権付社債の数

五　第一号の振替新株予約権付社債の総数その他主務省令で定める事項

4　第二百二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第三号」とあるのは「第二百三十一条第三項第三号」と、「前項第二号」とあるのは「第二百三十一条第三項第二号」と読み替えるものとする。

5　加入者は、既存特別口座に記載され、又は記録された振替新株予約権付社債について

は、当該加入者又は当該振替新株予約権付社債の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

6　第一項の振替新株予約権付社債に係る既存特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者は、当該特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。

（記載又は記録の変更手続）

第二百三十二条　振替機関等は、その備える振替口座簿について、第二百二十一条第三項各号、第四項各号又は第五項各号に掲げる事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

第三節　振替の効果等

（振替新株予約権付社債の譲渡）

第二百三十三条　振替新株予約権付社債（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。次条から第二百三十七条までにおいて同じ。）の譲渡は、第二百二十三条第一項の振替の申請により、譲受人がその口座における保有欄（機関口座にあっては、第二百二十一条第五項第二号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の質入れ）

第二百三十四条　振替新株予約権付社債の質入れは、第二百二十三条第一項の振替の申請により、質権者がその口座における質権欄に当該質入れに係る数の増加の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じない。

（振替新株予約権付社債の信託の対抗要件）

第二百三十五条　振替新株予約権付社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその口座において第二百二十一条第三項第五号の規定による記載又は記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（加入者の権利推定）

第二百三十六条　加入者は、その口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）における記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての権利を適法に有するものと推定する。

（善意取得）

第二百三十七条　第二百二十三条第一項の振替の申請によりその口座（口座管理機関の口座にあっては、自己口座に限る。）において特定の銘柄の振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録を受けた加入者（機関口座を有する振替機関を含む。）は、当該銘柄の振替新株予約権付社債についての当該増加の記載又は記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（超過記載又は記録がある場合の振替機関の義務）

第二百三十八条　前条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数を超えることとなる場合において、第一号の数が第二号の数を超えるときは、振替機関は、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。

一　振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数

二　当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）

2　前項の「発行総数」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数をいう。

一　前項の振替新株予約権付社債が社債の償還（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした償還を除く。）があった振替新株予約権付社債の数（新株予約権が消却され、又は行使されたものの数を除く。）

二　前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の行使（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使を除く。）があった振替新株予約権付社債の数（社債の償還があったものの数を除く。）

三　前項の振替新株予約権付社債が新株予約権の消却後のものである場合　新株予約権の消却（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却を除く。）があった振替新株予約権付社債の数（社債の償還があったものの数を除く。）

四　前各号に掲げる場合以外の場合　振替新株予約権付社債の割当てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに行った払込みに係る振替新株予約権付社債の総数（新株予約権の消却若しくは行使又は社債の償還があったものの数を除く。）

3　第一項第一号に掲げる数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、前条の規定により当該記載又は記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記載又は記録がなかったとした場合の数とする。

4　振替機関は、第一項の規定により振替新株予約権付社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

5　前項に規定する振替新株予約権付社債についての権利は、同項の規定により放棄の意思表示がされたときは、消滅する。

6　振替機関は、振替新株予約権付社債について第四項の規定により放棄の意思表示を行っ

たときは、直ちに、当該振替新株予約権付社債について振替口座簿の抹消を行わなければならない。

（超過記載又は記録がある場合の口座管理機関の義務）

第二百三十九条　前条第一項に規定する場合において、第一号の数が第二号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、当該超過数に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表示をしなければならない。

一　当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数

二　当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数

2　前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一　前項第一号に掲げる数

二　前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数

3　第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。

4　口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該放棄の意思表示をした旨

二　当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

5　前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一　前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二　前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百四十条　第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二　すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一　前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二　前号に掲げるもののほか、第二百三十八条第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百四十一条　第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二　すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一　前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二　前号に掲げるもののほか、第二百三十八条第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百四十一条　第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数

二　当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数

2　前条第三項の規定は、次に掲げる事項について準用する。

一　前項第一号に掲げる数

二　前項第二号に規定する顧客口座における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数

3　第一項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得しなければならない。

4　口座管理機関は、第一項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該放棄の意思表示をした旨

二　当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

5　前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第二号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。

一　前項の口座管理機関の口座の自己口座における同項第二号に掲げる数の減少の記載又は記録

二　前号の口座の顧客口座における前項第二号に掲げる数の増加の記載又は記録

（振替機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百四十条　第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関が同項及び同条第四項の義務の全部を履行するまでの間は、各振替新株予約権付社債権者は、当該振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同条第四項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債権者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数を控除した数）

二　すべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該振替機関の下位機関であって前条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）について次条第一項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第二百三十八条第一項に規定する場合において、同項に規定する振替機関は、各振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一　前項の場合において、各振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二　前号に掲げるもののほか、第二百三十八条第一項又は第四項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における取扱い）

第二百四十一条　第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関が同項及び同条第三項の義務の全部を履行するまでの間は、振替新株予約権付社債権者（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）は、その有する当該銘柄の振替新株予約権付社債のうち第一号の数が第二号の数に占める割合を同条第一項に規定する超過数（同項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。

一　当該振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の数（当該振替機関の下位機関であって第二百三十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該振替新株予約権付社債

者（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についての振替新株予約権付社債権者に限る。）についてこの項の規定により算出された数を控除した数）

二　当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄の振替新株予約権付社債の総数（当該口座管理機関の下位機関であって第二百三十九条第一項の規定により当該銘柄の振替新株予約権付社債についての権利の放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての同項に規定する超過数に関して、当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債についてのすべての振替新株予約権付社債権者についてこの項の規定により算出された数の合計数を控除した数）

2　第二百三十九条第一項に規定する場合において、同項に規定する口座管理機関は、前項に規定する振替新株予約権付社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一　前項の場合において、同項に規定する振替新株予約権付社債権者の有する当該銘柄（社債の償還済みのものを除く。）の振替新株予約権付社債のうち同項の規定により算出された数に相応する額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二　前号に掲げるもののほか、第二百三十九条第一項又は第三項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

（発行者が誤って振替新株予約権付社債の償還等をした場合における取扱い）

第二百四十二条　発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた部分に相応する金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2　振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、前項に規定する元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3　発行者は、第一項に規定する元本の償還又は利息の支払をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第一号又は前条第二項第一号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

4　発行者が第二百四十条第一項又は前条第一項の規定により当該発行者に対抗することができないものとされた振替新株予約権付社債についてした新株予約権の消却は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替新株予約権付社債についての当該発行者に対抗することができる数を減少させる効力を有しない。

5　前項に規定する新株予約権の消却に際して振替新株予約権付社債権者に金銭が支払われたときは、当該振替新株予約権付社債権者は、発行者に対し、その金額の返還をする義務を負わない。

6　発行者は、第四項に規定する新株予約権の消却をしたときは、前項に規定する金額の限度において、第二百四十条第二項第二号又は前条第二項第二号の規定による振替新株予約権付社債権者の振替機関等に対する権利を取得する。

第四節　商法の特例

（新株予約権付社債の発行に関する商法の特例）

第二百四十三条　振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債申込証の用紙には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載しなければならない。

2　振替新株予約権付社債についての新株予約権原簿及び社債原簿には、当該振替新株予約権付社債についてこの法律の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。

3　振替新株予約権付社債の申込みをしようとする者は、自己のために開設された当該振替新株予約権付社債の振替を行うための口座（既存特別口座を除く。）を新株予約権付社債申込証の用紙に記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。

（超過記載又は記録に係る義務の不履行の場合における新株予約権付社債権者の議決権等）

第二百四十四条　第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の場合においては、各振替新株予約権付社債権者は、商法第三百二十一条第一項の規定にかかわらず、その有する振替新株予約権付社債の数（第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の規定により算出された数を除く。）に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会における議決権を有する。

2　商法第三百二十条第三項及び第三百二十九条第一項並びに担保附社債信託法第九十五条第一項の規定の適用については、第二百四十条第一項又は第二百四十一条第一項の振替新株予約権付社債権者は、当該各項の規定により算出された数については、振替新株予約権付社債を有しないものとみなす。

（証明書の供託）

第二百四十五条　振替新株予約権付社債権者が次に掲げる行為をするには、第五項の規定により書面の交付を受けた上、当該書面を供託しなければならない。

一　商法第三百二十条第三項の規定による社債権者集会の招集の請求

二　商法第三百二十条第五項において準用する同法第二百三十七条第三項の規定による社債権者集会の招集

三　社債権者集会における議決権の行使

四　担保附社債信託法第九十五条第一項の規定による担保物の保管の状況の検査

2　振替新株予約権付社債権者が社債権者集会において議決権を行使するには、会日の一週間前までに前項の規定による供託をしなければならない。

3　第一項の規定による供託は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに供託する方法により行わなければならない。

一　社債管理会社がある場合　当該社債管理会社

二　担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社がある場合　当該受託会社

三　前二号に掲げる場合以外の場合　供託所又は供託法第五条第一項に規定する倉庫営業者若しくは銀行

4　供託法第一条ノ二から第一条までの規定は、前項第三号の規定により供託所に第一項の規定による供託をする場合について準用する。

5　振替新株予約権付社債権者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての第二百二十一条第三項各号に掲げる事項を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既にこの項の規定による書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

6　前項本文の規定により書面の交付を受けた振替新株予約権付社債権者は、当該書面を同項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、第二百二十三条第一項の振替の申請又は第二百二十四条第一項の抹消の申請をすることができない。

（新株予約権付社債に付された新株予約権の消却に関する商法の特例）

第二百四十六条　発行者は、第二百二十六条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日以後に当該新株予約権を付した振替新株予約権付社債について第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段の通知をする旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　第二百二十六条第一項前段又は第二百二十七条第一項前段に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第三項の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の消却は、第二百二十六条第四項第一号イ又は第二百二十七条第四項第一号の減少の記載又は記録がされた日にその効力を生ずる。

3　発行者は、第二百二十八条第一項又は第五項に規定する場合には、商法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第二項及び第三項の規定にかかわらず、同法第三百四十一条ノ十二第一項において準用する同法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした旨、消却されるべき新株予約権及び当該発行者の定める一定の日において当該新株予約権の消却の効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

（新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に関する商法の特例）

第二百四十七条　振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する加入者は、商法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出及び同項の払込みをするほか、当該振替新株予約権付社債について第二百二十四条第一項の抹消の申請をしなければならない。

（適用除外）

第二百四十八条　振替新株予約権付社債については、商法第三百四十一条ノ八、第三百四十一条ノ十一、第三百四十一条ノ十二第二項（同法第三百四十一条ノ十三第三項において準用する場合を含む。）及び第三百四十一条ノ十四の規定は、適用しない。

第五節　雑則

（振替新株予約権付社債の内容の公示）

第二百四十九条　次の各号に掲げる通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、政令で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにしなければならない。

一　第二百二十二条第一項の通知　同項第五号に掲げる事項

二　第二百二十六条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知　同条第三項第五号に掲げる事項

三　第二百二十八条第一項の通知　同項第四号に掲げる事項

四　第二百二十九条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知　同条第三項第三号に掲げる事項

五　第二百三十条第一項前段、第四項第二号又は第五項第二号（同条第六項において準用する場合を含む。）の通知　同条第三項第四号に掲げる事項

六　第二百三十一条第三項の通知　同項第五号に掲げる事項

2　前項の措置に関する費用は、同項の振替新株予約権付社債の発行者の負担とする。

第十一章　投資口等の振替

第一節　投資口の振替

（権利の帰属）

第二百五十条　投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下同じ。）で振替機関が取り扱

うもの（以下「振替投資口」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　発行者が、その投資口について第十三条第一項の同意を与えるには、設立企画人（投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項に規定する設立企画人をいう。）全員の同意又は執行役員（同法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定によらなければならない。

3　前項の執行役員の決定については、役員会（投資信託及び投資法人に関する法律第百五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

（投資証券の不発行等）

第二百五十一条　振替投資口については、投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2　振替投資口の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいう。以下同じ。）は、当該振替投資口を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、投資証券の発行を請求することができる。

3　発行者が発行済みの投資口について第十三条第一項の同意を与えた場合には、投資証券（公示催告手続（非訟事件手続法第百四十二条に規定する公示催告手続をいう。以下同じ。）が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4　次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券は、次条第一項において準用する第百四十六条第四項において読み替えて準用する第百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百五十二条　第七章の規定（第百二十八条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十八条から第百四十一条まで、第百四十二条第七項から第十項まで、第百四十三条第七項から第十四項まで、第百四十四条第七項から第十項まで、第百四十五条第五項及び第六項、第百五十三条第六項、第百五十四条第六項、第百五十五条第三項第三号、第百五十八条第一項、第二項第二号から第四号まで及び第五項、第百六十条第二項、第百六十三条から第百六十八条まで並びに第百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、投資口について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
総数	総口数
株主名簿	投資主名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅法人
新設会社	新設法人
存続会社	存続法人
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知投資主
少数株主権等	少数投資主権等
株式申込証	投資口申込証
営業年度	営業期間
特別株主	特別投資主
一株	投資口一口

2　第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号及び振替株式の種類	商号
第百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	投資主

第百三十一条第一項	特定の種類の株式
	その旨
	第一号の
	一月前までに
	株主名簿
第百三十一条第一項第二号	次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）
	同条第三項（第百四十条第二項及び
	、第百四十条第二項及び第百四十六条第五項
	第百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）
	同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項まで
第百三十一条第三項	以後、速やかに
	特定の種類の株式

	投資口
	その旨、第一号の一定の日において投資証券は無効となる旨
	同号の
	一月前までに公告し、かつ、
	投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）
	次項本文
	同条第三項（
	及び第百四十六条第五項
	第百四十三条第二項本文
	同条第三項
	において
	投資口

第百三十一条第六項	6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
第百三十三条第二項及び第三項	特定の種類の株式
第百三十六条第一項	株主の有する当該振替株式の数に応じて商法第二百十三条第一項の規定による株式の消却をしようとする場合又は当該振替株式について株式
第百三十六条第一項第一号及び第二号	消却又は併合
第百三十六条第一項第三号	商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二

	6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
	7　発行済みの投資口の全部について投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合であって、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は投資主に通知しなければならない。
	投資口
	併合
	第二百五十六条第一項

第百三十六条第三項	一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）	商法第二百二十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第一項
第百三十七条第一項第三号	商法第二百十九条第一項	同条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項
第百三十七条第三項	商法第二百十九条第二項	同条第四項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第四項
第百四十二条第一項	発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする	発行しようとする	
第百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転する	発行する	
第百四十二条第六項	商法第二百二十条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第一項	
第百四十三条第一項	発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとする	発行しようとする	

第百四十三条第一項第二号	発行又は当該移転	発行	
第百四十三条第三項	特定の種類の株式	投資口	
第百四十四条第二項	発行し、又は移転した	発行した	
第百四十五条第一項	発行し、又は存続会社が合併に際して発行する振替株式でない株式の発行に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとする	発行しようとする	
第百四十六条第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている投資証券の投資口	
	これらの株式又は新株	当該投資口	第百三十一条第四項及び第百四十三条第四項
第百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百三十条ノ八第一項（同条第四項及び第十項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）	同項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があった場合には、遅滞なく	

第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において				
株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）	当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）			
第百四十六条第三項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	名義人の	請求者が当該申出の日	請求者が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日
第百四十六条第三項第二号	名義人		請求者	

第百四十六条第五項の表	特定の種類の株式が振替株式となる前に当該株式	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式	同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式	投資口が振替投資口となる前に当該投資口
				第百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る投資口
第百五十三条第一項	消却され、又は転換された			当該請求の日後に、当該投資口
第百五十五条第三項	権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利			払い戻された
第百五十五条第三項第四号	前号に規定する			権利
第百五十七条第一項	消却又は転換			発行者が議決権を行使する者のみを定めるために投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた
第百五十七条第二項	消却			払戻し
第百五十七条第三項	商法第二百二十条第一項本文	、利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金の減少に伴う払戻し		投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第一項
				又は同法第百三十六条第一項の規定による金銭の分配
第百五十七条第五項	消却			払戻し

第百五十八条第二項第一号	株式申込証	投資口申込証（投資信託及び投資法人に関する法律第七十一条第一項及び第百二十二条第一項の投資口申込証をいう。以下同じ。）
第百五十八条第四項	若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。	に記載しなければならない。
第百五十九条第一項第二号	商法第二百十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）	第二百五十六条第一項及び投資信託及び投資法人に関する法律第八十七条第三項
第百五十九条第一項第三号	とき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。）。）	とき。

第百六十条第一項	株主（当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主）	投資主
	商法第二百二十三条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項
	同法第二百六条第一項	同法第七十九条第一項
第百六十条第三項	前二項	第一項
	株主名簿又は端株原簿	投資主名簿
第百六十一条	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき
	又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に	については、当該端数（
第百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第七十九条第一項
第百六十九条第一項第二号	第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	第百三十一条第四項
	第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	同項第九号
第百六十九条第一項第五号	第百四十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百四十二条第一項前段

同条第一項第七号（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	同項第七号	
第百六十九条第一項第六号	第百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	第百四十三条第四項
	同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	同項第九号

（発行済みの投資口を振替投資口とする場合の特例）

第二百五十三条　発行者が投資法人の成立後に投資口について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該投資口の質権者であって投資主名簿（投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該投資口について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を投資主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

（振替投資口の払戻しに関する記載又は記録手続）

第二百五十四条　特定の銘柄の振替投資口について、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座（顧客口座を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2　前項前段の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示されたところに従い、当該申請に係る振替投資口について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

3　第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一　当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替投資口の銘柄及び口数

二　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄か、又は質権欄かの別

三　当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替投資口についての投資主の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該投資主ごとの口数

4　第一項前段の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　申請人の口座の前項第二号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ　前項第一号の口数についての減少の記載又は記録

ロ　イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第三号の投資主ごとの口数の減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5　前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二　当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7　発行者は、投資主に対し、振替投資口の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替投資口の銘柄についての当該払戻しに係る振替投資口の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

（振替投資口を投資証券とみなす投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十五条　振替投資口に関する投資信託及び投資法人に関する法律第百九十六条第一項及び第二項、第百九十七条並びに第二百十九条の規定の適用については、振替投資口は、投資証券とみなす。

（振替投資口の併合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十六条　発行者は、振替投資口について投資信託及び投資法人に関する法律第八十五条第一項の規定により投資口の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　前項に規定する場合には、投資口の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替投資口の発行無効判決が確定した場合に関する投資信託及び投資法人に関する法律の特例）

第二百五十七条　発行者は、振替投資口の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（振替投資口についての投資信託及び投資法人に関する法律の適用除外）

第二百五十八条　振替投資口については、投資信託及び投資法人に関する法律第七十八条第三項から第五項まで、同条第六項において準用する商法第二百七条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第二項から第四項まで、同条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二、投資信託及び投資法人に関する法律第八十四条、同法第八十五条第二項において準用する商法第二百十四条第三項、第二百十五条及び第二百十六条、投資信託及び投資法人に関する法律第八十六条第四項において準用する商法第二百二十条第四項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第百二十三条第一項において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

第二節　協同組織金融機関の優先出資の振替

（権利の帰属）

第二百五十九条　優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、理事（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定によらなければならない。

（優先出資証券の不発行等）

第二百六十条　振替優先出資については、優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。以下この節において同じ。）を発行することができない。

2　振替優先出資の優先出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券の発行を請求することができる。

3　発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券（公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の規定により第一号の一定の日において、無効とする。

4　次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券は、次条第一項において準用する第百四十六条第四項において読み替えて準用する第百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百六十一条　第七章の規定（第百二十八条、第百三十四条第七項、第百三十八条から第百四十一条まで、第百四十二条第九項及び第十項、第百四十三条第八項から第十四項まで、第百四十四条第七項から第十項まで、第百四十五条第五項及び第六項、第百五十三条第六項、第百五十四条第六項、第百五十五条第三項第三号、第百五十八条第一項、第二項第三号及び第四号並びに第五項、第百六十条第二項、第百六十四条から第百六十八条まで並びに第百六十九条第一項第三号及び第四号の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

商号	名称
数	口数
総数	総口数
株主名簿	優先出資者名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
消滅会社	消滅協同組織金融機関
新設会社	新設協同組織金融機関
存続会社	存続協同組織金融機関
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資者
少数株主権等	少数優先出資者権等

株式申込証	優先出資申込証
新株引受権証書	優先出資引受権証書
営業年度	事業年度
特別株主	特別優先出資者
一株	優先出資一口

2　第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第四号	株主（端株主を含む。以下同じ。）	優先出資者
第百三十一条第一項	会社の成立後に	発行済みの
	その旨	その旨、第一号の一定の日において優先出資証券は無効となる旨
	第一号の	同号の
	一月前までに	一月前までに公告し、かつ、
	株主名簿	優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）
	記載又は記録	記載
第百三十一条第一項第二号	次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	次項本文
	同条第三項（第百四十条第二項及び	同条第三項（

	、第百四十条第二項及び	及び
	第百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	第百四十三条第二項本文
	同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）及び第七項から第十項まで	同条第三項
第百三十一条第三項	以後、速やかに	において
第百三十一条第六項	6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。	6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 7　発行済みの優先出資の全部について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であって、第十三条第一項の同意を与えようとするときには、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資者及び優先出資引受権（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならない。

第百三十三条第二項及び第三項	に記載又は記録	に記載
第百三十四条第一項	商法第二百十二条第一項の決議後又は第百六十三条第一項の一定の日若しくは同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時以後	当該振替優先出資の取得後又は第百六十三条第一項の一定の日以後
第百三十五条第一項	商法第二百十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項
第百三十五条第一項第二号	商法第二百十三条第四項	第二百六十三条第一項
第百三十五条第三項	一定の日又は商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	一定の日
第百三十六条第一項	商法第二百十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項
	場合又は当該振替株式について株式の併合をしようとする場合には	場合には
第百三十六条第一項第一号及び第二号	消却又は併合	消却
第百三十六条第一項第三号	商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二	第二百六十三条第一項

第百三十六条第三項	一定の日（株式の消却をしようとする場合において、当該一定の日に商法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）	一定の日
第百四十二条第一項	合併により消滅する	合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第三条第一項第二号から第六号までの規定による合併を除く。第百四十五条までにおいて同じ。）により消滅する
第百四十三条第一項	記載又は記録	記載
第百四十四条第二項及び第三項	に記載又は記録	に記載
第百四十六条第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券の優先出資
	これらの株式又は新株	当該優先出資
	第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百三十一条第四項及び第百四十三条第四項

第百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において	株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）	名義人の
	同項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があった場合には、遅滞なく	当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）	請求者の

第百四十六条第三項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後		同項の請求があった場合には
第百四十六条第三項第二号	名義人		請求者
第百四十六条第五項の表	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式		第百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資
	同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式		当該請求の日後に、当該優先出資
第百五十三条第一項	消却され、又は転換された		消却された
第百五十五条第三項第二号	権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配を受ける権利		権利
第百五十五条第三項	商法第二百四十一条第二項		協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第二項
第百五十五条第三項第四号	前号に規定する	商法第二百四十一条第三項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第三項
第百五十七条第一項	消却又は転換		消却

第百五十七条第三項	利益若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益備金の減少に伴う払戻し	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第一項第二号に規定する優先的配当又は同法第十九条第十一項の規定による剰余金の配当
第百五十八条第二項第一号	株式申込証	優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第二項に規定する優先出資申込証をいう。以下同じ。）
第百五十八条第二項第二号	新株引受権証書	優先出資引受権証書（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以下同じ。）
第百五十八条第三項	記載し、又は記録	記載
第百五十八条第四項	記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。	記載しなければならない。
第百五十九条第一項第二号	商法第二百十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第五項において読み替えて準用する商法第二百八十条ノ四第三項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において読み替えて準用する商法第二百十九条第一項

第百五十九条第一項第三号	ときき（当該発行者が商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとに、その日が到来したとき（第一号に該当するときを除く。）。）	ときき。
	株主（当該発行者が同項の規定により定款をもって営業年度中の一定の日を定めている場合にあっては、営業年度ごとのその日の株主）	優先出資者
第百六十条第一項	商法第二百二十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条
	記載し、又は記録	記載
	同法第二百六条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三条第一項
第百六十条第三項	前二項	第一項
	株主名簿又は端株原簿	優先出資者名簿
	記載し、又は記録	記載
第百六十条第四項	記載し、又は記録	記載
第百六十条第五項	記載され、又は記録された	記載された
	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	生じたとき
第百六十一条	商法第二百四十一条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十二条第一項

又は当該単元未満株式については、当該端数（		
ては、当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に	第百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十三条第一項
第百六十三条第一項	商法第二百十三条第一項	協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項
場合（	同法第二百十三条第四項	第二百六十三条第一項
一定の日又は同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続の終了の時のいずれか遅い時	第百六十三条第二項	場合には	場合には、第二百六十三条第二項の規定にかかわらず	第百三十四条第四項第一号イ
第百六十九条第一項第二号	第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	第百三十一条第四項
第百六十九条第一項第五号	第百四十二条第一項前段（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百四十二条第一項前段

同条第一項第七号（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）	第百六十九条第一項第六号	第百四十三条第四項（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	同条第四項第九号（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）	同項第九号
同項第七号	第百四十三条第四項	同項第九号

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百六十二条　発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であって優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資者名簿に記載することを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載である旨を優先出資者名簿に記載しなければならない。

（振替優先出資の消却に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例）

第二百六十三条　発行者は、振替優先出資について協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第一項の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する協同組織金融機関の優先出資に関する法律の特例）

第二百六十四条　発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞

なく、その旨を公告しなければならない。

（振替優先出資についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百六十五条　振替優先出資については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十四条において準用する商法第二百八十条ノ十七第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十五条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第十六条第五項において準用する商法第二百十五条第一項及び第二項、第二百十六条並びに第二百二十条第四項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第三項から第五項まで、同法第二十六条第一項、同条第二項において準用する商法第二百七条第二項、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条並びに同法第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二の規定は、適用しない。

第三節　特定目的会社の優先出資の振替

（権利の帰属）

第二百六十六条　優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいい、旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下この節において同じ。）で振替機関が取り扱うもの（以下この節において「振替優先出資」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）によらなければならない。

（優先出資証券の不発行等）

第二百六十七条　振替優先出資については、優先出資証券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。以下この節において同じ。）及び単位未満優先出資証券（資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項に規定する単位未満優先出資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2　振替優先出資の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいい、旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員及び単位未満優先出資証券を発行しない旨の資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下同じ。）の定めのない特定目的会社の単位未満優先出資社員（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項第一号に規定する単位未満優先出資社員をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）は、当該振替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券（単位未満優先出資社員の場合にあっては、単位未満優先出資証券）の発行を請求することができる。

3　発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券及び単位未満優先出資証券（それぞれ公示催告手続が行われているものを除く。）は、次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4　次条において読み替えて準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券及び単位未満優先出資証券は、次条において読み替えて準用する第百四十六条第四項において読み替えて準用する第百三十一条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

（優先出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百六十八条　第七章の規定（第百二十八条、第百三十四条第七項、第百三十七条から第百四十五条まで、第百五十三条第六項、第百五十四条第六項、第百五十五条第三項第三号、第百五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第百六十四条、第百六十五条、第百六十七条、第百六十八条並びに第百六十九条第一項第三号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
端株主	単位未満優先出資社員
総数	総口数
株主名簿	優先出資社員名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
超過数	超過口数
合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等

新株予約権	新優先出資の引受権
株式申込証	優先出資申込証
特別株主	特別優先出資社員
一株	優先出資一口
端株原簿	単位未満優先出資原簿

2　第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項　以下	第百三十一条第一項を除き、以下
第四号	
第百三十一条第一項　会社の成立後に	発行済みの
その旨及び	その旨、第一号の一定の日において優先出資証券及び単位未満優先出資証券は無効となる旨並びに
第一号の	同号の
一月前までに	一月前までに公告し、かつ、
株主及び株主名簿	優先出資社員等（優先出資社員及び単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録のある単位未満優先出資社員をいう。以下この条において同じ。）及び優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）

第百三十一条第一項　株主（	優先出資社員等（
第一号	及び当該質権者並びに当該一定の日の前日までに単位未満優先出資証券の提出があった単位未満優先出資社員（以下この条において「証券提出単位未満優先出資社員」という。）及び当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権者
第四項	第四項（第八号の二及び第八号の三を除く。）

第百三十一条第一項	二　前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第百三十三条第二項第一号（同条第三項（第百四十条第二項及び第百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第百四十条第二項及び第百四十六条第五項において準用する場合を含む。）、第百四十三条第二項本文（同条第八項、第十項、第十二項及び第十三項において準用する場合を含む。）、第百四十四条第二項第一号（同条第三項（同条第七項から第十項までにおいて準用する場合	二　前号の優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第百三十三条第二項第一号（同条第三項（第百四十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第百四十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨
第百三十一条第一項	二の二　単位未満優先出資証券を第一号の一定の日の前日までに当該発行者に提出すべき旨

を含む。）及び第七項から第十項までにおいて準用する場合を含む。）又は第百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨			
第百三十一条第二項	株主又は質権者	優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員	
	株主又は当該質権者	優先出資社員等、当該質権者又は当該証券提出単位未満優先出資社員	
第百三十一条第三項	以後、速やかに	において	
第百三十一条第四項第二号	株主又は質権者	優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員	
第百三十一条第四項第八号	八　第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項	八　第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として政令で定める事項 八の二　単位未満優先出資証券が発行された単位未満優先出資のうち、第一項第一号の一定の日の前日までに当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出がなかったものがある場合には、その合計口数 八の三　前号に規定する場合には、当該発行者の口座（二以上あるときは、そのうちの一）	
第百三十一条第五項第一号	掲げる記載又は記録	掲げる措置	
第百三十一条第五項第一号イ	株主	優先出資社員等又は証券提出単位未満優先出資社員	
第百三十一条第五項第一号ホ	ホ　当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録	ホ　当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録 ヘ　当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録 ト　当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同号の発行者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該発行者に係る同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同号及び同項第八号の三に掲げる事項の通知	
第百三十一条第五項第二号	二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び	二　当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、次に掲げる措置 イ　当該振替機関の直近下位機関であって前項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の口数と同項第五号の振替優先出資の口数を合計した口数の増加の記載又は記録及び当該直近下	

		当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知
第百三十一条第六項	6　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。	
	位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知 ロ　当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録 ハ　当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同号の発行者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該発行者に係る同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する同号及び同項第八号の三に掲げる事項の通知	6　前項の規定は、同項第一号ト並びに第二号イ及びハ（これらの規定をこの項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。 7　発行済みの優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であって、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項本文の請求がないとき又は同項ただし

第百三十四条第一項	商法第二百十二条第一項の決議後	当該振替優先出資の取得後
第百三十五条第一項	商法第二百十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条
第百三十五条第一項第二号	商法第二百十三条第四項	第二百七十一条第一項
第百三十六条第一項	商法第二百十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条
第百三十六条第一項第三号	商法第二百十三条第四項又は同法第二百十五条ノ二	第二百七十一条第一項又は第二百七十二条第一項

書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないとき（旧資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合を含む。）において、第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項の規定にかかわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資社員等及び転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。）若しくは新優先出資の引受権（同法第百十三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならない。

第百三十六条第三項	消却	消却又は併合
第百四十六条第一項	株券喪失登録がされた株券の株式、商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式	第百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている優先出資証券又は単位未満優先出資証券の優先出資
	これらの株式又は新株	当該優先出資
	第百三十条第一項、第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）	同条第四項
第百四十六条第二項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において	同項の優先出資証券又は単位未満優先出資証券に係る除権決定の正本若しくは謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があった場合には、遅滞なく

		株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（同法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、同法第二百三十条ノ六第四項又は同法第二百三十条ノ七第三項の規定により名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者（同法第二百三十条ノ二第二項に規定する株券喪失登録者をいう。）を含む。以下この条において同じ。）が同法第二百三十条ノ八第一項に規定する日	当該請求を行った者（以下この条において「請求者」という。）の
第百四十六条第三項	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後	同項の請求があった場合には	請求者が当該申出の日	請求者の
第百四十六条第三項第二号	名義人	請求者		
第百四十六条第四項	第百三十一条第五項及び	第百三十一条第五項（第一号ヘ及びト並びに第二号ロ及びハを除く。）及び		
第百四十六条第五項の表	商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日の前に株券喪失登録がされた株券の株式	第百四十六条第二項に規定する請求の日の前に当該請求に係る優先出資		
	同項に規定する日後に、第百四十六条第一項の振替株式	当該請求の日後に、当該優先出資		
第百五十三条第一項	消却され、又は転換された	消却された		

第百五十五条第三項	商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利及び同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配	資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利（旧資産流動化法第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する権利を含む。）及び資産の流動化に関する法律第百二条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第百二条第一項の金銭の分配を含む。）
第百五十五条第三項第二号	商法第二百四十一条第二項の株式	資産の流動化に関する法律第五十八条第二項の優先出資（旧資産流動化法第五十八条第二項の優先出資を含む。）
第百五十五条第三項第四号	前号に規定する場合における商法第二百四十一条第三項の株式	発行者が議決権を行使する者のみを定めるために資産の流動化に関する法律第四十四条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めた場合における資産の流動化に関する法律第五十八条第三項の出資の持分
第百五十七条第一項	消却又は転換	消却
第百五十七条第三項	若しくは利息の配当、同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配又は資本若しくは資本準備金若しくは利益準備金	の配当、資産の流動化に関する法律第百二条第一項の金銭の分配（旧資産流動化法第百二条第一項の金銭の分配を含む。）又は資産の流動化に関する法律第十九条第一項に規定する優先資本（旧資産流動化法第十九条第一項に規定する優先資本を含む。）

第百五十八条第二項第一号	株式申込証	優先出資申込証（資産の流動化に関する法律第三十八条第一項に規定する優先出資申込証をいい、旧資産流動化法第三十八条第一項に規定する優先出資申込証を含む。以下同じ。）
第百五十八条第二項第四号	新株予約権付社債に	転換特定社債の転換によって発行される優先出資が振替優先出資である場合又は新優先出資引受権付特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。）に
	新株予約権付社債申込証	同法第百十条第一項に規定する特定社債申込証
第百五十八条第三項	株主名簿	優先出資社員名簿及び単位未満優先出資原簿
第百五十八条第四項	若しくは新株引受権証書に記載し、又は商法第二百八十条ノ六第二項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替株式の発行者に示さなければならない。	に記載しなければならない。
第百五十八条第五項	新株予約権を	転換特定社債の転換を請求する者又は新優先出資の引受権を
	新株予約権の目的である株式	転換特定社債の転換によって発行すべき優先出資又は当該新優先出資の引受権の目的である優先出資

商法第二百八十条ノ三十七第一項の請求書（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、同法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書）	資産の流動化に関する法律第百十三条の二の五第一項又は第百十三条の四の七第一項の請求書	
第百五十九条第一項第二号	商法第二百十五条ノ二、第二百十九条第一項、第二百八十条ノ四第三項（同法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）又は第三百七十四条ノ七第一項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）	第二百七十二条第一項
第百五十九条第一項第三号	商法第二百九十三条ノ五第一項	資産の流動化に関する法律第百二条第一項又は旧資産流動化法第百二条第一項
第百六十条第一項	商法第二百二十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十四条第一項又は旧資産流動化法第四十四条第一項
同法第二百六条第一項の名義書換	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項の名義書換（旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。）	
第百六十条第二項	商法第二百二十条ノ二第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項

第百六十一条	発行者（一株に満たない端数を端株として端株原簿に記載し、又は記録しない旨の定款の定めがあるものを除く。）	
	生じたとき又は単元未満株式が生じたとき	資産の流動化に関する法律第五十八条第一項又は旧資産流動化法第五十八条第一項
	商法第二百四十一条第一項	又は当該単元未満株式については、当該端数（当該端数又は当該単元未満株式の数を一単元の株式数で除した数（これらの数に
第百六十二条第一項	商法第二百六条第一項	資産の流動化に関する法律第四十二条第一項又は旧資産流動化法第四十二条第一項
第百六十三条第一項	商法第二百十三条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条
	場合（	場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合並びに
第百六十三条第二項	同法第二百十三条第四項	第二百七十一条第一項
	場合には	場合には、第二百七十一条第二項の規定にかかわらず
	同条第四項第一号イ	第百三十四条第四項第一号イ

第百六十六条	商法第二百四十五条ノ三第六項（同法第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（同法第三百七十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（同法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及び第四百十三条ノ三第七項において準用する場合を含む。）	第百三十一条第四項（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	資産の流動化に関する法律第百十八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項
第百六十九条第一項第二号	第百三十一条第四項第九号（第百四十条第一項において準用する場合を含む。）	同項第九号	

（発行済みの優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百六十九条　発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合に、当該優先出資の質権者であって優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。）に記載又は記録がされていない者が、前条において読み替えて準用する第百三十一条第一項の公告の日から同項第一号の一定の日の前日までの間に、当該質権者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載又は記録をすることを請求したときは、発行者は、当該優先出資について当該請求をした質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければならない。

（単位未満優先出資を振替優先出資とする場合の特例）

第二百七十条　発行者は、第二百六十八条において準用する第百三十一条第一項第二号の読替え後の同項第二号の二の規定により当該発行者に対し単位未満優先出資証券の提出があった場合には、次に掲げる事項を単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。）に記載し、又は記録しなければならない。

一　当該単位未満優先出資証券を提出した単位未満優先出資社員の氏名又は名称及び住所

二　各単位未満優先出資社員が提出した単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資をいう。以下同じ。）の種類及び優先出資一口に対する割合

三　各単位未満優先出資証券の提出の年月日

2　発行者は、第二百六十八条において準用する第百三十一条第五項第一号ホの読替え後の同号ヘ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により第二百六十八条において準用する第百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の三の口座に記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二に掲げる単位未満優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資に応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3　発行者は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の単位未満優先出資についてはその価格をもって、市場価格のない同項の単位未満優先出資については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。

4　第二項の場合において、同項の単位未満優先出資社員は、請求書に第二百六十七条第三項の規定により無効となった単位未満優先出資証券を添付して、これを発行者に提出しなければならない。この場合において、当該請求書には、住所及び請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

5　前項の場合において、同項の単位未満優先出資証券を提出することができない者があるときは、発行者は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、その期間経過後においてその者に対し第二項の代金を交付することができる。この場合において、当該期間は、三月を下回ってはならない。

6　前項の公告の費用は、請求者の負担とする。

7　第二百六十八条において準用する第百三十

一条第五項第一号ホの読替え後の同号ヘ又は同項第二号の読替え後の同号ロの規定（これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。）により記載又は記録がされた第二百六十八条において準用する第百三十一条第四項第八号の読替え後の同項第八号の二の口数に係る振替優先出資の取得については、資産の流動化に関する法律第四十三条第一項の規定は、適用しない。

（振替優先出資の消却に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十一条　発行者は、振替優先出資について資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条の規定により優先出資の消却をしようとする場合（自己の有する優先出資のみを消却しようとする場合を除く。）には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　前項に規定する場合には、優先出資の消却は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の併合に関する資産の流動化に関する法律の特例）

第二百七十二条　発行者は、振替優先出資について優先出資の併合をしようとする場合には、その旨及び当該発行者の定める一定の日（当該一定の日において資産の流動化に関する法律第百十八条の八第三項又は第百十八条の九第三項において読み替えて準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の手続が終了していないときは、その終了の時）においてその効力が生ずる旨をその日の二週間前までに公告しなければならない。

2　前項に規定する場合には、優先出資の併合は、同項の一定の日にその効力を生ずる。

（振替優先出資の発行無効判決が確定した場合に関する資産の流動化に関する法律等の特例）

第二百七十三条　発行者は、振替優先出資の発行を無効とする判決が確定したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

（振替優先出資についての資産の流動化に関する法律等の適用除外）

第二百七十四条　振替優先出資については、資産の流動化に関する法律第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、同法第四十八条の二第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第五項において読み替えて準用する商法第二百五条、資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において読み替えて準用する商法第二百二十条第四項、第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条、第二百十六条ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項、資産の流動化に関する法律第四十九条第三項において読み替えて準用する商法第二百二十条第四項、資産の流動化に関する法律第百十八条の四第四項において読み替えて準用する商法第二百四十五条ノ三第六項前段並びに資産の流動化に関する法律第百十八条の十第一項において読み替えて準用する商法第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条及び第二百二十条第四項並びに旧資産流動化法第四十一条第三項から第五項まで、第四十六条、第四十九条において読み替えて準用する商法第二百七条、第二百二十六条ノ二及び第二百八十条ノ十七第二項並びに旧資産流動化法第百二十条第一項において読み替えて準用する商法第二百十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

第四節　協同組織金融機関の優先出資

引受権の振替

（権利の帰属）

第二百七十五条　第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資についての優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）の発行の決定において、優先出資者に優先出資引受権（同法第六条第一項に規定する優先出資引受権をいう。以下同じ。）を与える旨及び当該優先出資引受権の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた場合には、当該優先出資引受権で振替機関が取り扱うもの（以下「振替優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　この節において、振替優先出資引受権の数は、当該振替優先出資引受権の目的である優先出資の口数によるものとする。

（優先出資引受権に関する新株の引受権に係る規定の準用）

第二百七十六条　第八章の規定（第百七十条及び第百九十一条の規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

新株引受権証書	優先出資引受権証書
商号	名称
決議	決定

2　第八章の規定を優先出資引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百七十一条第一項	新株引受権証書	優先出資引受権証書（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第二項第三号に規定する優先出資引受権証書をいう。以下同じ。）
第百七十三条第一項	第百七十条第一項	第二百七十五条第一項
第百七十八条	商法第二百三十条ノ八第五項の規定により株券喪失登録者（第百四十六条第二項本文に規定する株券喪失登録者をいう。）に新株の引受権	公示催告手続が行われている優先出資証券（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）に係る優先出資を目的とする優先出資引受権
第百八十九条	第百七十条第一項	第二百七十五条第一項
第百九十条	株式申込証	優先出資申込証（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第九条第一項の優先出資申込証をいう。以下同じ。）

（振替優先出資引受権についての協同組織金融機関の優先出資に関する法律の適用除外）

第二百七十七条　振替優先出資引受権については、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第四項及び同条第五項において準用する商法第二百八十条ノ六ノ三第二項の規定は、適用しない。

第五節　特定目的会社の新優先出資の引受権の振替

（権利の帰属）

第二百七十八条　資産流動化計画に新優先出資の引受権（資産の流動化に関する法律第百十三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）のみを譲渡することができる旨の定めがある新優先出資引受権付特定社債（同条第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であって、振替機関が取り扱うものに付された新優先出資の引受権（以下「振替新優先出資引受権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2　この節において、振替新優先出資引受権についての数は、当該振替新優先出資引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額によるものとする。

（新優先出資引受権証券の不発行）

第二百七十九条　振替新優先出資引受権については、新優先出資引受権証券（資産の流動化に関する法律第百十三条の四の四第一項に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2　振替新優先出資引受権を有する者は、当該振替新優先出資引受権を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権証券の発行を請求することができる。

（新優先出資の引受権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第二百八十条　第九章の規定（第百九十三条、第百九十六条第三項第三号及び第六号、第四項第一号ロ及び第四号、第五項第四号並びに第七項第二号、第百九十八条、第百九十九条、第二百一条、第二百十二条、第二百十三条第二項、第二百十四条、第二百十五条、第二百十七条並びに第二百十八条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資の引受権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権申込証	特定社債申込証

2　第九章の規定を新優先出資の引受権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百九十四条第三項第四号	数、当該数のうち新株予約権者（商法第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権者をいう。以下この章において同じ。）ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所	金額
第百九十五条第一項	の発行者は、当該振替新株予約権の発行後、遅滞なく	に係る新優先出資引受権付特定社債について、資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった場合には、当該振替新優先出資引受権の発行者は
第百九十六条第四項第一号イ	振替数	前項第一号の金額（以下この条において「振替金額」という。）
第百九十六条第四項第二号及び第五号	及び第四号から第六号まで	、第四号及び第五号
第二百八条第一項各号列記以外の部分	消却され、又は行使された数	行使された額
第二百八条第一項第二号	消却され、又は行使された数及び発行者が第二百一条第一項の規定により第百九十五条第一項の通知をすることができない振替新株予約権の数	行使された額

第二百八条第二項	数は	額は
	の数	の額
第二百九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百十条第一項各号列記以外の部分	数	額
第二百十条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百十条第一項第二号及び第二百十一条第一項各号列記以外の部分	数	額
第二百十一条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百十一条第一項第二号	数	額
第二百十三条第一項	についての新株予約権申込証	に係る新優先出資引受権付特定社債についての特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）
	当該	当該新優先出資引受権付特定社債に係る

第二百十三条第三項	の申込みをしようとする	に係る新優先出資引受権付特定社債の募集に応じようとする
	口座（既存特別口座を除く。）	口座
	記載し、又は商法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権の発行者に示さなければならない。振替新株予約権に係る新株予約権の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	記載しなければならない。
第二百十六条	商法第二百八十条ノ三十七第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条の四の七第一項

（振替新優先出資引受権についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百八十一条　振替新優先出資引受権については、資産の流動化に関する法律第百十三条の四の四及び第百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第六節　特定目的会社の転換特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百八十二条　転換特定社債（資産の流動化に関する法律第百十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する転換特定社債（転換によって発行すべき優先出資（同法第二条第五項に規定する優先出資を

2　振替転換特定社債を有する者は、当該振替転換特定社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替転換特定社債が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、転換特定社債券の発行を請求することができる。

3　前項の転換特定社債券は、無記名式とする。

（転換特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百八十四条　第十章の規定（第二百十九条、第二百二十条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条及び第二百四十九条第一項第二号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、転換特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
総数	総額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2　第十章の規定を転換特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項
第二百二十二条第一項	の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく	について、資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった場合には、当該振替転換特定社債の発行者は
第二百二十二条第一項第一号	払込期日における払込み	払込み
第二百二十二条第一項第五号	についての社債の総額、当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	の転換を請求する
第二百二十四条第七項	社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等	特定社債管理会社等（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社
第二百二十四条第八項	社債管理会社等	特定社債管理会社等
	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数	の金額と同額
第二百三十八条第一項各号列記以外の部分	数	額

第二百三十八条第一項第二号	発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数	転換済み又は償還済みの額
第二百三十八条第三項	数は	額は
	の数	の額
第二百三十九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百四十条第一項各号列記以外の部分	数	額
第二百四十条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百四十条第一項第二号	数	額
第二百四十条第二項第一号	銘柄（社債の償還済みのものを除く。）	銘柄
	数に相応する額	額
第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	数	額
第二百四十一条第一項第一号	数を控除した数	額を控除した額
第二百四十一条第一項第二号	数	額

第二百四十一条第二項第一号	銘柄（社債の償還済みのものを除く。）	銘柄	
	数に相応する額	額	
第二百四十二条第一項	部分に相応する金額	金額	
第二百四十三条第一項	新株予約権付社債申込証	特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）	
第二百四十三条第二項	新株予約権原簿及び社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿をいう。）	
第二百四十三条第三項	申込みをしようとする	募集に応じようとする	
	口座（既存特別口座を除く。）	口座	
	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	記載しなければならない。	
第二百四十四条第一項	算出された数	算出された額	
	に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	に応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）	

第二百四十四条第二項	数	額	
第二百四十五条第三項第一号	社債管理会社が	特定社債管理会社（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。）が	
第二百四十七条	振替新株予約権付社債に付された新株予約権を行使する	振替転換特定社債の転換を請求する	
	商法第三百四十一条ノ十三第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条の二の五第一項	
	提出及び同項の払込み	提出	

（振替転換特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百八十五条　振替転換特定社債については、資産の流動化に関する法律第百十三条の二の三第二項の規定は、適用しない。

第七節　特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替

（権利の帰属）

第二百八十六条　新優先出資引受権付特定社債の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新優先出資引受権付特定社債（当該新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の目的である優先出資（資産の流動化に関する法律第二条第五項に規定する優先出資をいう。）が第二百六十六条第一項に規定する振替優先出資であるものに限る。）の全部についてこの法律の適用を受けることとする旨を定めた新優先出資引受権付特定社債であって、振替機関が取り扱うもの（第二百七十八条第一項に規定する振替新優先出資引受権を除く。以下「振替新優先出資引受権付特定社債」という。）についての権利（差押えを受けることなく弁済期が到来した利息の請求権を除く。）の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新優先出資引受権付特定社債券の不発行）

第二百八十七条　振替新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律第百十三条の四の三第二項に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2　振替新優先出資引受権付特定社債を有する

者は、当該振替新優先出資引受権付特定社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替新優先出資引受権付特定社債が振替機関によって取り扱われなくなったときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、新優先出資引受権付特定社債券の発行を請求することができる。

3　前項の新優先出資引受権付特定社債券は、無記名式とする。

（新優先出資引受権付特定社債に関する新株予約権付社債に係る規定の準用）

第二百八十八条　第十章の規定（第二百十九条、第二百二十条、第二百二十六条から第二百二十八条まで、第二百三十一条、第二百三十八条第二項第三号、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十六条、第二百四十八条並びに第二百四十九条第一項第二号、第三号及び第六号の規定を除く。次項において同じ。）は、新優先出資引受権付特定社債について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	金額
増加	増額
減少	減額
振替数	振替金額
総数	総額
発行総数	発行総額
超過数	超過額
合計数	合計額
新株予約権付社債申込証	特定社債申込証
社債権者集会	特定社債権者集会
社債管理会社	特定社債管理会社

2　第十章の規定を新優先出資引受権付特定社債について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一条第三項第二号	新株予約権の消却後若しくは又は	新優先出資の引受権の、振替新優先出資引受権付特定社債に新優先出資の引受権が付されていないとき又は
第二百二十二条第一項	の発行者は、商法第三百四十一条ノ三第一項第三号の払込期日以後、遅滞なく	について、資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項に規定する払込みがあった場合には、当該振替新優先出資引受権付特定社債の発行者は
第二百二十二条第一項第一号	払込期日における払込み	払込み
第二百二十二条第一項第五号	総数、当該振替新株予約権付社債についての社債の総額	総額
第二百二十四条第七項	社債管理会社等（第七十一条第七項に規定する社債管理会社等	特定社債管理会社等（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社又は担保附社債信託法第二条第一項に規定する信託契約の受託会社
第二百二十四条第八項	社債管理会社等	特定社債管理会社等
第二百二十五条	質権欄。第二百二十八条第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）において「保有欄等」という	質権欄
	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数	の金額と同額

第二百二十九条第一項	もの及び商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項についての決議があるもの	同項第七号	資産の流動化に関する法律第五条第一項第二号ニ(5)	もの
第二百三十条第一項	消滅している	消滅している、又は付されていない		額
第二百三十八条第一項各号列記以外の部分	数			発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）
第二百三十八条第二項各号列記以外の部分	数			額
第二百三十八条第二項第一号	消却され、又は行使された			行使された
第二百三十八条第二項第四号	前各号			第一号及び第二号
	振替新株予約権付社債の割当てを受けた者が商法第三百四十一条ノ七第一項の払込期日までに行った払込み			資産の流動化に関する法律第百十三条第一項において準用する商法第三百六十一条第一項に規定する払込み
	消却若しくは行使			行使
第二百三十八条第三項	数は			額は
	の数			の額

第二百三十九条第一項各号列記以外の部分、第二項第一号及び第三項並びに第二百四十条第一項各号列記以外の部分	数		額
第二百四十条第一項第一号	数を控除した数		額を控除した額
第二百四十条第二項第二号	数		額
第二百四十条第二項第一号	数に相応する額		額
第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	数		額
第二百四十一条第一項第一号	数を控除した数		額を控除した額
第二百四十一条第一項第二号	数		額
第二百四十一条第二項第一号	数に相応する額		額
第二百四十二条第一項	部分に相応する金額		金額
第二百四十三条第一項	新株予約権付社債申込証		特定社債申込証（資産の流動化に関する法律第百十条第一項に規定する特定社債申込証をいう。以下同じ。）

第二百四十三条第二項	新株予約権原簿及び社債原簿	特定社債原簿（資産の流動化に関する法律第七十条第一項第二号に規定する特定社債原簿をいう。）	
第二百四十三条第三項	申込みをしようとする	募集に応じようとする	
	口座（既存特別口座を除く。）	口座	
	記載し、又は商法第三百四十一条ノ十五第四項において準用する同法第二百八十条ノ二十八第五項に規定する契約を締結する際に当該口座を当該振替新株予約権付社債の発行者に示さなければならない。振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の引受権の行使をしようとする者も、同様とする。	記載しなければならない。	
第二百四十四条第一項	算出された数	算出された額	
	に相応する社債の金額に応じて、社債権者集会	に応じて、特定社債権者集会（資産の流動化に関する法律第百十一条第四項に規定する特定社債権者集会をいう。以下同じ。）	
第二百四十四条第二項	数	額	
第二百四十五条第三項第一号	社債管理会社が	特定社債管理会社（資産の流動化に関する法律第百九条に規定する特定社債管理会社をいう。以下同じ。）が	
第二百四十七条第一項	商法第三百四十一条ノ十三第四の七第一項	資産の流動化に関する法律第百十三条	

（振替新優先出資引受権付特定社債についての資産の流動化に関する法律の適用除外）

第二百八十九条　振替新優先出資引受権付特定社債については、資産の流動化に関する法律第百十三条の四の三第二項、第百十三条の四の四第一項及び第百十三条の四の七第一項後段の規定は、適用しない。

第十二章　組織変更等に係る振替

第一節　金融機関の合併及び転換に関する法律による組織変更等に係る振替

（金融機関の合併に関する記載又は記録手続）

第二百九十条　第百四十二条第一項から第八項までの規定は、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下この節において「合併転換法」という。）第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関（合併転換法第二条第三項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この節において同じ。）の資産の流動化に関する法律第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この節において同じ。）が振替優先出資（第二百五十九条第一項に規定する振替優先出資をいう。以下この節において同じ。）である場合において、合併により設立される銀行（合併転換法第二条第二項に規定する銀行をいう。以下この節において同じ。）若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十二条第一項第三号	口の数	口の口数
第百四十二条第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第百四十二条第三項第一号	の数	の口数

2　第百四十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行（合併転換法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下この節において同じ。）の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出

資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十二条第一項第三号	イの数	イの口数
第百四十二条第一項第三号イ及び第七号	総数	総口数
第百四十二条第三項第一号	数の	口数の

3　第百四十二条第一項から第八項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十二条第一項第三号	数	口数
第百四十二条第一項第三号イ	総数	総口数
第百四十二条第一項第三号ロ	発行総数	発行総口数
第百四十二条第一項第七号	総数	総口数
第百四十二条第三項第一号	数	口数

第二百九十一条　第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の普通出資者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二条第四項に規定する普通出資者をいう。以下この節において同じ。）に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「普通出資者」と読み替えるものとする。

2　第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項第一号並びに第百四十四条第二項及び第三項中「株主名簿に記載又は記録」とあるのは、「優先出資者名簿に記載」と読み替えるものとする。

3　第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式でない場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十三条第四項第四号及び第七号	数	口数
第百四十三条第四項第九号	総数	総口数
第百四十三条第五項第一号イ及びニ	数	口数
第百四十三条第五項第二号	数と同項第五号の振替株式の数を合計した数	口数

5　第百四十三条第一項から第七項までの規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項から第六項までの規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十三条	株主名簿に記載又は記録	優先出資者名簿に記載
	数	口数
	総数	総口数
第百四十四条第二項及び第三項	株主名簿に記載又は記録	優先出資者名簿に記載
第百四十四条第五項の表第百三十二条第三項第二号の項	数	口数

4　第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により協同組織金融機関が消滅する場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の普通出資者に対して合併に際して振替優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該普通出資者に対して合併に際して発行する振替優先出資の発行に代えてその有する自己の振替優先出資を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十三条	数	口数
	総数	総口数
第百四十四条第五項の表第百三十二条第三項第二号の項	数	口数

第百四十三条第一項	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	普通出資者
第百四十三条第一項第一号	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者	普通出資者
第百四十三条第一項第二号	株主又は質権者	普通出資者
第百四十三条第二項	株主又は質権者	普通出資者
	株主又は当該質権者	普通出資者
第百四十三条第四項第二号及び第三号	株主又は質権者	普通出資者

第二百九十二条　第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第三号に掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される銀行若しくは合併後存続する銀行が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替株式でない株式を発行し、又は合併後存続する銀行が当該優先出資者に対して合併に際して発行する株式に代えてその有する振替株式でない自己の株式を移転しようとするときについて準用する。

2　第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫又は合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

3　第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関又は合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して普通出資を割り当てようとするときについて準用する。

4　第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号に掲げる金融機関の合併により消滅する普通銀行の株式が振替株式である場合において、合併により設立される信用金庫若しくは合併後存続する信用金庫が消滅する普通銀行の株主に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する信用金庫が当該株主に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

5　第百四十五条第一項から第四項までの規定は、合併転換法第三条第一項第二号又は第四号から第六号までに掲げる金融機関の合併により消滅する協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、合併により設立される協同組織金融機関若しくは合併後存続する協同組織金融機関が消滅する協同組織金融機関の優先出資者に対して合併に際して振替優先出資でない優先出資を発行し、又は合併後存続する協同組織金融機関が当該優先出資者に対して合併に際して発行する優先出資に代えてその有する振替優先出資でない自己の優先出資を移転しようとするときについて準用する。

（金融機関の転換に関する記載又は記録手続）

第二百九十三条　第百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第三号から第五号までの規定により転換をする前の協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の普通出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転
第百四十二条第一項第三号	口の数
第百四十二条第一項第三号口	発行総数
第百四十二条第三項の数	
第一号	

発行	
口の口数	
発行総口数	
の口数	

2　第百四十三条第一項から第六項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は前項の場合において、転換後の普通銀行が転換前の協同組織金融機関の普通出資者に対して転換に際して振替株式を発行しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの項において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第百四十三条第一項	株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者	普通出資者
	株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者	普通出資者
	株主又は質権者	普通出資者
	発行又は当該移転	発行
第百四十三条第二項	株主又は質権者	普通出資者
	株主又は当該質権者	普通出資者
第百四十三条第四項	株主又は質権者	普通出資者

3　第百四十二条第一項から第六項までの規定は、合併転換法第四条第二号の規定により転換をする前の普通銀行の株式が振替株式である場合において、転換後の信用金庫が転換前の普通銀行の株主に対して転換に際して振替優先出資を発行しようとするときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百四十二条第一項第一号	発行し、又は移転	発行
第百四十二条第一項第三号	イの数	イの口数
第百四十二条第一項第三号イ及び第七号	総数	総口数

第二節　保険業法による組織変更等に係る振替

（保険会社の合併に関する記載又は記録手続）

第二百九十四条　第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は保険業法第百五十九条第二項第二号に掲げる場合における合併により相互会社が消滅する場合において、合併により設立される保険業を営む株式会社若しくは合併後存続する保険業を営む株式会社が消滅する相互会社の社員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する保険業を営む株式会社が当該社員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、第百四十二条第一項から第七項まで（第四項第五号から第七号まで及び第五項第一号ロからニまでを除く。）の規定は相互会社が、組織変更に際して、保険業法第九十二条の五第一項の規定により他の株式会社を組織変更後の株式会社の完全親会社とするために株式交換を行う場合又は同法第九十二条の八第一項の規定により組織変更後の株式会社の完全親会社を設立するために株式移転を行う場合において、完全親会社となる会社が株式交換若しくは株式移転に際して振替株式を発行し、又は株式交換により完全親会社となる会社が株式交換に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十三条第一項から第七項までの規定は、保険業法第百五十九条第二項第二号の場合における合併により消滅する保険業を営む株式会社の株式が振替株式である場合において、合併により相互会社が設立されるとき又は合併後相互会社が存続するときについて準用する。

（保険会社の株式交換、株式移転に関する記載又は記録手続）

第二百九十六条　第百四十三条第一項から第六項までの規定は、保険業法第百五十九条第二項第二号の場合における合併により消滅する相互会社の社員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する保険業を営む株式会社が当該社員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、第百四十二条第一項から第七項までの規定は、保険業法第百五十九条第二項第二号に掲げる場合における合併により相互会社が消滅する場合において、合併により設立される保険業を営む株式会社若しくは合併後存続する保険業を営む株式会社が

第百四十三条第二項	消滅会社	完全子会社となる相互会社	
	株主又は質権者	社員	
	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
	消滅会社	完全子会社となる相互会社	
	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	
	株主又は当該質権者	社員	
第百四十三条第三項	存続会社が	株式交換により完全親会社となる会社が	
	新設会社又は存続会社は、合併に際して	完全親会社となる会社は、株式交換又は株式移転に際して	
	合併の日	株式交換の日の前日又は株式移転の日の前日	
第百四十三条第四項	新設会社又は存続会社	完全親会社となる会社	
	合併の日	株式交換の日又は株式移転の日	
第百四十三条第四項第一号	株主	社員	
	合併	株式交換又は株式移転	
第百四十三条第四項第二号	株主又は質権者	社員	
第百四十三条第四項第三号	消滅会社	完全子会社となる相互会社	
	株主又は質権者	社員	
	存続会社	株式交換により完全親会社となる会社	
第百四十三条第四項第九号	合併	株式交換又は株式移転	

第百四十三条第七項	当該存続会社	当該会社
	合併の日	株式交換の日

第三節　証券取引法による合併に係る振替

（証券取引所の合併に関する記載又は記録手続）

第二百九十七条　第百四十三条第一項から第七項まで（第四項第五号及び第六号並びに第五項第一号ロ及びハを除く。）の規定は証券取引法第百三十六条第二項第二号に掲げる場合における合併により会員証券取引所（同法第八十七条の四第一項に規定する会員証券取引所をいう。以下この条において同じ。）が消滅する場合において、合併により設立される株式会社証券取引所（同法第八十七条の四第二項に規定する株式会社証券取引所をいう。以下この条において同じ。）若しくは合併後存続する株式会社証券取引所が消滅する会員証券取引所の会員に対して合併に際して振替株式を発行し、又は合併後存続する株式会社証券取引所が当該会員に対して合併に際して発行する振替株式の発行に代えてその有する自己の振替株式を移転しようとするときについて、第百四十四条第一項及び第四項の規定はこの条において準用する第百四十三条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「株主及び株主名簿に記載又は記録のある質権者」、「株主（株主名簿に記載又は記録のある質権者があるときは、その質権の目的である株式の株主を除く。）及び当該質権者」、「株主又は質権者」及び「株主又は当該質権者」とあるのは、「会員」と読み替えるものとする。

第十三章　その他の有価証券に表示されるべき権利の振替

（その他の有価証券に表示されるべき権利に関する社債等に係る規定の準用）

第二百九十八条　第二条第一項第二十三号に掲げるもののうち次の各号に掲げるものの振替については、それぞれ当該各号に定める規定を準用する。この場合において、当該規定の準用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

一　第二条第一項第一号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの　第四章の規定

二　第二条第一項第十二号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの　第七章の規定

三　第二条第一項第十三号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの　第八章の規定

四　第二条第一項第十四号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの　第九章の規定

五　第二条第一項第十五号に掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの　第十章

の規定

附則第十条中「並びに第六章」を「から第十三章まで」に、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第十九条中「規定」の下に「第五十八条第一号から第七号まで及び第九号から第五十二号まで、」を、「第六章」の下に「から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同条の表第五十八条の項を削り、同表第百十一条第一項の項中「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める。

附則第二十七条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削る。

附則第二十八条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第二十九条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十一条第一項中「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十二条第一項中「（第百二十一条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替投資信託受益権をいう。）」を削り、「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「第三十六条」を「第四十二条」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十三条中「投資信託委託業者をいう。以下この条及び附則第三十八条」に、「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改め、「委託者非指図型投資信託をいう。」の下に「附則第三十八条において同じ。」を加える。

附則第三十四条第一項中「（第百二十三条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替貸付信託受益権をいう。）」を削り、「第百二十七条まで」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「、次条及び第三十六条」を「及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十五条第一項中「（第百二十五条において準用する第六十六条（第一号を除く。）に規定する振替特定目的信託受益権をいう。）」を削り、「、第百二十七条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を、「次条」の下に「から第四十二条まで」を加え、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十六条第一項中「第百十四条」の下に「並びに第七章から第十三章まで」を加え、「及び第十九条から前条まで」を「、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条まで」に改め、同項の表第五十八条の項を削り、同表第百四十五条第二号の項中「第百四十五条第二号」を「第三百十八条第二号」に改める。

附則第三十七条第一項中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め、同条を附則第四十六条とする。

附則第三十八条中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め、同条を附則第四十四条とする。

附則第三十九条を附則第四十五条とする。

附則第四十条中「及び第三十六条第二項」を「、第三十六条第二項、第三十七条第二項、第三十九条第二項、第四十条第二項、第四十一条第二項及び第四十二条第三項」に改め、同条を附則第四十六条とする。

附則第四十一条第一項までにおいて「新受入終了日」という。）までに設定された投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託又は外国投資信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの（次項及び次条において「特例投資信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十条まで、第百二十一条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十三条から第百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び第三十九条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二項及び前条第三項	、同条を附則第四十三条とする。	
附則第三十六条の次に次の六条を加える。		
（併合又は分割の定めがある振替投資信託受益権の特例）		
第三十七条　株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律　　号）附則第一条本文に規定する施行日（以下附則第四十一条第一項までにおいて		

第百二十一条の表第七十八条第一項の項	発行総額（償還済みの額	の発行総額（償還済みの額	について振替受入簿に記載され、又は記録された口数の合計口数（分割により増加した口数を含み、併合により減少した口数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る口数及び償還済み又は解約済みの口数
	総発行口数（償還済み又は解約済みの口数		
第百二十一条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十一条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）	
第百二十一条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	
	より当該	より当該口座における当該	
第百二十一条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）	
第百二十一条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権	
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十七条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により	

2　附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例投資信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	口数
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券をいう	受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律第五条第一項及び第四十九条の五第一項に規定する受益証券をいい、これに類する外国投資信託の受益証券を含む
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	口数の増加
附則第十四条第五項第三号イ	金額	口数
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項第二号	総額	総口数

第三十八条　委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用の指図を行う投資信託委託業者が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該投資信託委託業者が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第三十条の規定の適用については、同条中「当該投資信託約款に係る知られたる受益者」とあるのは、「当該投資信託約款に係る知られたる受益者（その特例投資信託受益権（社債、株式等の振替に

関する法律（平成十三年法律第七十五号）附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権をいう。）について、同法の規定により振替受入簿の記載又は記録を申請することについて投資信託委託業者に対し代理権を付与することについて同意をしている受益者を除く。）」とする。委託者非指図型投資信託の特例投資信託受益権に係る投資信託財産の運用を行う信託会社等が、当該特例投資信託受益権に係る投資信託約款について、当該信託会社等が受益者を代理して当該特例投資信託受益権の振替受入簿の記載又は記録を申請することができる旨の変更を行おうとする場合に係る同法第四十九条の十一において準用する同法第三十条の規定の適用についても、同様とする。

（併合又は分割の定めがある振替貸付信託受益権の特例）

第三十九条　新受入終了日までに設定された貸付信託法に規定する貸付信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の信託約款の変更を行ったもの（次項において「特例貸付信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替貸付信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十二条まで、第百二十三条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十四条から第百二十七条まで並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで、次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十三条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十三条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百二十三条において準用する第七十八条第一項	の発行総額（	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（分割により増加した金額を含み、併合により減少した金額、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び
第百二十三条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
	より当該	より当該口座における当該
第百二十三条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十三条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第三十九条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2　附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例貸付信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	受益証券（貸付信託法第八条第一項に規定する受益証券
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券

（併合又は分割の定めがある振替特定目的信託受益権の特例）

第四十条　新受入終了日までに設定された資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（契約において併合又は分割の定めがあるものに限る。）であって、その設定後にこの法律の規定の適用を受けることとする旨の特定目的信託契約の変更が行われたもの（次項において「特例特定目的信託受益権」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替特定目的信託受益権とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第五章、第百十三条から第百二十四条まで、第百二十五条において準用する第六十六条第二号、第六十九条、第八十七条及び第百十四条第二項、第百二十七条並びに第七章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十九条から前条まで及び次条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十五条の表第七十八条第一項の項	発行総額（償還済みの額	の発行総額（償還済みの額
	総発行持分の数（償還済みの持分の数	について振替受入簿に記載され、又は記録された持分の数の合計数（分割により増加した持分の数を含み、併合により減少した持分の数、当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る持分の数及び償還済みの持分の数
第百二十五条において準用する第七十条第三項第二号	保有欄	第百二十五条において準用する第六十八条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第百二十五条において準用する第七十八条第二項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
	より当該	より当該口座における当該
第百二十五条において準用する第七十八条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十五条において準用する第七十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第百二十五条において準用する第八十二条第一項	振替社債	附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権
第百二十五条において準用する第八十五条第一項	おいては、	おいては、附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権の
第三百十八条第二号	の規定により	及び附則第四十条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項の規定により

2　附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例特定目的信託受益権について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	金額	持分の数
附則第十二条第一項第二号	社債券（商法第三百六条第一項に規定する債券	受益証券（資産の流動化に関する法律第百七十三条第一項に規定する受益証券
附則第十四条第二項本文	社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）	受益証券
附則第十四条第五項第二号及び第三号	金額の増額	持分の数の増加

附則第十四条第五項第三号イ	金額	持分の数
附則第十五条及び第十六条第四項	社債券	受益証券
附則第十七条第一項第二号	総額	持分の総数

（振替新株予約権付社債の特例）

第四十一条　新受入終了日までに発行の決議がされた新株予約権付社債（商法第三百四十一条ノ三第一項第八号に掲げる事項の定めがあり、同項第四号に掲げる同法第二百八十条ノ二十第二項第七号に掲げる事項の定めがなく、その新株予約権の目的である株式が振替株式であるものに限る。）であって、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（次項において「特例新株予約権付社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項ただし書、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項、第十九条から前条まで並びに次条の規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨
	事項

第二百二十三条第三項第二号	保有欄	第二百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第二百三十八条第一項	の発行総数を	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）を
第二百三十八条第一項第二号	の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）	について振替受入簿に記載され、又は記録された数の合計数（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）
第二百三十八条第三項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
	より当該	より当該口座における当該
第二百三十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第二百四十二条第一項	振替新株予約権付社債	附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債

第二百四十四条第一項	おいては、	おいては、附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債の
第三百十八条第二号	又は第二百八十七条第二項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十一条第二項において読み替えて準用する附則第十六条第四項

2　附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例新株予約権付社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項第一号	第六十八条第三項第二号		第二百二十一条第三項第二号
附則第十二条第一項第二号	第三百六条第一項	金額	数
附則第十四条第五項第二号	第六十八条第三項第三号		第三百四十一条ノ八第二項
附則第十四条第五項第三号	第二百十二条第三項第三号	金額	数
附則第十四条第五項第三号	第二百十二条第三項第三号	増額	増加
附則第十六条第一項	第七十一条第一項		第二百二十四条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項		第二百二十条第一項
附則第十七条第一項第二号	総額		総数、その社債の総額、新株予約権を行使することができる期間

第四十二条　商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる転換社債（転換の請求により発行される株式が振替株式であるものに限る。）であって、その発行後に発行者がこの法律の規定の適用を受けることとする旨を取締役会の決議において定めたもの（第三項において「特例転換社債」という。）のうち、振替受入簿に記載され、又は記録されたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この法律の規定（第二章第八節、第四章から第九章まで、第二百十九条第二項、第二百二十二条、第二百二十五条から第二百三十一条まで、第二百三十八条第二項、第二百四十二条第四項から第六項まで、第二百四十三条第一項及び第三項、第二百四十六条、第二百四十八条、第二百四十九条、第十一章から第十三章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十四条第二項ただし書、第三項及び第七項並びに第十九条から前条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次項に定めるものを除くほか、第十章中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとする。

数	金額
減少	減額
増加	増額
振替数	振替金額
総数	総額
超過数	超過額
合計数	合計額

2　前項前段の場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十条第一項	新株予約権付社債券（商法第三百四十一条ノ八第二項に規定する新株予約権付社債券	社債券（商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項に規定する債券
第二百二十一条第二項	新株予約権付社債券	社債券
第二百二十一条第三項第二号	事項及び振替新株予約権付社債がこれに付された新株予約権の消却後若しくは行使後のものであるとき又は社債の償還済みのものであるときはその旨	事項

第二百二十三条第三項第二号	保有欄		第二百二十一条第三項第三号に掲げる事項を記載し、若しくは記録する欄（以下この章において「保有欄」という。）
第二百二十四条第七項	についての社債の金額に相応する振替新株予約権付社債の数		の金額と同額
第二百三十八条第一項各号列記以外の部分	の発行総数を	数	額	について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があったものの金額を除く。）を
第二百三十八条第一項第二号	の発行総数（発行者が第二百三十一条第一項の規定により第二百二十二条第一項の通知をすることができない振替新株予約権付社債の数を除く。）			について振替受入簿に記載され、又は記録された金額の合計額（当該記載又は記録の効力が生じなかった場合における当該記載又は記録に係る金額及び転換の請求又は社債の償還があったものの金額を除く。）
第二百三十八条第三項	数は	数は	額は	発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
	発生、移転又は消滅			
	より当該	より当該口座における当該		
	の数			の額

第二百三十九条第一項各号列記以外の部分及び第二項第一号	数		額
第二百三十九条第二項第二号	発生、移転又は消滅		発生（振替受入簿の記載又は記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記載又は記録の効力の消滅を含む。）
第二百三十九条第三項及び第二百四十条第一項各号列記以外の部分	数		額
第二百四十条第一項第一号	数を控除した数		額を控除した額
第二百四十条第一項第二号	数		額
第二百四十条第二項第一号	数に相応する額		額
第二百四十一条第一項各号列記以外の部分	数		額
第二百四十一条第一項第一号	数を控除した数		額を控除した額
第二百四十一条第一項第二号	数		額
第二百四十一条第二項第一号	数に相応する額		額

第二百四十二条第一項	部分に相応する金額	金額
	振替新株予約権付社債	附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債
第二百四十三条第二項	新株予約権原簿及び社債原簿	社債原簿
第二百四十四条第一項	おいては、	おいては、附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の
	算出された数	算出された額
	に相応する社債の金額に応じて	に応じて
第二百四十四条第二項	数	額
第二百四十七条	付された新株予約権を行使する	ついて転換の請求をする
	商法第三百四十一条ノ十三第一項の請求書の提出及び同項の払込み	商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）による改正前の商法第三百四十一条ノ五第一項の請求書の提出
第三百十八条第二号	又は第二百八十七条第二項	、第二百八十七条第二項又は附則第四十二条第三項において読み替えて準用する附則第十六条第四項

3　附則第十二条、第十三条、第十四条第一項、第二項本文及び第四項から第六項まで並びに第十五条から第十八条までの規定は、特例転換社債について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第十二条第一項	第六十八条第三項第二号
第一号	第二百二十一条第三項第二号
附則第十二条第一項	商法第三百六条第一項
第二号	
附則第十四条第五項	第六十八条第三項第三号
第二号	
附則第十六条第一項	第七十一条第一項
附則第十六条第四項	第六十七条第一項
附則第十七条第一項	総額
第二号	

商法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百二十八号）による改正前の商法第三百六条第一項	
第二百二十一条第三項第三号	
第二百二十四条第一項	
第二百二十条第一項	
総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき振替株式の内容及び転換を請求することができる期間	

（商法の一部改正）

第二条　商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第百七十五条第二項第四号ノ二の次に次の一号を加える。

四ノ二ノ二　株券ヲ発行セザル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百六条の次に次の一条を加える。

第二百六条ノ二　株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ移転ハ前条第一項ノ名義書換ヲ為スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

前項ニ規定スル場合ニ於テハ会社ハ左ノ場合ヲ除クノ外前条第一項ノ名義書換ヲ為スコトヲ得ズ

一　株主又ハ其ノ相続人其ノ他ノ一般承継人及株式ヲ取得シタル者ガ共同シテ請求ヲ為シタル場合

二　株式ヲ取得シタル者ガ株主又ハ其ノ一般承継人ニ対シ名義書換ノ意思表示ヲ為スベキコトヲ命ズル確定判決ヲ得テ請求ヲ為シタル場合、第二百四条ノ三第一項ノ請求ヲ為シタル者ガ同項ノ株主ニ代金ヲ支払ヒタル旨ヲ証スル書面ヲ提出シテ請求ヲ為シタル場合其ノ他ノ株式ヲ取得シタル者ノ請求ニ依ル名義書換ヲ為スモ利害関係人ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ法務省令ニ定ムル場合

三　会社ガ株式交換又ハ株式移転ニ因リテ完全子会社トナリタル場合其ノ他ノ請求ニ依ラズシテ名義書換ヲ為スモ利害関係人ノ利益ヲ害スル虞ナキモノトシテ法務省令ニ定ムル場合

第一項ニ規定スル場合ニ於テハ株主ハ会社ニ対シ其ノ株主ニ付株主名簿ニ記載又ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第二百七条の次に次の一条を加える。

第二百七条ノ二　株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株式ノ質権者ハ其ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ質権ヲ以テ会社其ノ他ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

第二百六条ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ質権者ニ之ヲ準用ス

第二百九条第一項中「記載シタルトキ」の下に「（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」を加える。

第二百九条第三項を次のように改める。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項ノ質権者アルトキハ会社ハ前条ノ株主ノ受クベキ株券ヲ其ノ質権者ニ引渡スコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ其ノ株券ノ交付ヲ受クルニ付会社ニ旧株券ノ提出ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ提出アル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百九条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テ第一項ノ質権者アルトキハ会社ハ前条ノ株主ノ受クベキ株式ニ付其ノ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於ケル同項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中「会社ガ質権設定者ノ請求ニ依リ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」トアルハ「会社ガ前条ノ株主ノ受クベキ株式ニ付質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ」トス

第二百十三条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ規定ニ依リ株式ノ消却ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ会社ノ定ムル一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六条第一項及第二項ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百十五条の次に次の一条を加える。

第二百十五条ノ二　株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ株式ノ併合ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ其ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百十九条第一項中「、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前」を削る。

第二百二十条ノ四第二項中「第二百二十四条ノ三第三項及第四項」を「第二百二十四条ノ三第二項及第三項」に改める。

第二百二十条ノ五第三項中「二第一項」を「二前項」に改め、同条第二項を削る。

第二百二十二条ノ五第一項ただし書中「但シ」の下に「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキ及」を、「転換ノ請求」の下に「ヲ為ストキ」を加える。

第二百二十二条ノ六第二項を削る。

第二百二十二条ノ九第二項中「転換セラルベキ強制転換条項付株式、一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨」を「一定ノ期間内ニ其ノ株券ヲ会社ニ提出スベキ旨、其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券ハ無効トナル旨及転換セラルベキ強制転換条項付株式」に改め、同条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨、会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ転換ノ効力ガ生ズル旨及転換セラルベキ強制転換条項付株式ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ十中「並ニ第二百二十二条ノ六第一項但書及第二項」を「及第二百二十二条ノ六但書」に改める。

第二百二十四条ノ三第一項中「一定期間株主名簿ノ記載又ハ記録ノ変更ヲ為サズ又ハ」を削り、「若ハ」を「又ハ」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第四項中「期間又ハ」を削り、同条第二項を削る。

第二百二十六条第一項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改める。

第二百二十六条ノ二第二項中「若ハ記録シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載若ハ記録又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主ニ通知スル」を「又ハ記録スル」に改め、同条第四項を次のように改める。

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ株券アルトキハ其ノ株券ニ係ル株券発行ニ要スル費用ハ株主ノ負担トス

第二百二十六条ノ二第五項を削る。

第二百二十七条及び第二百二十八条を次のように改める。

第二百二十七条　会社ハ定款ヲ以テ株券ヲ発行セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ニ付テハ第二百四条第二項、第二百四条ノ三第六項第七項（此等ノ規定ヲ第二百四条ノ五第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百五条、第二百七条、第二百十三条第二項第三項、第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項、第二百二十一条第五項、第二百二十二条ノ九第二項乃至第四項、第二百二十六条、第二百二十六条ノ二、第二百三十条ノ六第一項乃至第三項、第二百三十条ノ七第一項第二項第四項、第二百四十五条ノ三第六項前段（第二百四十五条ノ五第五項、第三百四十九条第二項、第三百五十五条第二項（第三百七十一条第二項ニ於

テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十八条第七項、第三百七十四条ノ三第二項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百七十四条ノ二十三第七項、第四百八条ノ三第二項及第四百十三条ノ三第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十条ノ十七第二項（第二百十一条第三項及第三百六十三条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十条ノ二十第二項第九号、第三百五十条（同条第一項及第三項ノ規定ヲ第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項及第四百十六条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十九条、第三百六十八条及第四百十三条ノ四ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百二十八条　発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書又ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テハ第二百十三条第二項第三項、第二百十四条第三項、第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項、第二百二十二条ノ九第二項乃至第四項、第二百三十条ノ七第一項第二項第四項、第二百八十条ノ十七第二項（第二百十一条第三項及第三百六十三条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十条（同条第一項及第三項ノ規定ヲ第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項及第四百十六条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十九条、第三百六十八条及第四百十三条ノ四ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百二十八条ノ二　第二百二十七条第二項及前条ノ場合ニ於テハ第二百十三条第四項、第二百十五条ノ二、第二百十九条第一項（第二百二十一条第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百二十二条ノ九第五項、第二百二十四条ノ三第三項（第二百二十条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十条ノ四第三項（第二百八十条ノ二十五第三項及第三百四十一条ノ十五第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第二百八十条ノ十七第三項（第二百十一条第三項及第三百六十三条第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）、第三百五十条ノ二（第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項及第四百十六条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第三百七十四条ノ七第一項（第三百七十四条ノ三十一第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ公告ニ代ヘテ其ノ公告スベキ事項ヲ株主、端株主、株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者及新株ノ引受権又ハ新株予約権ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ得

第二百三十条第一項に次のただし書を加える。

但シ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十条ノ五に次の二項を加える。

株券喪失登録ノ為サレタル株券ガ第三百五十一条第一項ノ一定ノ日ニ無効トナリタル場合ニ於テ其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ナルトキハ会社ハ其ノ日ニ其ノ株券喪失登録ヲ抹消スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ前条第三項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ株券喪失登録ノ為サレタル株券ガ第三百五十一条第一項ノ一定ノ日ニ無効トナリタルトキハ之ヲ適用セズ

第二百三十条ノ六に次の一項を加える。

株券喪失登録ノ為サレタル株券ガ第三百五十一条第一項ノ一定ノ日ニ無効トナリタル場合ニ於テ其ノ株券ニ付テノ株券喪失登録者ガ其ノ株券ニ係ル株式ノ名義人ニ非ザルトキハ其ノ株式ニ付テハ会社ハ其ノ株券喪失登録ノ為サレタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年ヲ経過シタル日ニ其ノ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做ス但シ其ノ株券喪失登録ニ付第二百三十条ノ四第一項ノ登録異議ノ申請又ハ前条第一項ノ抹消ノ申請ガ為サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十条ノ七第一項中「次条第四項」を「次条第三項」に改める。

第二百三十条ノ八第一項中「第二百三十条ノ五第五項」の下に「若ハ第六項」を加え、「抹消セラルル日又ハ」を「抹消セラルル日、」に改め、「無効トナル日」の下に「又ハ同条第四項ノ規定ニ依リ株券喪失登録者ニ付名義書換ヲ為シタルモノト看做サルル日」を加え、同条第二項中「第三百四十一条ノ十五第三項」を「第三百四十一条ノ十五第四項」に、「第六項ニ於テ」を「第五項ニ於テ」に改め、同条第四項第四号を次のように改める。

四　会社ノ配当スベキ利益若ハ利息ノ支払又ハ第二百九十三条ノ五第一項ノ金銭ノ分配ヲ為ス場合　其ノ利益若ハ利息ノ支払又ハ金銭ノ分配

第二百三十条ノ八第四項第六号中「第六項」を「第五項」に改め、同条第五項中「及利息」を「、利息及金銭」に改め、「第二百三十条ノ六第二項」の下に「若ハ第四項」を加え、同条第六項中「第四項第五号」を「第三項第五号」に改め、同条第七項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同条第三項を削る。

第二百八十条ノ四第三項中「、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前」を削る。

第二百八十条ノ九第一項中「ノ翌日」を削る。

第二百八十条ノ十七に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ新株発行ヲ無効トスル判決ガ確定シタルトキハ会社ハ遅滞ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三十第一項中「発行スル日）後」を「発行スル日）以後」に改め、同条に次の二項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権ニ付テハ第一項ノ規定ニ拘ラズ新株予約権証券ハ之ヲ発行スルコトヲ得ズ

前項ノ新株予約権ニ付テハ第二百八十条ノ三十四、第三百五十九条ノ二及第三百六十八条ノ二ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ三十一第二項に次の一号を加える。

三　株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ新株予約権ヲ発行シタルトキ

第二百八十条ノ三十一第三項中「前項第二号」の下に「及第三号」を加える。

第二百八十条ノ三十五第一項中「定アル新株予約権」の下に「又ハ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権」を加え、同条に次の一項を加える。

第二百六条ノ二（第二項第三号ヲ除ク）及第二百七条ノ二ノ規定ハ株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ガ発行シタル新株予約権ニ付テノ新株予約権原簿ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ質権ニ付テノ新株予約権原簿ノ記載又ハ記録ハ質権設定者ノ請求ニ依リテ之ヲ為ス

第二百八十条ノ三十六第二項中「消却セラルベキ新株予約権及一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨」を「一定ノ期間内ニ新株予約権証券ヲ会社ニ提出スベキ旨及消却セラルベキ新株予約権」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同条第三項を削り、同条に次の一項を加える。

消却セラルベキ新株予約権ニ付新株予約権証券ヲ発行セザリシトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ第一項後段ノ決議ヲ為シタル旨、会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ新株予約権ノ消却ノ効力ガ生ズル旨及消却セラルベキ新株予約権ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ又ハ新株予約権者及新株予約権原簿ニ記載若ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三十八第二項を削る。

第二百九十三条ノ五第六項中「第二百二十二条第一項」を「第二百二十二条第一項第一号」に、「第二百二十二条ノ六第一項但書」を「第二百二十二条ノ六但書」に改める。

第三百四十一条ノ八第一項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改める。

第三百四十一条ノ十二第一項中「第二項及第四項」を「乃至第三項」に改める。

第三百五十条の次に次の一条を加える。

第三百五十条ノ二　株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第三百四十八条第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ同項ノ定ノ設定ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

第三百五十一条　株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定ヲ設クル決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株券ハ無効トナル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ且株主及株主名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ定ノ設定ハ同項ノ一定ノ日ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第一項ニ規定スル場合ニ於テ同項ノ一定ノ日ノ前日迄ニ株式ノ質権者ノ請求アリタルトキハ会社ハ質権者ノ氏名及住所並ニ質権者ノ請求ニ依ル記載又ハ記録ナル旨ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録スルコトヲ要ス

発行済株式ノ全部ニ付第二百二十六条第一項但書又ハ第二百二十六条ノ二第三項ノ規定ニ依リ株券ガ発行セラレザル場合ニ於テ第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ会社ハ其ノ旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ同項ノ定ノ設定ノ効力ガ生ズル旨ヲ其ノ日ノ二週間前ニ公告シ又ハ株主、端株主及新株ノ引受権若ハ新株予約権ヲ有スル者ニ通知スルコトヲ要ス

第三百六十二条第一項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改め、同条第二項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。

第三百六十三条第五項、第三百七十一条第一項及び第三百七十二条第二項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改める。

第三百七十四条第一項中「ハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前」を削る。

第三百七十四条ノ十五中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改める。

第三百七十四条ノ二十一第一項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改め、同条第二項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。

第四百十六条第三項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項第四項」に改め、同条第四項中「及第三項」を「第三項及第三百五十条ノ二」に改める。

第四百八十三条を次のように改める。

第四百八十三条　削除

第四百九十八条第一項第三号中「交付若ハ電磁的記録」を「交付、電磁的記録」に改め、「書面ノ交付」の下に「若ハ株主名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付」を加え、同項第十一号中「株券」を「株主名簿」に改め、同項第十五号中「又ハ第四百八十三条」を削り、同項第十六号中「為サズ且株券ヲ寄託セザル」を「為サザル」に改め、同項第十六号ノ二中「第二百三十条ノ五第五項」の下に「若ハ第六項」を加え、同項第十六号ノ三中「株券」を「株主名簿」に改め、同項第十六号ノ四中「第二百三十条ノ八第四項」を「第二百三十条ノ八第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第四項（」を「同条第三項（」に、「同条第四項第一号」を「同条第三項第一号」に改め、同項第二十三号中「又ハ第四百八十三条」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第三条　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

第三十二条第三項中「第三十条第二項から第七項まで及び」を「第三十条第二項から第五項まで、第七項及び第八項並びに」に改める。

第三十八条第二項中「、投資信託委託業」の下に「若しくは投資法人資産運用業」を加える。

第六十七条第四項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改める。

第七十八条第六項中「から第二百九条まで」を「、第二百八条及び第二百九条（第四項を除く。）」に改め、「この場合において」の下に「、同条第一項中「トキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ

定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「トキ」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第八十三条第二項及び第三項中「成立（その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日）の後」を「成立後（その成立後に投資口を発行するときは、その払込期日以後）」に改める。

第八十四条の次に次の一条を加える。

（投資証券が発行されていない場合の特例）

第八十四条の二　発行済投資口の全部について第八十三条第五項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項又は前条第一項の規定により投資証券が発行されていない場合には、次条第二項において準用する同法第二百十四条第三項、第二百十五条及び第二百十六条、第八十六条第四項において準用する同法第二百二十条第四項並びに第百二十三条第一項において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合には、第八十二条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第三項、次条第二項において準用する同法第二百十五条ノ二、第八十七条第三項又は第百二十三条第一項において準用する同法第二百八十七条第三項の公告に代えて、公告すべき事項を投資主に通知することができる。

第八十五条第二項中「、第二百十五条及び第二百十六条」を「及び第二百十五条から第二百十六条まで」に改め、「この場合において」の下に「、同法第二百十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」と読み替えるものとするほか」を加える。

第八十七条第三項中「（その日が第八十二条第二項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する期間中であるときは、その期間の初日の二週間前）」を削る。

第八十八条第四項を削る。

第百二十三条第一項中「この場合において」の下に「、同法第二百八十条ノ十七第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済投資口」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項又ハ同法第八十四条第一項」と」を加える。

第百二十四条第一項第一号中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改め、「期間又は同項に規定する」を削る。

第二百五十一条第一号中「この法律（第三編第一章に限る。以下この条において同じ。）又は商法（この法律において準用する場合を含む。）の規定に違反して」を削り、同条第二十号中「せず、かつ、投資証券を寄託しない」を「しない」に改める。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正）

第四条　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」を「「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と、「第一項」とあるのは「協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下優先出資法ト称ス）第六条第一項」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第十二条第一項中「の翌日」を削る。

第十四条中「優先出資者名簿」と」の下に「、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と」を加える。

第十五条第五項中「手続」の下に「、第二百十五条ノ二（株券廃止会社等における株式併合の手続）」を、「優先出資者名簿」と」の下に「、同法第二百十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「優先出資法第三十条ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と」を加える。

第十六条第五項中「「第二百二十四条ノ三第一項」とあるのは「優先出資法第二十五条ニ於テ準用スル第二百二十四条ノ三第一項」を「「記載又ハ記録」とあるのは「記載」に改める。

第二十五条中「閉鎖及び」を削り、「とあるのは「質権者」と」の下に「、同法第二百二十四条ノ三第一項中「記載又ハ記録」とあるのは「記載」と」を加える。

第二十六条第二項中「及び第二百九条」の下に「（第四項を除く。）」を、「において」の下に「、同法第二百七条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と」を、「株主名簿」の下に「ニ記載又ハ記録シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」を、「優先出資者名簿」の下に「ニ記載シ且其ノ氏名ヲ優先出資証券ニ記載シタルトキ」を加え、「「株式」とあるのは「優先出資証券」を「「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株券ヲ其ノ」とあるのは「優先出資証券ヲ其ノ」と、「株券ノ」とあるのは「優先出資証券ノ」と、「旧株券」とあるのは「旧優先出資証券」」に改める。

第二十八条第一項及び第二項中「払込期日後」を「払込期日以後」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（優先出資証券が発行されていない場合の特例）

第二十八条の二　発行済優先出資の全部について第三十条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が

発行されていない場合には、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項並びに第十六条第五項において準用する同法第二百十五条第一項及び第二項、第二百十六条並びに第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合には、第六条第五項において準用する商法第二百八十条ノ四第三項、第十四条において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項、第十五条第五項において準用する同法第二百十五条ノ二、第十六条第五項において準用する同法第二百十九条第一項又は第二十五条において準用する同法第二百二十四条ノ三第三項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資者及び優先出資引受権を有する者に通知することができる。

第三十条中「及び寄託」を削り、「「優先出資者名簿」を「優先出資者名簿」と、「記載又ハ記録」とあるのは「記載」に改める。

第五十四条第一項第十三号中「行わず、かつ、優先出資証券を寄託しない」を「行わない」に改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第五条　資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号ロ中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第四十四条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第四十八条の二に次の一項を加える。

2　商法第二百十三条第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であって、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときにおける優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百十三条第四項中「第一項ノ」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条第一項ノ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四十八条の四の三第三項中「及び第三項」を削る。

第四十九条第一項中「第二百九条第一項及び第二項」を「第二百九条第一項から第三項まで」に、「第二百十五条（株式併合の手続）、第二百十六条（新株券の交付）」を「第二百十五条から第二百十六条まで（株式併合の手続及び新株券の交付）」に、「不発行及び寄託制度」を「不所持制度」に、「「株券」とあるのは「優先出資証券」と」を「「株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」と」に改め、「「利益ノ配当」と」の下に「、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と」を、「同条第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と」の下に「、同法第二百十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未満優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と」を加え、「及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項」を「とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項」に改め、「及び「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未満優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（優先出資証券等が発行されていない特定目的会社に係る特例）

第四十九条の二　発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であって、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときには、第四十八条の二第一項において準用する同法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、前条第一項において準用する同法第二百十五条、第二百十六条、第二百二十条第四項及び第二百八十条ノ十七第二項、前条第三項において準用する同法第二百二十条第四項並びに第百十八条の十第一項において準用する同法第二百二十五条、第二百十六条及び第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2　発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条第一項及び第百十八条の十第一項において準用する同法第二百十四条第三項の規定は、適用しない。

3　第一項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第三項、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百十三条第四項、第四十八条の五において準用する同法第二百二十条ノ四第二項において準用する同法第二百二十四条

ノ三第三項、前条第一項において準用する同法第二百十五条ノ二及び第二百八十条ノ十七第三項又は第百十八条の十第一項において準用する同法第二百十五条ノ二の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員、単位未満優先出資社員及び転換特定社債又は新優先出資の引受権を有する者に通知することができる。

第五十九条第二項中「前項の会社」を「前項の大会社」に改める。

第六十二条中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九十七条第三項中「同条第四項」を「第九十三条第四項」に改める。

第百四条第三項中「、第一項」を「第一項」に、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社若ハ会社」を「株主ガ会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「社員ガ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社若ハ会社」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」に改める。

第百十条第六項中「、同項中「前項」とあるのは「第百十条第五項」と」を削る。

第百十三条第一項中「第二百八十条ノ三十四ノ二」の下に「（除権決定による再発行）」を加える。

第百十三条の二第四項中「前項」を「第二項」に改める。

第百十三条の二の六の見出し中「閉鎖期間中・」を削り、同条第一項を削り、同条第二項を第百十三条の二の六とする。

第百十三条の三中「第二百二十二条ノ六第一項」を「第二百二十二条ノ六」に改める。

第百十三条の四の七第二項中「口数」を「発行価額」に改め、同条第三項中「、「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と」を削り、「第二百三十二条第一項」を「第二百三十二条第二項」に改め、「請求書」と」の下に「、第百十三条の二の五第五項中「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と」を加える。

第百十六条第三項中「同法第五十六条（）を「有限会社法第五十六条（）に改める。

第百十八条の十第一項中「第二百十五条（株式併合の手続）、第二百十六条（新株券の交付）」を「第二百十五条から第二百十六条まで（株式併合の手続及び新株券の交付）」に改め、「決定」との下に「、同法第二百十五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未満優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と」を加え、同条第二項中「期間満了の時」の下に「又は前項において準用する同法第二百十五条ノ二の一定の日」を加える。

第百三十七条の四第一項を次のように改める。

優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　第四十八条の二第一項又は第四十九条第一項において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告（発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されておらず、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求を受けていない、又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあっては、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百十三条第四項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百十五条ノ二の規定による公告又は第四十九条の二第三項の規定による通知）をしたことを証する書面

二　前号に規定する特定目的会社にあっては、当該特定目的会社に該当することを証する書面

第百七十五条第二項中「株主並びに」を「株主及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「同条第四項中「定款」を「同条第三項中「定款」に改める。

第百七十八条第一項中「不発行及び寄託制度」を「不所持制度」に改め、「同法第二百九条第一項中」の下に「「記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「記載シタルトキ」と、」を加える。

第百八十四条第二項中「会社」を「大会社」に改める。

第二百十条第四項中「第二百四十五条ノ三第一項及び第三項から第六項まで第一項」を「第二百四十五条ノ三第一項」に改める。

第二百四十一条第二項中「特定目的信託管理者」を「特定信託管理者」に改める。

第二百五十二条第一項第十四号中「せず、かつ、優先出資証券又は受益証券を寄託しない」を「しない」に改める。

（保険業法の一部改正）

第六条　保険業法（平成七年法律第百五号）を次のように改正する。

第十一条の見出し中「閉鎖の期間等」を「基準日」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第二百二十四条ノ三第三項」を「第二百二十四条ノ三第二項」に改め、同項を第十一条とする。

第九十二条の二第二項中「ノ翌日」を削る。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正）

第七条　特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第

一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号ロ中「第八十五条第二項」を「第八十五条第四項」に改める。

第二十九条第八項中「同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二十九条第八項二於テ準用スル商法第二百四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、「株式」を「株式」に改める。

第四十四条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「閉鎖及び」を削り、「及び第三項」を「及び第二項」に改める。

第四十九条中「不発行及び寄託制度」を「不所持制度」に、「「株券」とあるのは「優先出資証券」と」を「「株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」と」に、「及び「株主」とあるのはそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項」を「とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項」に改め、「及優先出資社員名簿」と」の下に「、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第四十九条二於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（優先出資証券が発行されていない特定目的会社に係る特例）

第四十九条の二　発行済優先出資の全部について前条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第二項並びに第百二十条第一項において準用する同法第二百十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2　前項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第三項、前条において準用する同法第二百八十条ノ十七第三項又は第百二十条第二項において準用する同法第二百十三条第四項の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員に通知することができる。

第五十九条第二項中「前項の会社」を「前項の大会社」に改める。

第六十二条中「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九十七条第三項中「同条第四項」を「第九十三条第四項」に改める。

第百四条第三項中「、第一項」を「第一項」に、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「社員ガ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社若ハ会社」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」に改める。

第百十三条第一項中「第二百八十条ノ三十四ノ二」の下に「（除権決定による再発行）」を加える。

第百十六条第三項中「同法第五十六条（」を「有限会社法第五十六条（」に改める。

第百二十条中「提出スベキ旨及」を「、其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券（第三項ノ株券ヲ除ク）ハ無効トナル旨及」に、「提出スベキ旨」を「及其ノ期間内ニ特定目的会社ニ提出セラレザル優先出資証券ハ無効トナル旨」に改め、同条に次の一項を加える。

2　商法第二百十三条第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九条において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合において、第二種特定目的会社が前条第一項の承認を受けて行う優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百十三条第四項中「一定ノ日、若シ其ノ日ニ於テ第三百七十六条第一項及第二項ノ手続ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時」とあるのは「一定ノ日」と読み替えるものとする。

第百二十四条中「「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」を「、「社員」と」に改める。

第百三十七条第二号を次のように改める。

二　第百二十条第一項において準用する商法第二百十五条第一項の規定による公告（発行済優先出資の全部について第四十九条において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあっては、第百二十条第二項において準用する同法第二百十三条第四項の規定による公告又は第四十九条の二第二項の規定による通知）をしたことを証する書面

第百三十七条に次の一号を加える。

三　前号に規定する特定目的会社にあっては、当該特定目的会社に該当することを証する書面

第百八十三条第一項第十四号中「せず、かつ、優先出資証券を寄託しない」を「しない」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中社債等の振替に関する法律第四十八条の表第三十三条の項を削る改正規定、同表第八十九条第二項の項の次に第九十条第一項の項を加える改正規定、同法第百十五条、第百十八条、第百二十一条及び第百二十三条の改正規定、第百二十八条の改正規定（同条を第二百九十九条

とする部分を除く。）、同法第六章の次に七章を加える改正規定（第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項、第二百五十二条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百五十三条、第二百六十一条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）、第二百六十二条、第二百六十八条第一項（同項において準用する第百五十八条第二項（第二号から第四号までを除く。）、第三項及び第四項に係る部分に限る。）並びに第二百六十九条に係る部分に限る。）並びに同法附則第十九条の表の改正規定（「第百十一条第一項」を「第百十一条」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三条の改正規定（「同法第二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項」に改める部分に限る。）、第二条の規定、第三条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第九条第三項の改正規定を除く。）、第四条から第七条までの規定、附則第三条から第二十九条まで、第三十四条（第一項を除く。）、第三十六条から第四十三条まで、第四十七条、第五十条及び第五十一条の規定、附則第五十九条中協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第四条の四第一項第三号の改正規定、附則第七十条、第八十五条、第八十六条、第九十五条及び第百九条の規定、附則第百十二条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第百二十六条の改正規定、附則第百二十条から第百二十二条までの規定、附則第百二十三条中産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第十二条の八第三項及び第十二条の十一第七項の改正規定、附則第百二十五条の規定並びに附則第百二十九条中会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百五条第四項及び第二百十四条の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（株券等の保管及び振替に関する法律の廃止）

第二条　株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）は、廃止する。

（保管振替利用会社が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合の手続）

第三条　保管振替機関（前条の規定による廃止前の株券等の保管及び振替に関する法律（以下附則第三十三条までにおいて「旧保振法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関をいう。以下附則第三十三条までにおいて同じ。）において取り扱われている株券（以下附則第三十一条までにおいて「保管振替株券」という。）に係る株式を発行している会社（以下附則第十二条まで及び附則第三十四条において「発行者」という。）が施行日前に株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をした場合（当該決議について当該発行者が定めた第二条の規定による改正後の商法（以下「新商法」という。）第三百五十一条第二項の一定の日（以下附則第六条までにおいて「効力発生日」という。）が施行日以前である場合に限る。）には、当該発行者は、旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関に対し、当該定款の変更をする旨及び効力発生日を通知しなければならない。

2　保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該通知に係る効力発生日の前日の実質株主（旧保振法第三十条第一項に規定する実質株主をいう。以下附則第二十七条までにおいて同じ。）に係る旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項及び当該保管振替機関において取り扱われている株券に係る株式の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。以下附則第七条までにおいて同じ。）についての旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。附則第八条第十一項において同じ。）を、効力発生日以後、直ちに、通知しなければならない。

3　参加者（旧保振法第二条第三項に規定する参加者をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4　第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、株主名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

5　前項の発行者は、効力発生日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項の場合を除き、第二項の保管振替機関を株主とする株式について新商法第二百六条第一項の名義書換をしてはならない。

（預託株券に係る株式の帰属）

第四条　株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る実質株主は、効力発生日において、各自その預託株券（旧保振法第十七条第二項に規定する預託株券をいう。以下附則第十二条までにおいて同じ。）の株式の数に応じた預託株券に係る株式を取得するものとする。

（株券の交付請求の制限）

第五条　株券を発行しない旨の定款の定めを設けた発行者の株式に係る預託株券については、参加者又は顧客（旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。以下附則第十三条までにおいて同じ。）は、保管振替機関又は参加者に対し、効力発生日以降は当該預託株券の交付を請求することができない。

（保管振替利用会社の施行日における特例）

第六条　保管振替株券に係る株式について施行日において株券を発行しない旨の定款の定めを設けていない発行者は、当該株式につき施行日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議をしたものとみなす。

2　附則第三条第二項の規定は、前項の発行者について準用する。この場合において、同条第二項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には	保管振替機関は
当該発行者の当該通知に係る効力発生日	施行日
、効力発生日	、施行日

3　附則第三条第三項の規定は前項において準用する同条第二項の通知について、同条第四項及び第五項の規定は当該通知を受けた発行者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「効力発生日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

4　附則第四条の規定は第一項の発行者の株式に係る実質株主について、前条の規定は当該発行者の株式に係る預託株券について、それぞれ準用する。この場合において、附則第四条及び前条中「効力発生日」とあるのは、「施行日」と読み替えるものとする。

5　発行者が保管振替株券に係る株式について施行日以前の日を効力発生日とする株券を発行しない旨の定めを設ける定款の変更の決議を施行日の二週間前までにしなかったときは、当該発行者は、施行日において当該保管振替株券は無効となる旨を施行日の二週間前に公告しなければならない。

6　前項の発行者の保管振替株券（保管振替機関に預託されていないものに限る。）に係る株式の質権者が株主名簿への記載又は記録の請求を行った場合には、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間に限り、当該発行者は、当該質権者の氏名及び住所並びに質権者の請求による記載又は記録である旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

7　第一項の規定により定款の変更の決議をしたものとみなされる場合における株券を発行しない旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、附則第八十五条の規定による改正後の商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第八十六条の三に規定する書面に代えて、当該場合に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（保管振替利用会社が振替機関の指定を受けた保管振替機関に対し同意を与えた場合の特例）

第七条　施行日において、保管振替株券に係る株式につき発行者が旧保振法第六条の二の同意を与えた保管振替機関が振替機関（第一条の規定による改正後の社債、株式等の振替に関する法律（以下「新振替法」という。）第二条第二項に規定する振替機関をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）であり、当該発行者から施行日の一月前の日（以下附則第十一条までにおいて「同意期限日」という。）までに当該保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を得ていた場合において、当該保管振替機関の参加者が当該株式につき当該振替機関（以下附則第十条までにおいて「特定振替機関」という。）の直近下位機関（新振替法第二条第八項に規定する直近下位機関をいう。以下この条及び次条において同じ。）であるときは、当該特定振替機関は、当該参加者（以下この条において「特定参加者」という。）の参加者自己分の質権者として参加者口座簿（旧保振法第十七条第一項に規定する参加者口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定振替機関を除く。以下この条において「特定質権者」という。）のために振替株式（新振替法第百二十八条第一項に規定する振替株式をいう。以下附則第九条までにおいて同じ。）の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該特定質権者の新振替法第十二条第一項の申出により開設されたものとみなす。

2　特定振替機関は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿（新振替法第百二十九条第一項に規定する振替口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）の特定参加者のために開設した口座又は特定質権者のために前項前段の規定により開設した口座に、その参加者口座簿に記載又は記録がされていた当該特定参加者又は当該特定質権者に係る旧保振法第十七条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七条の規定により記載又は記録がされていた事項及び新振替法第百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3　特定参加者は、施行日において、その顧客及び当該顧客の預託株券に係る株式の質権者として顧客口座簿（旧保振法第十五条第一項の顧客口座簿をいう。以下附則第二十六条までにおいて同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定参加者を除く。）のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該顧客又は当該質権者の新振替法第四十四条第一項の申出により開設されたものとみなす。

4　特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の顧客又は質権者のために前項前段の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされていた当該顧客又は当該質権者に係る旧保振法第十五条第二項に掲げる事項、旧保振法第三十七条の規定により記載又は記録がされていた事項及び新振替法第百二十九条第三項第六号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5　特定参加者は、施行日において、特定振替機関（当該特定参加者の参加者自己分の質権者として参加者口座簿に記載又は記録がされていた者に限る。）のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。この場合において、当該口座は、当該特定振替機関の新振替法第四十四条第一項の申出により開設されたものとみなす。

6　特定参加者は、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより、その備える振替口座簿の特定振替機関のために前項前段の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされていた当該特定振替機関に係る新振替法第百二十九条第三項第四号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この条及

び次条において「質権欄」という。）において、当該特定振替機関を質権者とする同号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

7　特定参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合には、当該特定参加者は、施行日において、特定振替機関に対し、当該特定参加者を質権者とする新振替法第百二十九条第三項第四号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該特定参加者の自己口座（同条第二項第一号に規定する自己口座をいう。）の質権欄において、当該事項を記載し、又は記録しなければならない。

8　振替機関等（新振替法第二条第五項に規定する振替機関等をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）が第二項、第四項、第六項又は前項後段の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

第八条　同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者は、同意期限日までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一　当該発行者が施行日における株主（端株主を含み、株主名簿に記載又は記録がされている質権者の質権の目的である株式の株主及び前条第二項、第四項、第六項又は第七項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式（次項において「特定振替株式」という。）の株主を除く。）及び当該質権者（以下この条において「通知対象株主等」という。）について第五項の通知をする旨

二　第四項前段の申出により口座を開設する振替機関等の氏名又は名称及び住所

2　特定振替機関は、施行日において、前項の発行者に対し、特定振替株式の存否、種類及び数並びにその株主を通知しなければならない。

3　参加者は、前項の特定振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4　第二項の通知を受けた同項の発行者（以下この条及び次条において「特定発行者」という。）は、遅滞なく、第一項第二号の振替機関等に対し、通知対象株主等のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。この場合において、当該口座は、新振替法第百三十三条第一項の特別口座とみなす。

5　特定発行者は、施行日後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　当該特定発行者の商号及び振替株式の種類（以下この条及び次条において「銘柄」という。）

二　通知対象株主等である加入者（新振替法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名又は名称

三　前項前段の申出により振替機関等が開設した口座

四　加入者ごとの第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五　加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六　前号の株主の氏名又は名称及び住所

七　加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八　新振替法第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九　第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

6　前項の通知を受けた特定振替機関は、直ちに、当該通知に係る振替株式の銘柄について、次に掲げる措置を執らなければならない。

一　当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものである場合には、次に掲げる記載又は記録

イ　当該口座の新振替法第百二十九条第三項第三号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄における前項第二号の加入者（株主であるものに限る。）に係る同項第四号の数の増加の記載又は記録

ロ　当該口座の質権欄における前項第二号の加入者（質権者であるものに限る。）に係る同項第五号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ　当該口座の質権欄における前項第六号に掲げる事項の記載又は記録

ニ　当該口座における前項第七号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ　当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録

二　当該特定振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって同項第二号の加入者の上位機関（新振替法第二条第七項に規定する上位機関をいう。）であるものの口座の顧客口座（新振替法第百二十九条第二項第二号に規定する顧客口座をいう。）における当該加入者に係る前項第四号の数と同項第五号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同項第一号から第八号までに掲げる事項の通知

7　前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関（新振替法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。）について準用する。

8　新振替法第百六十九条の規定は、第五項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

9　振替機関等が第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

10　第一項の発行者は、附則第六条第五項の規定にかかわらず、同項の公告をすることを要しない。

11　特定振替機関は、附則第三条第二項の規定による効力発生日が施行日とされた通知及び附則第六条第二項において準用する附則第三条第二項の通知については、前条第二項、第四項、第六項及び第七項後段の規定により記載又は記録をした質権者に関する事項を通知することがで

きない。

第九条　特定発行者は、株券喪失登録がされた株券の株式、新商法第二百三十条ノ八第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の株式が振替株式である場合には、これらの株式又は新株については、前条第五項の通知をすることができない。

2　特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（新商法第二百三十条ノ七第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、新商法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（新商法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかった場合におけるその期間満了の日。以下この条において同じ。）において、振替機関等に対し、株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における名義人（新商法第二百三十条第二項に規定する名義人をいい、新商法第二百三十条ノ六第四項又は第二百三十条ノ七第三項の規定により新商法第二百六条第一項の名義書換をしたものとみなされる株券喪失登録者を含む。以下この条において同じ。）のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。ただし、当該名義人が新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日までに当該特定発行者に対し自己のために開設された振替株式の振替を行うための口座（既存特別口座（新振替法第百三十一条第一項第二号の既存特別口座をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）を通知したとき又は当該特定発行者が当該名義人のために開設の申出をした既存特別口座があるときは、この限りでない。

3　前項本文の特定発行者は、新商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日以後、遅滞なく、当該特定発行者が新振替法第十三条第一項の同意を与えた特定振替機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　第一項の振替株式の銘柄

二　前項本文の名義人である加入者の氏名又は名称

三　前号の加入者から通知を受けた前項ただし書の口座（当該通知がないときは、既存特別口座）

四　第二号の加入者が有する第一号の振替株式の数（次号に掲げるものを除く。）

五　第二号の加入者が質権者であるときは、その旨、その質権の目的である第一号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

六　前号の株主の氏名又は名称及び住所

七　第二号の加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第四号及び第五号の数のうち信託財産であるものの数

八　新振替法第百二十九条第三項第七号に掲げる事項のうち、特定発行者が知り得る事項として政令で定める事項

九　第一号の振替株式の総数その他内閣府令・法務省令で定める事項

4　前条第六項及び第七項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。

5　第二項本文の申出により開設された口座は、新振替法第百三十三条第一項の特別口座とみなす。

6　新振替法第百六十九条の規定は、第三項の通知を受けた特定振替機関について準用する。

7　振替機関等が第四項において準用する前条第六項及び第七項の規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせた場合における当該記載若しくは記録の漏れ又は記載若しくは記録の誤りは、新振替法第五十八条に規定する誤記載等とみなす。

第十条　同意期限日までに特定振替機関に対し、保管振替株券に係る株式につき新振替法第十三条第一項の同意を与えた発行者の当該株式の質権者は、同意期限日から施行日の二週間前の日の前日までの間に限り、旧保振法第十四条第三項の規定にかかわらず、保管振替機関又は参加者に対し、当該株式に係る同条第一項に規定する株券の預託若しくはその承諾又は同条第二項に規定する預託の請求をすることができる。

2　前項の規定により株券の預託を受けた保管振替機関又は参加者は、当該株券につき、参加者口座簿又は顧客口座簿に、旧保振法第十七条第二項又は第十五条第二項に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3　第一項の規定により株券の預託若しくはその承諾又は預託の請求をした質権者は、遅滞なく、当該株券に係る株主に対し、その旨を通知しなければならない。

第十一条　前条第一項の発行者の株式について、参加者は、同意期限日から施行日の二週間前の日の前日までの間に限り、旧保振法第十四条第一項ただし書の規定にかかわらず、顧客から預託を受けた保管振替株券であって保管振替機関に預託されていないものを保管振替機関に預託することができる。

2　前項の規定により保管振替機関に株券の預託をした参加者は、遅滞なく、その旨を当該株券に係る顧客に通知しなければならない。

第十二条　附則第十条第一項の発行者の株式に係る保管振替株券については、参加者又は顧客は、施行日の二週間前の日から施行日の前日までの間、保管振替機関又は参加者に対し、旧保振法第十四条第一項に規定する株券の預託若しくはその承諾、同条第二項に規定する預託の請求又は旧保振法第二十八条第一項に規定する預託株券の交付の請求をすることができない。

第十三条　附則第七条第一項前段、第三項前段若しくは第五項前段の規定又は附則第八条第四項前段若しくは附則第九条第二項本文の申出による口座の開設については、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定は、適用しない。

（保管振替利用投資法人に関する経過措置）

第十四条　保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた投資法人（第三条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている投資証券（新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券をいう。次条において同じ。）に係る投資口（新投信法第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下附則第十七条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質投資主（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質投資主をいう。附則第十七条において

同じ。）に係る旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2　参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

3　第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、投資主名簿（新投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4　前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を投資主（新投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。次条において同じ。）とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

（施行日において振替投資口となる保管振替利用投資法人の投資口に係る特例）

第十五条　発行者は、保管振替機関において取り扱われている投資証券に係る投資口につき、施行日を新振替法第二百五十二条第一項において準用する新振替法第百三十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2　保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている投資証券に係る投資口の施行日の前日の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。）についての旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

3　参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4　第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、投資主名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

5　前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を投資主とする投資口について新投信法第七十九条第一項の名義書換をしてはならない。

第十六条　前条第一項の発行者の投資口に係る預託投資証券（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託投資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、参加者又は顧客（旧保振法第三十九条の二において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。）は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託投資証券の交付を請求することができない。

第十七条　附則第十五条第一項の発行者の投資口に係る実質投資主は、施行日において、各自その預託投資証券の投資口の口数に応じた預託投資証券に係る投資口を取得するものとする。

（保管振替利用協同組織金融機関に関する経過措置）

第十八条　保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた協同組織金融機関（第四条の規定による改正後の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下「新優先出資法」という。）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（新優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。次条において同じ。）に係る優先出資（新優先出資法第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下附則第二十一条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資者（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資者をいう。附則第二十一条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2　参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

3　第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載しなければならない。

4　前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。次条において同じ。）とする優先出資について新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしてはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用協同組織金融機関の優先出資に係る特例）

第十九条　発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日を新振替法第二百六十一条第一項において準用する新振替法第百三十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2　保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている優先出資証券に係る優先出資の施行日の前日の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。）についての旧保振法第三十九条の五において準用する旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）に

ついての旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

3　参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4　第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資者名簿に当該通知を受けた事項を記載しなければならない。

5　前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資者とする優先出資について新優先出資法第二十三条第一項の名義書換をしてはならない。

第二十条　前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に規定する預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、参加者又は顧客（旧保振法第三十九条の五第一項において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。）は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

第二十一条　附則第十九条第一項の発行者の優先出資に係る実質優先出資者は、施行日において、各自その預託優先出資証券の優先出資の口数に応じた預託優先出資証券に係る優先出資を取得するものとする。

（保管振替利用特定目的会社に関する経過措置）

第二十二条　保管振替機関は、発行者（保管振替機関に対し旧保振法第六条の二の同意を与えた特定目的会社（第五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「改正後の資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいい、第七条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「改正後の旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社を含む。）をいう。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）に対し、当該発行者の当該保管振替機関において取り扱われている優先出資証券（改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を含む。次条において同じ。）に係る優先出資（改正後の資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資をいい、改正後の旧資産流動化法第二条第三項に規定する優先出資を含む。以下附則第二十五条までにおいて同じ。）につき施行日の前日の実質優先出資社員（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十条第一項に規定する実質優先出資社員をいう。附則第二十五条において同じ。）に係る旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第三十一条第一項に規定する通知事項を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

2　参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

3　第一項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿（改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいい、改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。次条及び附則第二十九条において同じ。）に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

4　前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、同項及び次条第四項の場合を除き、第一項の保管振替機関を優先出資社員（改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいい、改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員を含む。次条において同じ。）とする優先出資について名義書換（改正後の資産流動化法第四十二条第一項の名義書換をいい、改正後の旧資産流動化法第四十二条第一項の名義書換を含む。次条において同じ。）をしてはならない。

（施行日において振替優先出資となる保管振替利用特定目的会社の優先出資に係る特例）

第二十三条　発行者は、保管振替機関において取り扱われている優先出資証券に係る優先出資につき、施行日を新振替法第二百六十八条第一項において準用する新振替法第百三十一条第一項第一号の一定の日とし、かつ、振替機関に対し新振替法第十三条第一項の同意を与えた場合には、当該保管振替機関に対し、その旨を通知しなければならない。

2　保管振替機関は、前項の通知を受けた場合には、当該通知を行った発行者に対し、当該発行者の当該保管振替機関が取り扱っている優先出資証券に係る優先出資の施行日の前日の質権者に関する事項（当該質権者に係る参加者自己分（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の参加者自己分をいう。）についての旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項に掲げる事項及び顧客預託分（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の顧客預託分をいう。）についての旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十五条第二項に掲げる事項をいう。）を、施行日以後、直ちに、通知しなければならない。

3　参加者は、前項の保管振替機関から、同項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

4　第二項の通知を受けた発行者は、直ちに、優先出資社員名簿に当該通知を受けた事項を記載し、又は記録しなければならない。

5　前項の発行者は、施行日から起算して政令で定める期間を経過する日までの間は、前条第三項及び前項の場合を除き、第二項の保管振替機関を優先出資社員とする優先出資について名義書換をしてはならない。

第二十四条　前条第一項の発行者の優先出資に係る預託優先出資証券（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十七条第二項第一号の預託優先出資証券をいう。以下この条及び次条において同じ。）については、参加

者又は顧客（旧保振法第三十九条の七第一項において準用する旧保振法第十五条第一項に規定する顧客をいう。）は、保管振替機関又は参加者に対し、施行日以降は当該預託優先出資証券の交付を請求することができない。

第二十五条　附則第二十三条第一項の発行者の優先出資に係る実質優先出資社員は、施行日において、各自その預託優先出資証券の優先出資の口数に応じた預託優先出資証券に係る優先出資を取得するものとする。

（罰則）

第二十六条　附則第七条第二項、第四項、第六項若しくは第七項後段、第八条第六項（同条第七項（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。）又は第十条第二項の規定に違反して、振替口座簿、参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又はこれらに虚偽の記載若しくは記録をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十七条　附則第三条第二項（附則第六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（附則第六条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第二項若しくは第三項、第十四条第一項若しくは第二項、第十五条第二項若しくは第三項、第十八条第一項若しくは第二項、第十九条第二項若しくは第三項、第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十三条第二項若しくは第三項の規定に違反して、通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して三億円以下の罰金刑を科する。

第二十九条　法人の役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一　附則第八条第五項若しくは第六項（同条第七項（附則第九条第四項において準用する場合を含む。）及び附則第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第三項又は第十一条第二項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

二　附則第三条第四項（附則第六条第三項において準用する場合を含む。）、第十四条第三項、第十八条第三項又は第二十二条第三項の規定に違反して、株主名簿、投資主名簿、優先出資者名簿又は優先出資社員名簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

三　附則第八条第一項に規定する公告をすることを怠り、又は不正の公告をしたとき。

四　附則第八条第八項及び第九条第六項において準用する新振替法第百六十九条第一項の規定に違反したとき。

（保管振替機関に関する経過措置）

第三十条　この法律の施行の際保管振替機関であった者は、保管振替業（旧保振法第三条第一項に規定する保管振替業をいう。以下附則第三十四条までにおいて同じ。）を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であった者は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

2　前項後段の規定により保管振替機関とみなされた者については、旧保振法第一章、第二章、第二十八条及び第五章の規定は、その保管振替業が結了するまでの間、なおその効力を有する。

3　この法律の施行の際保管振替機関又は参加者であった者は、この附則に係る業務の範囲内において、保管振替機関又は参加者とみなす。

（預託を受けた株券等に関する経過措置）

第三十一条　旧保振法第三条の四第四項に規定する預託債権者又は旧保振法第二十六条第三項に規定する質権者は、その口座に係る保管振替株券、附則第十六条の規定が適用される新投信法第八十三条第二項に規定する投資証券、附則第二十条の規定が適用される新優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券並びに附則第二十四条の規定が適用される改正後の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券及び改正後の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券を除く株券等（旧保振法第二条第一項に規定する株券等をいう。次条において同じ。）について、旧保振法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する旧保振法第二十八条第一項又は第三項の規定による当該株券等の交付の請求を施行日において行ったものとみなす。

（補てん義務に関する経過措置）

第三十二条　保管振替機関及び参加者についての旧保振法第二十五条（旧保振法第三十九条、第三十九条の二、第三十九条の五、第三十九条の七、第三十九条の九及び第三十九条の十において準用する場合を含む。）の規定による預託を受けた株券等を連帯して補てんしなければならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（秘密保持義務に関する経過措置）

第三十三条　保管振替機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者についての旧保振法第三条の五の規定による保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

（社債等の振替に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　旧保振法又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第二号に該当する者とみなす。

2　旧保振法第九条の二第一項の規定により旧保振法第三条第一項の指定を取り消された場合又は旧保振法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政処分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取り扱われている者を含む。次項におい

て同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号ニに該当する者とみなす。

3　旧保振法第九条の二第一項の規定又は旧保振法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者については、新振替法第三条第一項第三号ホに該当する者とみなす。

4　新振替法第二条第一項第十二号から第二十三号までに掲げるもの（以下この条において「株式等」という。）についての新振替法第三条第一項の指定及び新振替法第十七条の業務規程の変更並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、新振替法の例により、行うことができる。

5　振替機関は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十三条第一項の規定の例により、発行者から同意を得ることができる。

6　振替機関等は、株式等につき、施行日前においても、新振替法第十二条第一項又は第四十四条第一項及び第百二十九条（新振替法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十二条（新振替法第二百七十六条第一項及び第二百九十八条第三号において準用する場合を含む。）、第百九十四条（新振替法第二百八十条第一項及び第二百九十八条第四号において準用する場合を含む。）又は第二百二十一条（新振替法第二百八十四条第一項、第二百八十八条第一項及び第二百九十八条第五号において準用する場合を含む。）の規定の例により、株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

（投資者保護基金から加入者保護信託への投資者保護資金の拠出に関する特例）

第三十五条　投資者保護基金（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。）は、同法第七十九条の六十三第二項の規定にかかわらず、同法第七十九条の四十九各号に掲げる業務の遂行に支障の生じない範囲内で、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、同法第七十九条の六十三第一項に規定する投資者保護資金の一部を新振替法第二条第十一項に規定する加入者保護信託の信託財産に充てるため拠出することができる。

2　内閣総理大臣は、前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

（商法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六条　会社が有する自己の株式の処分を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に第二条の規定による改正前の商法（以下「旧商法」という。）第二百十一条第三項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第二百十一条第三項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　株式の消却をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第二百十三条第二項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　株式の併合をしようとする会社が一部施行日前に旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　旧商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式の転換をしようとする会社が一部施行日前に同条第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第二百二十二条ノ九第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　会社の新株発行を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6　旧商法第二百八十条ノ三十六第一項後段の決議をした会社が一部施行日前に同条第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第二百八十条ノ三十六第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7　旧商法第三百四十八条第一項の決議をした会社が一部施行日前に旧商法第三百五十条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百五十条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8　株式交換により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百五十九条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。

9　株式交換により完全親会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百六十二条第二項において準用する旧商法第三百五十条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百五十条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10　会社の株式交換を無効とする判決が確定した場合において、当該会社が一部施行日前に旧商法第三百六十三条第五項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百六十三条第五項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11　株式移転により完全子会社となる会社が一部施行日前に旧商法第三百六十八条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。

12　吸収分割により営業を承継する会社が一部施行日前に旧商法第三百七十四条ノ三十一第二項において準用する旧商法第三百五十条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第三百七十四条ノ三十一第二項において準用する新商法第三百五十条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13　合併により消滅する会社が一部施行日前に旧商法第四百十三条ノ四第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、なお従前の例による。

14　合併後存続する会社が一部施行日前に旧商法第四百十六条第四項において準用する旧商法第三百五十条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新商法第四百十六条第四項において準用する新商法第三百五十条ノ二の

規定にかかわらず、なお従前の例による。

15　旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時（以下この条において「閉鎖期間満了時」という。）までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

16　前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた会社が新商法第二百十九条第一項（新商法第二百二十一条第六項において準用する場合を含む。）、第二百八十条ノ四第三項（新商法第二百八十条ノ二十五第三項及び第三百四十一条ノ十五第四項において準用する場合を含む。）及び第三百七十四条ノ七第一項（新商法第三百七十四条ノ三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

17　第十五項に規定する場合においては、閉鎖期間満了時までは、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

一　当該閉鎖期間内に新商法第二百二十条ノ五第一項の規定により株主となった者

二　当該閉鎖期間内に新商法第二百二十二条ノ三に規定する転換予約権付株式の転換の請求をした株主

三　当該閉鎖期間内に新商法第二百二十二条ノ九第一項に規定する強制転換条項付株式の転換の効力が生じた場合における当該強制転換条項付株式の株主

四　当該閉鎖期間内に新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を行使した者

18　第十五項に規定する場合において、閉鎖期間満了時前に、新商法第二百三十条ノ四第六項の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、第十五項の規定にかかわらず、同項の会社は、当該株券喪失登録について登録異議の申請をした者であって同条第三項の請求をしたものについて株主名簿の記載又は記録の変更を行わなければならない。

19　一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の会社」という。）を含む。）であって旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日（設立中の会社にあっては、その成立の日）において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があったものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

20　一部施行日前に旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された株券については、なお従前の例による。

21　一部施行日の前日を払込期日として新株の発行又は自己株式の処分をした場合においては、当該新株又は自己株式の引受人は、一部施行日から株主となる。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十七条　投資口（第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「旧投信法」という。）第二条第二十一項に規定する投資口をいう。以下この条において同じ。）の併合をしようとする投資法人（旧投信法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）が一部施行日前に旧投信法第八十五条第二項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新投信法第八十五条第二項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　投資法人が成立後に発行する投資口の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該投資法人が一部施行日前に旧投信法第百二十三条第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新投信法第百二十三条第一項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　旧投信法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の投資法人は、投資主名簿（旧投信法第八十二条第一項に規定する投資主名簿をいう。）の記載又は記録の変更を行わないことができる。

4　前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた投資法人が新投信法第八十七条第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

5　一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の規約（旧投信法第六十七条第一項に規定する規約をいう。以下この項において同じ。）の定めがある投資法人であって旧投信法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の規約の定めがないものについては、一部施行日において、投資主（新投信法第二条第二十三項に規定する投資主をいう。第八項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧投信法第八十二条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の規約の変更の決議があったものとみなす。この場合においては、執行役員（新投信法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

6　前項の場合には、執行役員は、役員会（新投信法第百五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

7　一部施行日前に旧投信法第八十三条第五項において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された投資証券（旧投信法第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。）については、なお従前の例による。

8　一部施行日の前日を払込期日として投資法人が成立後に発行する投資口の発行をした場合においては、当該投資口の引受けをした者は、一部施行日から投資主となる。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条　優先出資（第四条の規定による改正

前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする協同組織金融機関（旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。）が一部施行日前に旧優先出資法第十五条第五項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第十五条第五項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿（新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。）の記載の変更を行わないことができる。

4　前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第五項において準用する新商法第二百十九条第一項及び新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならない。

5　一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある協同組織金融機関であって旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。第七項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があったものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

6　一部施行日前に旧優先出資法第三十条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（旧優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお従前の例による。

7　一部施行日の前日を払込期日として優先出資の発行をした場合においては、当該優先出資の引受人は、一部施行日から優先出資者となる。

（資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　優先出資（第五条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条において「改正前の資産流動化法」という。）第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）が、一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十八条の二において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十八条の二第二項において準用する新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　優先出資の併合をしようとする特定目的会社が一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十九条第一項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　特定目的会社の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該特定目的会社が一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十九条第一項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　特定目的会社又は特定目的信託（改正前の資産流動化法第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）について、改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第百七十五条第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時（以下この条において「閉鎖期間満了時」という。）までは、当該特定目的会社又は当該特定目的信託に係る受託信託会社等（改正前の資産流動化法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第六項において同じ。）は、優先出資社員名簿（改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）又は権利者名簿（改正後の資産流動化法第百七十四条第一項に規定する権利者名簿をいう。）の記載若しくは記録の変更を行わないことができる。

5　前項に規定する場合においては、閉鎖期間満了時までは、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

一　当該閉鎖期間内に改正後の資産流動化法第四十八条の五において準用する新商法第二百二十条ノ五第一項の規定により優先出資社員（改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。次項において同じ。）となった者

二　当該閉鎖期間内に転換特定社債（改正後の資産流動化法第百十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。）の転換を請求した者

三　当該閉鎖期間内に新優先出資の引受権（改正後の資産流動化法第百十三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいい、新優先出資引受権付特定社債（改正後の資産流動化法第百十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。）に付されたものを含む。）を行使した者

6　一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある特定目的会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の特定目的会社」という。）を含む。）又は閉鎖期間を指定する旨の特定目的信託契約（改正前の資産流動化法第百六十二条に規定する特定目的信託契約をいう。以下この項において同じ。）の定めがある特定目的信託であって改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第百七十五条第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款又は特定目的信託契約の定めがないものについては、一部施行日（設立中の特定目的会社にあっては、その成立の日）において、優先出資社員、特定目的信託の受益証券（改正後の資産流動化法第二条第十五項に規定する受益証券をいう。）の権利者又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第百七十五条第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議又は特定目的信託契約の変更があったものとみなす。この場合においては、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）又は受託信託会社等が変更する特定目的信託契約をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

7　一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項又は第百七十八条第一項において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（改正前の資産流動化法第二条第九項に規定する優先出資証券をいう。）又は特定目的信託の受益証券については、なお従前の例による。

8　第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の資産流動化法第四十八条の二又は第四十九条第一項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知に係る優先出資の消却による変更の登記及び優先出資の併合による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

第四十条　民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の資産流動化法第百十三条第一項の規定の適用については、同項中「除権決定」とあるのは、「除権判決」とする。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条　保険業を営む株式会社（第六条の規定による改正前の保険業法（以下この条において「旧保険業法」という。）第九条第一項に規定する保険業を営む株式会社をいう。以下この条において「会社」という。）について、旧保険業法第十一条第一項に規定する期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

2　一部施行日において閉鎖期間に係る定款の定めがある会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の会社」という。）を含む。）であって旧保険業法第十一条第二項の一定の日に係る定款の定めがないものについては、一部施行日（設立中の会社にあっては、その成立の日）において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があったものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条　優先出資（第七条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この条において「改正前の旧資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする特定目的会社（改正前の旧資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が、一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第百二十条において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の旧資産流動化法第二百十条第二項において準用する新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　特定目的会社の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該特定目的会社が一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第四十九条において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の旧資産流動化法第四十九条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　特定目的会社について、改正前の旧資産流動化法第四十四条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、当該特定目的会社は、優先出資社員名簿（改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）の記載又は記録の変更を行わないことができる。

4　一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある特定目的会社であって改正前の旧資産流動化法第四十四条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資社員（改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があったものとみなす。この場合においては、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該権利の内容を定めなければならない。

5　一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第四十九条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（改正前の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお従前の例による。

6　第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の旧資産流動化法第百二十条において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知に係る優先出資の消却による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

第四十三条　民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の旧資産流動化法第百十三条第一項の規定の適用については、同項中「除権決定」とあるのは、「除権判決」とする。

（非訟事件手続法の一部改正）

第四十四条　非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「、有限会社法」を「並ニ有限会社法」に改め、「並ニ株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十二条第八項」を削る。

第百三十二条ノ八第一項中「並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第八項」を削る。

（鉄道抵当法の一部改正）

第四十五条　鉄道抵当法（明治三十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（関税定率法の一部改正）

第四十六条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

（信託法の一部改正）

第四十七条　信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ノ株式ニ付テハ信託ハ株主名簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第四十八条　商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項並びに第七項第一号及び第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（陸上交通事業調整法の一部改正）

第四十九条　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（有限会社法の一部改正）

第五十条　有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

商法第二百六条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス

第二十三条第二項を次のように改める。

第二十条第一項ノ規定ハ持分ノ質入ニ、商法第二百六条ノ二第三項ノ規定ハ持分ノ質権者ニ之ヲ準用ス

第二十四条第一項中「第二百十三条」を「第二百十三条第一項第四項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

会社ハ第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三条第四項ノ公告ニ代ヘテ公告スベキ事項ヲ社員及社員名簿ニ記載又ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ得

第六十七条第五項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項及第四項」に改める。

第八十五条第一項第三号中「交付若ハ電磁的記録」を「交付、電磁的記録」に改め、「書面ノ交付」の下に「若ハ社員名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付」を加える。

（有限会社法の一部改正に伴う経過措置）

第五十一条　社員の持分の消却をしようとする有限会社が一部施行日前に前条の規定による改正前の有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十三条第二項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、前条の規定による改正後の有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）

第五十二条　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十条第二項中「係る議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、国内の会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第二項」に改め、同条第五項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次

の一項を加える。

前項の場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十五条の二第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第六項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十六条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第五項中「第十五条第四項及び第五項」を「第十五条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第十五条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十七条の二第一項中「第十条」を「第十条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

第十八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第七項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「第十条」を「第十条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

第六十二条第一項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債」に改める。

第九十一条の二第四号及び第五号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第六号中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同条第七号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第八号中「第十五条の二第六項」を「第十五条の二第七項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同条第九号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第十号中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第五十三条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第二項第一号及び第二百四十条第四項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第五十四条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第一号及び第七号並びに第十七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十一条の二第三項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

（証券取引法の一部改正）

第五十五条　証券取引法の一部を次のように改正する。

第二十三条の八第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十八条の四第二項中「数の議決権（この下に「社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号及び第七十九条の五十七第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第百三条第一項中「超える議決権（この下に「社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

（国有財産法の一部改正）

第五十六条　国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「「短期社債等」とは」を「「短期社債等」とは、」に改め、同項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五十七条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第九号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十一条の六第三項中「除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第五十八条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第六項第一号イ及びト並びに第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第五十九条　協同組合による金融事業に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第四条の四第一項第三号中「主務省令」を「内閣府令」に改める。

（家畜商法の一部改正）

第六十条　家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

第十条の三第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」

に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（貿易保険法の一部改正）

第六十一条　貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（相続税法の一部改正）

第六十二条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第六十三条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（放送法の一部改正）

第六十四条　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第八項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）」に改める。

第五十二条の八第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の一般放送事業者は、社債等振替法第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうち外国人等が有する株式のすべてについて社債等振替法第百六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に電波法第五条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）に該当することとなるときは、同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式については、社債等振替法第百六十条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

第五十二条の二十八第一項中「同号二」とあるの下に、同条第二項中「電波法第五条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同条第四項第二号（受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号）」とあるのは「同号ニ」と」を加える。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第六十五条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（地方税法の一部改正）

第六十六条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の三第一項及び第三項並びに第七十二条の八十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（商品取引所法の一部改正）

第六十七条　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第百三十三条第二項中「相当する議決権」の下に「（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。）」を加える。

（中小企業信用保険法の一部改正）

第六十八条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条の九第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（鉱業法の一部改正）

第六十九条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第百十七条第四項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正）

第七十条　日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「株券」の下に「（株券を発行しない旨の定款の定めがある場合にあつては、株式申込証の用紙）」を加える。

（信用金庫法の一部改正）

第七十一条　信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十三条第五項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第七十二条　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（長期信用銀行法の一部改正）

第七十三条　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第一号及び第七号並びに第六項並びに第十一条第五項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条の二第三項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

（航空法の一部改正）

第七十四条　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の本邦航空運送事業者及びその持株会社等は、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十九条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主のうちの外国人等が有する株式のすべてについて同法第百六十条第一項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することとした場合に第四条第一項第四号に該当することとなるときは、同法第百六十条第一項の規定にかかわらず、第四条第一項第四号に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載し、又は記録する方法として国土交通省令で定める方法に従い、株主名簿に記載し、又は記録することができる。

（旅行業法の一部改正）

第七十五条　旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）

第七十六条　中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信用保証協会法の一部改正）

第七十七条　信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第四号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第七十八条　労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第六項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十八条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第三号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（国の債権の管理等に関する法律の一部改正）

第七十九条　国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第八十条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第八十一条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二号中「賃借権」の下に「、第七十三条の二（振替社債等の差押え）の規定の適用を受ける財産」を加え、同条第三号中「（電話加入権等の差押え）」の下に「又は第七十三条の二（振替社債等の差押え）」を加える。

第六十二条第一項中「（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第六十二条の二を削る。

第七十三条の見出しを「（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）」に改め、同条第一項中「財産の差押」を「財産（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）を除く。）の差押え」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期）

第七十三条の二　振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者（次項において「発行者」という。）及び滞納者がその口座の開設を受けている振替機関等（社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項（定義）に規定する振替機関等をいう。以下この条において同じ。）に対する差押通知書の送達により行う。

2　徴収職員は、振替社債等を差し押さえるときは、発行者に対しその履行を、振替機関等に対し振替社債等の振替又は抹消を、滞納者に対し振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じなければならない。

3　第一項の差押えの効力は、その差押通知書が振替機関等に送達された時に生ずる。

4　第六十七条（差し押さえた債権の取立て）の規定は、振替社債等について準用する。第百二十二条第一項中「（電話加入権等の差押手続）」の下に「若しくは第七十三条の二第一項（振替社債等の差押手続）」を加える。

（国税徴収法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　前条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新国税徴収法」という。）の規定は、施行日以後にされる新国税徴収法第七十三条に規定する振替社債等の差押えについて適用し、施行日前にされた前条の規定による改正前の国税徴収法第六十二条に規定する振替社債等の差押えについては、なお従前の例による。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）

第八十三条　原子力損害の賠償に関する法律（昭

和三十六年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第八十四条　割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（商業登記法の一部改正）

第八十五条　商業登記法の一部を次のように改正する。

第八十三条の二第二号中「公告」の下に「（株券廃止会社等（株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条第一項ただし書若しくは第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社をいう。以下同じ。）にあつては、同法第二百二十二条ノ九第五項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）」を加え、同条に次の一号を加える。

三　発行済株式の全部につき商法第二百二十六条第一項ただし書又は第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、当該会社に該当することを証する書面

第八十四条の二を削る。

第八十五条から第八十六条の二までを次のように改める。

（株式の併合による変更の登記）

第八十五条　株式の併合による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　商法第二百十五条第一項の規定による公告（株券廃止会社等にあつては、同法第二百十五条ノ二の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

二　第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

（株式の消却による変更の登記）

第八十六条　株主に配当すべき利益をもつてする株式の消却による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　利益の存在を証する書面

二　商法第二百十三条第二項において準用する同法第二百十五条第一項の規定による公告（株券廃止会社等にあつては、同法第二百十三条第四項の規定による公告又は同法第二百二十八条ノ二の規定による通知）をしたことを証する書面

三　第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面

（株式の譲渡制限の登記）

第八十六条の二　株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　商法第三百五十条第一項の規定による公告（株券を発行しない旨の定款の定めがある会社又は発行済株式の全部につき同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により株券が発行されていない会社にあつては、同法第三百五十条第一項の規定による公告又は同法第三百五十一条第一項の規定による公告をしたことを証する書面（第八十三条の二第三号に規定する会社にあつては、同号に規定する書面及び同法第三百五十一条第四項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面）を添付しなければならない。

第八十七条第二号中「第八十四条の二の」を「第八十六条第二号及び第三号に掲げる」に改める。

第八十九条の二第二号中「第二百八十条ノ三十六第二項の規定による」を「第二百八十条ノ三十六第四項の規定による公告又は」に改める。

第八十九条の三第一項第四号中「同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八十六条の二各号に掲げる」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百五十九条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条の三第一項に次の一号を加える。

八　完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面

第八十九条の三第二項中「前項第一号から第三号まで、第六号及び第七号」を「前項各号（第四号及び第五号を除く。）」に改める。

第八十九条の四第一項第四号を次のように改める。

四　完全子会社が株券廃止会社等でないときは、商法第三百六十八条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第八十九条の四第一項に次の一号を加える。

五　完全子会社が第八十三条の二第三号に規定する会社であるときは、同号に規定する書面

第八十九条の八第一項第八号及び第九十条第一項第六号中「同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する」を「第八十六条の二各号に掲げる」に改める。

（商業登記法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　附則第三十六条第二項から第四項まで、第六項から第九項まで、第十一項、第十二項又は第十四項の規定によりなお従前の例によることとされる旧商法第二百十五条第一項（旧商法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条ノ九第二項、第二百八十条ノ三十六第二項、第三百五十条第一項（旧商法第三百六十二条第二項、第三百七十四条ノ三十一第二項及び第四百十六条第四項において準用する場合を含む。）、第三百五十九条第一項又は第三百六十八条第一項の規定による公告又は通知に係る強制転換条項付株式の転換による変更の登記、株式の併合による変更の登記、株式の消却による変更の登記、株式の譲渡

制限の登記、資本減少による変更の登記、新株予約権の消却による変更の登記、株式交換による変更の登記及び新株予約権の登記、株式移転による設立の登記、吸収分割による変更の登記並びに合併による変更の登記及び設立の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

（電気事業法の一部改正）

第八十七条　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（所得税法の一部改正）

第八十八条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号及び第三号、第十一条第三項及び第四項並びに第二十三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（法人税法の一部改正）

第八十九条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第九十条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項を次のように改める。

十四　削除	

（積立式宅地建物販売業法の一部改正）

第九十一条　積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（沖縄振興開発金融公庫法の一部改正）

第九十二条　沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第五号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（民事執行法の一部改正）

第九十三条　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（銀行法の一部改正）

第九十四条　銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第十条第三項第一号中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号及び第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第九十五条　株券等の保管及び振替に関する法律の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号中「一定の期間又は」及び「その期間が始まる時又は」を削り、同条第五項ただし書を削る。

（関西国際空港株式会社法の一部改正）

第九十六条　関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正）

第九十七条　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第三十一条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十九条第一項又は第八項」に、「同法第三十条第一項に規定する実質株主」を「株主」に改め、「同条第一項の規定により」を削り、「有するものとみなされる」を「有する」に、「同法第三十二条第二項」を「同法第百六十条第一項」に、「実質株主名簿」を「株主名簿」に改め、同条第四項中「一定期間の初日又は同項の」を削る。

（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正）

第九十八条　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正）

第九十九条　有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第九項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十七条第三項中「数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百条　民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正）

第百一条　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律の一部改正）

第百二条　日本郵政公社による国債等の募集の取扱い等に関する法律（昭和六十二年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（金融先物取引法の一部改正）

第百三条　金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二十中「超える議決権」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

（消費税法の一部改正）

第百四条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（民事保全法の一部改正）

第百五条　民事保全法（平成元年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（前払式証票の規制等に関する法律の一部改正）

第百六条　前払式証票の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正）

第百七条　特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（電気通信基盤充実臨時措置法の一部改正）

第百八条　電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律の一部改正）

第百九条　政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律（平成四年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「株券」の下に「（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば当該株券に表示されるべき権利を含む。）」を加える。

（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正）

第百十条　中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三第一項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（保険業法の一部改正）

第百十一条　保険業法の一部を次のように改正する。

第二条第十五項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第九十八条第六項第一号中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同項第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第百九十条第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項に規定する振替債」に改める。

（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正）

第百十二条　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第百二十六条中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第百三十九条第二項、第三百三条第一項、第三百七条第二項、第三百八条第三項、第三百十条第三項、第三百五十一条及び第三百五十二条第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第百十三条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第七十六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正）

第百十四条　中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の一部改正）

第百十五条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正）

第百十六条　中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第百十七条　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第十九号中「保管及び」を削る。

（新事業創出促進法の一部改正）

第百十八条　新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部改正）

第百十九条　高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律の一部改正）

第百二十条　政治倫理の確立のための仮名による株取引等の禁止に関する法律（平成十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

（国家公務員倫理法の一部改正）

第百二十一条　国家公務員倫理法（平成十一年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第百二十二条　自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「新株予約権付社債券をいう。」を「新株予約権付社債券をいい、株券、新株引受権証書、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあっては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利をいう。」に改める。

（産業活力再生特別措置法の一部改正）

第百二十三条　産業活力再生特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条の八第三項中「第二百二十二条ノ六第一項但書」を「第二百二十二条ノ六但書」に改める。

第十二条の十第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十二条の十一第七項中「第八十四条の二」を「第八十五条」に、「証する書面」を「次の書類」に改める。

第十四条第一号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第百二十四条　施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対応するための刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第　号）の施行の日の前日までの間における同法第三条の規定による改正前の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）別表第六十三号の規定の適用については、同号中「社債等の振替に関する法律」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律」と、「第百三十七条第一項」とあるのは「第三百九条第一項」とする。

（民事再生法の一部改正）

第百二十五条　民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十三条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

（農林中央金庫法の一部改正）

第百二十六条　農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「を除く。）」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

第五十四条第六項第一号イ中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改め、同号ト及び同項第四号の二中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部改正）

第百二十七条　金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第三十四号及び第三十五号を次のように改める。

三十四及び三十五　削除

第二条第三十六号及び第三十七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十三条第五項本文中「及び第三十四号から第三十七号まで」を「、第三十六号及び第三十七号」に改める。

（証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第百二十八条　証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成十四年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第五項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（会社更生法の一部改正）

第百二十九条　会社更生法の一部を次のように改正する。

第二百五条第四項中「及び第二百九条第三項」を「並びに第二百九条第三項及び第四項」に改める。

第二百十四条中「及び第三項」を「から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第二百十五条第二項、第二百十六条第二項、第二百十七条第一項及び第二百十八条第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の一部改正）

第百三十条　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律（平成十五年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（成田国際空港株式会社法の一部改正）

第百三十一条　成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（信託業法の一部改正）

第百三十二条　信託業法（平成十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「以上の数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

第十一条第九項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第九十一条第九項中「社債等の振替に関する法律第百二十九条第一項」を「社債、株式等の振替に関する法律第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

（高速道路株式会社法の一部改正）

第百三十三条　高速道路株式会社法（平成十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（罰則の適用に関する経過措置）

第百三十四条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百三十五条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第百三十六条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の株式等の取引に係る決済制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

法務委員長　山本　保

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、行政事件訴訟につき、国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備を図るため、当事者適格に関する規定の整備、義務付け訴訟及び差止訴訟の法定、本案判決前における仮の救済の制度の整備等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について、格段の配慮をすべきである。

一　本法については、憲法で保障された裁判を受ける権利を広く実質的に保障する観点から、訴訟要件を緩和した今回の改正の趣旨を生かした柔軟な運用がされるよう、また、行政訴訟において適用される諸法規の解釈においても、憲法及び法令において保護された諸権利・諸価値が保障されるよう周知徹底に努めること。

二　第三者の原告適格の拡大については、公益と私益に単純に二分することが困難な現代行政における多様な利益調整の在り方に配慮して、これまでの運用にとらわれることなく、国民の権利利益の救済を拡大する趣旨であることについて周知徹底に努めること。

三　義務付けの訴え及び差止めの訴えについては、取消訴訟を中心とした訴訟の仕組みを改め、その要件等を明確化し、救済方法を拡充するという今回の改正の趣旨を生かし、柔軟な運用がされるべき趣旨であることについて周知徹底に努めること。

四　仮の義務付け及び仮の差止めの制度は、行政訴訟による本案判決前の救済を実効的なものとする今回の改正の趣旨を生かし、柔軟な運用がされるべき趣旨であることについて周知徹底に努めること。

五　公法上の法律関係に関する確認の訴えについては、これまでの運用にとらわれることなく、その柔軟な活用を通じて国民と行政との間の多様な関係に応じた実効的な権利利益の救済を可能にする趣旨であることについて周知徹底に努めること。

六　政府は、適正な行政活動を確保して国民の権利利益を救済する観点から、行政訴訟制度を実質的に機能させるために、個別行政実体法や行政手続、行政による裁判外の紛争解決・権利救済手続も視野に入れつつ、所要の体制の下で、必要な改革を継続すること。

右決議する。

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月十八日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

行政事件訴訟法の一部を改正する法律案

行政事件訴訟法の一部を改正する法律

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四十五条」を「―第四十六条」に改める。

第三条第五項中「なんらか」を「何らか」に、「すべきに」を「すべきであるに」に改め、同条に次の二項を加える。

6　この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。

一　行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。

二　行政庁に対し一定の処分又は裁決を求める旨の法令に基づく申請又は審査請求がされた場合において、当該行政庁がその処分又は裁決をすべきであるにかかわらずこれがされないとき。

7　この法律において「差止めの訴え」とは、行政庁が一定の処分又は裁決をすべきでないにかかわらずこれがされようとしている場合において、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求める訴訟をいう。

第四条中「及び」の下に「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の」を加える。

第九条に次の一項を加える。

2　裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たっては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

第十一条の見出しを「（被告適格等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

一　処分の取消しの訴え　当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体

二　裁決の取消しの訴え　当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

第十一条第二項中「前項の規定により被告とすべき」を「前二項の規定により被告とすべき国若しくは公共団体又は」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　処分又は裁決をした行政庁が国又は公共団体に所属しない場合には、取消訴訟は、当該行政庁を被告として提起しなければならない。

第十一条に次の三項を加える。

4　第一項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

一　処分の取消しの訴え　当該処分をした行政庁

二　裁決の取消しの訴え　当該裁決をした行政庁

5　第一項又は第三項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

6　処分又は裁決をした行政庁は、当該処分又は裁決に係る第一項の規定による国又は公共団体を被告とする訴訟について、裁判上の一切の行為をする権限を有する。

第十二条第一項を次のように改める。

取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

第十二条に次の二項を加える。

4　国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、その普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所在地を管轄する地方裁判所（次項において「管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5　前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟がされた場合であつて、他の裁判所に事実上法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合には、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点証拠の共通性その他の事情を考慮して、これを認めるときは、申立てにより又は職権で、その全部又は一部について、当該他の裁判所に第一項から第三項までに定める裁判所に移すことができる。

第十四条第一項中「三箇月以内に提起しなければならない箇月を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四条第三項を削り、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「第一項及び前項の期間は、」を削りつたときは」の下に「、処分又は裁決に係る訴訟は」を加え、「これに対する裁決があつた知つた日又は裁決の日から起算する」を「前規定にかかわらず、これに対する裁決があとを知つた日から六箇月を経過したとき又裁決の日から一年を経過したときは、提起ことができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第十四条第四項を同条第三項とする。

第二十三条第一項中「他の」を「処分又は裁決をした行政庁以外の」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（釈明処分の特則）

第二十三条の二　裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一　被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、処分又は裁決の内容、処分又は裁決の根拠となる法令の条項、処分又は裁決の原因となる事実その他処分又は裁決の理由を明らかにする資料（次項に規定する審査請求に係る事件の記録を除く。）であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二　前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する資料であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

2　裁判所は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後に取消訴訟の提起があつたときは、次に掲げる処分をすることができる。

一　被告である国若しくは公共団体に所属する行政庁又は被告である行政庁に対し、当該審査請求に係る事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めること。

二　前号に規定する行政庁以外の行政庁に対し、同号に規定する事件の記録であつて当該行政庁が保有するものの全部又は一部の送付を嘱託すること。

3　裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

第二十五条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

第二十六条第二項中「前条第四項から第七項まで」を「前条第五項から第八項まで」に改める。

第三十三条第一項中「当事者たる」を「処分又は裁決をした」に改める。

第三十七条の次に次の見出し及び四条を加える。

（義務付けの訴えの要件等）

第三十七条の二　第三条第六項第一号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。

2　裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

3　第一項の義務付けの訴えは、行政庁が一定の処分をすべき旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4　前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5　義務付けの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その義務付けの訴えに係る処分につき、行政庁がその処分をすべきであることがその処分の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分をすべき旨を命ずる判決をする。

第三十七条の三　第三条第六項第二号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときに限り、提起することができる。

一　当該法令に基づく申請又は審査請求に対し相当の期間内に何らの処分又は裁決がされないこと。

二　当該法令に基づく申請又は審査請求を却下し又は棄却する旨の処分又は裁決がされた場合において、当該処分又は裁決が取り消されるべきものであり、又は無効若しくは不存在であること。

2　前項の義務付けの訴えは、同項各号に規定する法令に基づく申請又は審査請求をした者に限り、提起することができる。

3　第一項の義務付けの訴えを提起するときは、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める訴えをその義務付けの訴えに併合して提起しなければならない。この場合において、当該各号に定める訴えに係る訴訟の管轄について他の法律に特別の定めがあるときは、当該義務付けの訴えに係る訴訟の管轄は、第三十八条第一項において準用する第十二条の規定にかかわらず、その定めに従う。

一　第一項第一号に掲げる要件に該当する場合　同号に規定する処分又は裁決に係る不作為の違法確認の訴え

二　第一項第二号に掲げる要件に該当する場合　同号に規定する処分又は裁決に係る取消訴訟又は無効等確認の訴え

4　前項の規定により併合して提起された義務付けの訴え及び同項各号に定める訴えに係る弁論及び裁判は、分離しないでしなければならない。

5　義務付けの訴えが第一項から第三項までに規定する要件に該当する場合において、同項各号に定める訴えに係る請求に理由があると認められ、かつ、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきであることがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をしないことがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決をすべき旨を命ずる判決をする。

6　第四項の規定にかかわらず、裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、第三項各号に

定める訴えについてのみ終局判決をすることがより迅速な争訟の解決に資すると認めるときは、当該訴えについてのみ終局判決をすることができる。この場合において、裁判所は、当該訴えについてのみ終局判決をしたときは、当事者の意見を聴いて、当該訴えに係る訴訟手続が完結するまでの間、義務付けの訴えに係る訴訟手続を中止することができる。

7　第一項の義務付けの訴えのうち、行政庁が一定の裁決をすべき旨を命ずることを求めるものは、処分についての審査請求がされた場合において、当該処分に係る処分の取消しの訴え又は無効等確認の訴えを提起することができないときに限り、提起することができる。

（差止めの訴えの要件）

第三十七条の四　差止めの訴えは、一定の処分又は裁決がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合に限り、提起することができる。ただし、その損害を避けるため他に適当な方法があるときは、この限りでない。

2　裁判所は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分又は裁決の内容及び性質をも勘案するものとする。

3　差止めの訴えは、行政庁が一定の処分又は裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り、提起することができる。

4　前項に規定する法律上の利益の有無の判断については、第九条第二項の規定を準用する。

5　差止めの訴えが第一項及び第三項に規定する要件に該当する場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決につき、行政庁がその処分若しくは裁決をすべきでないことがその処分若しくは裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められ又は行政庁がその処分若しくは裁決をすることがその裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となると認められるときは、裁判所は、行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずる判決をする。

（仮の義務付け及び仮の差止め）

第三十七条の五　義務付けの訴えの提起があつた場合において、その義務付けの訴えに係る処分又は裁決がされないことにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずること（以下この条において「仮の義務付け」という。）ができる。

2　差止めの訴えの提起があつた場合において、その差止めの訴えに係る処分又は裁決がされることにより生ずる償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、本案について理由があるとみえるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもつて、仮に行政庁がその処分又は裁決をしてはならない旨を命ずること（以下この条において「仮の差止め」という。）ができる。

3　仮の義務付け又は仮の差止めは、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、することができない。

4　第二十五条第五項から第八項まで、第二十六条から第二十八条まで及び第三十三条第一項の規定は、仮の義務付け又は仮の差止めに関する事項について準用する。

5　前項において準用する第二十五条第七項の即時抗告についての裁判又は前項において準用する第二十六条第一項の決定により仮の義務付けの決定が取り消されたときは、当該行政庁は、当該仮の義務付けの決定に基づいてした処分又は裁決を取り消さなければならない。

第三十八条第一項中「第二十四条まで」を「第二十三条まで、第二十四条」に改め、「抗告訴訟に」の下に「ついて」を加え、同条第三項中「第二十五条」を「第二十三条の二、第二十五条」に改め、「訴えに」の下に「ついて」を加える。

第四十条第一項を次のように改める。

法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟は、その法令に別段の定めがある場合を除き、正当な理由があるときは、その期間を経過した後であつても、これを提起することができる。

第四十条第二項中「規定は、」の下に「法令に」を、「当事者訴訟に」の下に「ついて」を加える。

第四十一条第一項中「、当事者訴訟に」を「当事者訴訟について、第二十三条の二の規定は当事者訴訟における処分又は裁決の理由を明らかにする資料の提出について」に改める。

第四十五条第四項中「争点に関し」を「争点について第二十三条の二及び」に、「裁判に関し」を「裁判について」に改める。

本則に次の一条を加える。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）

第四十六条　行政庁は、取消訴訟を提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の被告とすべき者

二　当該処分又は裁決に係る取消訴訟の出訴期間

三　法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、その旨

2　行政庁は、法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合において、当該処分をするときは、当該処分の相手方に対し、法律にその定めがある旨を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

3　行政庁は、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分又は裁決をする場合には、当該処分又は裁決の相手方に対し、次に掲げる事項を書面で教示しなければならない。ただし、当該処分を口頭でする場合は、この限りでない。

一　当該訴訟の被告とすべき者

二　当該訴訟の出訴期間

附則の次に次の別表を加える。

別表（第十二条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
核燃料サイクル開発機構	核燃料サイクル開発機構法（昭和四十二年法律第七十三号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
公営企業金融公庫	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）
国際協力銀行	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）
国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
住宅金融公庫	住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
商工組合中央金庫	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）
総合研究開発機構	総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
中小企業金融公庫	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第百三十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本原子力研究所	日本原子力研究所法（昭和三十一年法律第九十二号）
日本小型自動車振興会	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）
日本自転車振興会	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本政策投資銀行	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）
日本船舶振興会	モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本道路公団	日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）
日本郵政公社	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）
年金資金運用基金	年金資金運用基金法（平成十二年法律第十九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）
阪神高速道路公団	阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
本州四国連絡橋公団	本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三十八条第三号及び第四十五条の規定　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二　附則第四十八条中独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二十三条第二項の改正規定　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日

（経過措置に関する原則）

第二条　この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定により生じた効力を妨げない。

（被告適格に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に係属している抗告訴訟（この法律による改正後の行政事件訴訟法（以下「新法」という。）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）並びに民衆訴訟（新法第五条に規定する民衆訴訟をいう。）及び機関訴訟（新法第六条に規定する機関訴訟をいう。）のうち処分（新法第三条第二項に規定する処分をいう。以下同じ。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下同じ。）の取消し又は無効の確認を求めるものの被告適格に関しては、新法第十一条、第二十三条第一項及び第三十三条第一項（これらの規定を新法第三十八条第一項（新法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は新法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）並びに附則第十八条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の十四第一項、附則第三十六条の規定による改正後の国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百十六条第一項、附則第四十三条の規定による改正後のたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）附則第二十三

条及び附則第四十四条の規定による改正後の塩事業法（平成八年法律第三十九号）附則第三十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（出訴期間に関する経過措置）

第四条　この法律の施行前にその期間が満了した処分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。

（取消訴訟等の提起に関する事項の教示に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にされた処分又は裁決については、新法第四十六条の規定は、適用しない。

（砂防法等の一部改正）

第六条　次に掲げる法令の規定中「三箇月」を「六箇月」に改める。

一　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第四十三条第一項

二　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第五十条第四項

三　運河法（大正二年法律第十六号）第四条第五項及び第十五条第三項

四　公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第四十四条第一項

五　航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十三条第二項

六　学校施設の確保に関する政令（昭和二十四年政令第三十四号）第二十三条第一項

七　森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第八条第五項

八　水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第十五条第三項

九　植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二十条第六項

十　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第十八条の三第三項

十一　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第四十条第三項

（供託法及び不動産登記法の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「第三十四条第二項乃至第六項」を「第三十四条第二項乃至第七項」に改める。

一　供託法（明治三十二年法律第十五号）第一条ノ八

二　不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第百五十七条ノ二

（陸上交通事業調整法等の一部改正）

第八条　次に掲げる法律の規定中「三月」を「六月」に改める。

一　陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）第十条第一項

二　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二十七条第三項

三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十一の六第一項ただし書

四　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第八十五条の三第一項ただし書

五　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第九項

六　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百八十三条第二項

七　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十三条第一項

八　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第十四条第一項及び第十七条第一項

九　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の十二第一項ただし書

十　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第七十二条第一項

十一　林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第八条第四項

十二　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）第四条第七項

十三　石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）第十条第九項

十四　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第十七条第一項

十五　成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（昭和五十三年法律第四十二号）第四条第二項

十六　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十五条第八項

十七　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十二条第九項

十八　持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）第九条第四項

（地方自治法の一部改正）

第九条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第一項第十二号中「訴えの提起」の下に「（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する裁決をいう。以下本号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）」を、「和解」の下に「（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）」を加える。

第百五条の次に次の一条を加える。

第百五条の二　普通地方公共団体の議会又は議長の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、議長が当該普通地方公共団体を代表する。

第百七十六条に次の一項を加える。

前項の訴えのうち第四項の規定による議会の議決又は選挙の取消しを求めるものは、当該議会を被告として提起しなければならない。

第百九十二条を次のように改める。

第百九十二条　選挙管理委員会の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、選挙管理委員会が当該普通地方公共団体を代表する。

第百九十九条の三第二項中「及び」の下に「次項又は」を加え、同項の次に次の一項を加える。

代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。

第二百五十条の二第一項中「第二百五十一条の三第二項」の下に「、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項」を加える。

第二百五十一条の五第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（国の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な国の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、国を被告として提起しなければならない。

第二百五十一条の五第八項中「第十一条第一項本文、第十二条」を「第十一条」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項を同条第十項とする。

第二百五十二条第一項各号列記以外の部分中「行政庁」の下に「（都道府県の関与があつた後又は申請等が行われた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、違法な都道府県の関与の取消しを求める訴えを提起する場合において、被告とすべき行政庁がないときは、当該訴えは、当該都道府県を被告として提起しなければならない。

第二百五十二条第四項中「第十一条第一項本文、第十二条」を「第十一条」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律の一部改正）

第十条　国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「行政庁を当事者又は」を「、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは」に改め、同条第二項中「の当事者又は参加人である」を「に係る」に改める。

第六条の二第一項中「地方公共団体の」を「行政事件訴訟法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする第一号法定受託事務に関する訴訟又は地方公共団体の」に改め、同条第三項中「の行政庁を当事者又は」を「を当事者とし又は地方公共団体の行政庁を当事者若しくは」に改める。

（消防法の一部改正）

第十一条　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「以内に提起しなければならない」を「を経過したときは、提起することができない」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第六条第二項を削る。

（文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律等の一部改正）

第十二条　次に掲げる法律の規定中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改める。

一　文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第百四十九号）第十五条第五項

二　電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七十一条第四項

三　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十一条第四項

四　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第六十九条第六項

五　航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十九条第六項

六　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十五条第三項

（労働組合法の一部改正）

第十三条　労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」に改める。

第二十七条第七項中「第十二条第三項」の下に「から第五項まで」を加える。

第四章中第二十七条の四を第二十七条の五とし、第二十七条の三を第二十七条の四とし、第二十七条の二を第二十七条の三とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

（抗告訴訟の取扱い）

第二十七条の二　地方労働委員会は、その処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

（漁業法の一部改正）

第十四条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第九項中「九十日」を「六月」に改める。

第百二十五条第十四項中「九十日」を「六月」に、「訴」を「訴え」に改める。

第百三十五条の二の次に次の一条を加える。

（抗告訴訟の取扱い）

第百三十五条の三　漁業調整委員会（広域漁業調整委員会を除く。）又は内水面漁場管理委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

（郵便物運送委託法の一部改正）

第十五条　郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第四項中「訴」を「訴え」に改め、同項ただし書中「三箇月」を「六箇月」に改める。

（相続税法の一部改正）

第十六条　相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項ただし書中「当該住所地」を「、当該住所地」に改め、「これらを被告として」を削る。

（文化財保護法の一部改正）

第十七条　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第三項中「訴」を「訴え」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「三箇月」を「六箇月」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十八条　地方税法の一部を次のように改正する。

第十九条の十四第一項中「となつた地方団体の長又は第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長」を「である地方団体」に改める。

第四百三十四条の次に次の一条を加える。

（抗告訴訟の取扱い）

第四百三十四条の二　固定資産評価審査委員会は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

（地方公務員法の一部改正）

第十九条　地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（抗告訴訟の取扱い）

第八条の二　人事委員会又は公平委員会は、人事委員会又は公平委員会の行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

（鉱業法の一部改正）

第二十条　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第五項中「三箇月」を「六箇月」に改める。

第九十七条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正）

第二十一条　鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第八項中「第四項から第六項まで」を「第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項から同条第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　裁定委員会は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第二十二条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

（抗告訴訟の取扱い）

第三十二条　農業委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。

第三十三条　削除

（土地収用法の一部改正）

第二十三条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第五十八条の次に次の一条を加える。

（抗告訴訟等の取扱い）

第五十八条の二　収用委員会は、収用委員会の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）又は第六十四条の規定により会長若しくは第六十条の二第二項に規定する指名委員がする処分に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

第九十四条第九項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条第二項」に、「訴」を「訴え」に改める。

第百四条の二中「第百三十三条」を「第百三十三条第二項及び第三項」に改める。

第百三十三条第二項中「訴」を「訴え」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「訴」を「訴え」に、「三月」を「六月」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

収用委員会の裁決に関する訴え（次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。）は、裁決書の正本の送達を受けた日から三月の不変期間内に提起しなければならない。

第百三十四条中「前条」を「前条第二項及び第三項」に、「訴」を「訴え」に改める。

（水産資源保護法の一部改正）

第二十四条　水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項及び第二十四条第五項中「九十日」を「六月」に、「訴」を「訴え」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正）

第二十五条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及

び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第百三十三条」を「第百三十三条第二項及び第三項」に改める。

第二十九条第一項中「第百三十三条第二項」を「第百三十三条第三項」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一部改正）

第二十六条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

（農山漁村電気導入促進法の一部改正）

第二十七条　農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「九十日」を「六月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正）

第二十八条　逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の見出し中「行政手続法」を「行政手続法等」に改め、同条に次の一項を加える。

2　この法律に基づいて行う処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る抗告訴訟（同条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）については、同法第十二条第四項及び第五項（これらの規定を同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正）

第二十九条　日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同条第一項中「三箇月」を「六箇月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条第二項中「訴」を「訴え」に改める。

（警察法の一部改正）

第三十条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十九条」を「第八十一条」に改める。

第七十九条を第八十一条とし、第七十八条の二を第七十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（抗告訴訟等の取扱い）

第八十条　都道府県公安委員会は、その処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又はその管理する方面公安委員会若しくは都道府県警察の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県を被告とする訴訟について、当該都道府県を代表する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第三十一条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十六条を次のように改める。

（抗告訴訟等の取扱い）

第五十六条　教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

（自然公園法等の一部改正）

第三十二条　次に掲げる法律の規定中「起算して三月」を「六月」に改める。

一　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五十三条第一項

二　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第三十四条第一項

三　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十四条第四項

四　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十二条第四項

（水道法の一部改正）

第三十三条　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第六項及び第四十二条第五項中「起算して」を削り、「訴」を「訴え」に改める。

（国税徴収法の一部改正）

第三十四条　国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百七十一条第二項中「当該訴」を「当該訴え」に、「第三項」を「第二項」に、「により訴」を「により訴え」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第三十五条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「第百三十三条第一項」を「第百三十三条第二項及び第三項」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第三十六条　国税通則法の一部を次のように改正する。

第百十六条第一項中「となつた税務署長又は税関長」を「である国」に改める。

（行政不服審査法の一部改正）

第三十七条　行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項中「回復の困難な」を「重大な」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前三項」を「第二項から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分の内容及び性質をも勘案するものとする。

第五十七条第一項中「期間を」の下に「書面で」を加える。

（商業登記法等の一部改正）

第三十八条　次に掲げる法律の規定中「第三十四条第二項から第六項まで」を「第三十四条第二項から第七項まで」に改める。

一　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第百十九条

二　債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十五条

三　後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十六条

（後見登記等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十九条　この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における後見登記等に関する法律第十五条の規定の適用については、同条中「第三十四条第二項から第六項まで」とあるのは、「第三十四条第二項から第七項まで」とする。

（河川法等の一部改正）

第四十条　次に掲げる法律の規定中「起算して」を削る。

一　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四十二条第五項

二　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第百二条第六項及び第百三条第二項ただし書

三　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第二百四十六条第六項及び第二百四十七条第二項ただし書

四　マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第八十三条第六項

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第四十一条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一一の二の項八中「申立て」の下に「又は仮の義務付け若しくは仮の差止めの申立て」を加え、同表一七の項ホ中「取消しの申立て」の下に「若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止めの決定の取消しの申立て」を加える。

（沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正）

第四十二条　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「第十四条第四項」を「第十四条第三項」に改める。

（たばこ事業法の一部改正）

第四十三条　たばこ事業法の一部を次のように改正する。

附則第二十三条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

（塩事業法の一部改正）

第四十四条　塩事業法の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第一項中「。次項において同じ」を削り、同条第二項中「大蔵大臣を相手方」を「国を被告」に改める。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十五条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　不服申立て等　諮問等（第十八条―第二十条）」を「第三章　不服申立て等（第十八条―第二十一条）」に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出しとして「（訴訟の移送の特例）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する」に、「訴え」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）」に、「であつて」を「においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず」に、「情報公開訴訟」を「開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）」に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条　この法律の施行の日が行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日まで

の間における行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三十六条第二項の規定の適用については、同項中「第十二条」とあるのは、「第十二条第一項から第三項まで」とする。

（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部改正）

第四十七条　特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「三月」を「六月」に改める。

第三十三条第一項中「起算して三月」を「六月」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第四十八条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　異議申立て等　第一節　諮問等（第十八条―第二十一条）　第二節　訴訟の管轄の特例等（第二十一条）」を「第三章　異議申立て等（第十八条―第二十一条）」に改める。

第三章第一節の節名及び同章第二節の節名を削る。

第二十一条に見出しとして「（訴訟の移送の特例）」を付し、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定により」を「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する」に、「訴え」を「開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。）」に、「であって」を「においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず」に、「情報公開訴訟」を「開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）」に、「場合において」を「とき」に、「行政事件訴訟法第十二条」を「同法第十二条第一項から第三項まで」に改め、同項を同条とし、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第二十三条第二項中「第三十七条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

（年金積立金管理運用独立行政法人法の一部改正）

第四十九条　年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第二十三条の次に次の一条を加える。

（行政事件訴訟法の一部改正）

第二十三条の二　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

別表年金資金運用基金の項を削る。

（検討）

第五十条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

高速道路株式会社法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

国土交通委員長　奥石　東

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団を民営化し、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理等を効率的に行わせるため、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社を設立しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうるよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、四十五年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達が図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため三社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明解なものとすること。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うＳＡ・ＰＡ等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図るとともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の使途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。

高速道路株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

高速道路株式会社法案

高速道路株式会社法

目次

第一章　総則（第一条―第四条）
第二章　事業等（第五条―第十四条）
第三章　雑則（第十五条―第十七条）
第四章　罰則（第十八条―第二十三条）
附則

第一章　総則

（会社の目的）

第一条　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。

（定義）

第二条　この法律において「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。

2　この法律において「高速道路」とは、次に掲げる道路をいう。

一　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道

二　道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（同法第四十八条の二第二項の規定により道路の部分に指定を受けたものにあっては、当該指定を受けた道路の部分以外の道路の部分のうち国土交通省令で定めるものを含む。）並びにこれと同等の規格及び機能を有する道路（一般国道、都道府県道又は同法第七条第三項に規定する指定市の市道であるものに限る。以下「自動車専用道路等」と総称する。）

（株式）

第三条　政府（首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（第四項において「首都高速道路株式会社等」という。）にあっては、政府及び地方公共団体）は、常時、会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

2　会社は、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

3　会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4　政府及び地方公共団体は、その保有する首都高速道路株式会社等の株式を処分しようとするときは、あらかじめ、政府にあっては他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に、地方公共団体にあっては政府及び他に当該会社の株式を保有する地方公共団体に協議しなければならない。

（商号の使用制限）

第四条　会社でない者は、その商号中に、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社という文字を使用してはならない。

第二章　事業等

（事業の範囲）

第五条　会社は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

一　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき行う高速道路の新設又は改築

二　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）から借り受けた道路資産（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第　号。以下「機構法」という。）第二条第二項に規定する道路資産をいう。）に係る高速道路につい

道路整備特別措置法に基づき行う維持、修繕、災害復旧その他の管理（新設及び改築を除く。）

三　高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理

四　前三号の事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究

五　本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、前各号に掲げるもののほか、次に掲げる事業

イ　機構の委託に基づき行う本州と四国を連絡する鉄道施設の管理

ロ　第一号から第三号まで及びイの事業に支障のない範囲内で、国、地方公共団体その他政令で定める者の委託に基づき行う長大橋の建設並びに長大橋に関する調査、測量、設計、試験及び研究

六　前各号の事業に附帯する事業

2　会社が前項第一号から第三号までの事業を営む高速道路は、次の各号に掲げる会社の区分に応じて当該各号に定めるものとする。

一　東日本高速道路株式会社　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県及び長野県の区域内の高速道路（次号に定める高速道路を除き、東京都、神奈川県、富山県及び長野県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。）

二　首都高速道路株式会社　東京都の区の存する区域及びその周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

三　中日本高速道路株式会社　東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び滋賀県の区域内の高速道路（前二号に定める高速道路を除き、福井県及び滋賀県の区域内の高速道路にあっては国土交通大臣が指定するものに限る。）

四　西日本高速道路株式会社　福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内の高速道路（前号、次号及び第六号に定める高速道路を除く。）

五　阪神高速道路株式会社　大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するもの

六　本州四国連絡高速道路株式会社　本州と四国を連絡する自動車専用道路等

3　前項第二号の指定は、首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十一条第三項に規定する整備計画に即して行わなければならない。

4　会社は、第二項の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受けて、同項の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路においても、第一項第一号から第三号までの事業を営むことができる。

5　会社は、第一項の事業を営むほか、同項第一号から第三号までの事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあっては、同項第一号から第三号まで及び第五号イの事業）に支障のない範囲内で、同項の事業以外の事業を営むことができる。この場合において、会社は、あらかじめ、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（協定）

第六条　会社は、前条第一項第一号又は第二号の事業を営もうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、機構と、機構法第十三条第一項に規定する協定（次項において単に「協定」という。）を締結しなければならない。

2　会社は、おおむね五年ごとに、前項に規定する事業の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、機構に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

（調査への協力）

第七条　会社は、国又は地方公共団体が、会社が管理する高速道路において、道路交通の円滑化を図るための施策の策定に必要な交通量に関する調査その他の調査を実施するときは、これに協力しなければならない。

（一般担保）

第八条　会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（代表取締役等の選定等の決議）

第九条　会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第十条　会社は、毎営業年度の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度の事業計画を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（社債及び借入金）

第十一条　会社は、社債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十二条第六号において同じ。）を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　前項の規定は、会社が、債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより債券を

発行し、当該債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

（重要な財産の譲渡等）

第十二条　会社は、国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第十三条　会社の定款の変更、利益の処分又は損失の処理、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（会計の整理等）

第十四条　会社は、国土交通省令で定めるところにより、その営業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。

2　会社は、その会計の整理に当たっては、国土交通省令で定めるところにより、第五条第一項第一号及び第二号の事業並びにこれに附帯する事業とその他の事業とを区分しなければならない。

3　会社は、毎営業年度終了後三月以内に、第一項に規定する財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければならない。

第三章　雑則

（監督）

第十五条　会社は、国土交通大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2　国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第十六条　国土交通大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（財務大臣との協議）

第十七条　国土交通大臣は、第三条第二項、第十条、第十一条第一項、第十二条又は第十三条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章　罰則

第十八条　会社の役員又は職員が、その職務に関して、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2　前項の場合において、犯人が収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十九条　前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十条　第十八条第一項の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の例に従う。

第二十一条　第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、百万円以下の過料に処する。

一　第三条第二項の規定に違反して、新株、新株予約権又は新株予約権付社債を発行したとき。

二　第三条第三項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三　第五条第四項の規定に違反して、事業を営んだとき。

四　第五条第五項後段の規定に違反して、同項の届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。

五　第十条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかったとき。

六　第十一条第一項の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七　第十二条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

八　第十四条第一項又は第二項の規定に違反して、会計を整理したとき。

九　第十四条第三項の規定による書類の提出をせず、又は虚偽の書類を提出したとき。

十　第十五条第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十三条　第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号）の施行の日から施行する。ただし、第五条第二項及び第三項の規定は、公布の日から施行する。

（会社の合併）

第二条　政府は、本州四国連絡高速道路株式会社について、同社が事業を営む高速道路に係る機構の債務が相当程度減少し、かつ、同社の経営の安定性の確保が確実になった時において、同社と西日本高速道路株式会社との合併に必要な措置を講ずるものとする。

（債務保証）

第三条　政府は、当分の間、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第五条第一項第一号及び第二号の事業に要する経費に充てるため、会社の債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条（政令で定める会社の債務にあっては、同条第一項）の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について、保証契約をすることができる。

2　前項の規定によるほか、政府は、政令で定める会社が同項の保証契約に係る債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する債券又は利札に係る債務（外貨で支払われるものに限る。）について、保証契約をすることができる。

審査報告書

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

国土交通委員長　奥石　東

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化の円滑な実施を図るため、高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路株式会社に対する貸付け、これらの公団から承継した債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうるよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、四十五年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達が図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため三社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明解なものとすること。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うＳＡ・ＰＡ等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図るとともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の使途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　役員及び職員（第七条―第十一条）
第三章　業務（第十二条―第十八条）
第四章　財務及び会計（第十九条―第二十五条）

第五章　雑則（第二十六条―第三十一条）
第六章　罰則（第三十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成十六年法律第　号。以下「道路会社法」という。）第二条第二項に規定する高速道路をいう。

2　この法律において「道路資産」とは、道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。）をいう。

3　この法律において「承継債務」とは、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号。以下「施行法」という。）第十五条第一項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団から承継した債務をいう。

（名称）

第三条　この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構とする。

（機構の目的）

第四条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的とする。

（事務所）

第五条　機構は、主たる事務所を神奈川県に置く。

（資本金）

第六条　機構の資本金は、施行法第十五条第十一項の規定により政府及び地方公共団体から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2　機構は、必要があるときは、国土交通大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3　政府及び政令で定める地方公共団体は、前項の規定により機構がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。

第二章　役員及び職員

（役員）

第七条　機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2　機構に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第八条　理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2　通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3　前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

（役員の任期）

第九条　理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

（役員の欠格条項の特例）

第十条　通則法第二十二条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一　会社の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二　物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三　第十二条第二項第二号の鉄道事業者又はその者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

四　前二号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2　機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十条第一項」とする。

（役員及び職員の地位）

第十一条　機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章　業務

（業務の範囲）

第十二条　機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一　高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。

二　承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。

三　次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。

四　首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金

又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。

五　国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

六　首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

七　会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。

八　会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（同法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。

九　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）に規定する業務を行うこと。

十　前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。

二　前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。

三　前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（協定）

第十三条　機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。）ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。

一　協定の対象となる高速道路の路線名

二　会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）

三　前号に規定する工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

四　災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

五　機構が会社に対して行う前条第一項第四号及び第六号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

六　機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

七　会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間

八　その他国土交通省令で定める事項

2　前項に規定する全国路線網に属する高速道路とは、高速自動車国道（高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速自動車国道以外の高速道路であって、前条第一項の業務を高速自動車国道と一体として行う必要があるものとして国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものを含む。）をいう。

3　第一項に規定する地域路線網に属する高速道路とは、交通上密接な関連を有する二以上の高速道路（前項に規定するものを除く。）であって、前条第一項の業務を一体として行う必要があるものとして国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものをいう。

4　第一項第六号の貸付期間の満了の日は、同項第七号の徴収期間の満了の日と同一でなければならない。

5　機構は、おおむね五年ごとに、前条第一項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、会社に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とする。

（業務実施計画）

第十四条　機構は、会社と協定を締結したとき（前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあっては、そのすべての会社と協定を締結したとき）は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　業務実施計画の対象となる高速道路の路線名

二　会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）

三　前号に規定する工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

四　災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

五　機構が会社に対して行う第十二条第一項第

四号及び第六号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

六　機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

七　機構の収支予算の明細

八　その他国土交通省令で定める事項

2　二以上の会社と協定を締結した高速道路に関する業務実施計画にあっては、前項第二号から第六号までに掲げる事項は、それぞれの会社ごとに定めるものとする。

3　機構は、第一項の認可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

4　国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。

一　業務実施計画が、協定の内容に適合すること。

二　貸付料の額が、第十七条に定める基準に適合するものであること。

三　収支予算が、当該高速道路について、承継債務の返済及び第十二条第一項第三号の債務の返済（以下「承継債務等の返済」という。）の確実かつ円滑な実施が図られるものであること。

5　第一項の認可は、当該業務実施計画の対象となる高速道路について会社が道路整備特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受けた日（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、そのすべての会社が当該許可を受けた日）から、その効力を生ずる。

（道路資産に係る債務の引受け等）

第十五条　機構は、高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定により機構に帰属する時において、前条第一項の認可を受けた業務実施計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの。以下「認可業務実施計画」という。）に定められた機構が会社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、会社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならない。

2　前項の規定により機構が会社から当該会社の社債に係る債務を引き受けた場合にあっては、当該社債の社債権者（以下「引受社債権者」という。）は、機構の財産について他の債権者（第二十二条第一項及び第二項の規定による日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第二十二条第四項の規定による先取特権と同順位とする。

（道路資産の貸付け等）

第十六条　機構は、認可業務実施計画に従い、会社に対し、その保有する道路資産を貸し付けるとともに、会社から、当該道路資産に係る貸付料を徴収しなければならない。

（道路資産の貸付料の額の基準）

第十七条　会社に対する道路資産の貸付けに係る貸付料の額は、認可業務実施計画の対象となる高速道路ごとに、機構が収受する当該高速道路に係る占用料その他の収入で政令で定めるものと併せて、当該高速道路に係る機構の第十二条第一項の業務に要する費用その他の政令で定める費用を、その貸付期間内に償うものでなければならない。

2　前項に規定するもののほか、同項の貸付料の額の基準は、政令で定める。

（鉄道施設の利用料の額の基準）

第十八条　鉄道事業者に鉄道施設を利用させる場合における利用料の額の基準に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　財務及び会計

（区分経理）

第十九条　機構は、第十二条第一項の業務又は同条第二項の業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（基金）

第二十条　機構は、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法第十五条第一項に規定する退職金支払確保契約に関する業務及びこれに附帯する業務に関する基金を設け、同項に規定する特定事業主が当該退職金支払確保契約に基づき機構に掛金として納付した金額をもってこれに充てるものとする。

2　機構は、次の方法による場合を除くほか、前項の基金を運用してはならない。

一　国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得

二　銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三　その他国土交通省令で定める方法

3　第一項の基金は、国土交通省令で定めるところにより、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加又は減少するものとする。

（利益及び損失の処理の特例等）

第二十一条　機構の第十二条第一項の業務に係る勘定（以下「高速道路勘定」という。）については、通則法第四十四条第一項ただし書、第三項及び第四項の規定は、適用しない。

2　機構は、高速道路勘定において、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項及び次項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額を当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における積立金として整理しなければならない。

3　機構は、高速道路勘定以外の勘定において、中期目標の期間の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十二条第二項に規

定する業務の財源に充てることができる。

4　国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

5　機構は、第三項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6　前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（長期借入金及び日本高速道路保有・債務返済機構債券）

第二十二条　機構は、第十二条第一項第二号及び第三号に規定する業務に必要な費用に充てるため、国土交通大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は日本高速道路保有・債務返済機構債券（以下この章において「債券」という。）を発行することができる。

2　前項に定めるもののほか、機構は、債券を失った者に交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4　第一項又は第二項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者（引受社債権者を除く。）に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5　前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとし、かつ、第十五条第二項の規定による先取特権と同順位とする。

6　機構は、国土交通大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。

7　商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。

8　前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第二十三条　政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の長期借入金又は債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

（返済計画）

第二十四条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の返済計画を立てて、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

（補助金）

第二十五条　政府は、予算の範囲内において、機構に対して、第十二条第一項第五号の業務に要する経費を補助することができる。

2　第十二条第一項第六号の地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対して、同号の業務に要する経費を補助することができる。

第五章　雑則

（特に必要がある場合の国土交通大臣の要求）

第二十六条　国土交通大臣は、道路整備特別措置法に基づき代行する道路管理者の権限の適正な行使を確保するため特に必要があると認めるときは、機構に対し、第十二条第一項第八号の業務及びこれに附帯する業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

2　機構は、国土交通大臣から前項の規定による求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

（財務大臣との協議等）

第二十七条　国土交通大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一　第六条第二項、第十四条第一項（第三号、第四号及び第七号に係る部分に限る。）、第二十二条第一項若しくは第六項又は第二十四条第一項の認可をしようとする場合

二　第二十一条第三項の承認をしようとする場合

2　国土交通大臣は、通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするときは、同条第二項各号に掲げる事項のうち首都高速道路、阪神高速道路又は本州四国連絡高速道路（道路会社法第五条第二項第六号に定める高速道路をいう。）に係る部分について、それぞれ政令で定める地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

（主務大臣等）

第二十八条　機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ国土交通大臣、国土交通省及び国土交通省令とする。

（他の法令の準用）

第二十九条　行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

（国家公務員宿舎法の適用除外）

第三十条　国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

（機構の解散）

第三十一条　機構は、別に法律で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して四十五年を経過する日までに解散する。

2　機構は、高速道路勘定において、前項の規定による解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない。

3　機構は、解散した場合において、高速道路勘定に係る残余財産を、高速道路勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

4　機構は、解散した場合において、高速道路勘定以外の勘定について、その債務を返済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を、当該勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

第六章　罰則

第三十二条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一　この法律の規定により国土交通大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二　第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

三　第二十条第二項の規定に違反して基金を運用したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、施行法の施行の日から施行する。ただし、第二十八条の規定は、公布の日から施行する。

（事務所に関する経過措置）

第二条　機構は、政令で定める日までの間、第五条の規定にかかわらず、主たる事務所を東京都に置く。

審査報告書

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

国土交通委員長　奥石　東

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化に伴い、道路関係法律に関し、高速道路株式会社による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及び料金の徴収、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による道路管理者の権限の代行等に関する規定の整備、自動車専用道路に係る連結許可制度の創設等所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうるよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、四十五年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達が図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため三社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明解なものとすること。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うＳＡ・ＰＡ等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図るとともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の使途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案

日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（道路整備特別措置法の一部改正）

第一条　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　会社による高速道路の整備等（第三条―第九条）

第三章　地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等（第十条―第二十条）

第四章　雑則（第二十一条―第五十六条）

第五章　罰則（第五十七条―第五十九条）

附則

第一章　総則

第一条の見出し中「この法律の」を削る。

第二条の見出し中「用語の」を削り、同条第一項中「による」を「第二条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団若しくは」を「会社、」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「とは、」の下に「高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　この法律において「会社」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社をいう。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成十六年法律第　号）第二条第二項に規定する高速道路をいう。

第二条に次の二項を加える。

6　この法律において「会社等」とは、会社又は地方道路公社をいう。

7　この法律において「機構等」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は地方道路公社をいう。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章　会社による高速道路の整備等

第二条の二から第二条の四までを削る。

第三条の見出しを「（高速道路の新設又は改築）」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第　号。以下「機構法」という。）第十三条第一項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第六条の規定、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文、第十七条第一項若しくは第二項若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2　会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　高速道路の路線名

二　新設又は改築に係る工事の内容

三　収支予算の明細

四　料金の額及びその徴収期間

3　会社は、第一項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第十三条第一項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第七条第三項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあつては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

第三条第六項中「第四項」を「第六項」に、「当該道路」を「当該高速道路」に改め、「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第五項中「日本道路公団」を「会社」に、「第二項第四号又は第五号」を「第二項第二号（第六項の国土交通省令で定める事項に係るものに限る。）又は第三号」に、「事項のみ」を「事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「日本道路公団」を「会社」に、「第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第二項第一号、第二号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7　第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあつては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第二項第一号、第二号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第四号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

8　第五項の規定は、第六項の場合について準用する。

第三条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

5　国土交通大臣は、第二項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二　申請に係る高速道路について、機構が機

構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

三　申請に係る高速道路が高速自動車国道である場合にあつては、高速自動車国道法第五条第一項又は第三項に規定する整備計画に適合するものであること。

四　料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第三条の二を削る。

第四条の見出しを「（会社の行う高速道路の維持、修繕等）」に改め、同条中「日本道路公団は、第二条の二の規定に基き、又は第三条第一項の許可」を「会社は、前条第一項の許可（同条第六項の許可を含む。以下同じ。）」に、「道路に」を「高速道路に」に、「若しくは道路法」を「、道路法」に、「基き成立した」を「基づき成立した」に改め、「含む。）」の下に「による管理の方法の定め」を加え、「第十条第二項」を「第二十二条第二項」に、「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「当該道路」を「当該高速道路」に改める。

第五条及び第六条を次のように改める。

（供用の拒絶等）

第五条　会社は、前条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路について、次に掲げる車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のため、機構（第一号に掲げる車両にあつては、同号の道路監理員を含む。）の要請に基づき必要な措置を講じなければならない。

一　第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構が命じた道路監理員を含む。）が、同法第四十六条の規定に基づき当該高速道路について通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両

二　道路法第四十七条第一項に規定する車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下この条において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度で同項の政令で定めるものを超える車両（同法第四十七条の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

三　第八条第一項第二十一号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構が道路法第四十七条第三項の規定に基づき当該高速道路において安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両（同法第四十七条の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

四　道路法第四十七条第四項の政令で定める基準に適合しないことにより当該高速道路の通行を制限される車両

2　会社は、前項に規定するもののほか、道路法第四十六条第一項各号のいずれかに該当する場合において、高速道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該高速道路の供用を拒絶することができる。

3　会社は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる場合を除き、高速道路の供用を拒絶してはならない。

一　当該供用の申込みが次条第一項の認可を受けた供用約款によらないものであるとき。

二　当該供用に関し通行者又は利用者から特別の負担を求められたとき。

三　当該供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。

四　当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

（供用約款）

第六条　会社は、第三条第一項の許可に基づき料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　国土交通大臣は、前項の認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の認可をすることができる。

一　料金の徴収及び会社の責任に関する事項が明確に定められているものであること。

二　高速道路を通行し、又は利用する特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第三十二条ただし書中「第六条の二第七項の規定による」を「第九条第六項の規定による申請に基づく」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十一条中「日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等」を「会社管理高速道路又は公社管理道路」に、「公団等若しくは」を「道路整備特別措置法第二条第六項に規定する会社等（次項において「会社等」という。）若しくは」に、「公団等」を「会社等」に改め、同条を第五十五条とする。

第三十条第一項を次のように改める。

この法律による道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法（第五十条から第五十三条までを除く。）及び高速自動車国道法（第二十条を除く。）並びにこれらの法律に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、道路法第七十一条第四項中「道路管理者（第九十七条の二の規定により権限の委任を受けた北海道開発局長を含む。以下この項及び次項において同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」とあるのは「機構等又は有料道路管理者（道路整備特別措置法第十八条第四項に規定する有料道路管理者をいう。以下同じ。）は、その職員のうちから道路監理員を命じ」と、「第一項又は第二項の規定による道路管理者の処分」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十四号の規定により道路管理者に代わつて行う第一項若しくは第二項の規定による機構等の処分又は第一項若しくは第二項の規定による有料

道路管理者の処分」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三十条第二項を削り、同条第三項中「公団等の管理する一般国道等」を「会社管理高速道路又は公社管理道路」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「代つて」を「代わつて」に、「公団等」を「機構等」に、「第百六条」を「第百七条」に、「、道路管理者とみなし、この法律の規定により国土交通大臣に代つてその権限を行う日本道路公団は、これらの規定又は」を「道路管理者とみなし、」に、「、国土交通大臣」を「国土交通大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第五十四条とする。

第二十九条中「公団等」を「機構等」に改め、同条を第五十三条とする。

第二十八条の見出しを「（道路資産等の帰属）」に改め、同条第一項を次のように改める。

会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、次項の規定により機構に帰属する日前においては、当該会社に帰属する。

第二十八条第二項中「公団等」を「会社等又は機構」に改め、同項を同条第八項とし、同条第一項の次に次の六項を加える。

2　第二十二条第二項の規定により公告する工事完了の日の翌日以後においては、前項の道路資産（当該工事完了の公告が工事の一部の完了である場合にあつては、当該完了した工事の部分に係る道路資産）は、機構に帰属する。

3　前項の規定にかかわらず、会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて次に掲げる事項を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、同項の規定により機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い、機構に帰属する。

一　機構に帰属する道路資産の内容

二　道路資産が機構に帰属する予定年月日

4　会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によつて増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属する。

5　会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他機構法第二条第二項の政令で定める物件は、当該会社に帰属する。

6　地方道路公社が道路の新設又は改築のために取得した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件は、当該地方道路公社に帰属する。

7　第一項の規定により会社に帰属した道路資産、第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産及び第五項の規定により会社に帰属した物件は、第四十九条第一項の許可があつたときは当該許可に係る引継ぎの日において道路管理者に、前条第一項の許可があつたときは当該許可に係る引継ぎの日において地方道路公社に帰属する。

第二十八条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（道路資産等の道路管理者への帰属）

第五十二条　前条第二項から第四項までの規定により機構に帰属した道路資産並びに同条第六項及び第七項の規定により地方道路公社に帰属した道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定める物件を除く。）は、第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日の翌日において、道路管理者（道路管理者が国土交通大臣であるときは、国）に帰属する。

第二十七条の三の見出しを「（会社管理高速道路及び有料道路管理者の管理する道路の地方道路公社への引継ぎ）」に改め、同条第一項を次のように改める。

地方道路公社は、会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している高速道路（機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。）について、会社及び機構と協議し、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、会社が新設し、又は改築している高速道路にあつては当該高速道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の高速道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

第二十七条の三第二項中「日本道路公団」を「会社及び機構」に、「当該道路」を「当該高速道路」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする協定を添付して行わなければならない。

4　国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

一　申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二　申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

5　地方道路公社は、有料道路管理者が第十八条第一項の許可又は第十九条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けて新設し、若しくは改築し、又は料金を徴収している道路について、当該有料道路管理者の同意を得、かつ、国土交通大臣の許可を受けて、当該有料道路管理者が新設し、又は改築している道路にあつては当該道路の新設又は改築及び料金の徴収を、その他の道路にあつては料金の徴収を自ら行うことができる。

第二十七条の三に次の一項を加える。

7　第一項又は第五項の許可があつた場合には、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可と同一内容の当該地方道路公社に対する第十条第一項の許可又は第十一条第一項の許可があつたものとみなし、会社又は有料道路管

理者が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該地方道路公社が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項若しくは第二十五条第一項の規定による公告又は有料道路管理者がした第二十四条第四項若しくは第二十五条第二項の規定による公示は、当該地方道路公社がした第二十四条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告とみなす。この場合において、当該道路に係る会社に対する第三条第一項の許可又は有料道路管理者に対する第十八条第一項の許可若しくは第十九条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

第二十七条の三を第五十条とする。

第二十七条の二の見出しを「（会社管理高速道路の道路管理者への引継ぎ）」に改め、同条第一項中「又は第三条の二第一項の許可を受けて日本道路公団」を「を受けて会社」に、「都道府県道又は指定市の市道」を「高速道路（機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路を除き、都道府県道又は指定市の市道であるものに限る。以下この条において同じ。）」に、「日本道路公団と」を「会社及び機構と」に、「受けて、日本道路公団」を「受けて、会社」に、「道路にあつては当該道路」を「高速道路にあつては当該高速道路」に、「その他の道路」を「その他の高速道路」に改め、同項ただし書中「、当該道路」を「、当該高速道路」に、「日本道路公団が当該道路」を「会社が当該高速道路」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の許可の申請は、当該引継ぎに係る高速道路を対象とする協定を添付して行わなければならない。

第二十七条の二に次の二項を加える。

4　国土交通大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

一　申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二　申請に係る高速道路の引継ぎについて、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

5　第一項の許可があつた場合には、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可と同一内容の当該道路管理者に対する第十八条第一項の許可があつたものとみなし、会社が第二十四条第三項の規定により認可を受けて定めた通行方法は、当該道路管理者が同項の規定により認可を受けて定めた通行方法とみなし、会社がした同条第四項又は第二十五条第一項の規定による公告は、当該道路管理者がした第二十四条第四項又は第二十五条第二項の規定による公示とみなす。この場合において、当該高速道路に係る会社に対する第三条第一項の許可は、その効力を失うものとする。

第二十七条の二を第四十九条とする。

第二十七条第一項中「公団等」を「会社等又は機構」に、「日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等」を「会社管理高速道路又は公社管理道路」に、「指定市の市道以外の市町村道」を「公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国土交通大臣は、会社等に対して、会社管理高速道路又は指定都市高速道路の料金に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

第二十七条を第四十八条とする。

第二十六条の二を削る。

第二十六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する場合においては、国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し機構又は当該会社に対して、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。）を除く。）に関し当該地方道路公社に対して、都道府県知事は、公社管理道路（指定市の市道以外の市町村道に限る。）に関し当該地方道路公社に対して、その処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十六条第一項第一号中「公団等」を「機構等又は会社」に、「基く」を「基づく」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項及び第三項中「公団等」を「機構等」に改め、同条を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（会社管理高速道路又は指定都市高速道路に係る料金に関する監督）

第四十七条　国土交通大臣は、会社管理高速道路又は指定都市高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、会社等に対して必要な措置をとることを命ずることができる。

第二十五条を削る。

第二十四条中「基く」を「基づく」に、「公団等」を「機構等」に改め、同条を第四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（他人の土地の立入り、一時使用等）

第四十四条　会社は、高速道路に関する調査、測量若しくは工事又は高速道路の維持のためやむを得ない必要がある場合においては、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2　会社は、前項の規定により他人の土地に立ち入り、又は一時使用しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならない。ただし、天災、事変その他の非常事態が発生した場合において、十五日以内の期間一時使用をするときは、この限りでない。

3　道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分に因り」とあるのは「道

路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と読み替えるものとする。

（負担金等の強制徴収）

第四十五条　道路法第七十三条の規定は、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに当該料金に係る第二十六条の規定に基づく割増金について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2　第四十二条第三項の規定により機構等の収入となる占用料、連結料及び負担金に関する道路法第七十三条の規定の適用については、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

3　会社は、第四十二条第四項の規定により会社の収入となる負担金（以下この条において単に「負担金」という。）を納付しない者がある場合においては、督促状を発して督促し、その者が督促状において指定した期限までに納付しないときは、機構に対し、その徴収を申請することができる。

4　道路法第七十三条の規定は、前項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収する場合について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

5　前項において準用する道路法第七十三条第二項に規定する手数料は、機構の収入とする。

6　第三項の規定による申請に基づき機構が負担金を徴収した場合には、会社は、機構の徴収した金額（前項の手数料に相当する金額を除く。）の百分の四に相当する金額を機構に納付しなければならない。

第二十三条を削る。

第二十二条中「において準用する」を「の規定により読み替えて適用する」に改め、同条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（収入の帰属）

第四十二条　第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十五条第一項の規定に基づく料金並びに第二十六条の規定に基づく割増金は、それぞれ当該料金又は割増金を徴収した会社等の収入とする。

2　第十八条第一項又は第十九条第一項の規定に基づく料金は、有料道路管理者の収入とする。

3　第一項に規定するもののほか、第三十三条の規定により読み替えて適用する道路法第三十九条の規定に基づく占用料、第三十四条の規定により読み替えて適用する同法第四十八条の七第一項若しくは高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定に基づく連結料、第三十六条の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料、第八条第一項第十九号若しくは第十七条第一項第十四号の規定により同法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を機構等が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金、第四十条の規定により読み替えて適用する同法第六十一条第一項の規定に基づく負担金又は第四十条第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書若しくは第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該占用料若しくは連結料を徴収し、当該手数料の納付を受け、又は当該負担金を負担させた機構等の収入とする。

4　第一項に規定するもののほか、第九条第一項第九号の規定により道路法第四十四条の二第一項から第四項までの規定による道路管理者の権限を会社が代わつて行つた場合における同条第七項の規定に基づく負担金並びに第四十条第一項の規定により読み替えて適用する同法第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条ただし書及び第六十二条後段の規定に基づく負担金は、それぞれ当該負担金の負担を求めた会社の収入とする。

第二十一条を削る。

第二十条第一項中「第十九条」を「第三十七条」に、「公団等の」を「会社等又は機構の」に、「当該公団等」を「それぞれ当該会社等（会社管理高速道路に係る他の工作物の管理者が当該会社であるときは、機構。以下この条において同じ。）又は機構」に改め、同条第二項中「公団等」を「会社等若しくは機構」に改め、同条第三項中「基づいて」を「基づいて」に、「公団等」を「会社等又は機構」に、「きかなければならない」を「聴かなければならない」に改め、同条第四項中「前項の規定により」を「第二項の規定による申請に基づいて」に、「公団等」を「会社等又は機構」に改め、同条を第三十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（道路に関する費用についての道路法の規定の適用）

第四十条　会社管理高速道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び当該会社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十三号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同法第五十八条第一項及び第六十条ただし書中「を負担させる」とあるのは「について負担を求める」と、同法第五十九条第三項中「全部又は一部を」とあるのは「全部又は一部について」と、「負担させる」とあるのは「負担を求める」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第八条第一項第十一号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う機構」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整

備特別措置法」と、同条ただし書中「当該他の工作物の管理者に」とあるのは「会社は、当該他の工作物の管理者に」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第九条第一項第八号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う会社」とする。

2　公社管理道路に関する道路法第五十七条から第六十三条までの規定の適用については、同法第五十七条中「道路管理者以外の者」とあるのは「道路管理者及び地方道路公社以外の者」と、「同条の規定により道路管理者の承認を受けた者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第六号の規定により第二十四条本文の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社の承認を受けた者」と、同法第五十八条第一項及び第五十九条第三項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同法第六十条本文中「第二十一条の規定によつて道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第三号の規定により第二十一条の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」と、「この法律」とあるのは「この法律及び道路整備特別措置法」と、同法第六十一条第一項中「道路管理者」とあるのは「地方道路公社」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第六十二条後段中「第三十八条第一項の規定により道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第十七条第一項第十号の規定により第三十八条第一項の規定による道路管理者の権限を代わつて行う地方道路公社」とする。

　前条第一項又は第二項の規定により会社等の負担すべき道路の管理に関する費用で、道路法第十九条の二第一項に規定する共用管理施設又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、会社等及び道路法第十九条の二第一項又は高速自動車国道法第七条の二第一項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が国土交通大臣の管理する高速自動車国道である場合にあつては国土交通大臣、会社管理高速道路である場合にあつては会社、公社管理道路である場合にあつては地方道路公社。以下この条において「他の道路の道路管理者」という。）は、協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

第十九条の二第二項中「公団等」を「会社等」に、「道路管理者」を「他の道路の道路管理者」に改め、同条第三項中「第六条の二第四項の」を「第九条第三項の」に、「第六条の二第四項中「日本道路公団」とあるのは「公団等」を「同条第三項中「会社」とあるのは「会社等」に改め、同条第四項中「及び前項において準用する第六条の二第四項の規定により」を「の規定による申請に基づいて」に、「公団等及び道路管理者の」を「会社等と他の道路の道路管理者との」に改め、同条を第三十八条とする。

　第十九条の見出し中「公団等の行なう有料の」を「会社等又は機構の行う」に改め、同条第一項中「日本道路公団の管理する高速自動車国道又は公団等の管理する一般国道等」を「会社管理高速道路又は公社管理道路」に、「日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）、首都高速道路公団法、阪神高速道路公団法、本州四国連絡橋公団法」を「機構法」に、「当該公団等」を「当該会社等」に改め、同条第二項中「日本道路公団の管理する高速自動車国道」を「会社管理高速道路」に、「、日本道路公団」を「、会社」に改め、同条に次の一項を加える。

3　この法律の規定により機構が行う会社管理高速道路の管理に関する費用は、機構の負担とする。

第十九条を第三十七条とする。

第十七条の二から第十八条の四までを削る。

第十七条の見出しを「（公社管理道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

　道路管理者は、地方道路公社が第十条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、若しくは第十五条第一項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路又は第十二条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、若しくは第十四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う指定都市高速道路（以下「公社管理道路」と総称する。）について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方道路公社の意見を聴かなければならない。

　第十七条第一項第五号中「又は第四十八条の四第一項」を「（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第四十八条の四第一項の規定により」を「第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について」に改め、「又は」の下に「連結を」を加え、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の二を第三号とし、同条第二項中「公団等の管理する一般国道等」を「公社管理道路」に、「公団等に」を「地方道路公社に」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の五条を加える。

（道路管理者等に対する処分等の請求）

第三十二条　会社又は機構は、会社管理高速道路の管理に関し必要があると認めるときは、会社にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者又は機構に対して、機構にあつては当該会社管理高速道路の道路管理者に対して、必要な処分等をすることを求めることができる。

2　地方道路公社は、公社管理道路の管理に関し必要があると認めるときは、当該公社管理道路の道路管理者に対して、必要な処分等をすることを求めることができる。

（占用料の徴収についての道路法の規定の適用）

第三十三条　会社管理高速道路及び公社管理道

路に関する道路法第三十九条の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「道路整備特別措置法第二条第七項に規定する機構等（以下「機構等」という。）」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

（連結料の徴収についての道路法等の規定の適用）

第三十四条　会社管理高速道路及び公社管理道路に関する道路法第四十八条の七の規定の適用については、同条第一項中「道路管理者」とあるのは「機構等」と、同条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」とする。

2　会社管理高速道路に関する高速自動車国道法第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「国」とあるのは、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」とする。

（違法放置物件の保管についての道路法の規定の適用）

第三十五条　第八条第一項第十九号、第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号の規定により道路法第四十四条の二第二項に規定する道路管理者の権限を代わつて行う機構等又は会社が同条第一項に規定する違法放置物件（同条第四項の規定により売却した代金を含む。）を保管する場合における同条第八項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「機構等又は会社」とする。

（手数料の納付についての道路法の規定の適用）

第三十六条　第八条第一項第二十二号又は第十七条第一項第十七号の規定により道路法第四十七条の二第一項の許可に関する道路管理者の権限を機構等が代わつて行う場合における同条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項中「道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）」とあるのは「機構等」と、同条第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

第十六条の二の見出しを「（会社管理高速道路の道路管理者が権限を行う場合の意見の聴取等）」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路管理者は、会社管理高速道路について、次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、機構及び会社の意見を聴かなければならない。

第十六条の二第一項第五号中「第三十七条第一項」の下に「（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第八号とし、同項第四号の二を同項第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六　道路法第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定をすること。

七　道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第一号に掲げる施設について協議し、又は連結を許可すること。

第十六条の二第二項中「国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道」を「道路管理者は、会社管理高速道路」に、「日本道路公団に」を「機構及び会社に」に改め、同条を第三十条とする。

第十六条の見出し中「有料」を「指定区間外」に改め、同条第一項中「公団等は、第十五条第一項」を「会社等は、第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第十五条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第四項を削り、同条を第二十九条とする。

第十五条の二の見出し中「有料の高速自動車国道」を「高速自動車国道等」に改め、同条中「高速自動車国道」の下に「又は指定区間内の一般国道」を加え、同条を第二十八条とする。

第十五条の見出し中「有料の」を削り、同条第一項及び第二項を次のように改める。

会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定による許可を受けた道路の新設又は改築に関する工事が完了した場合には、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣（地方道路公社の行う工事のうち指定市の市道以外の市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るもの又は市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者の行う工事にあつては、都道府県知事）の検査を受けなければならない。

2　前項に規定する工事の検査は、国土交通省令で定めるところにより、同項に規定する工事の途中においても、行うことができる。

第十五条第三項中「第二条の三の認可、第七条の三第一項の認可若しくは本州四国連絡橋公団法第三十一条第一項の認可又は」を削り、「第七条の十二第一項の許可若しくは第七条の十四第一項」を「第十条第一項の許可又は第十二条第一項」に、「公団等」を「会社等」に、「認可又は許可」を「許可」に改め、同条第四項中「第八条第一項」を「第十八条第一項」に、「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条第五項及び第六項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第二十七条とする。

第十四条の二を削る。

第十四条第一項を次のように改める。

会社等は、料金を徴収しようとするときは、あらかじめ、その額及び徴収期間を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。当該料金の額又は徴収期間を変更しようとするときも、同様とする。

第十四条第二項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（割増金）

第二十六条　会社等は、料金を不法に免れた者から、その免れた額のほか、その免れた額の二倍に相当する額を割増金として徴収することができる。

第十三条を削る。

第十二条の見出しを「（料金徴収の対象等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二

条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

第十二条第二項中「高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路及び指定都市高速道路以外の道路」を「前項本文に規定するその他の道路」に、「前項本文」を「同項本文」に改め、同条に次の二項を加える。

3　会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実に行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両は、当該通行方法に従つて、道路を通行しなければならない。

4　会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

第十二条を第二十四条とする。

第十一条を削る。

第十条の見出し中「公団等の行なう有料の」を「会社等の行う」に改め、同条第一項を次のように改める。

会社等は、第三条第一項の許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事を行おうとするときは、あらかじめ、当該道路の路線名及び工事の区間、工事の種類並びに工事開始の日を国土交通省令で定める方法で公告しなければならない。

第十条第二項中「公団等」を「会社等」に、「第二十七条の二第一項又は第二十七条の三第一項」を「第四十九条第一項又は第五十条第一項」に、「日本道路公団が道路」を「会社が高速道路」に改め、同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（料金の額等の基準）

第二十三条　料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一　会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

二　第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

三　前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。

四　会社管理高速道路（機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路に限る。）又は指定都市高速道路にあつては、公正妥当なものであること。

五　前号の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。

2　前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。

3　会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、会社の成立の日から起算して四十五年を超えてはならない。

4　前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

第九条第一項を次のように改める。

会社等は、第三条第一項の許可又は第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けた後、当該許可に係る道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

第九条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「道路管理者は、第八条第一項」を「有料道路管理者は、第十八条第一項」に、「前項各号」を「第二項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　会社等は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、会社にあつては、当該廃止に係る高速道路を対象とする協定を添付しなければならない。

一　廃止しようとする路線名及び工事の区間

二　廃止の予定年月日

三　廃止の理由

3　国土交通大臣は、会社からの前項前段の申請にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請書に記載された事項が、協定の内容に適合すること。

二　申請に係る高速道路の新設又は改築に関する工事の廃止について、機構が機構法第十四条第一項の業務実施計画の認可を受けていること。

第九条を第二十一条とする。

第八条の三第一項中「第七条の十二第一項」を「第十条第一項」に、「第七条の十四第一項」を「第十二条第一項」に、「第八条第一項」を「第十

八条第一項」に、「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章　雑則

第八条の二の見出し中「道路管理者の行なう」を「有料道路管理者の行う」に改め、同条第一項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二　当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

第八条の二第二項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「添附して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画」を「添付して、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　収支予算の明細

二　料金

三　料金の徴収期間

第八条の二第四項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第一号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条の二第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、「変更しようとするときは」の下に「、あらかじめ、有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二　料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第八条の二を第十九条とする。

第八条の見出し中「道路管理者の行う有料の」を「有料道路管理者の行う」に改め、同条第一項から第三項までを次のように改める。

道路管理者（都道府県道又は市町村道の道路管理者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、道路の新設又は改築に要する費用の全部又は一部が償還を要するものであり、かつ、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものである場合に限り、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2　道路管理者は、前項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　路線名及び工事の区間

二　工事方法及び工事予算

三　工事の着手及び完成の予定年月日

四　収支予算の明細

五　料金

六　料金の徴収期間

3　国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請に係る道路の新設又は改築が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二　料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第八条第四項中「道路管理者は、第一項」を「第一項の許可を受けた道路管理者（以下「有料道路管理者」という。）は、同項」に、「第三条第二項第一号」を「第二項第一号」に、「第六号又は第七号」を「第五号又は第六号」に改め、「変更しようとするときは」の下に「あらかじめ有料道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経た上」を加え、「又は第三号」を削り、同条第五項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に、「第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第三号又は第四号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同条第六項中「道路管理者」を「有料道路管理者」に改め、同条を第十八条とする。

第七条の十九を削る。

第七条の十八第一項中「第七条の十二第一項」を「第十条第一項」に、「第七条の十三第一項」を「第十一条第一項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第七条の十四第一項」を「第十二条第一項」に、「第七条の十五」を「第十三条第一項」に改め、同条第二項中「第七条の十四第二項」を「第十二条第二項第二号」に、「第七条の十五」を「第十三条第二項第二号」に改め、「若しくは」の下に「同項第三号の」を加え、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地方道路公社による道路管理者の権限の代行）

第十七条　地方道路公社は、第十条第一項の許可若しくは第十二条第一項の許可を受けて道路を新設し、若しくは改築する場合、第十四条の規定により道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合又は第十五条第一項の許可を受けて道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該道路の道路管理者に代わつて、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一　道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

二　道路法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定により管理の方法について協議すること。

三　道路法第二十一条の規定により道路に関する工事を施行させ、及び道路の維持をさせること。

四　道路法第二十二条第一項の規定により道

路に関する工事又は道路の維持を施行させること。

五　道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

六　道路法第二十四条本文の規定により道路に関する工事又は道路の維持を行うことを承認し、及び同法第八十七条第一項の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

七　道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

八　道路法第三十二条第一項又は第三項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により許可し、及び同法第三十二条第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議し、並びに同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により当該許可に必要な条件を付すること。

九　道路法第三十五条（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により協議すること。

十　道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

十一　道路法第四十条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な指示をすること。

十二　道路法第四十三条の二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十三　道路法第四十四条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命ずること。

十四　道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十五　道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により道路標識又は区画線を設けること。

十六　道路法第四十六条第一項及び第三項並びに第四十七条第三項の規定により道路の通行を禁止し、又は制限すること。

十七　道路法第四十七条の二第一項及び第二項前段の規定により許可をし、同条第二項後段の規定により協議し、及び同条第五項の規定により許可証を交付すること。

十八　道路法第四十七条の三及び第四十八条の十二の規定により必要な措置をすることを命ずること。

十九　道路法第四十七条の六第一項の規定により協議し、締結し、及び道路一体建物を管理すること。

二十　道路法第四十八条第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を講ずべきことを命じ、及び同法第四十八条第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置をすることを命ずること。

二十一　道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十二　道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

二十三　道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

二十四　道路法第七十一条第一項又は第二項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により管理を命じ、及び同法第七十一条第三項前段（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせること。ただし、同法第三十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に係るものを除く。

二十五　道路法第九十一条第一項の規定により許可をすること。

二十六　道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項又は第二項の規定に係るものを除く。

二十七　高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

2　地方道路公社は、前項の規定により当該道路の道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が同項第八号、

第九号又は第二十一号に掲げるものであるときは当該道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を当該道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第八号又は第九号に掲げる権限にあつては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

3　第一項の規定により地方道路公社が当該道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

第七条の十七の見出し中「行なう有料の」を「行う」に改め、同条第一項中「第七条の十二第一項」を「第十条第一項」に、「行なうこと」を「行うこと」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「第五条第二項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　路線名並びに維持及び修繕を行う区間

二　維持及び修繕に関する工事の方法

三　収支予算の明細

四　料金

五　料金の徴収期間

第七条の十七第三項を次のように改める。

3　国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請に係る道路の維持及び修繕に関する工事が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二　料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第七条の十七第四項中「第五条第二項各号」を「第二項第一号、第二号、第四号又は第五号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

第七条の十七に次の一項を加える。

6　国土交通大臣は、第一項若しくは第四項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

第七条の十七を第十五条とする。

第七条の十六の見出し中「行なう有料の」を「行う」に改め、同条中「第七条の十二第一項」を「第十条第一項」に、「第七条の十四第一項」を「第十二条第一項」に改め、「含む。）」の下に「による管理の方法の定め」を加え、「第十条第二項」を「第二十二条第二項」に、「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第十四条とする。

第七条の十五中「、国土交通省令で定めるところにより、料金及び料金の徴収期間について」を削り、同条に次の二項を加える。

2　地方道路公社は、前項の認可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書類を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　収支予算の明細

二　料金

三　料金の徴収期間

3　国土交通大臣は、前項の申請に係る料金の額及びその徴収期間が第二十三条に定める基準に適合するものであると認める場合に限り、第一項の認可をすることができる。

第七条の十五を第十三条とする。

第七条の十四の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「次の各号に該当する」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、「含む。）」の下に「による管理の方法の定め」を加え、同条第二項中「添附して」を「添付して」に改め、同条第四項第二号を次のように改める。

二　工事方法及び工事予算

第七条の十四第四項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第五項を次のように改める。

5　国土交通大臣は、第二項の申請に係る道路が第一項に規定する要件に適合するものであると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

第七条の十四第六項中「第四項第一号から第三号まで」を「第四項第一号若しくは第二号」に改め、同条第七項中「第四項第四号」を「第四項第三号」に、「事項のみ」を「事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同条第八項中「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同条を第十二条とする。

第七条の十三の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条第一項中「第三条の二第一項各号に掲げる条件が存する」を「次に掲げる要件に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二　当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

第七条の十三第二項中「添附して、第三条の二第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画」を「添付して、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　収支予算の明細

二　料金

三　料金の徴収期間

第七条の十三第五項中「第三項」を「第四項」に改め、「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三条の二第二項第一号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第一号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三条の二第二項第二号」を「第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二　料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第七条の十三を第十一条とする。

第七条の十二の見出し中「行なう有料の」を「行う」に改め、同条第一項中「、一般国道」の下に「（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）」を加え、「第七条の十四第一項」を「これらの道路のうち、第十二条第一項」に、「除く。）が第三条第一項各号に規定する条件に該当し、かつ、当該道路が一般国道である場合においては、当該道路の新設又は改築が当該道路の存する地域の利害に特に関係があると認められるものであるときに限り」を「除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について」に改め、「含む。）」の下に「による管理の方法の定め」を加え、同条第二項中「添附して、第三条第二項各号に掲げる事項及び元利償還年次計画」を「添付して、次に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　路線名及び工事の区間

二　工事方法及び工事予算

三　工事の着手及び完成の予定年月日

四　収支予算の明細

五　料金

六　料金の徴収期間

第七条の十二第三項を次のように改める。

3　国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一　申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二　料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

第七条の十二第四項中「第三条第二項第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第二項第一号、第二号、第五号又は第六号」に改め、同条第五項中「第三条第二項第四号若しくは第五号に掲げる事項又は元利償還年次計画のみ」を「第二項第三号又は第四号に掲げる事項」に、「届け出ることをもつて足りる」を「届け出なければならない」に改め、同条第六項中「道路管理者」の下に「（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」を加え、同条を第十条とする。

第七条から第七条の十一までを削る。

第六条の二の見出し中「国土交通大臣」を「機構による道路管理者」に改め、同条第一項中「日本道路公団は、第二条の二の規定に基づき高速自動車国道」を「機構は、会社が第三条第一項の許可を受けて高速道路」に、「高速自動車国道の」を「高速道路の」に、「国土交通大臣に代わつて」を「当該高速道路の道路管理者に代わつて」に改め、同項第二号中「第七条の二第一項又は」を削り、「方法」の下に「（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）」を加え、同項第十九号を同項第三十号とし、同項第十八号中「において準用する」を「及び道路法第九十一条第二項において準用する」に改め、同号ただし書中「第三十七条第一項」の下に「（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項中第十七号の四を第二十八号とし、第十七号の三を第二十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六　道路法第四十八条の五第一項の規定により同法第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設について自動車専用道路（同条に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）との連結を許可し、同法第四十八条の五第三項の規定により当該施設の構造の変更を許可し、及び同法第四十八条の十の規定によりこれらの許可に必要な条件を付すること。

二十七　道路法第四十八条の九の規定により施設の譲渡を承認し、及び同法第四十八条の十の規定により当該承認に必要な条件を付すること。

第六条の二第一項第十七号の二中「協定を締結し、及び道路一体建物を管理する」を「及び締結する」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第十七号中「第四十七条の三」の下に「及び第四十八条の十二」を加え、同号を同項第二十三号とし、同項中第十六号の二を第二十二号とし、第十六号を第二十一号とし、同項第十五号中「及び第四十七条の四」を「、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項」に、「道路標識又は区画線を設けること」を「設けるべき道路標識又は区画線を定めること」に改め、同号を同項第二十号とし、同項中第十四号の四を第十九号とし、第十四号の三を第十八号とし、第十四号の二を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を削り、第十二号を第十五号とし、第十一号を削り、同項第十号中「同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において」を「同法第三十四条及び第八十七条第一項（同法第九十一条第二項においてこれらの規定を」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第九号を第十三号とし、第八号を削り、第七号を第十二号とし、第六号を第十一号とし、第五号の二を第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九　道路法第十八条第一項の規定により道路の区域を決定し、又は変更すること。

十　道路法第二十条第一項の規定により管理の方法（同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社以外の者であるときは、新設、改築、維持、修繕及び災害復旧以外の管理の方法に限る。）について協議すること。

第六条の二第一項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「道路標識を設ける」を「設けるべき道路標識を定める」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号の

三を第四号とし、同項第二号の二中「通路その他の」を削り、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

三十一　道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知し、及び同条第二項の規定により協議し、又は通知すること。ただし、同法第四十八条の二第一項若しくは第二項の規定に係るもの又は同法第九十五条の二第一項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものを除く。

第六条の二第二項中「日本道路公団」を「機構」に、「国土交通大臣に代わってその権限のうち同項第一号、第二号の二又は第十号から第十二号まで」を「高速自動車国道の道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第十四号又は第十五号」に、「同項第十号から第十二号まで」を「同項第十四号又は第十五号」に、「を行おうとする」を「である」に、「国土交通大臣の」を「当該道路管理者の」に改め、「受け」の下に「、かつ」を加え、「を国土交通大臣」を「を当該道路管理者」に改め、同条第三項から第七項までを次のように改める。

3　機構は、第一項の規定により高速道路（高速自動車国道を除く。以下この項において同じ。）の道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において、その権限が第一項第九号に掲げるもの又は一般国道に係る同項第十四号、第十五号若しくは第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の意見を聴き、その権限が都道府県道又は指定市の市道に係る同項第十四号、第十五号又は第二十六号に掲げるものであるときは当該高速道路の道路管理者の同意を得、かつ、これらの権限を行った場合においては、遅滞なく、その旨を当該高速道路の道路管理者に通知しなければならない。ただし、同項第十四号又は第十五号に掲げる権限にあっては、道路の構造又は交通に及ぼす支障が大きいと認められる道路の占用で政令で定めるものに係る場合に限る。

4　機構は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わってその権限を行おうとする場合において、その権限が同項第一号、第三号、第五号、第六号、第九号、第十一号から第十六号まで、第十八号から第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号までに掲げるものであるときは、あらかじめ、会社の意見を聴き、同項第一号から第七号まで又は第九号から第三十号までに掲げる権限（同項第二号に掲げる権限にあっては高速自動車国道法第八条第一項に規定する他の工作物の管理者が、第一項第十号に掲げる権限にあっては道路法第二十条第一項に規定する他の工作物の管理者が、それぞれ当該会社以外の者であるときに限る。）を行った場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

5　第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号の規定により高速道路の道路管理者に代わって機構が行う許可又は承認については、機構に提出すべき申請書その他の書類は、会社を経由しなければならない。この場合における道路法第三十二条第四項の規定の適用については、同項中「道路管理者」とあるのは、「道路整備特別措置法第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）」とする。

6　前二項の規定は、第一項第三号、第四号、第十三号、第十四号、第二十六号又は第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わって機構が行う許可又は承認であって当該会社に対するものについては、適用しない。

7　次条第一項第九号又は第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わってこれらの権限を会社が行った場合においては、機構は、それぞれ第一項第十九号又は第二十八号に掲げる権限を行わないものとする。

第六条の二第八項及び第九項を削り、同条第十項中「日本道路公団が国土交通大臣に代つて」を「機構が高速道路の道路管理者に代わつて」に、「第十条第一項」を「第二十二条第一項」に、「第十四条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条を第八条とし、同条の次に次の一条及び章名を加える。

（会社による道路管理者の権限の代行）

第九条　会社は、第三条第一項の許可を受けて高速道路を新設し、若しくは改築する場合又は第四条の規定により高速道路の維持、修繕及び災害復旧を行う場合においては、当該高速道路の道路管理者に代わって、その権限のうち次に掲げるものを行うものとする。

一　高速自動車国道法第七条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

二　高速自動車国道法第八条第一項の規定により維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

三　前条第一項第六号の規定により機構が定めた道路標識を、高速自動車国道法第十七条第二項の規定により設けること。

四　道路法第十九条の二第一項の規定により管理の方法について協議すること。

五　道路法第二十条第一項の規定により新設、改築、維持、修繕又は災害復旧の方法について協議すること。ただし、同項に規定する他の工作物の管理者が当該会社である場合を除く。

六　道路法第二十三条第一項の規定により他の工事を施行すること。

七　道路法第三十一条第一項の規定により協議し、これを成立させること。

八　道路法第三十八条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路の占用に関する工事を自ら施行すること。

九　道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去

し、又はその命じた者若しくは委任した者に除去させ、同法第四十四条の二第二項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を保管し、同法第四十四条の二第三項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により公示し、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、及び代金を保管し、並びに同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄すること。

十　前条第一項第二十号の規定により機構が定めた道路標識又は区画線を、道路法第四十五条第一項、第四十七条の四及び第四十八条の十一第二項の規定により設けること。

十一　道路法第四十七条の六第一項後段の規定により道路一体建物を管理すること。

十二　道路法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又はその命じた者若しくはその委任を受けた者に車両を移動させ、同条第二項の規定により意見を聴き、同条第三項の規定により車両を保管し、及び必要な措置を講じ、同条第四項の規定により告知し、必要な措置を講じ、及び公示し、並びに同条第五項の規定により車両を移動すること。

十三　道路法第九十五条の二第一項の規定により意見を聴き、又は通知すること。ただし、同項に規定する横断歩道橋の設置、道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築若しくは道路の附属物である自動車駐車場の設置に係るものに限る。

2　前項第一号の規定により高速自動車国道の道路管理者に代わってその権限を会社が行う場合において、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定による協議が成立しないときは、会社又は同項に規定する他の道路の道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、第三十一条第一項に規定する公社管理道路であるときは地方道路公社。次項及び第四項において同じ。）は、当該他の道路の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社及び他の道路の道路管理者の意見を聴かなければならない。この場合において、当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は、意見を提出しようとするときは、指定区間外の一般国道の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会に諮問し、その他の道路管理者にあつては道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4　第二項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、高速自動車国道法第七条の二第一項の規定の適用については、会社と他の道路の道路管理者との協議が成立したものとみなす。

5　会社は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は鉄道事業者の鉄道と相互に交差する高速自動車国道の新設又は改築を行うときは、高速自動車国道法第十二条第一項の規定にかかわらず、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者と当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担について、あらかじめ協議し、これを成立させなければならない。

6　前項の規定による協議が成立しないときは、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者は、国土交通大臣に裁定を申請することができる。

7　国土交通大臣は、前項の規定による申請に基づいて裁定をしようとする場合においては、会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者の意見を聴かなければならない。

8　第六項の規定による申請に基づいて国土交通大臣が裁定をした場合においては、第五項の規定の適用については、会社と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、機構又は当該鉄道事業者との協議が成立したものとみなす。

9　会社は、第一項第九号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて道路法第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を自ら除去し、若しくは除去させ、同法第四十四条の二第四項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を売却し、若しくは同法第四十四条の二第五項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により違法放置物件を廃棄しようとする場合又は第一項第十二号の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同法第六十七条の二第一項の規定により車両を移動し、又は移動させようとする場合においては、あらかじめ、機構の許可を受けなければならない。

10　会社は、第一項の規定により高速道路の道路管理者に代わつて同項第三号、第六号、第八号から第十号まで又は第十二号に掲げる権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を機構に通知しなければならない。

11　第一項の規定により会社が高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、第二十二条第一項の規定により公告する工事開始の日から第二十五条第一項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。

第三章　地方道路公社及び有料道路管理者による道路の整備等

第六条の次に次の一条を加える。

（供用約款の掲示）

第七条　会社は、前条第一項の認可を受けた供用約款を、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

本則に次の一章を加える。

第五章　罰則

第五十七条　第四十四条第三項において準用する道路法第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条　第二十四条第三項後段の規定に違反して道路を通行した自動車その他の車両の運転者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十七条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則第七条第一項中「次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める道路」を「会社に対し、当該会社が第三条第一項の許可を受けて行う高速道路」に改め、同項各号を削る。

附則第八条（見出しを含む。）中「第八条の三第一項」を「第二十条第一項」に改める。

（道路法の一部改正）

第二条　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八条の六」を「第四十八条の十二」に、「第四十八条の七―第四十八条の十三」を「第四十八条の十三―第四十八条の十六」に、「第百六条」を「第百七条」に改める。

第二十条第一項及び第三十一条第一項から第五項までの規定中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第四十八条の三中「本条、次条第一項及び第四十八条の八」を「この条、次条及び第四十八条の十四」に改める。

第四十八条の四を次のように改める。

（自動車専用道路との連結の制限）

第四十八条の四　次に掲げる施設以外の施設は、第四十八条の二第一項又は第二項の規定による指定を受けた道路又は道路の部分（以下「自動車専用道路」という。）と連結させてはならない。

一　道路等（軌道を除く。次条第一項及び第四十八条の十四第二項において同じ。）

二　当該自動車専用道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該自動車専用道路を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三　第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該自動車専用道路とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第三章第六節中第四十八条の十を第四十八条の十六とし、第四十八条の九を第四十八条の十五とし、第四十八条の八を第四十八条の十四とし、第四十八条の七を第四十八条の十三とし、同章第五節中第四十八条の六を第四十八条の十二とし、第四十八条の五を第四十八条の十一とし、第四十八条の四の次に次の六条を加える。

（連結許可等）

第四十八条の五　前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。

2　自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第四十八条の三ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。

一　前条第一号に掲げる施設　当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。

二　前条第二号又は第三号に掲げる施設　政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

3　連結許可を受けた前条第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。

4　第二項の規定は、前項の許可について準用する。

（連結許可等に係る施設の管理）

第四十八条の六　連結許可及び前条第三項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けた第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の管理者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

（連結料の徴収）

第四十八条の七　道路管理者は、第四十八条の四第二号又は第三号に掲げる施設の自動車専用道路との連結につき、連結料を徴収することができる。

2　前項の規定による連結料の額の基準及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。

（連結許可等に基づく地位の承継）

第四十八条の八　相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2　前項の規定により連結許可等に基づく地位

を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、道路管理者にその旨を届け出なければならない。

第四十八条の九　道路管理者の承認を受けて連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

（連結許可等の条件）

第四十八条の十　道路管理者は、連結許可等又は前条の承認には、自動車専用道路の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

第六十四条第一項中「基づく料金」の下に「、第四十八条の七第一項の規定に基づく連結料」を加える。

第七十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「基く命令の規定によつて」を「基づく命令の規定によつて」に改め、「、道路」の下に「（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「因り」を「より」に改め、同項第一号中「基く」を「基づく」に改め、同項第二号中「基く」を「基づく」に、「附した」を「付した」に改め、同項第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条第五項中「第四十八条の六又は第四十八条の十」を「第四十八条の十二又は第四十八条の十六」に改める。

第七十三条第一項中「又は料金」を「、料金又は連結料」に改める。

第七十六条第四号中「第三十九条第二項」の下に「、第四十八条の七第二項」を加える。

第九十六条第五項中「第四十八条の四第一項」を「第四十八条の五第一項若しくは第三項」に改める。

第九十九条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百条中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百一条中「一に」を「いずれかに」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第百二条中「一に」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第百三条中「第四十八条の六」を「第四十八条の十二」に、「第四十八条の十」を「第四十八条の十六」に、「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百四条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百五条中「罰するの外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

第百六条を第百七条とし、第百五条の次に次の一条を加える。

第百六条　第四十八条の八第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

（高速自動車国道法の一部改正）

第三条　高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「、会議の議を経て」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国土交通大臣は、第一項又は前項の規定により整備計画を定め、又は変更しようとするときは、政令で定める事項について会議の議を経なければならない。

第十一条各号列記以外の部分中「交通の用に供する」を削り、同条第二号を次のように改める。

二　当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

第十一条に次の一号を加える。

三　第一号に掲げるものを除くほか、前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの

第十一条の二第二項第一号中「第五条」を「第五条第一項又は第三項」に改め、同項第二号中「前条第二号に掲げる通路その他の」を「前条第二号又は第三号に掲げる」に、「第五条」を「第五条第一項又は第三項」に、「定める通路その他の」を「定める」に改め、同項第三号並びに同条第四項及び第五項中「前条第二号」の下に「又は第三号」を加え、「通路その他の」を削り、同条第七項中「通路その他の」を削り、「前条第二号」の下に「又は第三号」を加える。

第十一条の三の見出し中「通路その他の」を削り、同条中「第十一条第二号」の下に「又は第三号」を加え、「通路その他の」を削る。

第十一条の四第一項中「第十一条第二号」の下に「又は第三号」を加え、「通路その他の」を削る。

第十一条の八第一項中「道路」とあるのは「道路若しくは」を「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあるのは「に、「若しくは第五項」を「又は第五項」に改める。

第十二条第一項中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第二十五条第一項中「第百六条」を「第百七条」に改める。

第二十六条第一項中「五十万円」を「二百万円」に改める。

第二十八条中「二十万円」を「五十万円」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第二十八条の二及び第二十九条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第三十一条中「十万円」を「三十万円」に改める。

（地方道路公社法の一部改正）

第四条　地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「一部を行なう」を「一部を行う」に改め、同項第一号中「日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第三十一条第一号中「又は地方債」を「、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券」に改め、同条第二号中「銀行」の下に「その他国土交通大臣の指定する金融機関」を加え、同条に次の一号を加える。

三　その他国土交通省令で定める方法

第四十三条第一項中「三万円」を「三十万円」に改める。

第四十四条中「一に」を「いずれかに」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第四十五条中「一万円」を「十万円」に改める。

附　則

この法律は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

審査報告書

日本道路公団等民営化関係法施行法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

国土交通委員長　輿石　東

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団の民営化等に伴い、高速道路株式会社法、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法及び日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるとともに、これらの法律の施行に伴う関係法律の整備等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高速道路は、国の基幹を形成する重要な社会資本であることにかんがみ、最終的に国が責任をもって整備するとともに、その整備に当たっては、最小限の負担で最大限の効果を発揮しうるよう努めること。

二、高速道路の通行料金の設定に当たっては、物流の国際競争力の確保等の観点も考慮しつつ、高速道路の利用を促進し、地域の活性化、経済の効率化につながるよう、民間企業の独創性が真に活かされた弾力的で多様な料金設定を行うこと。

また、道路環境の保全、交通渋滞の解消等の社会的課題への対応を図るため、適切な料金政策が講じられるよう十分配慮すること。

三、債務返済計画については、機構及び会社の経営努力の成果として、四十五年以内のできるだけ早期に債務完済が図られるよう努めること。

また、創意工夫等によりリスク管理の徹底を図るとともに、借換資金を含む資金の低利かつ円滑な調達が図られるよう努めること。

四、機構及び会社の債務保証等については国会の議決が行われることにかんがみ、その経営状況、財務状況及び債務の返済状況等について、機構及び会社ごとに毎年度、国民に分かりやすく公表すること。

五、日本道路公団については、会社間の競争性を高め、コスト意識の向上や地域の実情に即したサービスの充実を図るため三社に分割したものであることから、子会社の設立等を行う場合にも、こうした趣旨を踏まえること。

六、会社の株式上場については、できるだけ早期に行われるよう努めること。その売却代金の使途の検討に当たっては、機構の債務返済への充当も検討の対象に加えること。

七、建設中・調査中路線に係る社会資本整備審議会の具体的な判断基準については、国民の理解が得られるよう、客観的かつ明解なものとすること。

八、高速道路の建設費及び管理費のコスト削減については、会社の経営努力に対する適切なインセンティブの付与等を図るとともに、その成果が確実に利用者に還元されるよう努めること。

九、道路資産が本来道路管理者に良好な状態で移管されるよう、道路の適時適切な修繕等に努め、その安全性及び耐久性を確保すること。

十、国民共有の財産である高速道路の建設、維持管理、修繕等の適正化を図るため、会社が行う当該事業の入札・契約等の透明性を確保すること。

十一、民営化に伴う公団の資産、負債その他の権利及び義務の承継については、適切に行われるよう指導・監督するとともに、その詳細について公表すること。

また、関係財団から会社への財産の譲渡等についても、厳正に行われるようにすること。

さらに、ファミリー企業の剰余金については、利用者への早期還元の拡大が図られるよう努めること。

十二、公団の民営化に当たっては、職員等の雇用の安定に努めること。

また、機構及び会社の役員の選任においては、適切な人材が広く内外から起用されるよう十分配慮すること。

十三、会社が行うＳＡ・ＰＡ等の収益事業の経営においては、地域企業との共存を図るとともに、地域経済の活性化に資するよう努めること。

十四、本四公団切り離し債務返済後の道路特定財源の使途の拡大の検討に際しては、金利の大幅な上昇など大きな経済変動等があった場合における高速道路に係る債務の返済への充当も含め、幅広く検討すること。

右決議する。

日本道路公団等民営化関係法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年四月二十七日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

日本道路公団等民営化関係法施行法案
日本道路公団等民営化関係法施行法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　日本道路公団等民営化関係法の施行
　第一節　高速道路株式会社の設立（第三条―第十一条）
　第二節　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立（第十二条）
　第三節　日本道路公団等の解散（第十三条―第十八条）
　第四節　経過措置（第十九条―第三十六条）
第三章　関係法律の整備等（第三十七条―第六十三条）
附則

第一章　総則

（趣旨）

第一条　この法律は、日本道路公団等民営化関係法（道路会社法、機構法及び整備法をいう。以下同じ。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、日本道路公団等民営化関係法の施行に伴う関係法律の整備等を行うものとする。

（定義）

第二条　この法律において「道路会社法」とは、高速道路株式会社法（平成十六年法律第　号）をいう。

2　この法律において「機構法」とは、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第　号）をいう。

3　この法律において「整備法」とは、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第　号）をいう。

4　この法律において「高速道路」とは、道路会社法第二条第二項に規定する高速道路をいう。

第二章　日本道路公団等民営化関係法の施行

第一節　高速道路株式会社の設立

（設立委員）

第三条　国土交通大臣は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）ごとに、設立委員を命じ、当該会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

2　設立委員は、国土交通省令で定めるところにより、整備法第一条の規定による改正後の道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「新特別措置法」という。）第六条第一項の供用約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。この場合において、当該供用約款は、会社の成立の時において、同項の認可を受けたものとみなす。

3　設立委員は、前二項に定めるもののほか、当該会社がその成立の時において事業を円滑に開始するために必要な業務を行うことができる。

（定款）

第四条　設立委員は、定款を作成して、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2　国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（会社の設立に際して発行する株式）

第五条　会社の設立に際して発行する株式に関する商法（明治三十二年法律第四十八号）第百六十八条ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2　会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本道路公団等民営化関係法施行法」とする。

（株式の引受け）

第六条　会社の設立に際して発行する株式の総数は、次の各号に掲げる会社ごとに、当該各号に定める日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団（以下「公団」と総称する。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを当該公団に割り当てるものとする。

一　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社　日本道路公団

二　首都高速道路株式会社　首都高速道路公団

三　阪神高速道路株式会社　阪神高速道路公団

四　本州四国連絡高速道路株式会社　本州四国連絡橋公団

2　前項の規定により割り当てられた株式による東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

3　第一項の規定により割り当てられた株式による首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府及びそれぞれ首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団に出資している地方公共団体（以下「出資地方公共団体」という。）が、各公団への出資の金額の各公団の出資の総額に対する割合に応じて、これを行使する。

（出資）

第七条　公団は、会社の設立に際し、会社に対し、第十五条第一項に規定する承継計画において定めるところに従い、その財産を出資するものとする。この場合においては、第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号。以下「旧本州四国公団法」という。）第四十二条の規定は、適用しない。

（創立総会）

第八条　会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本道路公団等民営化関係法施行法第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

（会社の成立）

第九条　第七条の規定により公団が行う出資に係る給付は、この法律の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

（設立の登記）

第十条　会社は、商法第百八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

（商法の適用除外）

第十一条　商法第百六十七条、第百六十八条第二

項及び第百八十一条の規定は、会社の設立については、適用しない。

第二節　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の設立

第十二条　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十七条の規定にかかわらず、この法律の施行の時に成立する。

2　機構は、独立行政法人通則法第十六条の規定にかかわらず、機構の成立後遅滞なく、政令で定めるところにより、その設立の登記をしなければならない。

第三節　日本道路公団等の解散

（基本方針）

第十三条　国土交通大臣は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務の会社及び機構への適正かつ円滑な引継ぎを図るため、公団の業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項に関する基本的な事項について定めるものとする。

一　会社及び機構に引き継がせる業務の種類及び範囲

二　会社及び機構に承継させる資産、債務その他の権利及び義務

三　その他会社及び機構への業務の適正かつ円滑な引継ぎに関する事項

3　基本方針は、会社及び機構の成立の際現に公団が行っている業務並びに公団の権利及び義務（第十五条第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継するものを除く。）のうち、機構法第十二条の業務に該当する業務並びに当該業務に係る資産、当該資産に対応する債務その他の政令で定める債務その他の権利及び義務を機構に、当該業務以外の業務並びに当該権利及び義務以外の権利及び義務を会社に引き継がせるよう定めなければならない。

4　基本方針は、前項に規定するもののほか、道路会社法第五条第二項の規定により当該高速道路をその事業の範囲とする会社（以下「事業範囲会社」という。）の成立の際現に次に掲げる高速道路について公団が行っている業務については、それぞれ当該事業範囲会社に引き継がせるよう定めなければならない。

一　会社の成立の際現に整備法第一条の規定による改正前の道路整備特別措置法（以下「旧特別措置法」という。）第四条、第七条の五又は第七条の九の規定により公団が維持、修繕及び災害復旧を行っている高速道路

二　会社の成立の際現に旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可を受けて日本道路公団が維持、修繕及び災害復旧を行っている高速道路（以下「管理有料高速道路」という。）

三　会社の成立の際現に旧特別措置法第二条の二、第七条の二若しくは第七条の七の規定に基づき、又は旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項の許可を受けて公団が新設し、又は改築している高速道路

四　会社の成立前に高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第五条第一項若しくは第三項の整備計画、第三十七条第二号の規定による廃止前の首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号。以下「旧首都公団法」という。）第三十七条第三号の規定による廃止前の阪神高速道路公団法（昭和三十七年法律第四十三号。以下「旧阪神公団法」という。）第三十条第一項の基本計画又は旧本州四国公団法第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路であって、公団が新設又は改築に関する調査を行っているもの（第一号又は前号に該当するもの及び高速自動車国道法第六条の規定により国土交通大臣が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行っているものを除く。）

5　国土交通大臣は、基本方針の策定前に、道路会社法第五条第二項第一号及び第三号の規定による指定をしなければならない。

6　旧首都公団法第三十条第一項の基本計画又は旧阪神公団法第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路は、それぞれ、基本方針の策定の時において、道路会社法第五条第二項第二号又は第五号の規定による国土交通大臣の指定があった高速道路とみなす。

7　国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（実施計画）

第十四条　国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、次の各号に掲げる公団に対し、当該各号に定める会社及び機構ごとに、その業務の引継ぎ並びに権利及び義務の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を国土交通省令で定めるところにより作成すべきことを指示しなければならない。

一　日本道路公団　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社

二　首都高速道路公団　首都高速道路株式会社

三　阪神高速道路公団　阪神高速道路株式会社

四　本州四国連絡橋公団　本州四国連絡高速道路株式会社

2　実施計画には、前条第二項各号に掲げる事項について記載するものとする。

3　公団は、第一項の規定による指示があったときは、国土交通大臣が定める期間内に基本方針に従い実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

4　公団は、実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

5　国土交通大臣は、前二項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

（公団の解散等）

第十五条　公団は、会社及び機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国及び出資地方公共団体が承継する資産を除き、前条第三項の認可を受けた実施計画（同条第四項の認可があったときは、変更後の実施計画。以下「承継計画」という。）において定めるところに従い、その時において同条第一項各号に掲げる公団ごとに当該各号に定める会社及び機構が承継する。

2　会社及び機構の成立の際現に公団が有する権利のうち次に掲げる資産は、会社及び機構の成立の時において国（首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が有する資

産にあっては、国及び出資地方公共団体）が承継する。

一　第六条第一項の規定により公団が引き受けた会社の株式の総数

二　管理有料高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。）

三　前二号に定めるもののほか、会社及び機構がその事業又は業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

3　前二項の規定により会社及び機構並びに国及び出資地方公共団体が公団から承継する資産（国及び出資地方公共団体が承継するものにあっては、前項第一号に掲げるものに限る。）の価額は、会社及び機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4　前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

5　第六条第一項の規定により首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は本州四国連絡橋公団が引き受けた首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の株式は、それぞれ国及び出資地方公共団体が、各公団への出資の金額の各公団の出資の総額に対する割合に応じて、承継する。

6　第二項の規定により国が承継する会社の株式は、政令で定めるところにより、一般会計又は道路整備特別会計に帰属するものとする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第二項の規定による国及び出資地方公共団体への資産の承継に関し必要な事項は、政令で定める。

8　公団の平成十七年四月一日に始まる事業年度は、公団の解散の日の前日に終わるものとする。

9　公団の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る次の各号に掲げる公団の決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成等については、当該各号に定める機構又は会社がなお従前の例により行うものとする。この場合において、日本道路公団及び首都高速道路公団の決算完結の期限は、解散の日の翌日から起算して四月を経過した日とする。

一　日本道路公団　機構

二　首都高速道路公団　首都高速道路株式会社

三　阪神高速道路公団　阪神高速道路株式会社

四　本州四国連絡橋公団　本州四国連絡高速道路株式会社

10　前項の場合においては、第三十七条第一号の規定による廃止前の日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号。以下「旧道路公団法」という。）第二十四条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）、旧首都公団法第九条及び第三十五条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）、旧阪神公団法第九条及び第三十四条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）並びに旧本州四国公団法第九条及び第三十六条第二項（監事の意見に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

11　第一項の規定により機構が公団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府及び出資地方公共団体から公団に対し出資されている出資金に相当する金額から第二項の規定により国及び出資地方公共団体が承継した会社の株式の総数の価額に相当する金額を減じた額（以下この項において「承継出資額」という。）は、政府及び出資地方公共団体から機構に対し出資されたものとし、承継計画において定めるところに従い機構が承継する資産の価額から負債の金額及び承継出資額の合計額を差し引いた額は、積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。

12　第一項の規定により公団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（道路債券等に係る債務に関する連帯債務）

第十六条　前条第一項の規定により次の表の上欄に掲げる会社又は機構が、同表の中欄に掲げる公団の借入金又は債券に係る債務の全部又は一部を承継したときは、当該承継の時までに公団が借り入れた同欄に掲げる借入金に係る債務（同項の規定により機構が承継したものを除く。）及び当該承継の時において発行されている同欄に掲げるすべての債券に係る債務については、同表の下欄に掲げる会社及び機構が連帯して弁済の責めに任ずる。ただし、公団が国から借り入れた借入金に係る債務及び国が保有しているこれらの債券に係る債務について、国が弁済の請求をする場合にあっては、この限りでない。

東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は機構	日本道路公団の借入金又は道路債券	東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び機構
首都高速道路株式会社又は機構	首都高速道路公団の借入金又は首都高速道路債券	首都高速道路株式会社及び機構
阪神高速道路株式会社又は機構	阪神高速道路公団の借入金又は阪神高速道路債券	阪神高速道路株式会社及び機構
本州四国連絡高速道路株式会社又は機構	本州四国連絡橋公団の借入金又は本州四国連絡橋債券	本州四国連絡高速道路株式会社及び機構

2　前項の場合には、次の各号に掲げる債券（以下「道路債券等」という。）の債権者は、当該各号に定める会社及び機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一　道路債券　東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社

二　首都高速道路債券　首都高速道路株式会社

三　阪神高速道路債券　阪神高速道路株式会社

四　本州四国連絡橋債券　本州四国連絡高速道路株式会社

3　前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特

権に次ぐものとする。

（権利及び義務の承継に伴う経過措置）

第十七条　第十五条第一項の規定により会社又は機構が承継する道路債券等に係る債務について旧道路公団法第二十八条、旧首都公団法第三十八条の二、旧阪神公団法第三十八条又は旧本州四国公団法第三十九条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該道路債券等に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

2　第十五条第一項の規定により東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は機構が承継する道路債券に係る債務について国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項又は第三項により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該道路債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る道路債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

3　第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る道路債券等又は借入金が財政融資資金による引受け、応募若しくは買入れ又は貸付けに係るものである場合における当該道路債券等又は借入金についての財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定の適用については、会社を同項第七号又は第八号に規定する法人とみなす。

4　第十五条第一項の規定により会社が承継する債務に係る道路債券等が日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四条第三項第四号に規定する郵便貯金資金及び同項第五号に規定する簡易生命保険資金による取得に係るものである場合における当該道路債券等についての同法第四十一条及び第四十五条第一項の規定の適用については、会社を同法第四十一条第四号ニに規定する法人とみなす。

5　承継計画において機構が承継することとされた道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）は、新特別措置法第五十一条第二項から第四項までの規定にかかわらず、機構の成立の時において、機構に帰属する。この場合において、新特別措置法第五十二条中「前条第二項から第四項まで」とあるのは「前条第二項から第四項まで及び日本道路公団等民営化関係法施行法第十七条第五項」と、「同条第六項」とあるのは「前条第六項」とする。

（非課税）

第十八条　第十五条第一項の規定により会社又は機構が公団の資産を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

第四節　経過措置

（商号についての経過措置）

第十九条　道路会社法第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（会社の事業の特例）

第二十条　管理有料高速道路に係る事業範囲会社（以下「管理有料高速道路承継会社」という。）は、当分の間、第二十六条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特別措置法及び同条第二項の規定により適用される新特別措置法に基づく管理有料高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理の事業を営むことができる。

2　前項の規定により管理有料高速道路承継会社が同項の事業を営む場合には、道路会社法第五条第五項中「第一項」とあるのは「第一項及び日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項」と、「ほか、同項第一号」とあるのは「ほか、第一項第一号」と、「の事業）」とあるのは「の事業）及び同条第一項の事業」と、「同項の」とあるのは「第一項及び同条第一項の」と、道路会社法第十四条第二項及び附則第三条第一項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第一号及び第二号並びに日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項」と、次条中「道路会社法第五条第一項」とあるのは「道路会社法第五条第一項及び前条第一項」と、「同条第五項後段」とあるのは「道路会社法第五条第五項後段」とする。

（会社の事業範囲についての経過措置）

第二十一条　この法律の施行の際現に第十四条第一項各号に掲げる公団が行っている事業（承継計画において会社に引き継ぐものとされた事業に限る。）であって、道路会社法第五条第一項の事業に該当しないものについては、それぞれ、当該各号に定める会社によりその成立の時において同条第五項後段の規定による届出がなされたものとみなす。

（事業計画についての経過措置）

第二十二条　会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、道路会社法第十条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

（機構の業務の特例）

第二十三条　機構は、機構法第十二条の業務のほか、第十五条第一項の規定により機構が公団から承継した道路資産（第十三条第四項第三号に掲げる高速道路（次条第一項に規定する暫定期間内完成高速道路を除く。）のうち、第三十条第一項の指定が行われなかったものに係るものに限る。）について、これを国、地方公共団体又は地方道路公社に譲渡するまでの間は、その保有の業務を行う。

2　前項の規定により機構が同項の業務を行う場合には、機構法第十九条中「第十二条第一項の業務又は同条第二項の業務」とあるのは「第十二条第一項及び施行法第二十三条第一項の業務又は第十二条第二項の業務」と、機構法第二十一条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項及び施行法第二十三条第一項」と、機構法第三十二条第二号中「第十二条」とあるのは「第十二条及び施行法第二十三条第一項」とする。

（暫定協定）

第二十四条　国土交通大臣は、会社及び機構の成立の時までに、第十三条第四項第一号及び第三号に掲げる高速道路について、国土交通省令で定めるところにより、全国路線網、地域路線網

又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について事業範囲会社が二以上ある場合にあっては、当該高速道路のうち、道路会社法第五条第二項の規定により事業範囲会社が事業を営む各部分）ごとに、機構法第十三条第一項各号に掲げる事項（同項第六号の貸付期間及び同項第七号の徴収期間を除く。）をその内容に含む協定（以下「暫定協定」という。）を定めるものとする。この場合において、同項第七号の料金の額は、第十三条第四項第一号に掲げる高速道路及び暫定期間内完成高速道路（同項第三号に掲げる高速道路のうち、第七項の規定により暫定協定がその効力を失う日前に新設又は改築の工事が完了するものをいう。以下同じ。）について定めるものとする。

2　前項に規定する全国路線網に属する高速道路とは、高速自動車国道（高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速自動車国道以外の高速道路であって、機構が機構法第十二条第一項の業務を高速自動車国道と一体として行う必要があるものとして国土交通大臣が指定するものを含む。）をいう。

3　第一項に規定する地域路線網に属する高速道路とは、交通上密接な関連を有する二以上の高速道路（前項に規定するものを除く。）であって、機構が機構法第十二条第一項の業務を一体として行う必要があるものとして国土交通大臣が指定するものをいう。

4　暫定協定に定める機構法第十三条第一項第七号の料金の額は、第十三条第四項第一号に掲げる高速道路又は暫定期間内完成高速道路のうち旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項の許可に係るものにあっては、それぞれ、次条第三項又は第二十七条第三項の規定により新特別措置法第三条第二項第四号の料金の額とみなされた額と同一としなければならない。

5　国土交通大臣は、必要があると認めるときは、暫定協定を変更することができる。

6　国土交通大臣は、暫定協定を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを関係会社及び機構の設立委員（会社及び機構の成立後にあっては、関係会社及び機構）に通知しなければならない。

7　暫定協定は、当該暫定協定の対象となる高速道路について第三十一条第二項の規定による新特別措置法第三条第一項若しくは第六項の許可又は第三十一条第三項の規定による届出があった日（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあってはそのすべての会社について当該許可又は届出があった日、第十三条第四項第三号に掲げる高速道路（暫定期間内完成高速道路を除く。）のうち第三十条第一項に規定する期間（同条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）を経過するまでの間に第三十条第一項の規定による国土交通大臣の指定がなかった高速道路に係る部分にあっては当該期間を経過する日）にその効力を失う。

（供用中の高速道路の管理）

第二十五条　第十三条第四項第一号に掲げる高速道路については、当該高速道路に係る事業範囲会社が、新特別措置法第四条の規定による維持、修繕及び災害復旧を行わなければならない。

2　前項の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う事業範囲会社は、当該高速道路について、暫定協定に基づき新特別措置法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　前二項の場合においては、当該高速道路についての旧特別措置法第二条の四の認可、旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項若しくは第三条の二第一項若しくは第三項の許可又は旧特別措置法第七条の四第一項若しくは第七条の八第一項の認可に係る料金及びその徴収期間は新特別措置法第三条第二項第四号の料金の額及びその徴収期間とみなし、当該高速道路について公団が旧特別措置法第十四条第一項の規定により公告した料金の額及びその徴収期間は当該事業範囲会社が新特別措置法第二十五条第一項の規定により公告した料金の額及びその徴収期間とみなす。

（管理有料高速道路の維持、修繕等の特例の経過措置）

第二十六条　管理有料高速道路については、旧特別措置法第五条、第六条（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）並びに第十一条第二項及び第三項（旧特別措置法第五条第一項又は第四項の許可に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特別措置法第五条第一項中「日本道路公団」とあるのは「日本道路公団等民営化関係法施行法第二十条第一項に規定する管理有料高速道路承継会社（以下単に「管理有料高速道路承継会社」という。）」と、同条第二項及び第四項並びに旧特別措置法第六条第一項中「日本道路公団」とあるのは「管理有料高速道路承継会社」と、旧特別措置法第五条第二項第三号中「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積」とあるのは「維持及び修繕に関する工事に要する費用の見積り（日本道路公団等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、収支予算の明細）」と、同項第四号中「料金」とあるのは「料金（日本道路公団等民営化関係法施行法第二十六条第三項の規定による認可があつた後は、料金の額及びその徴収期間）」と、旧特別措置法第十一条第三項中「前二項に」とあるのは「前項に」と、「前二項の料金の額」とあるのは「料金の額及びその徴収期間」とする。

2　管理有料高速道路については、新特別措置法第三条第一項の許可を受けて新設し、又は改築した高速道路とみなして新特別措置法第四条から第七条まで、第九条第一項（第一号から第三号までに係る部分を除く。）及び第九項から第十一項まで、第二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第三十条第一項（第一号及び第二号に係る部分を除く。）及び第二項、第三十二条第一項、第三十五条、第三十七条第一項、第三十八条、第三十九条、第四十条第一項、第四十二条第一項及び第四項、第四十四条、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条、第五十一条第四項、第五項及び第八項、第五十四条第一項（後段にあっては、政令で定める技術的読替えに係る部分に限る。）及び第二項並びに第五十五条から第五十九条までの規定を適用する。この場合において、新特別措置法第九条第九項及び

第十項、第四十五条第三項、第四項前段及び第六項並びに第五十一条第四項中「機構」とあるのは「道路管理者」とするほか、新特別措置法の規定の適用についての必要な技術的読替えは、政令で定める。

3　管理有料高速道路承継会社は、その成立の日から二月以内に、収支予算の明細その他国土交通省令で定める書類を添付して、管理有料高速道路に係る料金の徴収期間について、国土交通大臣にその認可の申請をしなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、この法律の施行前に管理有料高速道路について旧特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、第二項の規定により読み替えて適用する新特別措置法（これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によってした処分、手続その他の行為と、当該規定がないもので道路法（昭和二十七年法律第百八十号。これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものはこれらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（建設中の高速道路の新設又は改築）

第二十七条　第十三条第四項第三号に掲げる高速道路については、会社の成立の日から第二十四条第七項に規定する日までの間（以下「暫定期間」という。）は、当該高速道路に係る事業範囲会社が、その新設又は改築を行わなければならない。

2　前項の規定により新設又は改築を行う事業範囲会社は、当該高速道路について、暫定協定に基づき新特別措置法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

3　前二項の場合においては、当該高速道路についての旧特別措置法第二条の三の認可、旧特別措置法第三条第一項若しくは第四項の許可若しくは旧特別措置法第七条の三第一項の認可に係る工事の区間、工事方法、工事予算並びに工事の着手及び完成の予定年月日又は旧本州四国公団法第三十一条第一項の認可に係る工事実施計画は新特別措置法第三条第二項第二号の新設又は改築に係る工事の内容とみなし、当該高速道路についての旧特別措置法第三条第一項又は第四項の許可に係る料金及びその徴収期間は新特別措置法第三条第二項第四号の料金の額及びその徴収期間とみなす。

4　暫定期間内に、第十三条第四項第三号に掲げる高速道路の新設又は改築の工事が完了した場合には、当該高速道路に係る事業範囲会社が、新特別措置法第四条の規定による維持、修繕及び災害復旧を行わなければならない。

5　前項の場合においては、事業範囲会社は、第三項の規定により料金の額及びその徴収期間が定められている場合を除き、暫定協定に定められた料金の額及び暫定期間をそれぞれ新特別措置法第三条第二項第四号の料金の額及びその徴収期間とみなし、当該高速道路について料金を徴収することができる。この場合において、新特別措置法第二十三条（第一項第四号及び第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

（計画決定済みの高速道路の調査）

第二十八条　第十三条第四項第四号に掲げる高速道路については、暫定期間内は、当該高速道路に係る事業範囲会社が、その新設又は改築に関する調査を行わなければならない。

（機構の業務に関する暫定措置）

第二十九条　機構は、暫定協定の対象となる高速道路について、暫定期間内は、当該暫定協定（料金の額に係る部分を除く。）を機構法第十四条第一項の規定による認可を受けた業務実施計画とみなして、機構法第十二条第一項の業務を行わなければならない。

（会社が新設又は改築を行うべき高速道路の指定）

第三十条　国土交通大臣は、会社の成立の日から四月以内に、第十三条第四項第三号及び第四号に掲げる高速道路（暫定期間内完成高速道路を除く。以下この条において同じ。）のうち会社が新設又は改築を行うべきもの及びその会社を指定することができる。

2　国土交通大臣は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、同項の指定をしようとする会社（以下この条において「事業会社」という。）と協議をしなければならない。この場合において、事業会社との協議は、まず、当該高速道路をその事業の範囲とする事業範囲会社と行うものとし、当該事業範囲会社と協議がととのわない場合においては、当該事業範囲会社以外の事業会社と行うものとする。

3　国土交通大臣は、前項の規定による協議の結果、いずれの事業会社とも同項の協議がととのわなかった場合において、同項の協議を行った事業会社のいずれかになお当該高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し、相当の期限を定めて、当該高速道路の新設又は改築を行うことができないと思料する理由の申出を求めなければならない。

4　国土交通大臣は、前項の期限内に同項の規定により理由の申出があったときは、当該理由が正当であるか否かについて、社会資本整備審議会の意見を求めなければならない。

5　国土交通大臣は、前項の規定により社会資本整備審議会の意見を聴いた上で当該理由が正当なものであると認めるときは、当該理由の申出に係る高速道路及び事業会社については、第一項の指定をすることができない。

6　国土交通大臣は、第三項の規定により理由の申出があったときは、当該理由及び第四項の規定に基づく社会資本整備審議会の意見を公表するものとする。

7　国土交通大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、機構と協議をしなければならない。

8　第三項から第六項までの規定は、国土交通大臣が機構と前項の協議がととのわなかった高速道路について第一項の指定をしようとする場合について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあるのは「第七項」と、「同項の協議を行った事業会社のいずれかになお当該高速道路の新設又は改築を行わせようとするときは、当該事業会社に対し」とあるのは「なお当該高速道路について機構法第十二条第一項の業務を行わせようとするときは、機構に対し」と、「の新設又は改築を行う」とあるのは「について同項の業務を行う」と読み替えるものとする。

9　国土交通大臣は、旧首都公団法第三十条第一項の基本計画又は旧阪神公団法第三十条第一項の基本計画に定められている高速道路について

第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。）の意見を聴かなければならない。

10　国土交通大臣は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の指定をすることができないときは、その理由が存続する間、同項に規定する期間を延長することができる。この場合においては、会社及び機構に対し、遅滞なく、その旨、延長する期間及び延長する理由を通知しなければならない。

11　国土交通大臣は、第一項の指定をしたときは、これを公表するとともに、その旨を当該指定に係る会社及び機構に通知するものとする。

12　事業範囲会社以外の会社が第一項の指定を受けたときは、当該会社は、当該指定に係る高速道路において道路会社法第五条第一項第一号から第三号までの事業を営むことについて同条第四項の認可を受けたものとみなす。

（新協定、業務実施計画の認可及び新設、改築等の許可等）

第三十一条　機構は、その成立の日から四月（前条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）に二月を加えた期間内に、次に掲げる高速道路について、会社と、第二十四条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路（当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分）ごとに、新たに機構法第十三条第一項に規定する協定（以下この条において「新協定」という。）を締結し、これに基づき、機構法第十四条第一項の規定による業務実施計画の認可を受けなければならない。

一　第十三条第四項第一号に掲げる高速道路

二　第十三条第四項第三号及び第四号に掲げる高速道路のうち、暫定期間内完成高速道路及び前条第一項の指定を受けた高速道路

2　会社は、新協定に基づき、前項に規定する期間内に、次項に規定する場合を除き、当該新協定の対象となる高速道路について、新特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受けなければならない。

3　新協定の内容（機構法第十三条第一項第六号の貸付期間及び同項第七号の徴収期間を除く。）がこれに対応する暫定協定と同一である場合において、当該新協定に定める料金の徴収期間が第二十五条第三項又は第二十七条第三項の規定により新特別措置法第三条第二項第四号の料金の徴収期間とみなされたものと同一であるときは、会社は、第一項に規定する期間内に、当該新協定の対象となる高速道路について、同条第二項第三号に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。この場合における機構法第十四条第五項の規定の適用については、同項中「道路整備特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受けた」とあるのは「施行法第三十一条第三項の規定による届出をした」と、「当該許可を受けた」とあるのは「当該届出をした」とする。

4　第一項の規定により機構が機構法第十四条第一項の規定による業務実施計画の認可を受けようとする場合においては、第二十四条第二項又は第三項の規定による国土交通大臣の指定は、それぞれ、機構が機構法第十三条第二項又は第三項の規定により国土交通大臣の認可を受けて行った指定とみなす。

5　事業範囲会社以外の会社が前条第一項の指定を受けたときは、当該指定に係る高速道路に係る事業範囲会社が当該高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産（料金の徴収施設その他機構法第二条第二項の政令で定める物件を含む。）は、当該指定を受けた会社が当該高速道路について第二項の規定により新特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受ける日に、当該指定を受けた会社に帰属する。

6　前項の場合においては、前条第一項の指定を受けた会社は、前項に規定する日に、当該指定に係る高速道路の新設又は改築に要する費用に充てるために当該高速道路に係る事業範囲会社が負担した債務を引き受けなければならない。

7　前二項に定めるもののほか、事業範囲会社から前条第一項の指定を受けた会社への同項の指定に係る高速道路に係る権利及び義務の引継ぎに関し必要な事項は、政令で定める。

（地方道路公社の行う有料の一般国道等の維持、修繕等の特例の経過措置）

第三十二条　この法律の施行の際現に旧特別措置法第七条の十七第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下この項において同じ。）を受けて地方道路公社が維持、修繕及び災害復旧を行っている道路については、当該地方道路公社が、この法律の施行の時において、新特別措置法第十五条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、旧特別措置法第七条の十七第一項の許可に係る旧特別措置法第五条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項はそれぞれ新特別措置法第十五条第一項の許可に係る同条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とみなし、同項第五号の料金の徴収期間はこの法律の施行の日から二十年間とする。

2　前項の料金の徴収期間は、当該地方道路公社が新特別措置法第二十五条第一項の規定により公告した料金の徴収期間とみなす。

（道路整備特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条　第二十五条から第二十七条まで及び前条に規定するもののほか、この法律の施行前に旧特別措置法（これに基づく命令を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、新特別措置法（これに基づく命令を含む。）中相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（道路法及び高速自動車国道法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条　会社の成立の際現に第十四条第一項各号に掲げる公団が建設又は管理を行っている道路会社法第五条第一項第三号に掲げる施設に該当する施設（承継計画において会社に引き継ぐものとされた施設で政令で定めるものに限る。）は、それぞれ、当該各号に定める会社が、その成立の時において、当該施設が連結している次の各号に掲げる道路の区分に応じて、当該道路との連結について当該各号に定める許可を受けたものとみなす。

一　整備法第二条の規定による改正前の道路法（次項において「旧道路法」という。）第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路　整備法第二条の規定による改正後の道路法（次項において「新道路法」という。）第四十八条の五第一項の連結許可

二　高速自動車国道　整備法第三条の規定による改正後の高速自動車国道法第十一条の二第一項の連結許可

2　この法律の施行前に旧道路法第四十八条の四第一項の規定によりした許可は、新道路法第四十八条の五第一項の規定によりした許可とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条　整備法及びこの法律の施行前にした行為並びに第十五条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条　この法律に規定するもののほか、会社及び機構の設立並びに公団の解散に関し必要な事項その他日本道路公団等民営化関係法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第三章　関係法律の整備等

（日本道路公団法等の廃止）

第三十七条　次に掲げる法律は、廃止する。

一　日本道路公団法

二　首都高速道路公団法

三　阪神高速道路公団法

四　本州四国連絡橋公団法

五　道路関係四公団民営化推進委員会設置法（平成十四年法律第六十九号）

（日本道路公団法等の廃止に伴う経過措置）

第三十八条　この法律の施行前に旧道路公団法（第二十条を除く。）、旧首都公団法（第二十条を除く。）、旧阪神公団法（第二十条を除く。）又は旧本州四国公団法（第二十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、独立行政法人通則法、道路会社法又は機構法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2　公団の役員又は職員として在職した者については、旧道路公団法第三十七条及び第三十八条、旧首都公団法第四十八条及び第四十九条並びに附則第十二条、旧阪神公団法附則第十条及び第十一条並びに旧本州四国公団法附則第十二条及び第十三条の規定は、この法律の施行の日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧道路公団法第三十八条中「公団は」とあるのは「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、旧首都公団法第四十九条及び附則第十二条第二項中「公団は」とあるのは「首都高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」と、旧阪神公団法附則第十一条中「公団は」とあるのは「阪神高速道路株式会社又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は」とする。

3　この法律の施行前に政府が貸付けを行った旧本州四国公団法附則第十四条第一項の規定による貸付金の償還については、なお従前の例による。

（道路の修繕に関する法律の一部改正）

第三十九条　道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第百六条」を「第百七条」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第四十条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「日本道路公団、」を削り、「若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員又は首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員会の委員、役員若しくは」を「又は沖縄振興開発金融公庫の役員又は」に、「公団等の役職員等」を「公庫の役職員」に改める。

第二百三十九条の二第一項及び第二百五十一条の四第一項中「公団等の役職員等」を「公庫の役職員」に改める。

（地方税法の一部改正）

第四十一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団」を削る。

第七百一条の三十四第三項に次の一号を加える。

二十九　東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法（平成十六年法律第　号）第五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する施設で政令で定めるもの

附則第十条に次の一項を加える。

14　道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号ロに規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第　号）第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これらの取得が平成二十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十四条に次の一項を加える。

4　市町村は、平成十八年度から平成二十七年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高

速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号ロに規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

（土地収用法の一部改正）

第四十二条　土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第七号の三を削る。

第十七条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「こえ」を「超え」に改め、同号ト中「へまで」を「トまで」に改め、同号トを同号チとし、同号中へをトとし、イからホまでをロからヘまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社が行う同法による高速道路に関する事業

（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部改正）

第四十三条　国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十六年法律第　号）第十条の規定により東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下この項において「会社」と総称する。）が受ける設立の登記並びに同法第七条の規定により日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第四十六条　道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「第八条の三第一項」を「第二十条第一項」に改め、「、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」を削り、同項に次の二号を加える。

十　出資に対する配当金

十一　この会計に所属する株式の処分による収入

附則第十九項中「第八条の三第一項」を「第二十条第一項」に改める。

附則第二十六項中「本州四国連絡橋公団法」を「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法」に改める。

附則第二十七項中「第八条の三第一項」を「第二十条第一項」に、「本州四国連絡橋公団法」を「日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号）第三十七条第四号の規定による廃止前の本州四国連絡橋公団法」に改める。

附則に次の二項を加える。

30　日本道路公団等民営化関係法施行法第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項の規定による無利子の貸付けに関する政府の経理は、当分の間、この会計において行うものとする。

31　前項の規定により同項に規定する政府の経理をこの会計において行う場合における第三条第一項第八号の規定の適用については、同号中「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項」とあるのは、「幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）第十一条第一項若しくは第十三条の四第一項、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号）第五十六条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第三条第一項」とする。

（公共用地の取得に関する特別措置法の一部改正）

第四十七条　公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は本州四国連絡橋公

団」を「又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める。

（行政事件訴訟法等の一部改正）

第四十八条　次に掲げる法律の表首都高速道路公団の項、日本道路公団の項、阪神高速道路公団の項及び本州四国連絡橋公団の項を削る。

一　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）別表

二　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一第一号

三　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第二

四　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第二

五　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）別表第一

六　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）別表

（行政事件訴訟法等の一部改正に伴う経過措置）

第四十九条　この法律の施行前に前条第一号の規定による改正前の行政事件訴訟法の規定に基づき提起された公団を被告とする取消訴訟（第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）の管轄については、なお従前の例による。

2　この法律の施行前に前条第五号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為（第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に前条第六号の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定に基づき公団がした行為及び公団に対してなされた行為（第十五条第一項の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。）については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第五十条　地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第九十六条第三項中「公団等」を「機構等」に、「日本道路公団」を「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に、「首都高速道路公団」を「首都高速道路株式会社」に、「阪神高速道路公団」を「阪神高速道路株式会社」に改め、「労働福祉事業団」の下に、「東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社にあつては日本道路公団、首都高速道路株式会社にあつては首都高速道路公団、阪神高速道路株式会社にあつては阪神高速道路公団、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構にあつては日本道路公団、首都高速道路公団又は阪神高速道路公団」を加える。

（所得税法の一部改正）

第五十一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

を

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

に改め、日本道路公団の項及び本州四国連絡橋公団の項を削る。

（都市再開発法の一部改正）

第五十二条　都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第七条の二第四項中「、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を削る。

第五十八条第一項中「、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を削り、「から第七項まで」を「又は第六項」に改める。

第五十九条第二項中「、首都高速道路公団に置かれるものについては「首都高速道路公団理事長」と、阪神高速道路公団に置かれるものについては「阪神高速道路公団理事長」と」を削る。

第七十二条第一項中「第二条の二第七項」を

「第二条の二第六項」に改める。

（自転車道の整備等に関する法律の一部改正）

第五十三条　自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四十八条の七第一項」を「第四十八条の十三第一項」に改める。

（幹線道路の沿道の整備に関する法律の一部改正）

第五十四条　幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「第十六条の二第一項に規定する日本道路公団の管理する高速自動車国道にあつては、日本道路公団」を「第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路（以下この号において「会社管理高速道路」という。）にあつては、同法第二条第四項に規定する会社（以下この号において「会社」という。）に、「道路整備特別措置法第十七条第一項に規定する公団等の管理する一般国道等にあつてはそれぞれ日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団又は」を「会社管理高速道路にあつては会社、道路整備特別措置法第三十一条第一項に規定する公社管理道路にあつては」に改める。

（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正）

第五十五条　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一　本州四国連絡橋　本州と四国を連絡する一般国道（高速道路株式会社法（平成十六年法律第　号）第一条に規定する会社（第二十三条において単に「会社」という。）が建設するものに限る。）又は鉄道施設の全部又は一部をいう。

第十条中「公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）又は本州と四国を連絡する鉄道施設を建設し、若しくは保有する者であつて国土交通大臣の指定するもの（以下「鉄道事業者等」という。）」に改め、「に対し」の下に「、機構にあつては一般国道である本州四国連絡橋（以下「国道橋」という。）の供用に伴うものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道施設である本州四国連絡橋（以下「鉄道橋」という。）の供用に伴うものについて」を加える。

第十二条第一項中「公団」を「国道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては機構に対し、鉄道橋の供用に伴う事業規模の縮小等に係るものにあつては鉄道事業者等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改める。

第十三条中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改める。

第十五条第一項中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改め、「図るため」の下に「、機構にあつては国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて、鉄道事業者等にあつては鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものについて」を加え、同条第二項及び第三項中「公団」を「機構又は鉄道事業者等」に改め、同条第四項中「公団」を「、国道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあつては機構に、鉄道橋の供用に伴う指定規模縮小等航路に係るものにあつては鉄道事業者等」に改める。

第二十三条の見出し中「公団」を「会社等」に改め、同条中「公団」を「国道橋を建設した会社及び機構又は鉄道事業者等」に改める。

（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正）

第五十六条　東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

東日本高速道路株式会社（以下「東日本会社」という。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、東京湾横断道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道のうち川崎市と木更津市との間で東京湾を横断するものをいう。以下同じ。）の建設及び管理に関する事業を行う会社（以下「東京湾横断道路建設事業者」という。）と日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　号）第五十七条第一項の規定により締結したものとみなされる次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「建設協定」という。）に従い、その事業又は業務を行わなければならない。

第二条第一項第一号を削り、同項第二号中「公団」を「機構」に、「に要する」を「（東京湾横断道路の新設に関する工事及びその準備行為のうち、基本的な調査及び設計、敷地の取得その他国土交通省令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）に要した」に、「会社」を「東京湾横断道路建設事業者」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「会社」を「東京湾横断道路建設事業者」に改め、「供用開始後、その」を削り、「締結する」を「締結した」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同条第二項中「公団」を「東日本会社及び機構」に、「締結しよう」を「変更しよう」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「であり、かつ、公団と建設協定又は管理協定を締結しようとする会社がその事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有する」を「である」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第四条の見出し中「公団等」を「地方公共団体」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第五条中「公団」を「機構」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条　削除

第十三条第二項中「公団」を「東日本会社」に改める。

第十四条中「、第四条第一項」を削る。

第十七条中「一に」を「いずれかに」に、「公団」を「東日本会社」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「又は第四条第一項」を削る。

本則に次の一条を加える。

第十八条　第二条第二項の規定に違反して認可を受けなかつたときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

（東京湾横断道路の建設に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条　この法律の施行の際現に日本道路公団が前条の規定による改正前の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下この条において「旧東京湾横断道路法」という。）第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者と締結した旧東京湾横断道路法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第三号に規定する管理協定は、それぞれ、東日本高速道路株式会社及び機構が当該東京湾横断道路建設事業者と締結した前条の規定による改正後の東京湾横断道路の建設に関する特別措置法第二条第一項に規定する建設協定及び同項第二号に規定する管理協定とみなす。

2　この法律の施行前に政府が貸付けを行った旧東京湾横断道路法第三条第一項の規定による貸付金の償還については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に旧東京湾横断道路法第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者が発行した債券及び利札を失った者に交付するためにこの法律の施行後に当該東京湾横断道路建設事業者が発行する債券又は利札については、旧東京湾横断道路法第九条第二項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（鉄道事業法の一部改正）

第五十八条　鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九条中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

（消費税法の一部改正）

第五十九条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
首都高速道路公団	首都高速道路公団法（昭和三十四年法律第百三十三号）
酒販組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

を

酒造組合	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
酒造組合中央会	
酒造組合連合会	
酒販組合	
酒販組合中央会	
酒販組合連合会	

に改め、日本道路公団の項及び本州四国連絡橋公団の項を削る。

（被災市街地復興特別措置法の一部改正）

第六十条　被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「、首都高速道路公団、阪神高速道路公団」を削る。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

第六十一条　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「本州四国連絡橋公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第六十二条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第四条第二項を削る。

（国土交通省設置法の一部改正）

第六十三条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第七条中「次の表の上欄に掲げる日」を「平成十九年三月三十一日」に、「それぞれ同表の下欄に掲げる法律」を「国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）」に改め、同条の表を削り、同条に次の一項を加える。

2　社会資本整備審議会は、第十三条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務をつかさどるほか、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第　　号）の施行の日から四月（同法第三十条第十項の規定により当該期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）を経過するまでの間、同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成十八年三月三十一日ま

での間において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節から第三節まで、第二十四条及び第三十六条の規定は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後十年以内に、日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年六月一日

文教科学委員長　北岡　秀二

参議院議長　倉田　寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立学校の管理運営の改善を図るため、教育委員会が、その指定する学校の運営に関して協議する機関として、地域の住民、保護者等が学校運営に参画する学校運営協議会を設置できるようにしようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、学校運営協議会が円滑に導入されるよう、制度の意義について、全国的な周知徹底に努めること。その際には、保護者や地域住民等に対し、ＰＴＡ、学校評議員制度との相違点やそれぞれの役割等について十分な説明を行い、理解を得るよう努めること。

二、学校運営協議会を置く学校を指定するに当たっては、学校や地域の実情を踏まえ、公平・適切に行うこと。特に、学校が地域コミュニティの拠点であることに配意し、保護者や地域住民の主体的な意欲と要望を尊重し、指定の是非について検討すること。

なお、市町村教育委員会と都道府県教育委員会の事前協議が必要な場合、市町村教育委員会の判断を尊重すること。また、事前協議には必ずしも都道府県教育委員会の同意を得ることまでは必要としていないことについて周知すること。

三、保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って、より主体的に学校運営に参画することを可能とするという目的を踏まえ、教育委員会は、地域の実情に応じた個性や特色ある教育活動を展開するため、学校運営協議会の委員について、委員構成の適切な均衡にも配慮し、公募制、推薦制などの手続により、幅広い分野から任命すること。

なお、委員の確保・任命が円滑に行われるよう、委員の都合・事情等を配慮した学校運営協議会の開催、委員の事務的負担の軽減などにも十分留意すること。

四、指定学校の指定及び取消しの要件、委員の任免手続など、教育委員会規則で定める学校運営協議会に関する事項については、各地方公共団体間で大幅な相違が生じないよう通知等による適切な指導、助言を行うこと。

五、指定学校の運営に当たっては、教育委員会、校長及び学校運営協議会の学校運営に関する責任の所在をあらかじめ明確にするとともに、関係者間の意思疎通が十分に図られるよう配慮すること。

また、学校運営協議会が十分に機能し、指定学校の運営が適正・活性化されるよう、学校運営協議会に対する情報提供には十全を期するとともに、委員の要望等に沿った研修の機会の確保等の支援を促すほか、学校運営協議会の特色ある取組や活動については、広報・紹介に努めること。

六、指定学校における校長の裁量の充実と必要な予算の確保等が図られるよう、適切な指導、助言を行うとともに、基本的な教育水準の面では、指定学校とそれ以外の学校とで格差が生ずることのないよう、教育の機会均等の確保に配慮すること。

七、学校運営協議会が任命権者に対して指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について意見を述べるに当たっては、学校運営協議会において適正な判断がなされるよう、教育委員会、学校等は必要な情報の提供に努めること。

また、教育委員会は、引き続き教職員の人事制度及びその運用の公正・公平性の維持に努めること。

なお、任命権者が学校運営協議会の意見と異なる判断をせざるを得ない場合には、その合理的な理由について学校運営協議会に対して説明責任を有することについて周知すること。

八、学校運営協議会制度の実施状況について、継続的な評価を行い、その成果と問題点を明確にすることにより、この制度の在り方も含め、学校運営の更なる改善に努めること。

九、学校運営協議会制度の実施状況等を見極めつつ、教育委員会と学校との関係など教育委員会制度の在り方について真剣に検討を進めること。

十、指定学校とそれ以外の学校の運営に当たっては、地域社会や家庭との連携と協力を一層進め、地域と家庭の教育力を高めるよう努めるとともに、必要に応じて、児童生徒の発達段階に配慮しつつ、児童生徒が意見を述べる機会を得られるよう適切な配慮に努めること。

右決議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年五月二十日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　倉田　寛之殿

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条の四）」を「第二節　市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条の四）　第三節　学校運営協議会（第四十七条の五）」に改める。

第四条第四項中「未成年後見人をいう」の下に「。第四十七条の五第二項において同じ」を加える。

第四章に次の一節を加える。

第三節　学校運営協議会

第四十七条の五　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2　学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3　指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4　学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5　学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6　指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7　教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8　指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

9　市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうちに県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　九二〇円（本体八八〇円）